

筑波大学博士（国際日本研究）学位請求論文

# 紛争と正義

——日本近世の水論とその処理——

王 翔

2013 年度

# 目次

## 序章 1

### 第一節 問題意識 1

百姓による「我田引水」(1) 近世水論の研究史 (3) 紛争・秩序・正義 (5)

### 第二節 理論と方法 8

正義を捉える視座 (8) 紛争処理のルート (14) 対象地域 (16) 論文の構成 (20)

## 第一章 水論の性格 22

### 第一節 水論の原因 22

用水の配分 (22) 負担の配分 (28) 用水施設や普請による影響 (30)

### 第二節 近世法と水論 33

水利権の法的規定 (33) 水論訴訟への誘導と訴訟過程 (38)

まとめ 47

## 第二章 正義の阻害要因 49

### 第一節 社会構造 49

地理的位置 (49) 組合加入の順番 (53) 由緒 (55)

### 第二節 訴訟構造 60

裁判管轄 (60) 領主の利益 (62) 領主の力関係 (62) 賄賂による私的取引 (65)

まとめ 71

## 第三章 国松村三左衛門堰水論 73

### 第一節 水論勃発と訴訟 73

北条村への分水 (73) 上流村の優位 (76) 訴訟の挫折 (79)

### 第二節 国松村の離間策 84

平右衛門の退役 (84) 大島村の村方騒動 (86) 平右衛門の復役 (89) 水論再起 (95)

まとめ 100

## 第四章 両菅間村余水相論 102

### 第一節 引水出入 102

双方の主張 (102) 一回目の申渡 (104) 非組合村への用水融通 (106)

### 第二節 訴訟結果の逆転 108

上菅間村の反抗 (108) 二回目の申渡 (110)

まとめ 113

## 第五章 小田組合番水相論 115

### 第一節 小田・太田両村の水論 116

寛文九年の水論 (116) 内済 (119) 貞享四年の水論 (120)

第二節	小田・太田両村の山論	121
入会出入	(121)	水論との関係 (127)
山論後の用水秩序	(130)	
まとめ		131
第六章	正義を支えるもの	133
第一節	戦略と制度	133
水論戦略のリソースと限界	(133)	越訴制度の限界 (136)
第二節	領主にみる規範意識	138
普請	(138)	用水管理 (146)
第三節	村にみる規範意識	152
領主との双務的關係	(152)	小百姓と水利秩序 (157)
まとめ		162
終章		164
参考文献		167

# 図表一覧

- 図序－1 旧幕府裁許絵図目録 18
- 図Ⅰ－1 上菅間・石田・大島・国松・酒寄五村地図 24
- 図Ⅰ－2 筑波山南麓逆川水系各村地図 27
- 図Ⅰ－3 若森村と太田村桜川通替地絵図 31
- 図Ⅱ－1 中菅間組合三ヶ村地図 51
- 図Ⅱ－2 五ヶ村古堰関係村々地図 54
- 図Ⅱ－3 北条組合村々地図 56
- 図Ⅱ－4 伝多気義幹墓 59
  
- 表序－1 明治以前の水利施設造設数 2
- 表序－2 正徳二（1712）年の旗本知行所分布 17
- 表序－3 村明細帳などに見える筑波地区の灌漑施設 20
- 表Ⅱ－1 筑波地区における訴訟関係期日判明の水論 64
- 表Ⅱ－2 花室・金田両村水論一件出費明細 70
- 表Ⅲ－1 大島村役人と村方騒動関係者 94
- 表Ⅴ－1 小田村・太田村・大形村の領主変遷 115
- 表Ⅵ－1 土浦藩桜川・澗沼川御普請費用徴収 143
- 表Ⅵ－2 近世初期の太田村における持高別階層構成の変化 157
- 表Ⅵ－3 泉村田方貢租納入階級別戸数 158

文中の地図は日本地図センター（1996）より複写した、明治十六（1883）年頃の状況を示したものである。

『土浦市史編集資料』から引用した史料には適宜に句読点を入れた。また、ほかの引用史料にも一部表記を変更した。

# 序章

日本における人間存在の仕方について、倫理学者の和辻哲郎氏は、その根源をモンスーンの風土に求め、とくに暑熱と湿気を結合する夏の季節風を強調して論じた<sup>1</sup>。日本列島に大量の降水をもたらす夏季の西太平洋からの季節風は、島国に住む人間のみならず、ここに生育する植物にも大きな影響を及ぼしており、その代表的なものの一つは水稻である。稲の生長に好都合なモンスーンの風土は、米を主食として日本に根付かせた一因と考えられる。考古学の研究によると、水田稲作が日本に伝来したあと、速いスピードで北九州から本州の北端まで広がった<sup>2</sup>。室町時代では、米の収穫量が増大したため、米を常食とすることが多くなった。前代までは主として公家・僧侶・神官・武士などの階級が米を常食していたが、この時代になると、庶民の間でも貧困でないものは常食するようになった<sup>3</sup>。江戸時代では、人口が急速に増加したこと<sup>4</sup>を背景に、中部地方から東の日本を中心に、盛んな新田開発が行なわれ、日本の水田開発は江戸時代においてほぼ完了した<sup>5</sup>。

## 第一節 問題意識

### 百姓による「我田引水」

水田経営において最も重要なことは、用水の問題を如何に克服するかである。日本では、

---

<sup>1</sup> 和辻 1935。

<sup>2</sup> 2,500 年ほど前の縄文時代晩期と推定された福岡県板付遺跡と佐賀県菜畑遺跡が日本最古の水田とされている。この二つの遺跡は、いずれも水路や堰の灌漑システムをもつ本格的な水田であった。その後、稲作は縄文時代晩期後半のうちに、中国・四国から近畿の一部に広がり、弥生時代前期後半には青森県弘前市付近まで伝わった（木村 2010 : 23-24 頁）。

<sup>3</sup> 渡辺 1964 : 142-143 頁。

<sup>4</sup> 日本の人口は 16 世紀後半の約 1,800 万人から享保年間の 3,000 万人以上に増加し、150 年の間に 1,200 万人以上も増えたと推計されている（関山 1959 : 69 頁）。

<sup>5</sup> 16 世紀後期には、近畿地方を中心とする西日本には、大規模な耕地拡大の余地はほとんどなくなったが、中部地方から東の日本には、まだ相当広く耕地拡大の余地が残されていた（玉城 1984 : 9 頁）。日本の水田面積は、8 世紀末頃に約 1,050,000 町歩、18 世紀中葉頃に 1,648,920 町歩、1873 年に 2,630,652 町歩、1953 年に 2,889,090 町歩となっている（現行反別換算、永井 1963 : 136 頁）。

夏の季節風に伴う多量の降水が、稲作に非常に重要な意味をもつ。しかし、地表に降った雨水のみでは、直ちに水田耕作を可能にするものではない。日本の地形はおおむね急峻であり、降水は速い速度で川を流れ下って海に注いでしまう。また、時期や地域によっては雨が少ないところもある。そのため、適当な水源を求め、それより引水する必要があり、さらには毛細管的用水路網の発達と周到な用水管理が求められている。これが田作と畑作との最大の違いである。

近世<sup>6</sup>の水利技術の著しい進歩が用水不足の克服に大きく貢献した<sup>7</sup>。古島氏の研究によれば、近世には数多くの水利施設が日本各地で造られた（表序-1）。とくに「元禄前後から享保へかけての時代に生じた水の支配技術の発達が、大河川の沿岸および近くに小河川等の用水源なき丘陵草地の開発を可能にし、水田耕作ひいては農業生産一般の増加の契機をなした」<sup>8</sup>。

表序-1 明治以前の水利施設造設数

時期の区分*	溜池	用水路	開発**	合計
1550年以前	46	24	—	70
1551 - 1600年	3	11	14	28
1601 - 1650年	66	55	122	243
1651 - 1700年	93	121	220	434
1701 - 1750年	27	52	103	182
1751 - 1800年	23	31	88	142
1801 - 1867年	99	139	450	688

古島 1941 : 171-172 頁。

\* 時期の表記は西暦に書き換えた。

\*\* 「開発」とは「開墾・新田・干拓等」であり、「これらには同時に必ず灌漑用水の確保を伴った」とされる。

しかし、当時の生産力のもとでは、技術進歩のもたらした効果はすぐ限界に達したのである。近世農書『農隙余談』は、どうしても用水確保が困難な場合、多量の水は要しないが、収穫量の少ない陸稲に切り替えるべきだと助言した<sup>9</sup>。そして、雨乞祈祷が用水不足を解消する最後の手段とされていた<sup>10</sup>。

増加傾向の灌漑需要に対し、利用可能な用水量は限られていた。技術的手段は用水問題をある程度において緩和できたものの、資源の有限性を変えることはなかった。同一の水

<sup>6</sup> 本論において、近世を江戸時代と同義的に使う。

<sup>7</sup> 江戸時代の水利技術について、喜多村 1950 : 50-66・83-115 頁、塚本 1984 を参照。

<sup>8</sup> 古島 1941 : 161 頁。

<sup>9</sup> 滝本 1929 : 639 頁。

<sup>10</sup> 雨乞の記録は村方文書にもよく見られるし、近世支配者の仁政美談としても伝わる（岡谷 1981 : 413 頁）。高谷 1982 が日本の雨乞に関する精力的研究である。

源に複数の用水主体がある場合、用水をめぐる互いに対立し、争い合う可能性が高くなる。用水の需給関係が緊張であればあるほど、用水主体間の摩擦リスクが増加することは容易に想像できる。用水の確保は、村にとって死活問題であり、村役人の最も重要な仕事であった<sup>11</sup>。ある村落に残された江戸時代の古文書 4,300 余通のうち、水利関係は約 850 通に上り、そのうちの約 130 通が水論に関するものだという<sup>12</sup>。狂言の一曲である「水掛聳」は、聳と舅が日照りに自分の田へ水を引こうと争って喧嘩をはじめるところへ、娘が来て夫に加勢して舅を打ち倒すことを演じる<sup>13</sup>。親子喧嘩どころか、農村の水論は、ときには命さえ惜しまず、熾烈な闘争まで展開していく。

乱闘になりかねない百姓の「我田引水」の紛争を如何に処理するかは、正常な農業生産秩序の維持にかかわる重要な問題であり、農業の基軸を米作りに置いた江戸時代においてはなおさらである。技術の限界を補うには、何らかの社会的手段を講じることが必要になってくる。中村氏が指摘した通り、「用水問題はいつでも技術的にいかに解決しなければならぬかということであったとともに、政治的にまた社会的に常に解決を迫られていたものであった」<sup>14</sup>。日本近世の農村社会にとって、水論は社会的範疇における高度な処理能力が求められる主要な紛争ジャンルであった<sup>15</sup>。

## 近世水論の研究史

水論を含む中世・近世の各種紛争の処理が研究者たちの関心を引き、紛争史研究が興起したのはすでに久しい<sup>16</sup>。日本の紛争史研究は、村落論と国家論の二つの文脈において行なわれてきた。村落論においては、村落間紛争が村落の政治的自律性を表わす指標として注目された。一方、国家論においては、村落間紛争における自力救済の惨禍という深刻な現実、近世統一政権出現の内在的要因があったと論じられる<sup>17</sup>。以下、この二つの文脈に沿って近世水論の研究史を顧みる。

村落論の文脈では、まず、今井・八木の両氏は水論の分析を通じて村落間に井親・井子という差等を発見した。技術の発達によって用水に余裕が生じ、そこで樋口を開いた庄・村が下流の庄・村に余水を遣わすという条件でかれらと井組を結成し、前者は井親、後者は井子にあたる。井親・井子の区別は、庄園単位の中世的用水関係の遺産であり、これを

<sup>11</sup> 江戸時代の農書『耕作嚟』は、「御収納取立」よりも「庄屋第一の勤は用水なり」と道破した(小野 1958b : 316 頁)。

<sup>12</sup> 辻田 1978 : 75 頁。

<sup>13</sup> 小山 1990 : 238-239 頁。

<sup>14</sup> 中村 1976 : 24 頁。

<sup>15</sup> ラテン語には、小川を意味する *rivus* の形容詞である *rivalis* がさらに二つの名詞的用法をもつ。それは「小川を共同で使う者」と「競争相手」である(水谷 2009 : 570 頁)。英語の *river* (川) と *rival* (競争相手) の二つの単語もまた *rivus* というラテン語と密接に関わっている。洋の東西を問わず、川の水は昔から人間社会の利害対立を惹き起こす重要な原因である。

<sup>16</sup> 紛争史研究の現状について、藤木 2010 を参照。

<sup>17</sup> 清水 2010。

前提とした用水の管理・利用の方式は形式的・実質的に近世に引き継がれた。江戸前期は井子村が井組加入後なお日浅く、ために「井親は思うだけ水を取り、井子は余水をもらう」ということをいわば当然の関係と考えていた時代であった。かくて井組がかかる井親・井子の差別を是認した一応の中世的均衡の上に存立していたため、江戸前期に井組内部の村落間にとりたてて論ずるべき争論が起きなかった。江戸中期に入ると、井組の内部的秩序の再検討が始まったのであった。一般に井組結成の当初から存した井親・井子間の差等が、江戸中期の用水争論を通じて、何らかの形で次第に修正され、その結果差等は平均し或いは消滅していった。井親・井子関係に見られる差等が成立の古い井組において強く、新しい井組において弱い<sup>18</sup>。大塚氏も、遠州周智・山名両郡地方に近世後期集中して起こった用水相論のうち、緊密に関連する三つの相論の相互連関・規定性を検討することによって、地域としての明確な水利秩序網ができあがる過程を提示し、地域間もしくは村落間の格差の様相を明らかにした<sup>19</sup>。

近世用水争論を村または村役人の機能に関連付けて論じる研究もある。佐伯氏は、西江州安曇川流域の村落間水論を事例に、村落用水共同体の驚くべきほどの強さを強調した。水利関係はそれぞれの地方の事情によって自然に発生し進展してきたものであるため、地方的な慣習に支配されていた。幕府は細目にわたるその画一的立法を企てることができず、その大概を示すに止っていた<sup>20</sup>。上杉氏は、山形県馬見ヶ崎川の水論を事例に、村機能を検討した。農民の旧用水慣行変更への要求を調整・統制することに村の主要機能があったが、村役人が中心の他村との妥協は、村内農民の主張を実現する方向よりも、むしろ領主の意向を受けて限られた用水条件の中でそうした主張を如何に調整し抑えるかに向けられていた。したがって、用水争論の根本原因を解決するにはいならず、単に政治的にそれを統制するに止っていたと論じた<sup>21</sup>。一方、貝塚氏は、近世後期利根川中流域の水論を事例に、争論が繰り返されることによって地域的な秩序が形成され、それがしだいにより広い地域の利害を生み出していったと論じた。近世後期において、村請制村落を単位とする地域社会は、幕藩制支配の動揺を背後に、地域独自の方向を模索する自立的な運動を展開していた<sup>22</sup>。石田氏も、幕末期鳥取藩領の農村水論を事例に、大庄屋という在地役人の役割を論じた。水論など構内の騒動の責任は大庄屋にあり、そのことが影響して年貢完納不可能な場合は、大庄屋にその責任がまわってくる。そのような事態を避けるため、自らの保身を考慮して、大庄屋は争論をできるかぎり自分の範囲で穏便に済ませることを目指し、解決に導こうと尽力し、自分たちの生活圏における「自治」を守ろうとしていた<sup>23</sup>。

国家論の文脈では、高島氏は、近江国伊香郡・浅井郡水論を事例に、幕府が極刑をもつ

---

<sup>18</sup> 今井・八木 1955 : 321-376 頁。

<sup>19</sup> 大塚 1989。

<sup>20</sup> 佐伯 1977。

<sup>21</sup> 上杉 1969。

<sup>22</sup> 貝塚 1997。

<sup>23</sup> 石田 2003。

て水論における実力行使を禁止する過程と、用水秩序が中世から近世への移行過程を素描した<sup>24</sup>。高牧氏は、近世初頭の検地・兵農分離を経過した村々が井組を構成し、公平な用水の配分を要求して激的な水論を展開したことと、幕府が中世以来の旧慣・既得権否定の変革を断行したことを論じた<sup>25</sup>。山崎氏は、山形県馬見ヶ崎川の水論を検討することによって、多数の領主が存在していたことが紛争処理にあたって多くの困難性をもたらしたと論じた。水論は水系によって統一された各村落間の利害関係から発生したものであっても、それは、ただちに「収納筋にもかわり」の言葉でしばしば表現されるように、村落から直接年貢を取り立てていた各領主の利害に直結する。このため現地では容易に妥協点が見出しえず、江戸幕府に上訴するが、この間にまた領主自体の利害・面子・力関係が介在し、事態を困難にした<sup>26</sup>。大竹氏と小早川氏は、法的観点から水論訴訟を分析し、裁許で訴訟を終結させることは明らかに公権力の本意ではなく、内済が水論における第一次的な解決手段と目されていたと論じた<sup>27</sup>。

## 紛争・秩序・正義

近世水論を含む人間社会の紛争に学問的関心を示したのは歴史学者だけではない。法人類学者が紛争研究を先行し、その知見が歴史学者にも影響を及ぼした。このつながりから、両者の間に一つ大きな共通点が見られる。法人類学者にせよ、歴史学者にせよ、彼らにとって、ある社会の紛争を観察する時、「秩序」こそ最も重要なキーワードである。未開社会の紛争処理を研究した法人類学者の Roberts 氏は、『秩序と紛争』と題した著書の中で、氏の研究の前提となる二つの推定を提示した。「第一に、およそ人間の集団において、基礎的な生活様式が安定して継続されるべきであるならば、ある程度の秩序と規則性が維持されていなければならないことが当然と考えられる。第二に、紛争の発生が避けられないこと、および、この紛争が解決または少なくとも制御されないかぎり、前記の秩序は乱されるということが認められる」<sup>28</sup>。歴史学者も同様の姿勢を見せている。紛争史研究者の一人である服部氏は、「紛争と紛争解決はその社会の秩序が試練にさらされる非日常的の局面で」あり、「紛争史研究の課題は、さまざまな地域・文化と時代に固有の紛争と紛争解決の方法があるという認識を持ち、そうした紛争とその解決の特質を明らかにすることにより、その社会の構造や政治的秩序の理解に貢献すること」であると述べた<sup>29</sup>。

通常、紛争は秩序に対する擾乱または社会の病理現象と見做され、秩序と相容れない対

---

<sup>24</sup> 高島 1976。

<sup>25</sup> 高牧 1970。

<sup>26</sup> 山崎 1967。

<sup>27</sup> 大竹 1951、小早川 1957。日本近世の水論訴訟における内済主義について後文でまた詳述する。

<sup>28</sup> Roberts 1979 : 13-14 頁 (日本語版 : 16 頁)。

<sup>29</sup> 服部 2010 : 12 頁。日本灌漑水利慣行の史的研究を行なった喜多村氏も、水利慣行の内容を「政治的に社会的に将又経済的に、水の合理的利用の目的の為に、経験的に累積せられた支配的秩序」とであると指摘した。(喜多村 1950 : 2-3 頁)。

立関係に立つもので迅速に收拾されるべき事態として意識されている。しかし、研究者は紛争と秩序の関係についてより柔軟な理解を示している。たとえば、服部氏は紛争と紛争解決を一種のコミュニケーション行為と主張し、すなわち「(1) 個人や集団の間の潜在的な対立を顕在化すること、換言すれば社会に対して周知させること、それによりその社会（地域、コミュニティ、広狭の政治領域）の人びとが、この紛争に様々な形で関与し、また交渉と調停（仲裁）をすすめて和解にいたらせ、さらにこの和解と平和秩序を集団的に保証すること。すなわち紛争と和解のプロセスを当該社会におおやけにし、その経験を共有し記憶すること。(2) 紛争解決のための密度の濃い交渉と和解において、当事者・関係者が共有すべき当該社会の慣習、モラル・価値・理念（名誉・隣人愛・友愛・平和・子孫の幸福）が確認・賞揚され、関係修復と秩序維持に重要な役割を果たすこと」であると述べた<sup>30</sup>。このような紛争観の修正は、法社会学者という別のグループによる紛争研究にも見られ、「秩序」としての紛争や、秩序と紛争の「相対性」・「融合性」といった主張がなされてきた<sup>31</sup>。

しかし、法社会学者たちによる紛争研究においては、「秩序」よりももう一つのキーワード——「正義」がより多く強調されている。これは、法学分野の研究者たちがもとより正義や公平といった問題に強く関心をもっているからであるが、紛争という社会現象自体の性質にも関係する。そもそもなぜ紛争が起こるかを考えると、その多くは利益対立に起因するものであろう<sup>32</sup>。資源のもつ希少性のゆえ、それを求める各行為者の需要をすべて満たすことができない時、対立と紛争が起こるのである。したがって、紛争処理は相対立する当事者の利益を調整するための社会的過程でもある。この視点から考察すれば、「二つ以上の利益が衝突したときに、そのうちの、どの利益が保護されるのか、ということが問題である。そして、このような利益の衝突が起こるところこそ、正義は問題になる」<sup>33</sup>。したがって、秩序の創出・回復のほか、利益調整の結果の公平さ、すなわち分配的正義<sup>34</sup>も必然的に紛争処理の評価基準の一つになる。

戦国の乱世を收拾した江戸時代では、かつて社会に分散していた暴力が統一政権によって回収され、紛争を解決するための制度的装置が用意されていた。村落同士の間で発生した多くの水論は幕藩国家の設置した法廷（白洲）で解決されるようになった。公権力の法廷が正義を実現すべきだという規範的信念をもつならば、当然、水論当事者の合理的な要求を反映した公正な利益配分が実現されたかを問うべきである。しかし、法社会学者たち

---

<sup>30</sup> 服部 2010 : 14 頁。

<sup>31</sup> 千葉 1980、和田 1994、福井 2003。

<sup>32</sup> Aubert 氏は、人間社会の紛争を利益をめぐる紛争と価値観や信条をめぐる紛争の二種類に分類した (Aubert 1963)。

<sup>33</sup> Kelsen 日本語訳 1975 : 10 頁。

<sup>34</sup> 正義という言葉は一般的に広く使われているが、その意味は多岐的で必ずしも明確な定義を持つものではない。Tyler 氏らは、正義を分配的正義・手続き的正義・報復的正義の三つに分けた (Tyler ほか 1997、日本語版 2000)。なお、日本語版では分配的公正・手続き的公正・報復的公正と訳されているが、本論文においては「Justice」をすべて「正義」と訳し、「正義」と「公正」の微妙な意味的区別をしない（「正義」と「公正」の用語法については、Llompарт 2006 : 81-87 頁を参照）。

が強調する「正義」の視点は、日本近世水論に関する既存研究には欠けている。

なぜ紛争史研究に正義の問題は提起されなかったのか。その原因は主に三つ考えられる。まず第一に、紛争史研究の多くが中世という時代に集中していることと無関係ではない<sup>35</sup>。日本の中世は、私的暴力による自力救済が横行し、水論を含む各種の紛争がしばしば物理的力で解決される時代であった。このような時代の特徴が研究者の関心を秩序の面に向かわせ、この姿勢を近世紛争の研究にも持ち込ませた。第二に、正義実現への貢献が期待される公権力が村落紛争の処理に果たした役割を過小評価したことも一因と思われる。「近世武家権力は山や水の利用に関して、その『決定権』は村落にはなくて武家にあると主張し、紛争があればいちいちその『決定権』を発動して干渉するような意志も能力もまたなかった」<sup>36</sup>という論調はその典型である。さらに、近世裁判制度のパフォーマンスに対する懐疑的態度にも関係がある。そもそも身分思想の上に構築された封建社会では、適用される法律・訴訟管轄・裁判手続・量刑の各面において身分性が見られ<sup>37</sup>、近代国家の標榜する「法の下での平等」という原則は確立されていなかった。このような法的システムにおいては、正義の実現は担保されていないと想定されているのであろう。

しかし、これらによって近世を「不正義」な時代と結論付けるのは、少なくとも水論に関して言えば、史実から乖離した先入観であることを指摘したい。農村地域に残った近世水論の史料をめぐってみると、時代による観念の違いがあるにしても、用水を「甲乙なく」配るべきだという最も普遍的に理解される分配的正義の基本価値が近世にも尊重され、ほぼ実現されていたと認めざるをえない。数百年前もの水論文書が大切に保管され、多くの農村地域では現在に伝えている。このことから、近世では前代まで盛んだった超理性主義が後退し、文書が証拠として裁判において重視される合理主義的な姿勢が窺われる。

一方、近世の法的システムに対する懐疑はすべて間違っただけのものではない。正義の実現を保障する様々な制度的装置が近世の幕藩国家にほとんど存在しなかったことは、現代の法治国家との根本的な違いである。水論処理の公正さに歪みをもたらす構造的要因が制度によって完全に排除されないまま、つねに正義を阻害する荆棘となっていた。また、不利な結果を強いられたまたは強いられそうな当事者が自らの境遇を変えようとする努力も、現実に存在していた種々の構造によってその有効性を大きく制限された。にもかかわらず、近世の水論では、正義に適った処理結果は決して少なくなかった。我々は、近世水論に正義が実現されたか否かではなく、正義は何によって促進され、また何によって阻害されたかを問うべきである。

---

<sup>35</sup> 藤木 1985・1987、酒井 1999、稲葉 2009、蔵持 2009 は中世紛争史の代表的研究である。

<sup>36</sup> 渡辺 2011 : 132-133 頁。

<sup>37</sup> 小早川 1957。

## 第二節 理論と方法

### 正義を捉える視座

人間は、すべてのことに関して、すべての時において、すべての人と同意できるわけではない。この事情は紛争発生 の根底にある。簡単に定義すれば、紛争とは、複数の行為者が存在し、一部またはすべての行為者の望む状態が異なることによって生じた対立である<sup>38</sup>。個人同士から国同士まで、人間社会では紛争が絶えず起きている。この遍在的な社会現象に対する学問的関心は、様々な分野から寄せられ、紛争研究・紛争解決学という新たな学際的分野が開かれた。

そのため、多彩な研究理論と研究方法が紛争研究に持ち込まれ、各分野の学者たちがそれぞれ特徴のある研究を行なってきた。既存研究のアプローチを大まかに分けると、主に交渉技術論・構造論・文化論の三つが見られる。ここでは、「正義」に関連してこの三つのアプローチを概観してみる。

最初のアプローチは、各種の紛争を具体的に解決することを目指す学問領域において発展してきた交渉技術論である。現在「交渉学」もしくは「交渉研究」と呼ばれている分野では、Fisher 氏の率いるハーバード大学の交渉研究プロジェクトによる研究が大きな貢献をしてきた<sup>39</sup>。1982 年には、米国のジョージ・メイソン大学に紛争解決に関する世界初の修士課程が作られ、それが発展した結果、1988 年には世界初の紛争解決分野の博士課程プログラムが開設された。その後、他のいくつかの大学でも同様のプログラムが作られた<sup>40</sup>。

交渉研究は、暴力によらない交渉という方法で当事者間の対立を解消し、合意形成を実現することを目指し、一種の行動科学的アプローチである。その基本的な考え方として、まず「不調時代替案」(Best Alternative To A Negotiated Agreement : BATNA) と「合意可能領域」(Zone Of Possible Agreement : ZOPA) の概念を挙げることができる。不調時代替案は、当事者それぞれの交渉妥協の最低ラインであり、交渉の着地点を決めるための基準となる。合意可能領域は、各当事者の不調時代替案の間にある空間を意味し、着地点の範囲を示すものである。交渉は当事者にとって、それぞれの不調時代替案に基づいて合意可能領域を探る過程だと言える。

しかし、合意可能領域は必ず存在するとは限らない。ある特定の条件だけにこだわると、

<sup>38</sup> 紛争の概念に関する研究概略は、杉野 2010 : 120-123 頁を参照。

<sup>39</sup> その代表的な研究は Fisher & Ury 1981。

<sup>40</sup> 名嘉 2002 : 32 頁。日本の大学などにも紛争解決・交渉学の研究組織が誕生した。

交渉は「奪い合い」や「度胸試し」といった形で進行してしまい、結果として交渉決裂の危険がきわめて高くなり、また感情的なしこりを残す危険もある。喧嘩別れになってしまうと、その後、如何にお互いにメリットがあるような交渉の機会が訪れたとしても、感情的なしこりが理由で、交渉は始まらない。そのような事態を避けるために、交渉技術論は、それぞれの交渉当事者が持つ立場（position）よりも、その背後にある利害（interest）に着目すること、また、交渉の条件を増やし、複数の条件を統合した形で総合的に評価し、合意できる着地点を探ることを主張する<sup>41</sup>。

これらの主張は、水利紛争に関する実証研究によってその有効性が確認された。たとえば、河川上流に位置する行為者は一般的に水資源の利用で有利であるが<sup>42</sup>、中国と東南アジアの国々を流れるメコン川では、上流の中国は自国が優位に利用できる水資源に関する妥協と譲歩によって、下流国が優位に立つ水資源以外のセクターにおいて協調関係を構築しようとしている。ここに、下流国が中国に対して持ち得る交渉力が生じる。流域国間の経済的な相互依存関係が出来上がりつつある国際流域では、それが上流国の行動に対する制約となり得る<sup>43</sup>。

交渉技術論では、心理的要因についても言及するが、最も重視するのはやはり戦略的思考に基づく判断と選択である。実際の交渉過程において、あえて立場ばかりを主張して交渉の時間を引き延ばしたり、本当の利害を隠しておくことで相手から譲歩を少しずつ引き出したりする、といった戦術もありうるが、交渉学の見地から見れば、これらはあくまで小手先の戦術であり、交渉の本質が利害の取引に基づくものでなければ、合意に至る可能性は大きく狭められる<sup>44</sup>。ここに交渉学としての自負がある。

交渉学による研究成果をさまざまな紛争解決に応用しようとする実践が行なわれている。一般市民を対象とする啓発活動の形で行なわれるものもあるが<sup>45</sup>、最も多いのはやはり法曹関係の実務家による紛争場面での実践である。その背景にあるのは、裁判外紛争解決制度

---

<sup>41</sup> 交渉学におけるいくつかの基本的概念については、松浦 2010、産業能率大学総合研究所交渉研究プロジェクト 2011 を参照。交渉は一般に配分型交渉（*distributive bargaining*）と統合型交渉（*integrative bargaining*）に分けられる。配分型交渉の特徴は、パイが限られており、それを奪い合う構造になっているため、交渉がまとまりにくく、双方の関係を重視したい場合には適さないことである。一方、統合型交渉は、パイを拡大し、お互いにとってメリットになることができるため、比較的合意に至りやすい。交渉技術論では、配分型交渉を統合型交渉に転換することの必要性がとくに強調されている。

<sup>42</sup> 上流優位の主張は「ハーモン・ドクトリン」と呼ばれる。アメリカ合衆国の南西部を源流としてメキシコに流下するリオ・グランデは、河川の流域に複数の国家の領土が含まれる国際河川である。1800年代半ばにメキシコ政府は、アメリカ合衆国が灌漑のためにリオ・グランデの水を過剰に取水しているために自国内では水資源の不足が生じているとして、リオ・グランデの上流国であるアメリカを非難した。その際のアメリカによる対応は、「下流は文句を言うな」であった。上流国は自国内を流れる河川については絶対的な主権を有しており、下流国が上流国の主権を侵害することは許容されないとの主張であった。これは、当時の司法長官であったハーモンの見解であり、それがアメリカの政策として採用された。この事例を踏まえて、上流国は絶対的な主権を有するとの考え方は、今日でも「ハーモン・ドクトリン」と呼ばれている（中山 2008：197-198 頁）。

<sup>43</sup> 大西 2008。

<sup>44</sup> 松浦 2010：40-41 頁。

<sup>45</sup> たとえば、沖縄平和協力センター（OPAC）で行なわれているワークショップの取り組みがその一例である（上杉ほか 2010）。

(Alternative Dispute Resolution : ADR) の高まりである。裁判所における調停制度や行政・民間の紛争処理制度などの裁判外紛争解決制度は、現代社会における紛争の増加と多様化に対応するために不可欠の制度と位置づけられ、訴訟中心主義は大きく見直されつつある<sup>46</sup>。裁判外紛争解決制度においては、裁判官による判決の代わりに、交渉や調停による当事者間の和解・合意形成が目標とされ、交渉技術が現役の裁判官や弁護士によって実践され、紛争解決の現場での応用が普及している<sup>47</sup>。

交渉技術論は人間の合理的行動に立脚したアプローチである。それによって構築された分析枠組みは、周囲の状況から隔離された一種の密封空間のように見える。つまり、交渉技術論によって描かれた人間は、本来の現実世界にいる人間を取り囲むさまざまな環境や文脈から何ら制約も受けず、自由に思うままに行動することができるため、紛争処理の結果は行動次第になる。しかし、このような人間像は現実と大きくかけ離れている。

構造論は、人間行動の行なわれる環境を重視し、とくに行為者を取り巻く社会的環境を構造的要因として分析に取り入れる。最も多く議論されている構造的要因は、紛争処理をめぐるルールや制度である。現代社会においては、司法の独立性が裁判の公正さを保障する必要条件とされており、制度的保障の不備、もしくは政治権力による司法関与を容認する公式または非公式のルールの存在が、裁判の結果に大きく影響を与えると懸念されている<sup>48</sup>。

制度のほかにも、紛争処理の過程と結果に影響を及ぼす構造的要因がある。それは、紛争当事者の間に存在する種々の構造的格差である。Cappelletti と Garth の両氏は、少なくとも三種類の構造的格差があると指摘した<sup>49</sup>。

一つ目は、資力すなわち純粋に経済的な意味でのパワーにおける格差である。訴訟に投入することのできる資力を十分にまたはかなりの程度有する個人と団体は、提訴・応訴にあたって明らかに優位に立つ。この優位は、まず、訴訟の追行が経済的に可能であることを意味する。さらに、訴訟の遅延にもよく耐えることができる。また、和田仁孝氏が指摘

---

<sup>46</sup> これは、社会秩序の「法化」に対する反動としてとらえることもできる。法化という概念はきわめて多義的で、①規範の氾濫説、②紛争の収用説、③非政治化説、④実質化説などの理解ができる。紛争の収用説は「一般に法社会学者にみられるものであるが、法化を紛争の変質過程ととらえる。つまり、この立場は、人々の紛争が法的形式へと加工されることによって（たとえば公式の裁判制度の一般的な利用）、紛争がその生き生きとした脈絡から引き裂かれていく点に注目するものである。したがってこの説に立てば、法の紛争処理機能に対する根本的な疑問が投げかけられることになり、法に代わるインフォーマルな紛争処理方式、つまり観念的な法律世界ではなく現実の社会的世界における処理方式の提案がおこなわれることになる」（小谷 2000 : 178 頁）。また、六本氏は社会秩序の法化についてこう語った。「非公式統制機構の崩壊は、まず、秩序の形成維持において公式法機構の果たすべき任務或いは負担がそれだけ増大する、ということの意味する。そうして、そのことは、さしあたって、公式法機構の機能の有効性を減少させ、その効率を低める、ということになって現われるであろう。公式法制度がより頻繁に用いられるようになるということはそれ自体としては、公式法制度がより有効に機能するようになる、ということの意味するのではない」（六本 1971 : 299-300 頁）。

<sup>47</sup> 現役の法曹関係者による交渉技術の実務的研究も数多くある。たとえば、廣田 1988・1990・1999・2006、小島ほか 1991、草野 1995。

<sup>48</sup> 松下 1987、通山 2000。

<sup>49</sup> Cappelletti & Garth 1978（日本語訳 1981）。

したように、資力という要因は、弁護士の使用可能性など紛争処理戦略の優劣に作用することを通して、間接的影響をも与えるという二重の重要性を帯びている<sup>50</sup>。Galanter氏が検討したアメリカのたばこ訴訟がその一例である。資力の面で被告側に圧倒的な差をつけられていたことが、第一波及び第二波のたばこ訴訟における原告側の挫折をもたらした大きな原因とされる<sup>51</sup>。

二つ目は、権利を認識し、実現する能力における格差である。このような個人の「法的能力」は、資力の優位とこれに伴う教育や経験、社会的地位の格差とも関連をもつとされる。

三つ目は、訴訟経験における格差、すなわち「リピート・プレーヤー対ワン・ショッター」の問題である。同じことは Galanter 氏によっても強調された<sup>52</sup>。大企業など頻繁に訴訟を利用するリピート・プレーヤーは、情報などの集積もあり、容易に訴訟利用が可能であるのに対し、生涯に一度訴訟を経験すうかどうかという個人などは、ワン・ショッターとして不慣れな場で不利な対応を強いられる。大企業は、自己に不利な先例を残しかねないような事案では訴訟外での交渉で問題を処理し、自己の優越的立場に影響しない事案では、頻繁に訴訟を利用する方針をとる。このように、法制度が社会の支配層や大企業に有利に作動する。

また、上記の要因と多少重複する部分もあるが、和田氏が指摘した当事者の間に存在する社会的パワーの格差、すなわち当事者の占める社会的地位に起因する何らかの私的サンクション付与可能性の存否の問題が挙げられる<sup>53</sup>。これらの構造的格差はいずれも、訴訟を含む紛争処理の時の強力な武器となる。

構造論とは別の角度から交渉技術論の不足を補うのは、文化論的アプローチの視点である。交渉技術論において、交渉は異なる利害を所与の条件に、それぞれの利害を満足させる合理的な共存策を導き出す行為と定義され、交渉当事者の利害そのもの是不変だという想定の下で行なわれる。しかし、実際には、利害を定義する価値観は、個人や集団によって異なるし、また変化することもある。棚瀬孝雄氏が指摘したように、「当事者の自由な合意にもとづく紛争解決の一つの典型である交渉過程において、解決内容が多分に状況的要因に依存するのはむしろ当然であろう。しかしそれにもかかわらず、合意による紛争解決＝状況的解決という形で問題を固定化して捉えることは、こうした解決過程に内在している規範性の契機を見落とすことになり妥当でない」<sup>54</sup>。

社会成員の持つ価値観や意識、態度といった文化的要因による説明は、主に各国間の紛争解決を比較する研究に多く見られる。川島氏は、『日本人の法意識』と題する研究において、アメリカに比べると、日本では私人間の紛争を訴訟によって解決することを躊躇うま

---

<sup>50</sup> 和田 1991 : 175 頁。

<sup>51</sup> Galanter 2000。

<sup>52</sup> Galanter 1974。

<sup>53</sup> 和田 1991 : 175 頁。

<sup>54</sup> 棚瀬 1972a : 48 頁。

たは嫌うという傾向があり、これは訴訟にかかる費用と時間の問題では十分に説明することができないと述べ、その原因は日本人の法意識に求めるべきだと主張した。氏の説明によると、日本では、訴訟を起こす者は、「かわり者」・「けんか好き」・「訴訟きちがい」等の言葉で烙印を押され、他人が交際したがるにないまたはその家へ娘を嫁にやりたがらないほど嫌われる。訴訟を忌避する態度は、深く日本人の心の奥底に定着している。また、調停及び裁判での和解による紛争解決手段が広く利用されることの背後には、協同体的関係を破壊しないようなあるいは協同体的関係を作るような仕方で紛争を「丸く納める」ことが望ましいという日本の伝統的な社会意識がある<sup>55</sup>。

数ヶ国の紛争解決システムを検討した『アジア諸国の紛争処理制度』という研究書に収録されたいくつかの論文も、違う歴史・伝統・宗教に基づく文化的要因の影響に注目した。和田論文は、紛争の第一段階すなわち侵害の認知において、何を「侵害」として認知するかについては、文化によって相違が生じてくる。たとえば、必然性なく広告に女性のモデルを起用することをセクシャル・ハラスメントであると規定するニュージーランドのような国と比較すれば、日本では、それはセクハラ、すなわち「侵害」としては意味づけられていない。また、紛争の第二段階に当たる「帰責」においても、文化に規定された解釈がその基礎となっている。和田氏がインタビューしたある敬虔な仏教徒であるタイ人女性の事例では、医療事故をめぐる「帰責」は、法が前提とするような「医師の過失」にではなく、「前世の因縁」に向けられているという<sup>56</sup>。シンガポールの調停制度を検討した山田論文は、シンガポールのADR委員会による調停制度導入の背景を、調和を重んじる「アジア的価値」という文化的伝統の中に求めた<sup>57</sup>。また、マレーシアにおけるイスラムの婚姻関係紛争の解決過程を分析した桑原論文は、イスラームの権威を背景にした「扶養者たる夫と献身的な妻」という言説に見られるような倫理的・宗教的規範が当事者の合意形成に重要な役割を果たしているとして結論付けた<sup>58</sup>。

交渉技術論・構造論・文化論の三つのアプローチは、個別的に見れば、それぞれ別のアプローチの不足を補うと同時に、固有の不足もまた内在している。

文化論アプローチにおいて強調されたのは意識・価値観・規範といったもので、すなわち、紛争は如何に処理されるべきか、利益は如何に調整されるべきか、そのときにどのよ

---

<sup>55</sup> 川島 1982。日本における法意識への学問的関心は、川島氏の一連の研究によって触発された。しかし、『日本人の法意識』で示された見方は、戦後の日本社会の大きな変化もあり、過去の日本についてのステレオタイプのものとの批判を受けた。具体的な紛争事案における紛争行動への評価を尋ねることで法意識を調査した比較研究の結果によると、日米中の間ではそれほど大きな相違は見受けられない。微細な差異にまで注目すれば、アメリカ人のほうがステレオタイプにおける日本的な回答パターンを示す場合もある。また、中国人のほうがステレオタイプにおけるアメリカ人的な回答パターンを示す傾向が見られる（太田・岡田 2003）。なお、日本人の法意識について、日本文化会議 1982、高橋 2002、松村・村山 2010 も参照。

<sup>56</sup> 和田 2003 : 30-33 頁。なお、和田氏はこの論文において、文化論的視点も含めた包括的な紛争処理研究の枠組みを提示した。

<sup>57</sup> 山田 2003。

<sup>58</sup> 桑原 2003。

うな原理原則が適用されるべきかに関する紛争当事者及び関係者の理想というべきものである<sup>59</sup>。規範意識は紛争処理の進行過程において、正義の行方に大きく影響を及ぼす。「当事者はその紛争を有利に遂行するために、社会成員の物質的・精神的な支持を求めることがしばしばあるが、それが成功するためには、多くの場合にその社会成員に広く受け入れられている価値、規範からみてその当事者の主張が妥当なものであることを説得しなければならない。その説得の成功は、なかばレトリックに依存するが、主張そのものが現実にも規範に合致していることをやはり必要条件とするであろう。(中略) 第三者についても同じことがいえる。その決定を社会成員が賞賛するか、非難するかは、彼のプレステイジないし支配の基礎が依存しているために、彼は、その決定が社会成員の価値、規範に照らして正当なものであることを証明しなければならないからである」<sup>60</sup>。

一方、規範の理想は正義を種々の現実的環境から隔離することはできない。「正義の受容は、人間社会におけるある理想の浸透である。しかし、それは、明らかに人間社会の現実と衝突し、相剋する。(中略) 人々は現実には様々な社会的関係のうちで、抑圧され、差別され、そして他者の利己的行動に翻弄されて生きている。それらの現実は人間生活に常につきまとい、正義の理想を簡単には実現させない。複雑な現実には、正義の受容に執拗につきまとう障害である」<sup>61</sup>。正義を取り巻くのは空気のような混合物で、そこには規範の理想もあれば、生々しい利益や格差などの現実もある。この現実の部分こそ、構造論アプローチの注目したところである。

正義の総合システムを提唱した小島氏は、当事者の力に不均衡が存在すると、このシステムに歪みが生じ、社会における正義の総量は減少すると指摘した。「当事者間の力量の不均衡にとまなう法的基準ないしその適用の歪みは、正義の総合システムの各ルートにおいて生ずる。中核である判決の歪みは、全システムへの波及効果の源泉における歪みであるだけに、とりわけ重大な意味を持つ。しかし、公権的な判定者である裁判所が登場しない任意的解決のルートでは、この不均衡は、一層深刻な歪みを引き起こしかねない。このようにみると、いずれのルートにおいても、当事者の格差は、それぞれ独自の意味において、きわめて深刻な問題を引きおこすといわざるをえない」<sup>62</sup>。一定の現実的環境の下で、たとえ正義そのものに関する規範意識が一意に定まっても、当事者の一方が不正義と承知しながら、規範に反する利益を主張しかねない。水論について近世農書『地利要方』が指摘した「弱き百姓には水不引、強百姓計引者也」<sup>63</sup>という現象の背後には、まさに当事者の力量的不均衡につながった特定の現実的構造が存在していたのである。

---

<sup>59</sup> そもそも、正義に関する意識が一意に定まらないことが紛争の一因にもなり得る。これには、正義に関する原則が共有されているが状況の解釈が異なる場合と、「何が正義か」についての原則が異なっている場合がある(村上 2007 : 61-67 頁)。なお、村上氏は「公正」と「正義」を区別しないと明言したため、ここでは原文中の「公正」をすべて「正義」に改めた。

<sup>60</sup> 棚瀬 1972c : 33 頁。

<sup>61</sup> 長谷川 2001 : 240 頁。

<sup>62</sup> 小島 1980a : 37 頁。

<sup>63</sup> 小野 1958a : 36 頁。

正義は規範を貫く理想と、利益が絡む現実との間に挟まれ、実現の成否は理想と現実の勝負にかかわっている。構造論アプローチの描いた世界では、正義の運命が世の中の種々の現実的構造によって最初から決められており、機械的で冷たい無力感が漂っている。紛争の当事者とくに現実の構造によって不利な局面を強いられた当事者は、理想と現実との勝負の結果をそのまま甘受するしかないのか。この問題に対し、不正を是正し、正義を回復するチャンスはあると答えたのは交渉技術論アプローチである。不利な地位にいる紛争当事者は、現実の構造から制限を受ける一方、その状況から脱出するチャンスもまた構造のなかから見つけることができる。正義の理想に導かれ、能動性を発揮する当事者の戦略的行動こそ正義を規定するもう一つの要因と見做される。当事者による紛争処理制度の戦略的な利用という分析視点を掲げる小林・今泉の両氏は、「さまざまな状況に応じて、意識的・無意識的に、紛争内容の再定義と戦略の立直しを不断に行っている」紛争当事者を裁判制度の客体ではなく、主体として再評価する<sup>64</sup>。

この三つのアプローチは、それぞれ紛争処理の一面に焦点を当てており、三者の関係は競合的というよりむしろ統合的であると言えよう。和田氏は、紛争処理研究の枠組みを構築するには、紛争処理システムそれ自体と、文化的背景や価値意識、政治・経済的階層構造及び社会関係のネットワーク構造なども取り入れるべきだと主張した<sup>65</sup>。水論処理における正義の問題を分析するにあたって、この指摘は非常に示唆的である。本論文は、水論当事者の戦略・水論処理に関する幕藩国家の制度・水利に関する当事者の村々及び領主の規範意識、この三つの視座から正義のことを考えていく。

## 紛争処理のルート

議論にもう一つ必要な視点は、紛争処理のルートを区別することである。すなわち、紛争処理の過程に公権力が関与するか否かという問題である。国家介入の有無によって、公式ルートと非公式ルートに分けられる。

社会科学では、これに近い区別が多くなされてきた。たとえば、小島氏は、「正義の総合システム」を組成する多元的な諸ルートを「強行のルート」と「自律のルート」に二分した。前者においては法的純化の度合がきわめて高いのに対し、後者においては包括的な調整が行なわれ、きわめて自在な処理が可能であるという特徴がある<sup>66</sup>。

また、「国家法」と「生ける法」との二分もある。これは、Ehrlich氏が「法秩序」(Rechtsordnung)を三つのレベルにおいて存在する法規範の総体としてとらえたことから由来する。この三つとは、(1) 正規の立法機関または法定立の権威を事実上認められた法曹家による抽象的一般的法定立のレベル、(2) 個々の争訟事件に対する裁判機関の判決

---

<sup>64</sup> 小林・今泉 2003 : 5 頁。

<sup>65</sup> 和田 2003。

<sup>66</sup> 小島 1989 : 11-12 頁。

における具体的・個別的法定立のレベル、(3) 社会の一般成員の日常の行動における法生成のレベルである。これら三つのレベルで存在する法規範は、それぞれ(1)「法命題」(Rechtssatz)、(2)「裁判規範」(Entscheidungsnorm)、(3)「生ける法」(lebendes Recht)と呼ばれ、国家の立法・司法行為に立脚する前の二者が「国家法」であるのに対し、一定範囲の人間がその相互間の行為を規律する一定の規範の妥当性を承認することによって成立するものが「生ける法」である<sup>67</sup>。

さらに、「垂直的秩序」と「水平的秩序」に区別することもある。「垂直的秩序」とは、ある相互行為の当事者でない人の権威によって生み出される秩序である。これに対し、「水平的秩序」はその同一の相互行為の主体たる当事者自身に由来する決定により生み出されるものである<sup>68</sup>。

もっとも、これらの分類は必ずしも同一な概念を指すものではないし、その意図にも様々な相違が見られる。小島氏による「強行のルート」・「自律のルート」と Ehrlich 氏による「国家法」・「生ける法」の概念は紛争処理をめぐる正義と法に着目したのに対し、「垂直的秩序」・「水平的秩序」は紛争処理も含むより多くの社会現象をこのカテゴリーで把握しようとするのである。しかし、いずれも「国家対社会」という社会科学の理論図式に基づいた概念である。

紛争処理の公式ルートと非公式ルートという視点を我々の分析に取り入れることには、重要な理由がある。まず、この二つのルートにおける正義の影響要因はそれぞれ違うものである。例えば、紛争当事者の間に存在する経済的・社会的格差は非公式ルートにおいてしばしば重要な影響要因となっているが、現代国家の公式ルートにおいては、少なくともイデオロギー上はこれらの影響をすべて排除し、「法の下での平等」を実現すべきだと謳われている。また、この二つのルートにおける要因が互いに影響を及ぼしている。非公式ルートの影響要因によってもたらされた歪みが公式ルートの影響要因に強化されることもあれば、紛争と正義に関する社会成員の規範意識が公権力に尊重されることもある。

民事紛争の処理は、現代社会においても、刑事事件と違い、公権力による関与を必要不可欠とはせず、むしろ当事者自身による主体的解決が民事紛争処理の第一義である。近世農村の水論も、「用水論ハ容易ニ不取上」という幕府方針<sup>69</sup>が示したように、なるべく幕藩国家の手によらず、地域社会内部で平穏に処理されることを公権力が望んでいたのである。一方、非公式ルートで円満に解決できない場合、当事者が公権力の出動による紛争処理と正義実現を要請し、水論が公式ルートの処理過程に入る。この二つのルートにおける各種の要因と相互への影響を解明しなければならない。

---

<sup>67</sup> 六本 1973 を参照。

<sup>68</sup> 檜村 2007 : ii - iii 頁。

<sup>69</sup> 小早川 1957 : 427 頁。

## 対象地域

本論の対象地域は、関東地方の筑波山南麓にある「筑波地区」である<sup>70</sup>。近世の水論史料に登場した筑波地区の村々は、ほとんど現在のつくば市域に属し、ごく一部は隣接する筑西市・桜川市・土浦市にある。史料へのアクセスの便利さが対象選択の大きな理由であるが、より重要なのは以下の三点である。

まず、日本近世の幕藩国家の領有構造はきわめて複雑で錯綜したものであった。約 300 の藩のほかに、幕府直轄領地である御料や旗本領、寺社領、公家領、天皇領など複数の領有形態が存在していた。このうち、領主の人数で言えば最も多いのは旗本<sup>71</sup>の領地である。江戸の所在する関東地方を護衛するために、8割近くの旗本領地が関東八州に集中していた（表序-2）。

このような錯綜した領有構造が村落間ないし村落内部にも多くの「支配違」関係を生み出した。山崎氏が指摘したように、「水利集団と、行政村との不一致が紛争解決に当って、多くの困難を生じている」<sup>72</sup>。筑波地区では、旗本領・御料・藩領・寺社領といった主な領地形態<sup>73</sup>が入り組んでいたため、近世の支配構造の典型的な縮図と言えよう。この地域で発生した水論は、同一領内のものもあれば、支配違のものもある。とくに支配違の場合、領有形態の種類だけに多様な事例が見られる。

二つ目の理由は、水論研究において関東地方の事例が少ないことである。喜多村氏がかつて水利慣行の地域性の問題を提起した<sup>74</sup>。近世水利に関する既存研究は、喜多村氏自身の論文も含めて全体的に西日本に偏重している<sup>75</sup>。管見のところ、関東地方の事例を取上げた研究はきわめて少ないと言える。この意味においても、関東に位置する筑波地区を取り上げる価値がある。

---

<sup>70</sup> つくば市では、合併前の旧筑波町域が「筑波地区」と呼ばれる。本論文の対象地域はほぼこの行政上の「筑波地区」に相当するが、完全に一致するものではない。

<sup>71</sup> 一般的には、将軍直属の家臣で知行高 10,000 石未満の者すなわち「直参」のうち、御目見以上の格を持つ者は旗本であり、御目見以下の御家人と区別された。なお、新見氏は、「旗本は禄の上では万石以下と厳しく限られているが、家柄と職柄とによって、大名と同じく四位・五位の位と、これに相当する朝官名を一生称えることができた。この荣誉は徳川三家・加賀前田家の老臣の外、大名の家中には許されなかった栄典であった。旗本の下には御家人という階級があった。原則としては御目見以下の軍人及び、それと同格の文官であるが、中には特進して御目見を許されたものもあった。この階級の禄は蔵米支給を原則とするが、中には知行取りもあり、旗本の禄より高禄取りもあって、禄の上では旗本との間には定まった限界がなかった」と指摘した（新見 1967：はしがき）。

<sup>72</sup> 山崎 1967。

<sup>73</sup> 近世中期の所領の比率は、藩領 75.0%、御料 13.4%、旗本領 10.0%、寺社領 1.3%、公家領等 0.2%、天皇領 0.1%である（浜島書店編集部 2003：147 頁）。

<sup>74</sup> 喜多村 1950：476-489 頁。

<sup>75</sup> 喜多村 1973 の「はしがき」によると、同著に収録された 18 篇を含む同氏の書いた 24 篇の論文には、関東八州に関するものは「武蔵国見沼代用水路の研究」のみであった。筑波地区の水利問題に関しては、糸賀 1980 と王 2013 がある。なお、糸賀 1980 は史料紹介にとどまった。

表序-2 正徳二（1712）年の旗本知行所分布\*

地方名	国名	知行所数	合計	地方名	国名	知行所数	合計
関東地方	武蔵	776	2,921 (79.4%)	近畿地方	近江	89	342 (9.3%)
	上総	464			摂津	60	
	下総	407			大和	52	
	常陸	336			丹波	47	
	上野	311			山城	38	
	下野	312			河内	32	
	相模	278			和泉	3	
	安房	37			但馬	9	
中部地方	遠江	90	365 (9.9%)	中国地方	備中	19	20 (0.5%)
	美濃	76			石見	1	
	伊豆	64		四国地方	伊予	1	1
	三河	63		九州地方	豊後	6	13 (0.4%)
	駿河	42			日向	3	
	信濃	15			肥前	2	
	甲斐	1			豊前	1	
	伊勢	3		奥羽地方	筑後	1	14 (0.4%)
	越後	6			陸奥	8	
	越前	3		出羽	6	(0.4%)	
	越中	1		松前	松前一円	(1)	(1)
	能登	1		総計	40国	知行所 3,677 (100%)	

鈴木 1962。

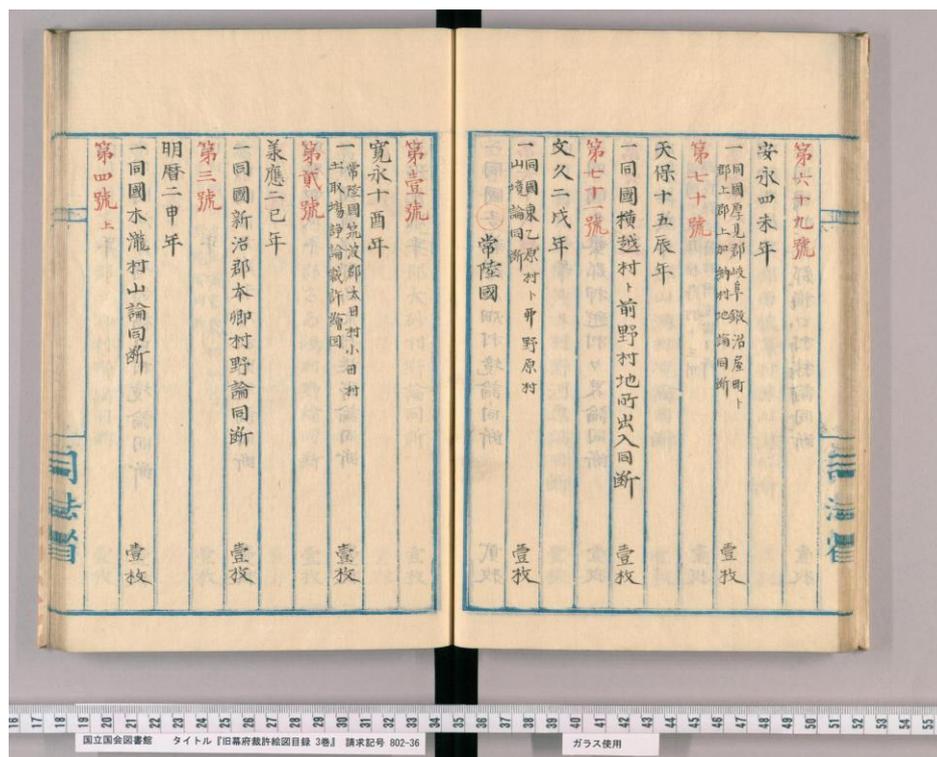
\* 調査した旗本人数は 2,304 人（国付不記者を除く）。

最後の理由は、筑波地区に残された史料自体にある。つくば市が誕生する前から、市域内の各旧町村で自治体史の編纂事業が始まり、とくに旧筑波町の史料収集・出版の作業が最も進んでいた。つくば市が誕生した後も、史料収集が継続され、2000年代からつくば市史史料集が次々と出版された。このなかにも、筑波地区の古文書保存状況が最も良く、各村落に差があるものの、全体的に見ればきわめて良好な状態だと言える。たとえば、村役人の覚書<sup>76</sup>で言及された小田組合の水利文書はすべて保存されており、史料集に収録された。また、貞享三（1686）年から天明三（1783）年までの約百年間を記録した『上菅間村年代

<sup>76</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 39号。

記』<sup>77</sup>で言及された水論の関係文書もほとんど残っている。さらに、「旧幕府裁許絵図目録」に記録されている筑波地区の水論・山論 8 件のうち、7 件の関係文書が村々に保存され、史料集に収録された<sup>78</sup>。これらの史料は、本論文の課題にとって極めて豊富な事例を提供してくれた。

#### 図序-1 旧幕府裁許絵図目録



日本の灌漑用水の管理主体は、個人ではなく、中世では庄・名、近世では村またはその連合体である水利組合であった。用水管理における水利団体の主体的地位は現在も同様である<sup>79</sup>。その理由について、永田氏は、「この部落を基礎とした水利団体の形成は、用水の最終需要単位が一枚一枚の水田であるという灌漑方法、つまり、水利施設と水田との結合形態の日本の特殊性にもとづいているという点である。分散した零細耕地片が最終的な水利利用単位であるとき、日常の農業生産活動を継続するためには、流動する用水の集団的な調整・配分の必要性が直接生産者（＝小農）相互間で生じ、この集団的契機が、地縁集団としての部落の社会的諸関係のなかに包摂されて、いわゆる部落水利団体が形成されるわ

<sup>77</sup> つくば市教育委員会 2011 : 2 号。

<sup>78</sup> 「旧幕府裁許絵図目録」は、江戸幕府評定所から明治政府に移管された裁許絵図を目録化したものである。裁許絵図は関東大震災で焼失し、現在はこの目録のみが残されている（山本 1993）。このうち、筑波地区に関するものは、常陸国第 1・10・20・26（上）・70・75・108・114 号の 8 件である。

<sup>79</sup> 1960 年代に行なわれた調査では、奈良盆地内の水利団体の構成村落数は近世と概ね一致し、組織の面でも近世の水利組合が現代へと継承されていた（堀内 1983 : 149-171 頁）。

けである」と指摘した<sup>80</sup>。日本の「稲作灌漑は、個別生産者の集合体である集団的な組織を通じて行われており、水利用の直接的主体である個別生産者が、その集団から孤立して自主的な水利用を営むという形態は、原則として存在しない」<sup>81</sup>。

このゆえ、水利団体は水論の主体でもある。近世において、水論が当時のほかの民事訴訟と異なる類型の一つとして分類されうる理由は、まさに団体訴訟の形態をとっていたからである<sup>82</sup>。過去の事例に、水論訴訟の当事者が個人である場合は稀である。これも現代について同じことを言える<sup>83</sup>。個人相互の水争いは、ほとんど法廷に持ち出されることなく、水利団体内部で解決されていたため、文書などの記録に残されることもない<sup>84</sup>。

ここから筑波地区の用水状況を確認しておく。この地域は、関東名山である筑波山の南麓に位置し、優れた自然環境に恵まれ、米所としてよく知られている。水田灌漑に利用される水源の中で、桜川が一番大きな役割を果たしている。世阿弥の謡曲「桜川」で有名なこの川は全長 63.4km、桜川市岩瀬地区（旧岩瀬町）の楯柄山に源を発し、筑波山系の西側を南下してつくば市に入り、筑波山の南側を経て土浦市の中心市街地を貫流し、霞ヶ浦に注ぐ。近世、この地域の村々が桜川に設置した堰を上流から見ると、大島・国松組合堰が酒寄村の地に、上菅間村堰が大島村の地に、中菅間組合堰が国松村の地に、北条組合堰が沼田村の地に、泉村堰が同村の地に、小田組合堰が君島村の地にそれぞれ築かれていた<sup>85</sup>。このうち、上菅間村堰と泉村堰以外は、いずれも二つ以上の村による組合堰であった。田の面より用水の面が高くなければ引水はできず、その差が大きいほど水の流れは良いので、堰の建造地をより上流の場所に求めて築造した結果、堰が他村地内にあるのが一般的であった。

筑波山の麓に位置する神郡村・臼井村・沼田村・筑波町などの水田は桜川ではなく、東の方向から流れてくる逆川（酒香川・鴨居川とも呼ばれる）を水源とし、筑波山からの湧水・沢水を直接に引き入れた。山が高いために沢の水量が多かったか、用水路が条里田に見事に組み込まれた。沢水による灌漑は大きな堰や水門が必要なく、落差も大きいので溪流を塞ぎ止めることによって容易に取水できた<sup>86</sup>。

山麓に広がる水田は、標高が桜川よりも高く、桜川からの灌漑は不可能であり、沢の水量が少ない所では、秋から春にかけて沢水を、山地・台地と低地の接点に造られた溜池に貯えて夏に利用した。貯水量を多くするには堤防を高くし、堅固にする必要があった。しかし、これは築堤技術や池敷の地形に左右され、溜池を上下二段に仕切ることもあった<sup>87</sup>。

---

<sup>80</sup> 永田 1971 : 49 頁。

<sup>81</sup> 永田 1971 : 47 頁。なお、集団的水利用と個別的水利用との関係について、永田 1971 : 第 1 篇第 4 章を参照。

<sup>82</sup> 小早川 1957 : 424 頁。

<sup>83</sup> 伊藤 1966。

<sup>84</sup> 渡邊・尾島 1951。なお、近世の個人間の水論については畑中 1970 : 239-242 頁を参照。

<sup>85</sup> 筑波町史編纂委員会 1985 : 水利 2-3 号。

<sup>86</sup> 筑波町史編纂委員会 1985 : 解説。

<sup>87</sup> 筑波町史編纂委員会 1985 : 解説。

表序-3 村明細帳などに見える筑波地区の灌漑施設

村名	年代	堰	洗	水門	塚樋	樋	池	主水源
国松	明治二	4		2				桜川
神郡	明治二	3					1	逆川
漆所	明治二					1	8	逆川
大貫	文化八	無			3	7		逆川
杉木	明治二	無			4	2		桜川
小沢	明治二	1	1	3		4		桜川
君島	享保	1	1	3		1		桜川
北条	享保	2	2	3			8	桜川
小泉	享保							桜川
泉	享保	1						桜川
平沢	享保	1					2	山水
山口	明治二	14					3	山水
小和田	明治二	3					3	山水
小田	文政八	5		1		8	8	桜川
太田	明治二	1	1	2		2		桜川
大形	享保十	1		1	無		3	桜川
大島	元禄十一							桜川
上菅間	明治二	1	1	2		4		桜川
中菅間	明治二			2		3		桜川
池田	明治六	1						桜川
田中	明治二		2		5		1	大池用水
水守	明治二		2		2		2	大池用水
山木	慶応元	1			1		1	大池用水
作谷	明治二						1	天水

筑波町史編纂委員会 1985 : 1 頁。一部修正。

## 論文の構成

以下、本論の構成を簡単に紹介しておく。

第一章では水論の性格について論じる。まず、筑波地区の史料から水論を惹き起こした三つの主要な原因——用水の配分・負担の配分・用水施設や普請による影響——を検討する。そして、先行研究の成果を踏まえ、近世農業水利の権利関係に関する法的規定と、水

論訴訟への誘導及び訴訟過程を分析し、立法上の不備と水論訴訟における内済の勧奨が水論を法的紛争よりも政治的紛争の性格を持たせたことを指摘する。

第二章では、水論における正義の阻害要因を非公式ルートと公式ルートに分けて分析する。非公式ルートにおいては、地理的位置・組合加入の順番・由緒に基づく村落間の格差に注目し、歪みをもたらした社会構造を検討する。公式ルートにおいては、領主の利益・領主の力関係・賄賂による私的取引を取り上げ、水論裁判の公正さを損なう訴訟構造としてそれぞれの影響を論じる。

第三章から第五章までは、近世の筑波地区で発生した三件の水論についてその経緯を詳しく論述し、三つの物語からそれぞれ戦略・制度・規範が如何に正義をもたらしたかを確認する。第三章の国松村三左衛門堰水論では、渇水の時期に、村の堰が上流の大島村名主平右衛門らに無断に切落され、国松村が平右衛門の責任を追及するために、領主に訴えた。しかし、領主の姑息で水論を起こした平右衛門に対する取調べが進まなかったため、国松村は大島村内部の権力争いを利用し、背後で村方騒動を推し進める戦略によって平右衛門を退役させることに成功した。

第四章の両菅間村余水相論では、中菅間村が上流の上菅間村から流れてきた余水を両村共用の分水と主張し、用水を落としてくれなかった上菅間村を領主に訴えた。領主は中菅間村の主張を認め、上菅間村に対して一村の堰を両村組合堰にするよう申し渡した。これに反発した上菅間村は度々幕府に越訴し、幕府の裁判制度を利用して領主の下した不当な申渡を撤回させ、自村の用水利益を守った。

第五章の小田組合番水相論では、上流の太田村が渇水時の番水制について一度下流の村々と合意したが、開き直って番水の実施を拒否したため、下流の小田村が幕府に出訴した。しかし、小田村の番水要求は満たされなかった。小田村は太田村の譲歩を引き出すために、太田村による入会立入を禁止し、山論を水論の交渉材料に利用しようとしたが、これも実らなかった。結局、番水制は小田村が太田村と同一領主の支配下に入った後、領主による領内の用水合理化という規範の下で実現された。

第六章では、水論における当事者の戦略運用・制度利用・規範意識についての議論をさらに深めていく。戦略も制度も正義を促進する役割を果たしながら、政治的紛争化した水論においては大きな限界をもっていた。にもかかわらず、水論に正義が広く実現されていた。その原因は農村水利をめぐる規範意識に求めなければならない。領主は財政を支える水田農業の重要性を認識し、農村水利の建設と管理を重視していた。農村水利の合理化という規範の下で行政的・司法的手段を使って水利問題を取り扱った。一方、村々では、領主との双務的關係の確立と、小家族の成長による平等化の傾向が、用水の公正さを求める強烈な意識を育てた。このような規範は、村々の百姓が水論処理の結果に不公正を感じた時、彼らを正義を求める抗議行動に向かわせた。

# 第一章 水論の性格

日本近世の水論において正義は如何に実現されたかを議論する前に、近世水論の性格をまず明らかにしなければならない。このなかには二つの問題がある。一つは、水論を惹き起こした具体的な原因は何かである。これについては、筑波地区の史料に基づき、三つの主要な原因を検討する。もう一つの問題は、近世水論は一体、法的紛争なのか、政治的紛争なのかである。これについては、近世農業水利権の法的規定と水論訴訟の手続的特徴に関する先行研究に基づいて議論を展開していく。

## 第一節 水論の原因

### 用水の配分

日本近世の水論は、「農村の年中行事とも云ひ得る程に一般的な現象」<sup>1</sup>であったと言われている。一言で言うと、水論は違う用水主体間の利害対立である。しかし、その利害対立につながる具体的な原因は様々である。貝塚氏は水というものの良い面と悪い面に基づき、水論を用水争論と治水争論に分類した<sup>2</sup>。一方、水論訴訟を分析した西崎氏は、法的見地から権利妨害除去並び予防請求と新行為承認請求に類別した<sup>3</sup>。小早川氏の水論訴訟分類も西崎氏に類似し、引排水妨害除去請求と水の優先的使用に対する認定請求に分けられたが<sup>4</sup>、氏は争いの中心となる物体によって、さらに水論を用水出入、悪水出入、堰場出入、溜池出入、川違出入、川除出入、水車出入、坎樋床出入、川堰締切・用水路埋・その他堤防普請より生ずる堤築出入等と細分した<sup>5</sup>。本節では、これらの先行研究に踏まえ、筑波地区の史料に見られる水論の原因を用水の配分・負担の配分・用水施設や普請による影響の三つに分けて検討する。

---

<sup>1</sup> 喜多村 1950 : 470 頁。

<sup>2</sup> 貝塚 1997。

<sup>3</sup> 西崎 1927a。

<sup>4</sup> 小早川 1957 : 431-432 頁。

<sup>5</sup> 小早川 1957 : 424 頁。

水田耕作において、用水は何よりも重要であり、農村にとって死活問題である。用水をめぐる争奪は『日本書紀』に記された神の世界にもあるように<sup>6</sup>、水論のなかで最もよく見られる原因である。

寛文八（1668）年、同じく桜川右岸に位置する筑波郡上菅間村とその上流の真壁郡石田村との間に、引水をめぐる紛争が起こった。翌年七月に下された幕府裁判役所の裁許絵図面裏書に、

常陸国真壁領石田村と上菅間村水論之事

上菅間村用水堀前々入相水取来候処、去年より押之用水とらせ不申迷惑之由石田村之者申之、上菅間村よりは上菅間之用水堀石田村え水とらせ候儀終ニ無之候、石田村之用水は海老ヶ島村之用水を取来候由申之、穿鑿之上為検使内藤嘉兵衛・佐原右衛門差遣令見分之處、上菅間村筑波川<sup>7</sup>を関留大分致造作、上菅間村・中菅間村え水取申候、関普請之砌も石田村よりは人足老人も不出之、其上石田村之用水は各別に取候得は、上菅間村之関水石田村え取不申儀分明に相見候、然は自今以後石田村より上菅間村之関水一切不可取之、為後鑑絵図令裏書双方え下置之間不可違犯者也

寛文九己酉年七月  
内蔵允  
伊右衛門  
豊前  
出雲  
大隅  
甲斐  
山城  
但馬  
大和  
美濃<sup>8</sup>

とある。上菅間村堰は、上流の筑波郡大島村地内に設置され、桜川から引いてくる用水は石田村地内の水路を流れて上菅間村の田地に入る。この水論において、石田村は、前々より上菅間村の用水堀から取水してきたため、上菅間村の禁止措置は不当なものであり、自村の引水権は回復されるべきだと主張した。一方、上菅間村は、石田村の用水堰が他所にあり、且つ石田村は上菅間村堰の築造と普請にかかわっていなかったため、勝手な引水行為は認められないと訴えた。

貞享四（1687）年、桜川左岸の筑波郡大島・国松両村と同じく左岸に位置する上流の真

<sup>6</sup> 素戔鳴尊が、姉の日神の田地より自分の田地の用水状況が悪いことに不満をもち、いたずらに水争いを起こした（坂本ほか 1967 : 117 頁）。

<sup>7</sup> 桜川の別称。

<sup>8</sup> 筑波町史編纂委員会 1985 : 水利 52 号。

図 I -1 上菅間・石田・大島・国松・酒寄五村地図

図中の東石田村は近世の石田村である。

壁郡酒寄村との間に、引水及び堰普請の土取場をめぐる水論が発生し、訴訟となった。引水の問題について、原告の大島・国松両村は幕府勘定奉行への訴状において、

一、丑ノ七月廿五日ニ、右両村之用水堀酒寄村より水を留メ申ニ付、使を以名主所迄相断申候得は、我々一凶不存候、重てハ為留メ申間敷之由返事仕候間、其通ニ仕置候、同年冬中より寅之春迄打続早ニ御座候故、苗代水すきと無御座候、田ノ中え井戸を堀り苗代水ニ仕候折節、三月廿五日ニ雨降り、渴水之難義救申之所ニ、又候哉、酒寄村之者共用水之堀口を留メ申候間、使を以相断申候得は、前方返事仕候とは相違仕、村中相談ニて留メ申候之由我儘ニ申趣候御事<sup>9</sup>

と訴えた。これによると、貞享二（1685）年とその翌年、酒寄村地内を通る原告両村組合の用水堀が二度も酒寄村の者によって止められた。その理由について、酒寄村は返答書において、

一、去丑年両村ノ用水之水、此方ニて留メ候由申上候、猶以偽りニて御座候、用水之儀は不及申上、田畑等之障り不罷成、先例を相守候様ニと地頭より常々被申付候得ハ、用水ヲ留候事一切無御座候、酒寄村之田地じくほニて御座候ニ付、満水之節逆水入、殊ニ筑波山より落水多ク御座候ニ付、植仕付不罷成況秋毛刈取候節、満水ニ御座候得ハ猶以水除ケ従先規致来候、水引申候得は早速水除を取り、用水滞無御座候、然所ニ両村之者共申上候ハ亥年閏三月廿五日之洪水ニ付、満水を除候由申上候段不承届候、満水之節ハ上下共ニ同前ニ奉存候御事<sup>10</sup>

と弁解した。しかし、一件の審理過程において、酒寄村は「堰溝築留候儀は酒寄村之田地旱候ニ付、内水堪候へハ築留之水落候へハ無滞通シ来候」<sup>11</sup>と述べ、自村田地への引水のために大島・国松両村の用水堀を止めたことを認めた。

上の二件は、用水路という水利施設を流れる人工流水をめぐる水論の典型的事例である。一方、自然流水の配分をめぐる水論もある。元禄六（1693）年、筑波山麓の逆川水系の水を灌漑に利用していた村々の間で水論訴訟が起こされた。筑波郡の筑波町と沼田村がかつて同領だった同郡の神郡村と臼井村による用水不法を幕府寺社奉行に訴えた。原告側の訴状には、

一、去ル午ノ年沼田村之儀、知足院御加増地之百姓に罷有候へは、未ノ年より神郡村  
(壁)  
之水堰をかへ堰と申にぬりたて、川下え水とうし不申、神郡村ニて余候水を御同領大

<sup>9</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 2 号。

<sup>10</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 3 号。

<sup>11</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 4 号。

(樋)

貫村と申所え、新法ニ大分之間をかけ用水ニいたさせ、古来より有来り候水すちハ一節水とうし不申、其上先祖より筑波・沼田は一ヶ所ニて、臼井村え分木以を水二つに分取来り候水迄、当年ハ別て臼井村之者我儘仕、川下え水下シ不申候付、筑波・沼田難義仕、未年より拵候間御停止被仰付、有来り候川筋え水なかし候様ニ奉頼候事

一、当年も神郡村名主え申候は、最早神郡村ニは水沢山ニて田植しつけも仕廻被申、  
(頷)

沼田村は今以かつすいたし、田しつけ難義ニ候間、堰之水古来之通り此方共之両分え水なかし被申候様ニと申候へ共、埒明不申候、神郡村之代官衆えも古法之通り水なかし被下様ニと達て頼候へ共、何かと埒明不申迷惑奉存候事<sup>12</sup>

と書いてある。原告の筑波町・沼田村は、臼井村地内を流れる一筋の用水を分木を以って二つに分けて取水してきた<sup>13</sup>。しかし、原告側の領主が替わったことをきっかけに、それまで両村の田地に流れてきた用水が臼井村によって止められ、さらに、原告側のもう一つの用水路においても、上流の神郡村が慣例を破り、渇水の際、原告両村の田地に流さないようにした。

この一件から 60 年後の宝暦三（1753）年、臼井村と筑波町の間に再び水論が勃発した。原告の臼井村は当時すでに筑波町と同一領主の支配下に入った。一件の済口証文に、

一、臼井村より訴上候は、当村壱丁九反歩余之田方古来より外ニ用水無之、元禄年中も筑波町と及出入候処、御裁許之上ニて筑波山千手堂之沢東之方より流候沢水之漏口を以て、臼井村壱丁九反歩余之田方用水引取可申旨、其節御裁許有之、其趣を相守、宝暦二申年迄右壱丁九反歩之田方用水無差支植付収納致し来候、然所ニ同三酉三月中、筑波町名主長左衛門先御裁許之旨を破、右漏水密ニ罷越漏口を大石ニて築留、其上筑波町之沢壱尺余ニ堀下ケ候故、臼井村壱町九反歩余之田方え引取候用水漏水一向無之、右田方用水ニ差支、勿論外より用水可引取手段も無之候間、無是非右田方之儀酉年以來荒置難儀至極仕候間、何分御吟味之上、先御裁許之通筑波山千手堂沢水を引取、右壱丁九反歩余之田方、植付罷成候様ニ被仰付被下置へく旨訴上候<sup>14</sup>

とある。臼井村 1 町 9 反歩余の田地は筑波山千手堂の沢の東から流れてくる沢水を用水とし、筑波町とともにその沢水の漏口から取水してきた。このことは元禄年間の水論の際に、幕府の評定所が下した裁許に、

<sup>12</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 80 号。

<sup>13</sup> 分木は設備による分水方法の一種であり、一度設置すれば、当分は管理が要らないという利点があるため、日本近世の農村によく見られる。また、分木のほか、分水石も設備による分水方法の一種である（喜多村 1950：448-449 頁）。

<sup>14</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 90 号。

图 I-2 筑波山南麓逆川水系各村地图

(手)

一、臼井村百姓訴候ハ、筑波山千寿堂北之方より流候堀筋之内ニ臼井村え飲水引取候溝四ヶ所有之、且又北之方より二番溝並右堀筋シミどうし用水ニ引来由申之、筑波町百姓答候ハ、四ヶ所之飲水並シミどうし用水不致分水旨申之、令穿鑿処ニ臼井村中ニ井数ヶ所有之、飲水多有之段無紛、雖然臼井村壺町余之田地用水之外ニ無之上ハ、漏水用水ニ引来候と相見条、漏水ハ可為如有来、其上シミどうし六反余之田地用水之外  
(手)  
無之間、千寿堂堀筋之水可遣之事<sup>15</sup>

と定めてあるが、引水の分量は決めなかった。宝暦三年三月になると、筑波町の名主長左衛門がこの沢水の漏口を大石で築き留め、筑波町側の沢を1尺余に掘り下げたため、臼井村の田地に漏水がなくなり、用水不足の状態になったという。この訴訟が長期化し、四年後の宝暦七（1757）年ようやく内済で決着し、双方の用水分量は「筑波町貳寸四分、臼井村八分之水計ニ相定、増水之節ハ其分料を以引分ケ」<sup>16</sup>ることに定められた。

## 負担の配分

堰や水門、用水路などの水利施設は、その建造と修繕の際に人足も要れば、費用もかかる。また、水論出入が訴訟となった時、相当の訴訟費用も発生する<sup>17</sup>。こういった負担の配分をめぐるでも水利組合内部において紛争が起こることがある。

嘉永年間、溜池を共同で利用していた新治郡田中村・同郡水守村・筑波郡明石村の三ヶ村組合において紛争が起こった。嘉永五（1852）年二月、水守村が他の両村に、

### 詫入申一札之事

当拾ヶ年以前、三ヶ村溜池用水之儀ニ付、作谷村相手取及出入候処、去申年中済口ニ相成、右出入一件入用相滞ニ付、度々被及懸合ニ何共申訳無之、此度扱人ヲ以御詫入候処、御勘弁ニ相成忝仕合ニ存候、然ル上は組合村立会先規之通、其年々溜池普請諸割合之儀は、時々無差支急度差出し可申候、為後日詫入申一札仍て如件<sup>18</sup>

との詫状を差出した。同年六月には、一件が熟談内済したことを報告する文書が三ヶ村の各領主に提出された。

<sup>15</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 83 号。

<sup>16</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 89 号。

<sup>17</sup> 日本近世訴訟費用負担は、敗訴者負担主義ではなく、原告と被告の両方によって負担されることが原則である（小早川 1957：480-482 頁）。

<sup>18</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 122 号。

### 為取替申議定一札之事

私共組合三ヶ村用水溜池之儀ニ付、作谷村相手取及出入、去申年中 御奉行所並御地頭所えも議定済口証文奉差上置候処、其後浚立之儀ニ付水守村にて彼是及延引ニ候ニ付、其俣難捨置無抛去亥ノ二月中、田中村より御地頭所え御窺ニ相成候処、水守村御四給え御問合ニ相成候得共、今一応於国元ニ右村え尚又掛合之上、不行届ニ候ハ、可願出旨被 仰聞、帰村掛合中扱人立入是迄延引相成候得共、此度扱人より及掛合候処、最初御奉行所え奉差上置候議定済口証文之通り、組合村相談之上、田中村より割付候節は、村々より人馬差出し浚立は勿論、諸普請等ニ至迄三ヶ村一同無怠可仕筈、尤諸掛り割合等之儀は一同立会、其年々限り差引勘定可仕筈取極、熟談内済行届、三ヶ村違失為無之一同連印仕、議定為取替申処仍而如件<sup>19</sup>

三ヶ村組合では、組合池所在の作谷村と長く続いた水論訴訟が終わったが、水守村が訴訟費用を滞納し、また、それ以降の浚普請にも消極的な態度をとってきた。水守村が詫状を差出すことで一件が落着に見えたが、翌年になってまた訴訟費用と普請をめぐる出入りになった。同年十二月に提出された内済証文から、水守村の滞納理由が窺える。

(前略) 且相手方にては当村並訴訟方両村用水之儀は、作谷村地内大池溜井より引取、右普請入用給々御地頭所定式下ヶ金之外、惣高割合出銭仕来、然ル所右大池東之方堤下百八拾間余、当村地内にて普請等閑置、大雨降続池水相湛難洩ニ付、早々普請仕候様度々訴訟方え懸合候得共、等閑置候のみならず、訴訟方両村役人共居酒屋杯え出會、酒喰代其外集會も不致場所え茶代相渡姿ニ帳面取拵、私共え無談自俣割合いたし難心得、既ニ子年十一日中規定書ニも、諸掛り割合之儀三ヶ村立會割賦可致筈取極有之、然ルを違約無沙汰ニ不正之出銭割合候ては難差出、一同立會正路割合出銭いたし度掛合候ニも、各挨拶も不致、全体私共村方之地高場所田方惣反別四拾町歩余之内、右大池用水水引取相成田場式拾町歩余有之、右は村方地内小池・新池式ヶ所之溜井より用水引取、大池用水一切不拘候得共、諸入用之惣高割合出銭いたし、依之小池・新池浚之節は訴訟方両村より人足助合来り、嘉永元年申年浚入用永五貫百文、三ヶ村惣高え割合訴訟方両村より出銭致候間、当年浚入用も前同様割賦致候様申談候ても、更ニ取敢不申等閑自俣割ヲ以不正之出銭可差出申之、出訴断り不致無沙汰も私共大勢取奉出訴、為及難洩候段何共難心得其意候ハ、大池入用は不正之分相除正路之割合いたし、当村地内小池・新池浚入用先前之通り高割合出銭致候様被仰付度、(後略)<sup>20</sup>

水守村は、田中・明石両村の村役人が居酒屋の飲食費や集會以外の茶代を組合費用に不正に算入したとしてその支払いを拒否し、水利組合の費用から不正の分を取り除いて三ヶ

<sup>19</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 122 号。

<sup>20</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 123 号。

村割合で負担すべきだと主張した。また、普請については、それまで組合三ヶ村による共同負担で行なってきた水守村地内の堤や小池・新池の普請が、当年は田中・明石両村のせいで延引になったため、水守村は従来通りに共同負担で普請を行なうよう訴えた。

## 用水施設や普請による影響

用水施設の設置場所や設置の仕方、または水利普請をめぐり、自村地内もしくは自村田地に近い所に他村の施設が設置された側の防水と、設置した側の引水という利害対立は、上下流や対岸の村々によく見られる。用水施設による影響をきっかけに起こった水論の事例を見てみる。

寛文元（1661）年、桜川左岸の筑波郡太田村と、対岸の新治郡若森村及び同じく左岸の下流にある新治郡の大曾根・玉取両村との間に、新川開鑿に関する以下の合意文書が交わされた。

一、表紙図之通若森村と太田村替地仕、元川替直くに堀きり申候、是ハ太田村藤からと申淵大破ニて、太田村田地多亡所と罷成ニ付、数年若森村衆へ色々申候得共、右之通替地仕候へハ、大曾根村堰之妨ニ可相成哉と大曾根・玉取両村より被申故、相延申候ニ付、自今以後大曾根砂せき破損仕候ハ、何時成共太田村人足ニて大曾根村望次第普請仕、せき用水之さわりニ不相成様ニ可仕堅相定新川堀申候事

一、砂せきハ不及申、大曾根せきのかつから出以来悪敷罷成候ハ、太田村藤からより下ニてハ何方ニても、望之所ニてせき仕候とも少も構申間敷候

一、右替地仕儀、内々ニて承引無之ニ付、太田村御地頭朽木民部様、大曾根村御地頭堀弥太郎様、両御代官衆え申上候へハ、若以来せきの妨ニ罷成候ハ、大曾根村。玉取村両方望次第ニ可仕申御内談ニ付、新川相談之上ほり申候間、後々末代ニ至ても太田村御地頭より若此書面御用被成間敷旨被仰候ハ、太田村之ものとも何方迄も罷出、如此之旨趣申わけ、大曾根・玉取衆望次第ニ可仕候、為其絵図裏書仕、双方え取置申候者也、如件<sup>21</sup>

桜川が太田村を流下するところでは、折れ曲がる箇所が多いため、太田村地内の藤からという淵が急激な流水の影響で大破し、これによって太田村の田地が浸水の被害を受けた。この問題を解決するために、太田村は桜川の屈折部分を直線に直そうとしていた。この工事によって生じる飛地は対岸の若森村と交換すればよいが、新川開鑿によって太田村地内に設置された下流の大曾根組合堰に影響を与えるため、大曾根組合の村々は反対してきた。これを解決できなかつたため、太田村による新川開鑿の工事は数年も延引になった。

<sup>21</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 31 号。

図 I -3 若森村と太田村桜川通替地絵図

筑波町史編纂委員会 1985 : 61 頁。

享保十五（1730）年、上菅間村による水門普請をめぐり、上流の石田村と大島村との紛争が発生した。この一件の詳細は、上菅間村役人の書いた村年代記に、

享保十五戌ノ六月廿二日より初小堰へ水門ふせ替申候、水門の敷幅内のり七尺、高サ  
(扉)  
三尺六寸、長サ六間二重戸ひらニ仕、水口ハ二ツニ切つき、戸ひらニ仕分水ニ仕、は  
り板水口三尺はり板おたてあけ、七月晦日ニふせ仕廻申候、内六ヶ敷事出来仕、石田  
村へハ谷ノ田へつかへ可申筋も有之間、村安兵衛石田村久右衛門所へ参、内談究メ埒  
明申候所ニ、大島村より申候ハ、此場所へ水門築立申候てハ川西ノ畑六拾八町へ障り  
申旨ヲ申、内証ニて埒明申間敷旨ヲ申、普請ニ取懸り使ニ及申所、あらいわきへ付申  
旨返事仕候ても承引仕不申内ニ、石田村申出候ハ絵図ニも有之せきニ御座候間、小堰  
堤わ□□も堰かたち残可給と申、殊ニわきへあらい付申候よりハ、今までノ所能候  
ノ旨使ニて申ニ付、小堰へあらい五間付申候、大島へハわきへあらい付可申哉、又ハ  
小堰へ残可申哉、何分ニもせき上へ水たかふり不申候様ニ普請可仕ノ返事申候ても承  
引無之故ニ、村内談之上新兵衛・安兵衛大島へ参、名主衆ト立合畑へ水障不申候様ニ  
普請出来ノ筋、段々物語仕候上ニて大しま点合仕、首尾能普請仕候、何事も替事有之  
ハ事出来申、為後日以上<sup>22</sup>

とある。石田村は水門普請が谷ノ田という田地に影響を与えると懸念したが、上菅間村と  
の交渉ですぐ解決した。一方、大島村は、本村は桜川左岸にあるが、右岸にも枝村があり、  
上菅間村による水門普請が枝村の畑 68 町に支障をきたすとして、大島村は工事を反対した。  
上菅間村は水門の立て方を変更してもなかなか合意に至らず、工事は六月に予定されたが、  
一ヶ月以上延引になった。

堰の高さをめぐっても、用水をなるべく多く確保したい下流村と水害を防ぎたい上流村  
との利害対立が水論を惹き起こす。寛政年間、上菅間村堰の高さをめぐり、上流の大島村  
との水論が長期化した。一件の経緯を詳細に記録した上菅間村の書留に、

(前略) 大嶋村名主庄左衛門殿百姓代壺人相添普請所迄参候て、新兵衛殿へ逢申度旨  
申候処、折節右仁石田村へ罷越川向土手迄彦右衛門参候て庄左衛門殿ニ得御意候、右  
庄左衛門殿申候ハ、先頃此仁御村方新兵衛殿へ遣申候、大堰高ク相成候て水湛ニ相成  
難義仕候間、小前よりも度々上菅間村へ掛合、下ヶ呉候様被願候得共、是迄も差控罷  
在候処、去年中も十三度野方へ水付候故難儀いたし候間御掛合申上候処、右之挨拶も  
無御座御普請ニ取掛候ニ付、若新兵衛殿御失念ニも御座候て、各々様方へ御相談も無  
御座候哉と存候間、新兵衛殿へ御内々可得御意と存、此仁遣候段庄左衛門殿被申候(後  
略)<sup>23</sup>

とある。寛政十(1798)年正月廿六日、上菅間村は大堰普請を始まったが、翌日、大島村

<sup>22</sup> つくば市教育委員会 2011 : 11-12 頁。

<sup>23</sup> 筑波町史編纂委員会 1985 : 水利 56 号。

の名主らが交渉に参り、堰が高いため、前年は十三回の水害が生じたので、堰を下げ、大島村の田畑に支障をきたさないように大堰普請を行なってほしいとの要望を出した。上菅間村堰の高さによる水害の影響は、それより百年以上も前にすでにあった。貞享四（1687）年、大島・国松組合が上流の酒寄村と水論訴訟した際、幕府に提出した訴状に、

一、本多半右衛門様御知行所上菅間村用水ノ堰、井上織部知行所大島村之地、土取場本庄因幡守様御知行所石田村ニ御座候、此堰ハ高堰ニ御座候故、大島之地畑六拾町余折々水損仕候、非其耳ニ、石田村谷ノ田拾八町も水損仕及難儀候得共、従先規之例法無是悲罷在候御事<sup>24</sup>

と言及した。上菅間村堰による水害の影響は、大島村のみならず、石田村の田地にも及んだという。ただし、当時は水害の影響がまだそれほど深刻ではなかったためか、この件は訴状に言及されただけで、裁判では争点として争わなかった。百年以上経ち、大島村が数年もかけて上菅間村と水論をしたことから、堰の高さによる水害が頻繁になり、被害程度も増したことが推測できよう。

## 第二節 近世法と水論

### 水利権の法的規定

公権力が定めた法律は社会生活における様々な権利関係を調整する道具であり、各種の権利主張の是非を判断する最も重要な根拠である。近世の水論を論じるには、幕藩国家が法的に農業水利権をどのように規定したかを知る必要がある。この問題について、西崎氏がすでに「徳川時代に於ける農業水利の権利関係」と題する論文<sup>25</sup>において詳しく検討したので、以下、氏の研究成果に拠って近世水利権の法的規定を概観する<sup>26</sup>。

まず、自然流水の利用に関する規定である。

イ) 自然流水利用の開始手続。農村はいかなる意味においても、幕府その他の支配者の公許を受けることが必要ではなかった。しかし、この事実を以って直ちに、公権力が利用行為の開始を農村の専断に委ねて顧みなかったものと解釈してはならない。幕府が享保九

<sup>24</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利2号。

<sup>25</sup> 西崎 1927a・1927b・1927c。最初的一篇は水論訴訟の手続を、他の二篇は灌漑と防水に関する権利関係を論じた。

<sup>26</sup> とくに註のない部分は、西崎 1927b・1927c に拠る。

(1724) 年に出した「用水論其外無筋出入之儀ニ付御触書」に、

在々用水懸引井路之儀、川中ニ井堰を立、水を引わけ候処、堰の仕形ニより、川下之井水令不足にも無構、手前勝手之宜様にのみ仕候故、及争論、或ハ両類に井口有之場所方類之井口附替候時、双方不申合、一方之自由ニ任せ仕替候ゆへ、令出訴候類有之候、自今、右躰之儀、双方致相对、普請仕候節者、立会無障様可致候<sup>27</sup>

とある。この法規は、自然流水を新たに利用しようとする農村に対し、その行為の開始は勿論、施設の方式その他に関しても利害関係ある他の農村と協議すべきことを示したのである。そして、もし如上の協定がまとまらず、農村間の自治によって解決できない時は、直ちに新行為承認請求の訴訟が提起される。このように、自然流水の利用行為開始に関し、幕府は第一次的監督を回避しながら、第二次的監督を行っていたのである。

ロ) 用水施設の設定。①堰の築造に関し、下流の他村の旧来の用水権を侵害する、または上流の他村に川欠溢水などの災害をもたらすような性質の堰を設定してはいけない。②用水路の開鑿に関し、他村から用水路の借用を申し込まれた農村は、とくに重大な支障がない限り、これを承認すべき義務がある。

ハ) 用水組合村の内部関係。①分水に関しては、用水引用の時間及び水門の寸法が田地反別の多少に応じて一定すべきものとする。また、分水量の標準を田反別に拠らず、田畑を合算した反別に拠った一部地方の旧慣も裁判役人に尊重されている。②費用負担に関しては、「年月闕」の「論所取扱準則」に、

用水普請人足諸色、組合村々総高割之儀、通例也<sup>28</sup>

とあるように、田高割にせず、総高割にしているのは、受益のほかに、農村の負担力までも考慮に入れたと思われる。

次は池沼水の利用に関する規定である。現に池沼水を利用していない地元村は、その池沼を他の農村の用水源である以上、氾濫を防止しまたは新田に開発する目的を以ってその池沼水を排除し得ないのみならず、その水を利用している受益村が用水源の維持改善のために、池沼の浚渫を行い、水草を刈り取る場合、これを容認する義務がある。一方、地元村は、出水により、池沼水氾濫の恐れがあれば、その恐れを促進する傾向のある堰や水門などの用水引用施設の撤去を受益村に要求し得る。また、現に池沼水を利用していない地元村が用水の必要を感じ、新規に池沼水の引用を計画する場合、地元村でない受益村は、従来享受してきた用水権の内容を以ってこの新計画に対抗し得ない。この場合、地元村が新たに利用し得た用水量は、その田高に必ずしも従うことを以って限度とすべきものである。

<sup>27</sup> 石井 1959 : 152 頁。なお、この触書の内容は農村社会にも広く通達され、筑波郡太田村の村役人が書いた「御達覚」にも記録されていた(つくば市教育委員会 2009 : 234-235 頁)。

<sup>28</sup> 石井 1959 : 324 頁。

第三、排水に関する規定である。

イ) 排水施設の設定。排水行為の開始とその施設の設定そのものに関して種々の制限を受けるのが原則である。なお、新たに排水を開始しようとする特定農村は、氾濫その他の被害を伴わない限り、他の農村の用水路・排水路などの溝渠に自村の不用水を排除し、これらの施設を利用でき、他の農村は、特定農村からこの種の交渉があった場合、濫りにこれを拒絶できない。

ロ) 水上村と水下村との関係。①承水の継続に関し、水下村は、水上村の排除する不用水を継続する義務を有し、濫りに排水路を埋塞して承水を断絶させることや、排水路を狭くし、あるいは耕作物その他の草木の植付によって、通水を阻害してはいけない。②樹木の伐除に関し、水下村は、水上村の排水を妨げるべきでないという消極的な義務だけでなく、水上村の請求に応じて排水の障害となる樹木を伐採・除去するという積極的な義務も有する。③普請の協力に関し、水上村は、水下村地内に存在する排水路の浚渫・普請などを独力を以って行なうべき義務がある。

最後は防水に関する規定である。川除・水刃の設置は、対岸の農村に川欠の被害を天下することもあるため、このような被害を他の農村に生ずることが明白な場合、たとえ自村にとって氾濫や川欠などの危険があっても、必要な防水施設の設定ができないのが原則である。

しかし、以上見てきた近世農業水利の権利関係に関する法的規定は、ほとんど法令ではなく、幕府の裁判役人による判例に見られるものである<sup>29</sup>。

西崎氏によると、幕府の法令において、治水については数多くの規定が公布され、その内容も詳細を極め、且つ重要な河川に関しては特別の治水令さえも存在するが、灌漑用水などの権利義務については、わずかに公事方及び地方その他の覚書に同一趣旨のものが散見するに止まり、しかもその規定内容も簡単で断片的であり、これらの法令にのみ依拠して複雑多様な水論をすべて裁断し得たとは思われない。このように、農業水利の権利関係に関する幕府の法令は、僅少で概括的であったため、その詳細な規定は、水論訴訟が提起される場合において、当該事件を担当する裁判官の比較的自由な判定に委ねられたものである<sup>30</sup>。

水利問題の重要性にもかかわらず、水利権に関する江戸時代の立法はきわめて少なかったのである。しかし、このことは決して江戸時代特有の現象ではない。それ以前の時代においても、公権力が水利権に関する法令をほとんど設けていなかった。王朝時代に遡ると、大宝令・養老令などが、田令・賦役令・營繕令・雑令等の部類に、水利に関する規定がわずかしかなかった<sup>31</sup>。たとえば、用水関係を規定するものとして雑令の中に、

<sup>29</sup> 西崎氏の論考が依拠したのは幕府の「評定所裁許留」という史料である。この史料は関東大震災の火災で焼失し、ごく一部の内容を抄録した副本しか残っていない。

<sup>30</sup> 西崎 1927a。

<sup>31</sup> その後、時宜に応じて臨時に公布された太政官符には水利関係のものも存在する(西崎 1927a:33 頁)。

凡取水溉田。皆従下始。依次而用<sup>32</sup>

との法令があり、きわめて簡単な内容である。この規定の中にある取水溉田の「下」の意味については、上流に対する下流の田地と解釈する説と、畠田に対する水田を解釈する説がある。後者の説では、同じ水田同士では必ずしも下流から取水するわけではないとされる。「下」に対する立法者の解釈が下流であったか水田であったかは判然としない<sup>33</sup>。

鎌倉時代以降、水利関係の法令が激減した。戦国大名による分国法の中に、水利の規定を盛り込んだのは、長宗我部元親の百箇条と伊達植宗の塵芥集のみであった<sup>34</sup>。前者は井奉行の職を設けて防水行為を促進・助成した事実を告げる一条あるに止まり、塵芥集には、171ヶ条のうち、用水に関するものが8ヶ条あり、

用水の事、先規まかせたるべし。然るに先々さだまり候堰口をあらため、水上の人は是を通すまじきのよし、違乱にをよぶ事、可為越度。又河下の人先規まかせに通すべきのよし申、河上の人先規より通さざるよし申、問答の儀あらんに、相互に支証なきのうへ、理非決しがたきにいたつては、万民を孚むのゆへ、彼用水を通すべきなり（84条）

用水に付て堰をあけ、堤を築くるとき、先々通り候溝・堀・河崩として退転のとき、ならびの在家之内に江堀をたて、用水を通すところに、くだんの地頭・百姓違乱にをよぶべからず。堰銭のありなしは、先例にまかせべきなり（85条）

先々の堰場、或は深き淵となり、或は荒野となり、修理たいとたるのうへ、退転のとき、地形のこしらへやすき便に付て、川上にても河下にても、堰場を改むる事、一郷のうちたらば、是非の違乱にをよぶべからず。もし他郷にいたつては、事の子細を披露致べし。其上をもつてその沙汰有べきなり（86条）

万人の飲水として、流れを汲みもちゆるのところに、河上の人穢しき物を流し、不浄をよこなふ事あるべからず。次に一人のために、其人の在所へ堰入、流れをとどめ、飲水に飢へさする事、罪科たるべし（87条）

用水のために堤を築くところに、連々水増し、人の領分この堤ゆへに荒地となる。仍かの地主違乱にをよぶ、その謂なきにあらず。しからばこれをあい止めべきなり。たゞし用水は万民の助けなり。一人の損亡によりこれをやめん事、すこぶる民を孚む道理にかなはざるもの也。詮ずるところは、荒れつべき分際勘定をとげ、相当の年貢をくだんの地主へ働かせ、こしらへかたむべきなり（88条）

先々よりありきたる堤、修理をなさずして、退転のとき、荒野となる。しかるを惣領職となずらへ、恣に耕作場となす事有べからず、成敗あるべきなり（89条）

河のほとりの所帯の事、押切は本地に付べし。川崩は押付次第たるべきなり。しかる

<sup>32</sup> 井上ほか 1976 : 477 頁。

<sup>33</sup> 井上ほか 1976 : 697 頁。

<sup>34</sup> 西崎 1927a : 32-33 頁。

に水除をなす事あらば、本川を流るゝのやうに是をなすべし。又川向の地主も同然たるべきなり（90条）

水闘諍の事、用水の法にまかすべし。然に問答にをよび、人を打擲せしむる輩は越度たるべし。人を殺すにいたつては、是非にをよばず其成敗有べき者也（91条）<sup>35</sup>

とある。最後の91条は水論における実力行使を禁止する喧嘩両成敗の規定であり、それ以外の7ヶ条は用水関係を定めたものである。そのうち、84条は先規の慣行を尊重する一方、用水は万民がその利を享有すべきとの立場から、上流の位置的優位による優越的主張をある程度に制限し、下流にも等しく用水の恩恵を均霑させるべきとの趣旨を表わした。85条は、用水路が崩壊した時、再び堀を造ることを水路沿いの村が妨げてはいけないと定めた。86条は、自然的変化により、堰の維持・修繕が困難な時、河上・河下を問わず、堰場所の変更を妨げることを禁止する。88条は、用水堰が他人の領分に洪水の害をもたらした場合、相当の年貢を被害側に支払った上でその堰を築造すべきであると規定した。

そして、江戸時代に入っても、水利権の法的規定は、立法によるものが僅かしかなく、ほとんどが個々の水利案件に対して下された判決によるものであった。なぜ水利関係の立法に不備があったのか。これは、成文法規の制定に一般的に冷淡だった江戸時代の立法上の傾向にも関係するが、最も大きな理由は、画一的立法では各地方の慣習をすべて調和することに困難があり、旧来の水利関係に大変動を与えることによって農村に甚大な迷惑を蒙らせるため、幾多の例外をまた認めざるを得ないこととなり、結局は法規の制定を無意義になる恐れがあるという幕府の思惑が推測される。したがって、あらかじめ詳細多数の統一的立法を避け、法規は極めて大要の準則を示すに止め、水論発生した時は、その都度裁判官が地方的慣習など前後の事情を推断して適当な判決を下すことがより有効的であると意識されていたであろう<sup>36</sup>。

また、水利問題自身の性質も一因であると思われる。森氏は、「農業水利紛争は個別具体的なところにその特徴がある。（中略）従って、農業水利紛争事例はその抽象化・類型化になじみにくい。しかも、判決例とは違って原則的に法的既判力を有しないので、水利紛争解決の予見可能性については慎重でなければならない」と述べた<sup>37</sup>。伊藤氏も「農業用水の取水量に幅——もっと厳密に言えば必要水量と取水量との間に差異・振幅があること——があつて、そこで農業用水の内容が不明確である」と指摘した<sup>38</sup>。渡邊・金沢の二氏は、「水利権の変革は、立法政策的にも可能である。立法措置による水利秩序の変革は、最も端的な方法であるといえよう。」と主張する一方、「立法措置による水利権の変革は、それが理論上可能であるとしても、現実の問題としては、これまた、容易ではない。合理的なものを合法化することは、法の理想であるとしても、その現実には、既得権益の側からの根強

<sup>35</sup> 石井ほか 1972 : 224-225 頁。

<sup>36</sup> 西崎 1927a : 24 頁。喜多村氏も同様な意見を述べた（喜多村 1950 : 67 頁）。

<sup>37</sup> 森 1989。

<sup>38</sup> 伊藤 1966。

い抵抗が行われる」と述べた<sup>39</sup>。

## 水論訴訟への誘導と訴訟過程

水論などの紛争をどの手段を以って解決するか、近世はこの問題においてそれ以前の中世と大きく違う様相を呈した。各種未開社会の紛争解決を研究した Roberts 氏は、研究対象の違いについてこう書いた。

成員の紛争に対する見方や許容可能とみなされる争いの量は、各社会ごとに大きく異なっていた。ある社会では平和と静穏が必須とみなされ、成員たちはごくささやかな議論や分裂にもたえられない。他の社会では怒号と騒じょうのたえまがなく、人々は争いを好むようである。

(中略)

ある社会では物理的暴力と攻撃が主導的な価値とされ、他の社会では自制と言い争い回避の試みとが同じく最高の価値を与えられる。前者の場合には、不正に対する迅速かつ断固たる対応が容認された反応行為であり、受身の非対応は弱さとだらしなきの表明にほかならない。ある社会では、いかなる不正に対しても男は即座に力づくの返報をするように期待されていて、そのために近親の男たちに積極的な支援を求めることができる。他の社会では、こうした対応は厳しく否認され、万一激しい挑発にあっても自制し続けることに高い価値を与えられる。ある地域社会では、報復行為に走った者は当初の不正行為者とほとんど同等の立場に自分をおとしめることになるであろう。ある社会で「名誉を保つ」ための最低基準の対応が、他の社会では信じがたい過剰反応とみなされるのである。<sup>40</sup>

この引用文で対比された二種類の社会に関する描写は、日本の中世と近世の違いにも適用できる。かつて聖徳太子が謳った「以和為貴」の精神が殺伐な中世で色褪せ、水論を含む村落間の紛争はしばしば過酷な闘争まで激化し、紛争の当事者は物理的暴力を発動して解決しようとした。しかし、このような状況は近世になると一変し、私闘・私戦が公権力によって厳しく禁止され、水論をめぐる決闘の場は野外から法廷に移された。

水論に起因する乱闘の記録は、中世が始まる前後に遡ることができる。戦国期に入ると、水論の規模が一層大きくなり、「合戦」と呼ばれるほど多くの死傷者が出ることも少なくなかった。『晴富宿禰記』では、文明十一（1479）年七月卅日の条に、

---

<sup>39</sup> 渡邊・金沢 1961 : 40 頁。

<sup>40</sup> Roberts 1979 : 53-54 頁（日本語版 : 72-73 頁）。

去廿三日、江州北郡有用水之相論合戦、六百余人打死、希代次第也云々<sup>41</sup>

とあり、中世水論の悲惨さが窺われる。また、天正二十（1592）年、摂津国武庫郡鳴尾村と瓦林村との間で用水をめぐる紛争が勃発し、「鳴尾村より、枝川横切ニ新規底樋伏、用水引取候故、当村（上瓦林村）始、同瓦林庄村々より、弓・鎗・馬上杯携、尚又、隣村より加勢を乞、鳴尾村と合戦争論相成、双方手追（負）・死人多分出来」たという<sup>42</sup>。

私的暴力を以って村落間の紛争を解決しようとする風潮は近世の初頭まで続いていた。筑波地区においては、水論では見られないが、山論では死者の出た事例が二件確認できた。その一件は、慶長十九（1614）年の小田村と東城寺村との山論で、小田村の「ひがの新四郎東城寺村鷹とり何某と山上に出会、堺を争ひつゝのりて鷹ときを撃殺」した事件である<sup>43</sup>。もう一件は年次不明だが、大形村と小高村との山論で「小高村よりかまい申ニ付て、大形村之草かり出合申致相論、其しばニて打あい申、大形村之者壺人うちころされ」たという<sup>44</sup>。小田村の後人が上の山論一件を回顧したとき、「此時山林及び田に水を漑くに出るものといへ共、得もの棒鎌の類携ひさるなく、争をこせハこれをもつて打合雌雄を決す、里人ミな是を常とす」と述べた<sup>45</sup>。

もちろん、日本中世の紛争は私的暴力のみによって解決されていたわけではない。実力行使と相まって、多様な方法を以って紛争解決を図ったのもまた事実である。その一つは、「中人<sup>ちゆうにん</sup>」（または「仲人」）とよばれる第三者が紛争の調停を行い、和解を図る「中人制」という慣行であった<sup>46</sup>。また、「解死人制<sup>げしにん</sup>」という奇妙な紛争解決慣行もあり、加害者側の集団から被害者側の集団に対して、「解死人（下死人・下手人）」とよばれる謝罪の意を表わす人間を差し出すことである<sup>47</sup>。さらに、神による「神判」の方法もあった<sup>48</sup>。にもかか

<sup>41</sup> 宮内庁書陵部 1971：108頁。

<sup>42</sup> 『西宮市史』第四巻・史料編1（藤木 1985：80頁より引用）。

<sup>43</sup> つくば市教育委員会 2009：60頁。

<sup>44</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：入会 23号。

<sup>45</sup> つくば市教育委員会 2009：60頁。

<sup>46</sup> 中人による調停申請者は、百姓・在地領主・庄園領主・大名などの階層を問わず、二庄間・惣間相論の当事者としての惣・庄という集団にも及ぶ。またその調停の対象も、貸借・売買・下人の帰属をめぐる人返などの紛争（雑務沙汰）は勿論、境相論・用水相論などの所務沙汰、さらには、殺害・刃傷・合戦までを含む。調停者たる中人は、扱衆・異見衆・立入衆・批判衆などとも呼ばれ、多くの場合、紛争当事者と生活の場を同じくする有力者で、それぞれ紛争当事者の性格により郷村の指導者・僧侶・神官・領主・守護などが登場する。中人の介入の根拠は、多くの場合、「近所の儀」であって、その調停に従わない場合は、生活の場での秩序を乱すものとして、広い意味での共同体規制をうけることになる。この生活の場での規制は強力であって、中人の調停の失敗は「珍事」とされたのである（勝俣 1979：235-236頁）。

<sup>47</sup> 本来なら、この解死人には、直接に手を下した犯人がなるべきもので、それを被害者側に送致するということは、他ならぬ、その人物の処刑を被害者側に委ねるという意味をもっていたらしい。しかし、すでに早くは平安時代から、解死人になる者は直接に手を下した犯人、その人ではなく、その犯人と同一の社会集団に属している者なら誰でも身代わりになって構わないというのが一般的な通念になっていた。また、解死人を引き渡された側もその解死人を処刑することはせず、原則的には解死人の顔を「見る」ことで名誉心を満たし、解死人はそのまま解放されるべきものとされていた。そもそもが犯罪の実行者を意味する「下手人」という語が、時代が下るにしたがって、死を免れることを意味すると思われる「解死人」や、派遣されることのみを意味するような「下使人」という文字で表記されるようになること自体、その意味するところの変化を反映していると言えよう。解死人制は復讐を儀礼的な形に昇華させることで、その被

ならず、私的暴力の発動は中世においてそれ以外の紛争解決方法とともに選択可能な手段、しかも頻繁に使われる重要な手段であったことは否定できない。

日本の中世という「私的復讐が支配した時代」の人々の行動を理解するには、「当時の人々の自己に加えられた侮辱に対する敏感さ、爆発的憤怒の感情、激しい闘争本能、死に対する絶望的なまでの感覚など」が視点の一つである<sup>49</sup>。中世の人々の強烈な自尊心と名誉意識は侍身分に限定されず、僧侶や一般庶民にも共有されるものであり、現代人の想像を超えるレベルのものであった<sup>50</sup>。「このような世界に生きる人々の喧嘩は、原因そのものは些細なことであっても、ただちに血で血をあらう私闘・私戦へと展開する。(中略)しかも、喧嘩で蒙った被害に対しては、復讐をすることが彼等の最も強い倫理規範として存在したのであり、その闘争は両者の理非にかかわりなく、両者がその報復感情を主観的に満足するまでつづいたのである。喧嘩はその意味で名誉のための闘争であった。また当時の喧嘩は、単に日常生活の場で偶発的に起こる『当座の喧嘩』だけが喧嘩であったのではない。訴訟の原型が私闘であったといわれる如く、紛争解決の一手段としての喧嘩(私戦)もなお存在した。権力の禁圧にもかかわらず、所務相論を私戦によって解決しようとする志向性がなお根強く存在していたのである。喧嘩は、権利のための闘争という形態としても存在したのである」<sup>51</sup>。

また、「個人とその個人の属する集団は不可分であるという強い社会通念・社会構造」<sup>52</sup>も集団的私闘・私戦の背景にある。中世において「権利はたんに個人のものであったのではない。個人はあくまでも集団のなかの個人としてあった。(中略)個人の個たるゆえんは集団においてこそ保証され、集団を離れては人は個であることができなかつた。なんらかの非行によって集団を追放された者は、この世界に属さないものとして平和を喪い、異形のものとして彷徨するしかない。(中略)集団は個の生きる場である。だとすれば、おのれの属する集団が自力でその権利を防衛しようとするとき、人はそこに自己の生命を賭けざるをえない。自力救済の主体はあくまで集団だった。山論・水論の特異な世界はそこにひらけた」<sup>53</sup>。強い帰属意識というアイデンティティは、紛争の拡大を抑止する役割を担ったこともあれば、一方で紛争を拡大させてしまった原因になったこともある。

さらに、中世紛争解決の特殊な事情は、当時の政治構造と法制度にも関係する。日本の中世は、それが継承した古代と継承された近世に比べると、きわめて異質な時代であった。

---

害者側の衡平感覚を満たす役割を担っていたのである(清水 2006: 134-135 頁)。

<sup>48</sup> 室町時代に最も一般的な神判は「湯起請(ゆぎしょう)」である。被疑者や紛争当事者双方が熱湯のなかの小石を手で拾い、火傷の有無や状況で「神」の意思を占い、善悪を判断する。戦国時代になると、「鉄火起請(てつかぎしょう)」という灼熱の鉄片を握らされる神判に発展した(藤木 1985: 158-161 頁; 酒井 1999: 81-83 頁; 清水 2006: 125-129 頁)。なお、神判について、瀬田(1987)も参照。

<sup>49</sup> 勝俣 1979: 247 頁。

<sup>50</sup> 清水 2006: 12-23 頁。

<sup>51</sup> 勝俣 1979: 247-248 頁。

<sup>52</sup> 勝俣 1979: 248 頁。

<sup>53</sup> 渡辺 2011: 114 頁。

その異質性は、「中世に国家はあったか」<sup>54</sup>という疑問のなかにある。多数の法制定の主体の存在と裁判管轄の分立が日本の中世国家の特徴である。中世後期では、幕府・守護・庄園領主・地頭などが、それぞれ裁判権を行使している。「日本中世社会においては、『法』という名の異なる多様な価値がせめぎあいながら、さまざまな緊張と調和を織りなしていたのであり、公権力の制定法も、その『多様な価値』の一つに過ぎなかったのである」<sup>55</sup>。また、「当時の裁判は『当事者主義』を原則としており、当事者からの訴訟の提起がないかぎり、公権力が独自の捜査を行ったり犯人の捕縛をすることはまずなかった。だから、敵から危害を加えられた者は、公的裁判に訴え出るのも、自力救済に走るのも、その選択はまったく自由だったのである。もちろん、そのさい自力救済という方法を選んだとしても、相手側が訴訟を起こさないかぎり、公権力はまったく関知しないことになる」<sup>56</sup>。

「弱い国家」や「破綻国家」と呼ばれる現代世界の国では、紛争の主体が多様化・細分化し、物理的な力の行使、あるいはその恐怖感を他者に与えることが個人の生存を保障する世界が出現する<sup>57</sup>。日本の中世もこれに近い状況であったと言える。「普遍的な法が存在せず、仮に存在したところでそれを執行実現する統一権力の欠如している世界では、権利は武力を含む実力で主張・防衛せざるをえなかった」<sup>58</sup>。

しかし、戦国期から近世初期にかけて、私的暴力が次第に規制され、水論を含む村落紛争から排除された。

天正十三（1585）年、百姓の武具を規制するため、豊臣秀吉による最初の刀狩令が出され、その後、天正十六（1588）年に全国にわたる刀狩令が発令された。中世の刀は成人した村の男たちの人格と名誉の表象と見做され、豊臣刀狩令はこの中世社会の武器観と帯刀慣行に立ち向かい、尊厳に満ちた刀を百姓から奪おうとし、その変換を社会に迫った<sup>59</sup>。

しかし、刀狩令は「村の武器の根こそぎの廃絶というよりは、百姓の帯刀権や村の武装権の規制として進行した。（中略）そのため、村の武力行使を制御するという秀吉の意図は、刀狩令とはまったく別のプログラムに委ねられた」<sup>60</sup>。藤木氏は、天正十五（1587）年以来、河内、播磨、近江における水論・山論に伴う私闘に対し、豊臣政権が死刑などを以って対応している例をあげ、その判決の文言から、天正十五年以前に豊臣政権によって「喧嘩停止令」なる法令が発布されたと推定した。この法令は、「村落間の山野水論における農民の武器行使と合力を固有の規制対象として立法されていた」のである<sup>61</sup>。

---

<sup>54</sup> 新田 2004。

<sup>55</sup> 清水 2006 : 40 頁。

<sup>56</sup> 清水 2006 : 42 頁。中世訴訟の特質について、石母・佐藤 1960、笠松 1992 を参照。

<sup>57</sup> 栗本 2005 : 213 頁。

<sup>58</sup> 渡辺 2011 : 114 頁。藤木氏によれば、中世の村落は少なくとも十三、四世紀以降、村内の治安、近隣の村々との相論、領主や外敵への対応などのため、日常的に武力を発動できる態勢を備えていた（藤木 1997 : 131 頁）。

<sup>59</sup> 藤木 1985 : 197 頁、藤木 2005 : 38 頁。

<sup>60</sup> 藤木 2005 : 119 頁。

<sup>61</sup> 藤木 1985。氏は、豊臣政権が発令した「惣無事令」・「喧嘩停止令」・「刀狩令」・「海賊停止令」を一括して「豊臣平和令」と呼ぶ。

藤木氏によると、次の江戸時代では、豊臣の刀狩令については、積極的に受け継いだ形跡がなく、廃棄した様子もないが、一方、豊臣の喧嘩停止令については、初めから法によって継承していた。慶長十四（1609）年、将軍徳川秀忠黒印状の形式を以って京都所司代の板倉勝重に下付された「覚」四ヶ条の第二条に、

郷中ニ而百姓等、山問答・水問答ニ付、弓・鎗・鉄砲にて互致喧嘩候者あらハ、其一郷可致成敗事

と令する。

豊臣・徳川の喧嘩停止令を含む中世末期以来の喧嘩両成敗法を如何に評価すべきか、研究者の意見が分かれている。高島氏は、両成敗法が「水論を治安対策上から危険視し、調停能力の限界を超える紛争には、極刑をもって臨む公権力の本質を暴露するものである」と批判し<sup>62</sup>、渡辺氏も、「私戦・私闘という中世的習慣を禁絶する有効な一手段であったことは否定できない」としながら、「一切の理非を不問に付して、ただ争闘当事者の両方を切腹させるという両成敗法は、いかにわれわれの思考習慣に深く根ざしているにせよ、所詮は便法にすぎない。つきつめれば、正邪の判断を放棄している点で、それは『法』のもつべき合理性を欠いており、自力救済の克服過程における、あくまでも過激的な対応とみなすべきだろう」と論じた<sup>63</sup>。

こういった批判は、喧嘩両成敗法に内包される極刑という過酷な手段に着目されている。しかし、残酷な手段自体は喧嘩両成敗法の目的ではない。その歴史的意義を認識するためには、焦点を手段から目的に移さなければならない。

両成敗法に批判的な渡辺氏は、「自力救済的武闘の終熄が、豊臣政権という軍事的に強大な、きわめて専制的な統一権力の出現をまたねばならなかったことから明らかのように、社会の下方へ向けて拡散した主権を回収するのは、けっして容易な事業ではなかった」とも述べた<sup>64</sup>。

より明確に言えば、この回収は、正当な暴力を社会の構成員が分有する中世的秩序から正当な暴力の国家への集中が完成される近世的秩序への転換を意味する。この転換を法形態の面から示す重要なメルクマールの一つは、水林氏の言う「社会的・外部的刑事法秩序」から「国家的・内部的刑事法秩序」への転換という事態である<sup>65</sup>。

稲葉氏は、この回収の歴史的過程を「当事者主義的平和形成」から「公権的平和形成」

---

<sup>62</sup> 高島 1976。

<sup>63</sup> 渡辺 2011 : 156 頁。

<sup>64</sup> 渡辺 2011 : 160 頁。

<sup>65</sup> 水林 1983 : 111 頁。社会的・外部的刑事法秩序とは、正当的暴力の独占体としての国家の未成立の段階で、社会成員 A の社会成員 B に対する侵害行為に発する問題が、B の A に対する復讐を含む AB 相互の交渉関係の中で処理されていくところの秩序であり、国家的・内部的刑事法秩序とは、社会成員 A の社会成員 B に対する侵害行為に発する問題が、究極的には、国家と A との問題として処理されていくところの秩序である。なお、近世社会にも、外部的法形態の残存はあった。

への変容と捉える<sup>66</sup>。この二つの平和形成は、それぞれ村落間相論の制御・規律化の二段階に対応している。「第一は、中世後期に村共同体どうしの実力行使の制御を実現するための様々な『作法』が発達する過程である。紛争が激化あるいは長期化したとき、近隣の第三者が介入・仲裁し、紛争調停案（『異見』）を提示して解決をはかる『中人制』、中人や地域的な権力による紛争裁定に際して当事者近隣の村から裁定の根拠となる先例等を聴取する『近隣証言制』、紛争が人命損失を引き起こしたときに加害者側の村落が相手方に本当の加害者以外の人物を引き渡して実力行使を停止する『解死人制』、さらに、紛争の終局的解決手段としての『湯起請』に代表される神裁等がそれである。（中略）第二の過程は、村社会から生まれたこれらの作法が、ほぼ16世紀中期以降から大名家（戦国大名権力）が村落間相論の提訴を受け付け裁許の対象としはじめた段階を経て、17世紀初期に幕藩領主の紛争解決法（『御掟』）へと組み込まれるまでの過程である」<sup>67</sup>。

この視点からみると、喧嘩両成敗法の真の目的は、自力救済を常識と考えていた人々を公権力の法廷へと誘導することであり、このことを実現できたのも喧嘩両成敗法の歴史的功績である。確かに過酷な手段を発動することも辞さなかったが、それは、より悲惨な結果をもたらしかねない私的暴力を抑止するためであった。

紛争解決の場を法廷に誘導したことは、もう一つ重要な意味を持つ。裁判は「暴力による抗争の処理を抑止するための代替的手段として機能したのみならず、正当性の主張をもって対抗する紛争という形態に転化させる機能をもはたした」。「裁判による紛争処理が権力による社会制御過程に編入されることによって、社会における『力の秩序』は『理性の秩序』に転化ないし転移するのである。『法は平和秩序である』と言われるのは、このことを指すのである」<sup>68</sup>。江戸時代の水論訴訟は、後文で詳述するように、理性以外のものにも影響されていたが、しかし、全体的に見れば、江戸時代は「理性の秩序」に向けて大きな一歩を踏み出したと評価できよう<sup>69</sup>。

安田氏は「水利関係の上に著しき進展を見たのは近世徳川時代に入ってからのことである」と述べ、その原因の一つは「社会制度が組織立てられ、統一されて、始めて産業に励精することが出来た」ことであると指摘した<sup>70</sup>。このことから明らかなように、戦国大名や統一政権が、最終的に喧嘩両成敗という措置を掲げて水論に介入できた原因は、村落社会の自力救済慣行自体がもっていた不安定性及びこれが農業生産に及ぼしたマイナスな影響にあった。この不安定性が徳川の平和によって除去され、水利灌漑ひいては農業生産全体の発展が著しく促進された。

<sup>66</sup> 稲葉 2009。

<sup>67</sup> 稲葉 2010 : 76-77 頁。

<sup>68</sup> 川島 1972 : 26-27 頁。

<sup>69</sup> なお、中世にも水論訴訟があった。井ヶ田良治氏が検討した戦国末期の水論訴訟の事例では、近在国人衆による燬の後、水論が訴訟の過程に入り、当事者の召喚と現地検証を経て評定衆が水論の判断を行い、最終的には大名より裁許状が下されたという順番で訴訟が行なわれていた（井ヶ田 1992）。また、長谷川 2009 と小林 2009 も中世水論・山論訴訟の事例を検討した。

<sup>70</sup> 安田 1936 : 11-12 頁。

なお、近世の水論において実力行使がまったく見られないわけではない。貝塚氏によると、「近世において禁止されたのは、なによりも、第一に紛争解決の手段における、第二に対人的な、暴力的制裁や報復という紛争解決手段であった。一方、現実の社会のレベルにおいて、自己の利害を実現するための実力行使、特に対物的な、とりわけ自然の改変という側面での実力行使は一般的に存在していた」<sup>71</sup>。こういった実力行使に対する幕藩の態度について、藤木氏は、「喧嘩停止令のワクを超えないかぎり、村の実力行使も違法として追及されはしなかった」との見解を示した<sup>72</sup>。

つまり、近世の水論において、対人的暴力でない限りの実力行使は可能な手段の一つであったのである<sup>73</sup>。筑波地区でも、寛政年間、上菅間・上大島両村の水論が訴訟になる前、上菅間村の堰がその高下げを強く求めた上大島村の人間と思われる何者かによって二度も放火された事例がある<sup>74</sup>。

日本近世の裁判は、民事裁判にあたる公事出入筋と刑事裁判にあたる吟味物筋に分けられ、公事出入筋は論所・公事・仲間事・身分の四つに分類できる。水論は、地境論とともに「論所」の類別に属する<sup>75</sup>。当時の人的にも物的にも限られた裁判機構の枠組みの中では、訴訟事件のある程度の取捨選択は避けられない。刑事案件では、公益に重大に関わる事件に対しては限られた警察・検察能力を全面的に振り向けていくが、それ以外の事件にはある程度手抜をする<sup>76</sup>。民事案件では、論所と本公事は受理することを原則とし、金公事は受理制限、仲間事は不受理とした<sup>77</sup>。水論訴訟はどのように行なわれ、その特徴は何か。ここからは焦点を水論訴訟の具体的な過程に移して検討する。

日本近世の複雑な支配構造のため、裁判は幕府が審理するものと各領主が審理するものに分けられていた。この点については後文でまた詳述するが、ここでは、水論が幕府の裁判役所に係属された場合の訴訟過程を小早川氏の研究<sup>78</sup>に拠って略述しておく。

---

<sup>71</sup> 貝塚 1997。

<sup>72</sup> 藤木 1997 : 154 頁。なお、近世において正当と認められた実力行使は、①乱心者や酔狂者、あるいは家宅侵入者・強盗や筋違いの遺恨をもつ者からの攻撃に対する防衛、②敵討と妻敵討、③無礼討ちも含めた、武士の名誉を侵害する侮辱的な言動・行為に対する名誉の防衛であった（谷口 2005 : 326-327 頁）。①は自己の生命や第三者の生命を守る防衛行為。②の敵討は、原則としては届け出た上で行なうことが前提とされていたが、届け出ていなくても敵討が証明されれば、無罪となった。ただし、敵討が認められるのは、喧嘩などで殺人を犯した犯人が闘争した場合に限られており、正当性を認められた実力行使により死亡した者の遺族が敵討をすることはできなかった。密通については、幕藩権力による裁判のほか、内済などによる解決があったが、本夫が密夫密婦を殺害する妻敵討も認められていた。妻敵討は、密婦が既婚の場合その夫が、未婚の場合その父が行なうのが原則だった。敵討も妻敵討の、身分階層にかかわらず正当な実力行使とされていた。③は武士だけに認められた、名誉の防衛行為である。武士に対して礼秩序を逸脱した「無礼」に及ぶことは、名誉毀損であると考えられており、相手が武士であっても攻撃することが認められていた。

<sup>73</sup> 渡邊氏は、法解釈論上、農業水利関係における実力行動を正当防衛ないし緊急避難として認める余地があると指摘した（渡邊 1963 : 41 頁）。

<sup>74</sup> 筑波町史編纂委員会 1985 : 水利 56 号。

<sup>75</sup> 小早川 1957。

<sup>76</sup> 陶山 1991。

<sup>77</sup> 小早川 1957 : 420 頁。

<sup>78</sup> 小早川 1957 : 433-480 頁。また、「別留帳」（京都大学日本法史研究会 1973）という史料が幕府に係属された水論審理の過程を記録した。なお、近世民事訴訟の一般的過程については、小早川 1957 : 262-417

水論の訴が訴状を以って裁判役所に提起された後、提出された訴状が形式的要件また内容的要件を具備し適法なものかなどを審査する訴状糺（目安糺）が行なわれる。これが終了し、訴状が認められた場合、管轄奉行は訴状の裏面に一定形式の裏書捺印（裏判）を為す。これによって、訴が初めて裁判役所に繫属するものとなる。

裏判が被告側に送達され、一定期日（差日）に被告の出頭と立会絵図の作成を命ずる。被告側は、書面の形式を以って、裁判役所の定める期間内に答弁書（返答書）を提出する。返答書の作成は、被告が原告の訴訟事項に対して自己の利益を保護するために行なう防御的訴訟行為であり、訴訟手続上必要な行為である。立会絵図はこれに拠って裁許が行なわれるのみならず、今後の水論を拘束する最も根本的な証拠文書であり、原告と被告の双方に現場に立ち会って作成すると命じられる。

こうして一定の差日に原被両告の出頭があった場合、原告及び被告の対決即ち口頭弁論が開始される。なお、近世中期以後は、水論はその他の訴訟一般の如く、奉行自らが実際、訴訟当事者に会って裁判したのではなかった。江戸においては留役、上方においては与力・同心が実際の聴訟事務を担当した。原被両告の陳述の後、内済を懲憑し、この場合では、仲裁人の性質を帯びる扱人の選定を命じ、原被両告及び扱人三者鼎座して事件を内済に導くことを命ずるのである。扱人によってなお事件を内済できない場合は破談届を提出する。内済不成立の口書を受領した裁判役所はさらに原被両告の出頭を命じて、再度内済を命ずる。なお和融が不可能な場合は、いわゆる「地頭下ゲ」の手続を採って事件を当該地域を管轄する領主に移管して内済させるのが普通であった。

幕府の裁判役所に水論が繫属するのは違う領主をもつ村落間の水論である場合が多いため、「御料は御代官、私領は地頭家来呼出、双方障り無之様致熟談可相済旨申聞、訴状相渡」し、各領主役人に場所熟談を行なわせる。これが「地頭下ゲ」である。地頭下ゲがあった場合、各領主役人は水論の場所に出張し、立会調査（地改）を開始する。これで熟談が成立した時は熟談請証文を作成させる。もし成立できなかった場合、訴訟当事者より熟談不成立の書付を取る。このとき、各領主よりの届書によって、水論案件はまた幕府の裁判役所に繫属し、幕府の裁判役所における証拠調べ並びに幕府よりの地改役人の派遣が行なわれる。地改役人が現地に出張して検分した後、報告を提出し、裁判役人はその報告と審判の状況に基づいて裁許を下す。

一般の民事裁判では、訴訟は当事者同士の内済か、裁判役人の裁許か、訴訟案件の取下げ（吟味下）によって終了する。水論の場合は、「仮済」という独特の手続によって終了することもある。「仮済」はまた「様シ」とも称され、裁判の結果が当事者に大きな被害を及ぼすか否かを一定期間試験する<sup>79</sup>。これは判決としてのみならず、当事者間において和解行

---

頁を参照。

<sup>79</sup> 仮済は用水権の形成において重要な過程である。その期間は、おおむね3-5年間であった。仮済がもっていた意味は二つある。一つは、経験主義的な意味である。水の配分をめぐって対立している場合、両者が納得できる結論を出すためには、テストをくりかえす経験的認識が重要な意義をもつ。もう一つは、その期間のもつ意味である。雨の降り方、したがって河川の水の流出の仕方は、年によって大きな変動があ

為の一つとしてなされる場合もある。

すでに述べたように、公権力による直接的な介入なしに成立する解決行為である「内済」の勧奨は近世民事裁判の原則であり、水論訴訟においても裁判役人が度々内済を当事者に慫慂していた。

内済制度の存置は、「諸自治的団体に対して其の団体統制上、司法的自治を許した当然の結果」であると指摘されている<sup>80</sup>。儒教的な尊々の観念に類する縦の服従観念と、親々の観念に類する横の親和的観念が規律した近世の地縁的紐帯<sup>81</sup>が存在した農村社会に対し、「裁判官の任務は裁許による訴訟事案の一旦の解決よりは、むしろといえれば双方の互譲に基づく内済によって破綻を来した当事者間の人間関係を修復することにあつたのである。江戸時代の裁判は、民事の紛争にせよ犯罪行為にせよ、社会の調和を乱すと目されたあらゆる事件に対して適切な矯正措置を講ずるための手続であつた。そのためにはまず当事者を和合させ、目前に提示された問題の処理だけではなく将来起こりうべき弊害をも未然に断ち切ることに、即ち善き人間関係の修復とその恒久的維持がまず第一に考慮されなければならなかつたのである」<sup>82</sup>。

水論訴訟における内済勧奨は、実務的な理由もある。一つ考えられるのは、水論件数が多いため、処理能力が追いつかないことである<sup>83</sup>。また、幕藩の裁判役人にとって、各地方の慣習に通暁することが極めて困難なため、判決が不当となるリスクが高く、たとえ正当に裁許したとしても、河床などの自然環境の変動によって裁許結果を覆す新たな事態が発生する事も多いため、裁許の威信を失墜することともなる。このため、水論に対する幕府の一般的な姿勢は「用水論ハ容易ニ不取上」の原則に立っていた<sup>84</sup>。これは一見、自力救済を排除して幕藩の法的保護に仰ぐという趣意に反するようにも見えるが、実力による闘争を回避させて訴権を認める一方、法的保護実現の手段としては裁判よりも内済が有用視されたからである<sup>85</sup>。内済の容認が、先例主義に不可避免的に随伴する法運営の画一化傾向に対する歯止めとなって具体的に妥当な解決を可能にしたとも考えられる<sup>86</sup>。

しかし、内済は建前上は公権力が関与せず、当事者同士の熟談による解決とされるが、実際は裁判役人の意向が内済に反映され、「強制的内済」がむしろ一般的であつた。このような内済は、判決という形で顕在化しないにもかかわらず、裁判所が実質的には裁判を行

---

る。現代の利水計画においては、10分の1程度の確率で発生する渇水年を基準として、それにたえることのできる計画をつくるのが常識となっているが、幕藩期では、5分の1が基準であつたようである。5年という期間は、客観的な水文資料の蓄積がまったく存在しなかつた時代の経験主義的認識の範囲でいえば、適切な方式であつた（玉城 1984 : 22 頁）。

<sup>80</sup> 小早川 1957 : 82 頁。

<sup>81</sup> 小早川 1957 : 80 頁。

<sup>82</sup> 陶山 1991。

<sup>83</sup> この事情は現代にも通じる。現役裁判官の草野氏は、事件数が多いことが和解を提唱する一因と述べた（草野 1995 : 1 頁）。

<sup>84</sup> 小早川 1957 : 427 頁。

<sup>85</sup> 大竹 1951。

<sup>86</sup> 陶山 1991。

っている「顕在的判決」<sup>87</sup>である。

## まとめ

筑波地区の史料から、われわれは水論を惹き起こした三つの主要な原因を確認できた。同じ河川または人工水路を流れる用水を如何に配分するか。用水施設の築造・運営・修繕や他村落との水論などにかかわる費用や人足などの負担を如何に配分するか。用水施設や普請による影響を如何に排除または最小限にするか。こういった問題は用水をめぐる各関係者の利益に直結しており、うまく処理できなければただちに用水紛争に発展してしまうのである。

近世農業水利の権利関係に関する法的規定では、幕府は立法面において不備が多く、ほとんどの水利権規定は裁判役人の幅広い裁量によって判例という形で示されていた。また、幕府は喧嘩停止令をもって水論処理を訴訟の道へ誘導したものの、実際の訴訟過程においては内済主義の原則が貫徹されていた。

ここで、近世の水論訴訟は一体、法的紛争なのか、政治的紛争なのかを検討したい。法的紛争は、紛争の遂行過程において、法的な規範に基づく根拠づけをめぐる争いが主要な要素となるもので、原理的には、当事者の紛争遂行戦略は、法を用いて法的権利の実現・獲得を目指して行なわれる。これに対し、政治的紛争は、政治的な権力や勢力、影響力を用いたり、政治権力の獲得を目指したりするものである<sup>88</sup>。同じ紛争が法的紛争と政治的紛争の両方の特徴を有することも現実的にあり得る<sup>89</sup>。近世の水論訴訟も法的紛争と政治的紛争の両面性をもっている。

水論は一般的に集団紛争として現れ、ほとんどの紛争が水利組同士もしくは組合内部の村同士の間で発生していた。そもそも政治的紛争は集団紛争に多く見られる<sup>90</sup>。また、私的暴力の禁止に成功した徳川政権は、紛争解決を幕藩の法廷へ誘導することによって水論

---

<sup>87</sup> 小島 1980b : 39 頁。また、交渉ないし調整の努力が判決へのプロセスのなかで展開されるとき、調整と審理は不可分に進行し、そこでは、判決の脅威がはっきりと意識され、当事者は伝家の宝刀としての判決に支配されて、判決基準の予測に見合った合意に到達する「判決的和解」もある（小島 1980b : 40 頁）。廣田氏は裁判上和解の問題点について、「強制力をバックにしなければならないということは、当事者の納得の程度が浅いということに他ならない」と指摘した（廣田 2006 : 283 頁）。この論評は近世の内済にも適すると言えよう。

<sup>88</sup> 六本 1997 : 3 頁。

<sup>89</sup> 国際紛争について検討した藤田氏は、すべての紛争が法律的紛争か非法律的紛争かを二者択一的に分類できるほど単純ではなく、ほとんどすべての紛争には裁判可能な側面があると指摘した（藤田 1992）。

<sup>90</sup> 六本 1997 : 3 頁。

を法的紛争として取り扱いながらも、これらの訴訟を裁断し、各当事者の権利関係を明確にするために必要な法令を十分に整備せず、水論訴訟を担当する裁判役人の比較的自由的裁量に任せた<sup>91</sup>。これによって、当事者が法的根拠に基づいて争う可能性が大きく制限された。さらに、水論が内済という原則の下で解決されることは、当事者が法的根拠を主張し、裁判役人が法令に基づいて裁許する法的過程を、当事者同士や扱人としての近隣郷村、それぞれの領主も明確な法的基準に拠らずに和解交渉を行う政治的過程へと転換した。このように、集団紛争の形式と水利立法上の不備、内済の勧奨ないし強要が水論訴訟の政治的紛争としての性質を色濃くもたせた。

---

<sup>91</sup> 現実の裁判制度の機能・過程が政治のそれに質的に近似してくる「裁判の政治化現象」が現代にも見られ、棚瀬氏は、裁判の決定に対する働きかけが生じることの一因は裁量の問題であると指摘した（棚瀬1972b：315-325頁）。

## 第二章 正義の阻害要因

水論は特定の地域における水利慣行の形成のきっかけとなることはしばしばであった。用水をめぐる各種の慣行の内容は、水論の結果によって決められる部分が多く、その結果の公正さが直接、用水秩序の合理性に影響を及ぼしたのである。正義は水論の処理過程において何によって阻害されていたか。この問題について、本章は水論処理の公式ルートと非公式ルートに分けて試論する。

民事紛争は一般的に当事者自身が処理を試みることから始まり、日本近世の水論も村方交渉が先に行なわれるのが普通であった。水論が非公式ルートで処理される場合、当事者間に存在する種々の社会的格差が影響を及ぼし、交渉の公正さを損ないかねない。第一節では、地理的位置・組合加入の順番・用水をめぐる由緒に注目し、社会構造がもたらした不合理な用水秩序を論じる。

一方、水論が領主や幕府に出訴され、公式ルートで処理される場合、その結果は司法システムの公正さによって影響される。第二節では、領主の利益・領主の力関係・賄賂による私的取引の三つを訴訟構造として取り上げ、これらは水論処理において如何に正義を阻害したかを史料に基づいて分析していく。

### 第一節 社会構造

#### 地理的位置

水論が発生した場合、最初に当事者同士が直接交渉して問題解決を図ることが一般的なパターンである。公権力が存在しないもしくはそれに近い状態であれば、紛争の当事者にとって物理的暴力を発動して対決することが解決の有効手段となる。中世はまさにそのような時代であった。しかし、近世になると、喧嘩停止令の施行によって、暴力に訴えて水論を解決することのリスクが増大し、その有効性がなくなった。史料に見られる「相談」・「熟談」・「談合」といった言葉が示したように、水論をめぐる村同士の交渉は平和的に行われるようになった。

しかし、交渉が平和的であることと結果が公正的であることは、別問題である。当事者間に存在する種々の地位的格差<sup>1</sup>が水論交渉に影響を及ぼし、偏った交渉結果につながりかねない。このような格差の一つは地理的位置、すなわち用水源からの距離である。用水源に近い上流の者が下流の者より、用水面で有利であることは広い地域で見られる<sup>2</sup>。

堰の建造地をより上流の場所に求めようとした結果、堰が川上の他村地内に築かれることが一般的であった。したがって、堰から引かれる用水も他村地内を通る堰を経由しなければ、自村の田地に入らない。この堰水を利用できるのは一般的に用水施設を運営する村や水利組合のみであったが、上流村が地理的優位を利用して下流村の用水堀から無断に引水することが史料によく見られ、前章で検討した上菅間村と石田村との水論がその例である。上流に位置する石田村は、上菅間村堰の造作と普請にかかわっていないにもかかわらず、自村地内を通る上菅間村の用水堀から勝手に引水した。石田村の「前々入相水取来候」との主張から、上流村による無断引水の頻繁さが窺える。また、同じく前章で取り上げられた大島村・国松村組合と酒寄村との水論にも、上流に位置する酒寄村が自村地内を通る下流両村の用水堀を勝手に止めて引水した。

上流による引水優位は水利組合内部にも見られる。貞享四（1687）年、中菅間組合の村々で発生した水論がその一例である。引水をめぐり、下流の池田・磯部両村が上流の中菅間村を領主に提訴した。

一、池田村・磯部村之用水堀之内え、先規よりおち来り申候水ハ、上菅間村用水之余り中菅間村西田え懸り申候得て、其余り水池田村・磯部村用水ニ前々より取来り申候処ニ、当拾六年以前ニ右之用水堀え中菅間村之者新戸井を懸け、西田之余り水一面おとし不申候ニ付、両村之者とも絵図目安を指上ケ御訴訟申上候処ニ、山形助左衛門様・青木武左衛門様・後藤庄右衛門様被仰付候ハ、双方立合神文を仕罷出候へと被仰付候、其以後山形助左衛門様御意被成候は、廿六七年御知行え出入候へ共、八石田ニ戸井懸候は覚無之由被仰候、其上御手代与次兵衛殿ニも廿二三ケ年明暮上菅間村・中菅間村え出入候へとも、右之戸井懸り申候儀は見不申候由被仰候、就夫御内意ニても御座候哉、余村之庄屋衆戸井はつし取申候へハ埒明申候と奉存罷在候御事

一、当年去ル四月中、右之場所え新戸井を懸け、先規より取来り申候西田之余り水一切おとし不申候ニ付、両村之者迷惑仕、藤倉三郎兵衛様え此段申上はつし可申由申上候得は、三郎兵衛様御意被成候は、中菅間村之者此方ニ断なしに戸井懸ケ候儀不届と被仰、平間惣左衛門殿を被遣早速はつし参候様ニと被仰付候ニ付、両村之者二三日相待候処ニ、中菅間村之者如何申上候哉はつし不申候、其上池田村・磯部村え被仰下候ハ戸井はつし申事無用ニ被仰付候、其段御意次第ニ仕罷在候処ニ、又々右之外むしろ

<sup>1</sup> 近世水利組合間または組合内部に格差があったことはすでに多くの先行研究によって指摘された（喜多村 1950 : 208-221 頁、今井・八木 1955 : 321-376 頁、福島 1963、川島 1974、大塚 1989）。封建時代から形成された格差は戦後の農村にも残っていた（堀内 1970）。

<sup>2</sup> 上流による引水優位は、ゲーム理論を適用して説明する研究もある（元杉 2003）。

図Ⅱ－1 中菅間組合三ヶ村地図

戸井を懸ケ、池田村・磯部村え西田之余り水一切おとし不申迷惑仕、苗代捨りニ罷成候間、不及是非新戸井壺丁はつし取申候段三郎兵衛様え申上候へハ、三郎兵衛様御意被成候ハ、両村之者申通り実正むしろ戸井懸ケ候哉宗左衛門見て参候様ニと被仰付候、則惣左衛門殿御越御覽被成候へハ、我々申上候通少も偽無御座候御事<sup>3</sup>

中菅間組合は、組合堰からの用水以外に、上流の上菅間村用水の余水も利用していた。この余水は、中菅間村の西田を流れた後、池田・磯部両村に入る。引水の施設である戸井（樋）については、「前々より中菅間村にて戸井式丁ニ相定り、其外ハ池田村・磯部村之用水」<sup>4</sup>というふうに定められていた。しかし、上流の中菅間村は度々議定のルールを違反して新樋を設置し、西田の余水を下流の両村へ落とそうとしなかった。とくに当年は二ヶ所も新設され、下流村はますます用水不足となった。

水利組合内部の上流村が堰元という地理的優位に基づいて用水に関する種々の主導権を握っていたことは史料に多く見られる。主導権を握る上流村は、引水面での特権的優位以外にも、下流村に対して権威ぶりを振舞うことがしばしばあった。前章で紹介した筑波町・沼田村は上流の神郡・臼井両村との水論が落着いた翌元禄八（1695）年、下流の筑波郡大貫村との水論が勃発した。幕府評定所に提出された証文から一件の詳細が窺われる。

#### 差上申手形之事

常陸国筑波郡大貫村と同郡筑波町・沼田村用水論之儀、御訴訟申上候処、去ル戌十一月御裁許被仰付候は、鴨居川通筑波・沼田両村用水堰より落申候余水、先規之通尼ケ堰致修復、大貫村え用水引取可申旨被為仰付候ニ付、当亥之春大貫村より我儘ニ堰普請取懸り申候故、私共方より差留候得は、此度大貫村より御訴訟申上候ニ付、去ル戌十一月被為 仰付候通り、右尼ケ堰普請仕、大貫村え用水引取せ可申旨被 仰付奉畏候、自今以後右堰普請仕候時分、大貫村より私共方えお断仕ニは申合少も妨申間敷候、我儘成儀御座候ハゞ其証拠可申上旨被 仰付、是又奉畏候、為後日仍如件

常陸国筑波町

元禄八年亥四月廿六日

名主 吉左衛門印

組頭 津右衛門印

同国沼田村

名主 太郎兵衛印

組頭 武右衛門印

御評定所<sup>5</sup>

筑波町・沼田村は上流村から引水を止められた一方、両村より下流の大貫村に対しては

<sup>3</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 64 号。

<sup>4</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 64 号。

<sup>5</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 89 号。

上流村として威張り、前年の訴訟で大貫村が相手側の神郡・臼井両村に加勢したことへの遺恨もあり<sup>6</sup>、筑波町地内に設置された大貫村の尼ヶ堰の普請に妨害行為を行なった。

## 組合加入の順番

用水源に近い河川や用水路の上流に位置することは、取水が自然に便利であり、実力行使が禁止される限り、下流との用水交渉においても相手からの抗議を無視し、自らの主張を貫けるほど有利な地位にある。しかし、上流に位置しながら、用水面で優位でないこともあった。その場合、単純な上下流関係が村落間のより複雑な社会的関係によって抑制され、その社会的関係から生まれた水利組合間または組合内部の村落間の地位上の格差が水利秩序と水論をめぐる交渉の結果に大きく影響を及ぼしたのである。社会的関係に基づく格差に関しては、「親郷」の名をもつ大村で経済力も大きいことや、地域の政治的中心であること、水利施設の設置に貢献があったことまたはこれに関係した有力者が村に住んでいたこと<sup>7</sup>、上流村による「化粧水」であること<sup>8</sup>、被差別部落であること<sup>9</sup>などが指摘されている。ここでは筑波地区の史料に基づき、既存研究に言及されなかった社会的格差の事例を紹介する。

水利組合加入の新古が組合内部の村々の関係を決める重要な原因の一つである。以下の史料は、新規加入村の地位が旧来の村々より低かったことを示してくれた。

### 取替証文之事

- 一、此度五ヶ村古堰之跡被取立候ニ付、右組合ニ相加り度段申談、此度組合ニ罷成候上ハ、相談之通堰一同ニ付、人足割合を以毎日無滞差出可申候
- 一、堰水懸候義六ヶ村之内水下之村より順々ニ引可申候、尤堰水ニ付我か儘働一切不仕、六ヶ村方申合毛頭相談之趣相背申間敷候、地高之田地へは水汲上ケ用、尤堰用水堀之内へ少々之小堰ニても仕間敷候
- 一、堰之儀ニ付右之五ヶ村之内より如何様之六ヶ敷義出来仕候共、当村之義ハ多分へ相加り可申候
- 一、当村一ヶ村ニて堰之義相止度筋申出間敷候、自然田地高ク堰水ためニ成り不上候ハ、其節各々え相談申請、組合相除候様ニ被成可給候
- 一、堰相談之儀ニ付、六ヶ村寄合之儀有之ニおゐてハ、早速当村よりも御差図次第ニ役人可罷出候、少も難渋ケ間敷事申出間敷候、附て入会之芝間近所之村方ニ候へハ、万水之節早速欠付堰場大せつニ可仕候

<sup>6</sup> 前年の水論訴訟時、大貫村も尼ヶ堰の件について提訴した（筑波町史編纂委員会 1985：水利 82 号）。

<sup>7</sup> 喜多村 1950：210-217 頁。

<sup>8</sup> 上流村の名主の姫君が下流村の名主の許へ嫁入りしたとき、上流村の水を「化粧水」として持参したため、嫁入り先の下流村が引水順序の優先権を得たという（龍野 1983：51-52 頁）。

<sup>9</sup> 好並 1984。

図Ⅱ－2 五ヶ村古堰関係村々地図

右之通り堀隠岐守様御知行所上野村、願之通り土浦 御城主土屋但馬守様御役所へ御願被成、堰組合ニ被差加候様ニ契役候、以上

万一堰成就不申候ハ、此証文互ニ可為□反故候

享保九年辰三月廿六日

上野村 名主 太郎右衛門⑩  
組頭 平右衛門⑩  
百姓代 重右衛門⑩

松塚村

名主 源左衛門殿  
組頭 六兵衛殿  
同 甚左衛門殿  
同 長左衛門殿  
同 善兵衛殿<sup>10</sup>

この証文にある「五ヶ村古堰」とは、桜川右岸にある新治郡上境村・中根村・土器屋村・横町村・松塚村の五ヶ村による組合堰のことで、享保七（1722）年の「常陸国新治郡松塚村指出シ帳」には、

一、用水堰 是ハ四拾年以前ハ堰仕候得共、近来相止申候、但し上境村・中根村・土器屋村・横町村・松塚村五ヶ村入合之堰ニ御座候ニ付、堰堀千九百間余只今迄御座候<sup>11</sup>

とある。この堰は当時すでに使用されておらず、そのため「古堰」と呼ばれた。五ヶ村は再び古堰を開発しようとする際、同郡の上野村も組合に加入したいと願った。上野村は五ヶ村のいずれよりも上流に位置するにもかかわらず、水下の五ヶ村が引水した後に水を引くことや、用水堀に小堰を造らないこと、自村の都合のみで堰を止めないことなど、水下の五ヶ村より不利な条件を受け入れて組合に加入した。

## 由緒

由緒というものに基づく村落間の地位上の格差もまた不合理な水利関係を生み出す。これを示す事例は、北条組合の用水をめぐる伝承である。文化十三（1816）年、北条組合と組合堰所在の沼田村との間に水論が起こった。沼田村は北条組合に対し、

一、沼田村より相願候ハ、大堰之下洗堰壺尺五寸下ケ致、◆<sup>12</sup>を夫より右大堰五寸下ケ、不用之節ハ大堰中程ニテ三拾式間余之内拾間取払、尤寒水之時分ハ土俵を以致仮

<sup>10</sup> つくば市教育委員会 2012 : 38 号。

<sup>11</sup> つくば市教育委員会 2003 : 31 号。

<sup>12</sup> ◆は「彡」に「引」という字。

図Ⅱ-3 北条組合村々地図

留引取候様、尚又年々普請毎ニ沼田村役人立合候様仕度候

一、用水溝之儀ハ水門下堀幅同様九尺、或式間なり共相定、川欠分出杭を打、此上川欠無之様仕度、出洲等不残取払、年々川浚をいたし候様仕度候

一、水門普請之節、水除ケ月之輪仕立有之候得共、普請成就之上不残取払水吐キ宜敷様仕度候

一、論所地面之儀ハ、沼田村地面ニ相違無之候得共、北条村之者共普請入用之節ハ、沼田村役人之差図を以用立可申候間、右沼田村え一札差入年々不限多少ニ地代沼田村え相渡シ呉候様仕度候<sup>13</sup>

との要求を提出したが、すべて拒否されたため、水論訴訟となった。

北条組合大堰は桜川左岸に位置する筑波郡北条村・小沢村・小泉村・君島村の四ヶ村の組合堰であった。享保年間、大堰より川下 58 間の所に縦 25 間・横 6 間半の洗堰が四ヶ村によって新設された<sup>14</sup>。用水は堰所在の沼田村を出て大貫村・杉木村を順次に流れたあと、四ヶ村に入っていく。このため、大貫・杉木両村も北条組合の用水堀から飲用水と灌漑用水を取っていたが、北条組合の構成員ではなかった<sup>15</sup>。

ここで沼田村と北条組合の關係に注目したい。堰の高下げは沼田村の要求の一つである。すでに述べたが、堰の場所をより上流に造ろうとした結果、他村地内にあるのが一般的であった。引水の便利を考えて堰の水位を高め維持したい下流と、自村田畑に満水の影響を避けるため水位を下げたい上流村との間に、しばしば対立が生じていた。この類の水論は、北条組合上下流の多くの堰で近世初期から頻繁に発生してきた。しかし、北条組合堰では、今回の紛争は初めてであった<sup>16</sup>。

沼田村のもう一つの要求は、堰所在の地面に対する地代の納付である。自村地内に他村の用水施設が造られた村は、土地を提供した代わりに、地代をもらうのは普遍的な慣行である。たとえば、大島村地内に堰を造った上菅間村は、「年々堰地代上菅間村より地元大島村え差出」<sup>17</sup>していた。しかし、沼田村は地代の問題に関しても、初めて権利の主張を行なった。

北条組合堰をめぐる、沼田村側には不満があったにもかかわらず、長い間、水論は起こらなかった。このことから、双方の間にある種の地位的格差が存在していたことが推測できよう。一つ考えられるのは北条組合側の領主の権威だが、これについては後文でまた詳述する。ここでは、もう一つのことに焦点を当てたい。

訴訟において、北条組合側は堰の歴史について、

<sup>13</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 17 号。

<sup>14</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 19 号。

<sup>15</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 21 号。西崎氏は判例の検討を通じて、受益村が受益行為の開始によって必ずしも用水組合に加入するには至らなかったことを指摘した（西崎 1927b）。

<sup>16</sup> 過去に同様な水論があった場合、そのことを訴状や返答書など訴訟書類で言及するのが一般的であったが、この一件の書類にはまったくなかった。

<sup>17</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 74 号。

常州筑波郡北条の城主多気太郎義幹、建久の頃北条の郷用水なき事を歎き、北条の御制札場より凡四拾町程上ノ字桜川といふ有、此川敷をたて長五百間余堰を築立、右堰内に石堰壺ケ所幅四拾間余、流八間余、右石堰より四百三拾間余川下に大水門壺ケ所、長九間半・横九尺・高七尺、大貫村前に中水門壺ケ所、長六間・横四尺・高三尺八寸、北条村出口に小水門壺ケ所、長六間・高壺尺九寸・横貳尺、凡て三ヶ所悪水落しを伏込用水を引込候処、同国小田城主八田左衛門将武者所知家、相州鎌倉え駆参つて、北条義幹遠堀を構逆心之旨、右大将頼朝公の上聞に達す、依之義幹建久四年七月十四日八田知家為に切腹す、其時北条村不老の台に葬り、法名無量院と号す、今其碑墓猶見存す<sup>18</sup>

とその悠久さを主張した。一方、堰地面の所属についても、

堀幅之儀ハ建久年中より用水堀筋ニ数多溜池有之、右之溜池近年埋り堀敷之分沼田村ニて進退有之候得共、此儀通も此上同村え進退不相成趣ニ御座候<sup>19</sup>

と北条組合が主張し、ここにも中世の多気義幹という由緒が語られた。

多気義幹とは、恒武天皇の第四子葛原親王を祖に、常陸国筑波郡多気に本拠を構え、常陸平氏本家を継承した武将である<sup>20</sup>。『吾妻鏡』によれば、建久四（1193）年、義幹の近くに居を構えた八田知家<sup>21</sup>がを畏を仕掛け、義幹に防戦の用意をさせ、將軍の源頼朝に讒言して失脚させた<sup>22</sup>。

北条組合は、用水の由緒を鎌倉時代の成立前後に遡って主張し、多気義幹が農民のために造ったと語った<sup>23</sup>。前近代の社会において、精神的領有が物理的力量と並んで権力を構成することは、公権力のみならず社会的権力にも当てはまる<sup>24</sup>。由緒はまさに物事の正当性を主張する精神的領有であり、その存在によって北条組合と沼田村との間に一種の地位的格差が生まれたと考えられよう。

しかし、北条組合に語られた由緒を『吾妻鏡』の記述と対照すれば、両者に齟齬が出てくる。まず、堰や用水堀のことは『吾妻鏡』には一言も書かれていないのに、北条組合の由緒には詳細に強調されていた。もう一つの違いは、義幹の結末に関する記述である。水

<sup>18</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 19 号。

<sup>19</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 17 号。

<sup>20</sup> 多気義幹の系譜は、石川 1991：41-87 頁、雨谷 1993：93-157 頁を参照。

<sup>21</sup> 八田知家の系譜は、雨谷 1993：158-179 頁を参照。

<sup>22</sup> 雨谷氏は、義幹の没落が八田知家の謀略による偶発的事件ではなく、その前後の一連の事件も含め、鎌倉政権確立という政略の中で行われた常陸御家人の再編成のための粛清であったと指摘した（雨谷 1993：154-155 頁）。

<sup>23</sup> この伝承は現地ではいまにも伝わり、義幹の造った用水路が防戦のための堀だと讒言され、失脚したという（木村 1985：145-147 頁）。

<sup>24</sup> 井上 2003：2 頁。

論当時、北条組合が提出した文書には「義幹建久四年七月十四日八田知家為に切腹す」と書かれ<sup>25</sup>、義幹が事件直後に亡くなり、北条村地内に埋葬され、墓碑もあったというが、『吾妻鏡』建久五年十一月十九日の条に、「多気義幹捧歎状、依人讒被収公所領事、狩野介執申之」と書いてあり、義幹は事件の翌年にも生きていたことを意味する。

図Ⅱ-4 伝多気義幹墓



また、義幹が籠城したとされる北条村の城山で行なわれた発掘調査では、遺物の様相や、明確な造り替えの痕跡がないことから、大きな土塁・堀を備えた城郭としての山城は16世紀後半になってから築造されたと推定され<sup>26</sup>、義幹をめぐる北条組合用水の由緒に否定的な結果となった。

北条組合下流の小田村では、戦乱で廃城となった小田城の堀を溜池として利用していた<sup>27</sup>。このことから推測すると、北条組合用水もおそらく戦国時代の廃城の堀を用水路の一部に転用したと思われる。しかし、義幹が築造したという由緒の言説はどのように形成されたか。きわめて興味深い問題である。

由緒の筋や根拠は、すべてが偽りであるというわけではないが、史実としては確かめられないことが多い。少なくとも、近世初期、由緒で語られる時期に近かった頃には、由緒のストーリーがまだ成立していない。由緒は18世紀以降、自覚的に使用されると考えられ

<sup>25</sup> 北条村にある無量院に祭られている多気義幹の位牌には「北条開基城主多気義幹、無量院阿弥陀仏、建久四癸丑歳七月十五日」と記された（菊地1967）。

<sup>26</sup> 筑波町史編纂委員会1983、石橋・関口2002、石橋・広瀬2003、有限会社日考研茨城ほか2009。

<sup>27</sup> 筑波町史編纂委員会1985：水利34号。

る。村が由緒を語るところでは、そうした由緒を自覚するきっかけがある。村が由緒を強く自覚するのは、他者との関係で「危機的状況」である場合が多いと考えられる<sup>28</sup>。井上氏は由緒が作られることを社会の均質化や平均化への反作用・反動と見なす<sup>29</sup>。北条村にある多気義幹の位牌が江戸時代に作られたこと<sup>30</sup>を考えると、北条組合用水の由緒もおそらく近世に入ってから形成された言説であり、「由緒の時代」と時期的に一致する。この由緒が強く意識され、都合よく過去の歴史と整合された物語となったのは、まさに上流の沼田村との関係において北条組合の優位を確保するためであった。実際にも、その役割を果たしていたと言えよう<sup>31</sup>。

## 第二節 訴訟構造

### 裁判管轄

日本近世の支配構造はきわめて複雑で錯綜したものであった。約300の藩のほか、幕府直轄領地である御料や旗本領、寺社領、公家領、天皇領などが存在していた。このような複雑な支配構造は江戸時代の法律の重層性をもたらしたのである。

近世幕藩国家の複雑な法構造を体系的に把握するためには、国家支配の法としての公家法と武家法、支配者と被支配者の区別による領主法と被治者（自治）法、幕藩体制国家の顕著な特徴とされる各種身分階層の区別による各種身分法、幕藩体制国家の大部分の領域を事実上支配した徳川氏と諸大名の法すなわち幕府法と藩法の四種を見落とすことができない<sup>32</sup>。このうち、領主法には、幕府法と藩法の外に、公家法、寺社法、旗本法も存したが、公家・寺社は名目的な領主にすぎず、領主法としての公家法・寺社法は一応これを無視しても大過ない。旗本法は、幕府法の強い影響を受け、藩法のごとき独自性はみられず、広

---

<sup>28</sup> 久留島 1995 : 9 頁。

<sup>29</sup> 近世という時代の中で社会の平均化・均質化の画期が何度かあり、その都度、社会関係は大小の変容をとげた。平均化・均質化の動きへの対応（反作用・反動）として、差別化、個別化、集団化の動きがでてくるが、その際に必要となるのが、アイデンティティの確認（＝差異の明確化）であった（井上 2003 : 395 頁）。なお、歴史学における由緒論の研究状況について、山本（2010）を参照。

<sup>30</sup> 菊地 1967。

<sup>31</sup> なお、水利施設の設置に貢献があったことまたはこれに関係した有力者が村に住んでいたことや、龍野氏が紹介した「化粧水」の伝承も一種の由緒であるが、北条組合用水の由緒と違うところがある。これはすなわち久野氏の言う「由緒」と「由来」の違いである（久野 2004 : 67-68 頁）。前者は歴史的事実を通して過去が現在の人々につながっていることを合理的に示す。一方、後者は始源と現在の人々とを、事実を超えて結びつける「物語」であり、宗教性や文学性が強い。

<sup>32</sup> 服藤 1980 : 6 頁。

義の幕府法に含めても差支えないほどのものであった<sup>33</sup>。

徳川幕府将軍は、封建的統一政権と大名政権という双面性、つまり王権的性格と家宰的性格という権力の二重構造をもっていた<sup>34</sup>。したがって、幕府法は、天下一統の御法度と御料法の二者に大別できる<sup>35</sup>。幕府法は、一般に制定法を法度と称したが、この法度のなかにおいて、武家諸法度の如く、幕政の基本法については、将軍の名をもって公布し、あるいは、老中が将軍の上意により申し渡す形式をとるものがあるが、普通は、将軍の裁可をへたのち、老中が書付をもって公布するものが多かった。これらの法令のうち、関係官庁などにのみ通達するものを達あるいは（狭義の）書付と称し、一般に公布したものを触書と称した<sup>36</sup>。

大名領の支配は、藩法のみによる一元的支配ではなく、幕府法と藩法による重疊的、二元的支配であった<sup>37</sup>。このなかで、藩法が幕府法に近似していくという「幕府法化」の現象が見られる<sup>38</sup>。近世農業水利の権利関係に関しても、各藩の規定は幕府の法令と裁許の趣旨に倣ったものである<sup>39</sup>。

複雑な支配構造は近世の裁判管轄にも影響を与えた。御料や大名、旗本の領地はすべて一ヶ所にまとまった領域ではなく、飛び地や相給支配などが数多く存在していた。このような複雑で錯綜した領有構造が村落と村落の境に多くの「支配違」関係を生み出した。とくに旗本領地の多かった関東八州では、旗本領・御料・藩領・寺社領などが入り組んでいたため、多くの水論は「支配違」の村々で起こったのである。

水論も含む訴訟の裁判管轄は、訴答双方が同一領主の支配に属するか否かによって分けられた。同一領主なら、御料所の場合は御料所代官、私領地の場合は各私領地頭役所に係属する。しかし、訴答双方が「支配違」の関係にある場合、当該訴訟は直ちに幕府の管轄役所に係属する。具体的な規定は、(1) 原告が御料または御預所であれば、関八州内外を問わず勘定奉行初判、但し御料または御預所相互の争訟は勘定奉行内寄合公事。(2) 原告が関八州内の私領であれば勘定奉行、関八州外の私領であれば寺社奉行初判。(3) 原告が一定格式を有する寺社か寺社領であれば、関八州内外を問わず寺社奉行初判。(4) 原告に御料私領入り交るときは、宝暦六（1756）年以前は村数の多少により、明和八（1771）年以前は事件に関与した程度の軽重によって、御料の村々の数が多いか重く関与するか村数ないし軽重が相等しければ勘定奉行初判で、そうでなければ寺社奉行初判であったが、明和八年以降は一律に勘定奉行初判の慣例となった。(5) 関八州外でも畿内八ヶ国について

<sup>33</sup> 服藤 1980 : 13 頁。なお、旗本法については、川村 1969・1970 と鈴木 1969 を参照。

<sup>34</sup> 鈴木 1973 : 97 頁。

<sup>35</sup> 服藤 1980 : 18 頁。石井氏は、前者を統合的幕府法、後者を領主的幕府法と呼ぶ（石井 1979 : 338 頁）。

<sup>36</sup> 杉山 1980 : 268 頁。

<sup>37</sup> 服藤 1980 : 18-19 頁。

<sup>38</sup> なお、藩法の「幕府法化」には、法領域による差異が見られる。相対的にみれば、幕府法化がそれほど顕著でなかった法領域として、大名にほぼ完全な自分仕置権が認められた裁判法、租税法の両者を挙げ得る。これに反し、幕府法化がもっとも甚だしかったのは、天下一統の御法度による干渉も強かった一般行政法の分野であった（服藤 1980 : 68 頁）。

<sup>39</sup> 西崎 1927a。

は特例が設けられて享保七（1722）年以降は、（イ）京都、大坂両町奉行支配国内支配違の争訟はそれぞれ支配町奉行管轄、（ロ）両町奉行支配国相互の争訟は、御定書所定の寺社奉行初判公事でなく、相手方支配町奉行へ出訴の慣例、（ハ）両町奉行支配国から畿外他国にかかる争訟は京都・大坂・伏見・奈良・堺の町方を原告とすれば寺社奉行初判、在方が原告であれば関八州外裁判管轄の定によった<sup>40</sup>。支配違の訴訟は、最終的に評定所において審理されることになる<sup>41</sup>。

## 領主の利益

水論が同一領主の領内に起こったとき、訴訟は領主の仕置権によって処理されることになる。第三章と第四章で事例を詳しく検討するが、この場合、領主の利益的打算が訴訟結果の公正さに歪みをもたらしかねない。

近代国家においては、裁判過程と政治過程の峻別はさまざまなメカニズムを通じて制度化されている。「それらの制度化のメカニズムによって、裁判が現実にも理念的な裁判過程に近似することになり、その限りで裁判は、政治とは区別された社会過程として、個別的紛争の迅速な処理と一般規範の維持という期待された機能を充足していく」<sup>42</sup>。しかし、近世の日本では、行政と司法が未分化の状態にあった。領主の配下にある代官などの役人たちは、行政官であったと同時に、司法官でもあった。この二重性は、必然的に訴訟正義実現の成否を左右する大きな影響要因となった<sup>43</sup>。行政的観点に基づく領主の経済的・政治的利益が水論訴訟の公正さに歪みをもたらしかねない。

## 領主の力関係

上は同一領内の水論について検討した。一方、支配違の水論は最初から幕府の法廷に係

---

<sup>40</sup> 大竹 1951。

<sup>41</sup> 評定所は、寺社・町・勘定等の各奉行がその裁判官となり、所謂評定所一座を形成した（西崎 1927a：註七）。

<sup>42</sup> 棚瀬 1972b：306頁。

<sup>43</sup> 渡邊氏は、「行政庁の意思決定は、一定の行政目的（公益目的）の積極的実現のためになされるのであって、裁判におけるような紛争処理のための意思決定でないという点で、その性質が全く異なるのであり、その点では私人の意思決定と同じである。私人の場合は私的利益の追求であるから、利益の内容は異なるが、要するに一定の利益の追求が目的としてはっきりしており、その目的達成（利益の実現）のための有効な手段として法的決定を行なうという点では同じである。裁判においても、もちろん裁判官がその法的決定によって実現されるべき利益を考慮し、それに奉仕するように結論を出すとか、あるいは意図的にでなく結果的にそうなるということはさけられないが、それにもかかわらず、裁判官は利害関係人ではなく、したがって当該利益の直接的担い手でなく、多かれ少なかれ第三者としてあらわれる（このような第三者性が全然なくなったら、それはもはや裁判とは言いえない）のに対し、行政庁は、一般私人と同様、直接の利害関係人であり、自己の追求する利益（それが公益であれ）にいかにか奉仕するかという観点から法的決定をせざるをえないという点で、裁判官のような第三者的立場に立ちえないという制約を受けている」と指摘した（渡邊 1972：269頁）。現代国家では、行政権による紛争処理場面の増大が指摘され（原田 1983）、水利紛争の処理にあたって、行政機関が調停や仲裁の役割を果たしたり、農業水利団体に代わって交渉に臨んだりしていることが注目される（小林ほか 1985）。

属されることになる。この場合、訴訟の結果に歪みが生じる最大の原因は当事者双方の背後にある領主の力関係の影響である。幕府訴訟におけるこの流弊について、当時の農政書『民間省要』では、「我を立て人の下知を不用、諸事我が儘多く、物に害をなし締らざる物なり、是等は畢竟其頭々の時めく君寵に、その知行の百姓迄其心驕」る<sup>44</sup>と如実に書いてある。

貞享四（1687）年、大島・国松両村が上流の酒寄村を相手に、両村組合堰土取場の所在と、用水を酒寄村に止められた問題をめぐり、幕府に提訴した<sup>45</sup>。幕府評定所が翌年下した裁許は、土取場に関しては酒寄村側の不法を指摘し、訴訟方の主張を完全に認めたが、その一方で、用水の問題に関しては疑問をいだかせる判定を下した。

訴状によると、貞享二（1685）年七月廿五日と翌年三月廿五日、酒寄村が二度も自村地内を通る原告両村の用水堀を止めたという。その理由について、酒寄村は、満水の節の逆水入を防止するためだったと返答書の中で弁解した。評定所の裁許は、大島・国松両村に対し、「用水堀之堤自地形壺尺高、其上高サ三尺横三尺六寸之石橋致之、用水之分量限之」と命じた。裁許は酒寄村の田地を水損させてはいけないということも強調したので、上記の内容はそのための措置にも受け取れるが、どうやら本当の目的は両村の堰水を酒寄村に分けようとするににあったと思われる。なぜなら、この裁許は、酒寄村が自らの田地に引水するために訴訟方の用水を止めたと指摘しながらも、その行為を止めようとしなかったからである。

この裁許を、桜川対岸の上菅間村と石田村の水論に対して評定所が寛文九（1669）年に下した裁許<sup>46</sup>と対照してみれば、二件の判決内容には大きな違いが見える。石田村が自村地内を通る上菅間村の用水堀から引水したことに對し、評定所は石田村による引水権を認めなかった。裁許の理由として、上菅間村堰の設置と普請に石田村がかかわっていなかったことや、用水が別の場所にあることが挙げられた。この二点については酒寄村の場合でも同じであった<sup>47</sup>。二件の水論はきわめて似ていたものの、裁許の結果には雲泥の差があったと言える。

注意すべき点はもう二つある。まず一つには、訴訟が裁判役所に提起され、役所が相手方の出頭を差日に命じた場合、相手方は返答書を作成し、差日までに提出しなければならなかった<sup>48</sup>。しかし、大島・国松両村が訴状を提出したのは貞享四年二月、酒寄村が返答書を提出したのは同年十一月であった。この間には9ヶ月の経過があり、他の事例と比べるとはるかに長い。また一つには、返答書の提出から裁許が下されるまでの期間は比較的短かいことである。裁許の日付は貞享五年二月廿五日、わずか3ヶ月ほどで裁判は終結した。大島・国松両村の訴状は長い間、幕府に取上げてもらえず、水論の是非を審理する時間も

<sup>44</sup> 日本経済叢書刊行会 1914 : 321 頁。

<sup>45</sup> 筑波町史編纂委員会 1985 : 水利 1-4 号。

<sup>46</sup> 筑波町史編纂委員会 1985 : 水利 52 号。

<sup>47</sup> 上記の大島・国松両村と酒寄村との水論裁許絵図から、酒寄村の堰がその上流にある椎尾村地内に設置されたことが確認できる（国土地理院 2006 : 35 頁）。

<sup>48</sup> 小早川 1957 : 450-452 頁。

それほど充分ではなかったということになる。

表Ⅱ-1 筑波地区における訴訟関係期日判明の水論

水論当事者	訴状提出日	返答書提出日・差日	裁許・内済の日
小田・大形⇄太田	寛文九年五月	寛文十年二月	寛文十年三月廿八日
大島・国松⇄酒寄	貞享四年二月	貞享四年十一月	貞享五年二月廿五日
筑波・沼田⇄臼井・神郡	元禄六年六月	元禄六年六月廿五日	元禄七年十一月十四日
沼田・筑波・大島・国松⇄ 北条・君島・小沢・小泉	文化十四年正月	文化十四年二月十三日	文政三年八月四日
上菅間⇄大島	文久二年九月	文久三年二月十三日	文久三年九月

筑波町史編纂委員会 1985：水利 1・4・17・24・33・35・61・80・84 号。

表Ⅱ-1 が示したように、第五章で検討する寛文年間の小田組合番水相論も、訴訟方の訴状提出から相手方の返答書提出までは 9 ヶ月かかったのにも関わらず、返答書の提出から訴訟終結まではわずか 1 ヶ月ほどであった。一件は幕府に提訴されたが、内済の形で片付けられ、肝心な番水制には至らなかった。

上述の二件はなぜ訴訟過程においても処理結果においても歪みが生じたのか。二件の当事者をそれぞれ比較してみよう。

村高では、酒寄村が 881.224 石、大島・国松両村の合計が 2118.534 石、太田村が 390.63 石、小田村が 1718.724 石となっていた<sup>49</sup>。もし経済的利益の観点から処理されたならば、大島・国松両村と小田村が有利なはずだが、実際はその逆となっていた。

ここでは当事者背後にある領主の力関係に焦点を当てたい。この二件の水論訴訟においては、領主の力関係が唯一とは言えなくても、重要な原因であったと考えられる。酒寄村の領主は笠間藩井上氏、大島・国松両村を支配する旗本井上氏はその分家に当たる<sup>50</sup>。双方の間に存在していた権力的背景の違いが訴訟の過程及び裁許の結果に影響を及ぼしたことは、容易に想像できよう。小田組合番水相論においても双方の領主の力関係が水論の結果に影響した。これについては第五章でまた詳しく検討する。

領主の力関係による影響について、喜多村氏は、一般的傾向として御料村が水論で最も強大であり、大藩あるいは幕府と特別の親近関係にあるものはこれに次ぎ、さらに、たとえ小藩であっても領主が時の幕府の要職にある当路者でありまた寵臣である場合には、大藩の威を凌ぐことがよくあったと指摘した<sup>51</sup>。地理的位置から言えば、酒寄村と太田村はともに上流にある。社会構造に起因する上流優位が領主の権力的背景という訴訟構造に強化

<sup>49</sup> つくば市教育委員会 2004：65 号、真壁町歴史民俗資料館 2002：25 頁。なお、小田組合番水相論は主に小田村と太田村の争論であったため、ここでは大形村の状況を省略した。

<sup>50</sup> 笠間藩井上氏の支配状況及び旗本井上氏との関係については、笠間市史編さん委員会 1993：378-379 頁と鈴木 1968 を参照。

<sup>51</sup> 喜多村 1950：473 頁。

されることになった。

## 賄賂による私的取引

正義が水論訴訟で阻害されたもう一つの要因は、賄賂による私的取引、すなわち石村氏の言う「腐敗裁判官」<sup>52</sup>の影響である。

管見のところ、近世の賄賂に関する研究は皆無に近い。それは、賄賂がほとんど存在していなかったからではなく、むしろその逆だと思われる。腐敗を制度的に根治できなかった近世においては、賄賂の横行が当たり前の現象だという意識が学問的関心の薄さにつながったのであろう。

明治期の歴史学者が幕末の幕府役人に対して行なった聞き取り調査をまとめた『旧事諮問録』には、賄賂が普遍的に存在していたとの証言が多く記録された<sup>53</sup>。こういった証言から、江戸時代の賄賂が支配層の武家政権内部のみでなく、幕藩役人と民衆との間にも蔓延していた状況が窺える。藤田氏は、賄賂政治と批判された「田沼時代」について、「賄賂によって願望を実現しようとする風潮は、(中略) 武家も含む社会全体を覆った。まさに賄賂汚職の時代であった」と指摘した<sup>54</sup>。

中瀬氏が『江戸時代の賄賂秘史』と題する著書の中で史話風に近世賄賂の事例を数多く紹介した。氏は、「賄賂は徳川家のおため」という表現で賄賂横行をもたらした一因を指摘した。すなわち、「幕吏が大名より受ける収入が多ければ多いほど、幕府の物入りは少なくなり、また、これが大名の台所に直接の影響を与えるので、武備を厳にするいとまがなくなる。したがって、一挙両得の『おため』であるというのである」<sup>55</sup>。

藤田氏によれば、訴訟や請願を有利に進めるため、有力老中など幕府の権勢家や実質的な許認可の権限を持つ役人へ取り成しを頼もうとする不正な行為が目立ち、賄賂が絡んでいる有力者による口利き行為は、願人⇒側衆⇒奉行、または、願人⇒老中・若年寄の家来⇒側衆⇒奉行というルートで行なわれていた。このなかで、側用人、御用取次、小姓などの中奥役人が働きかける対象として効果的だと見なされていたのは、将軍権力の強化にともなう中奥役人の権威と政治力の高まりという歴史的な背景がある。依頼側が直接に接触するのは老中本人ではなく、用人や家老たちであり、彼らを仲介者として老中に請願するのである。さらに、老中本人、あるいはその用人・家老と依頼者の間を仲介する者もいる。仲介者として親類や遠縁などは有力であるし、日頃から老中らの屋敷に出入りする様々な人も仲介者となりうるので、わずかな縁を頼りにたくさんの人々が近づいてくる<sup>56</sup>。

山口氏は、論著で検討した宝永・正徳年間(1704-1716年)の訴訟事例について、権勢

---

<sup>52</sup> 石村 1972。

<sup>53</sup> 進士 1986a : 112-116 頁 ; 進士 1986b : 55、85、195 頁。

<sup>54</sup> 藤田 2012 : 48 頁。

<sup>55</sup> 中瀬 1989 : 9-10 頁。

<sup>56</sup> 藤田 2012 : 54-55、57 頁。

に対する遠慮、おもねりから迅速処理や公正な処理がなされず、贈収賄によって不公正な結果を招いたと指摘した<sup>57</sup>。

水論訴訟二件の処理過程を詳細に記録した「別留帳」には、二件の論所見分時に、地改に当たった幕府役人への「贈物」が記された<sup>58</sup>。備中国の水論一件では、上級役人3人は水論双方から金500疋<sup>59</sup>と300疋ずつ、侍9人は双方とも100疋ずつ、中間9人は双方とも50疋ずつ、その他の8人は双方から300疋と200疋ずつ贈られた。武蔵国の水論一件では、当事者の片方が二回にわたって上級役人3人に800疋ずつ、その他の8人に500疋ずつを贈った。

幕府としても、賄賂横行の事実を認識していたため、度々禁令を発していた。公事訴訟に関する賄賂禁止令に限って言えば、まず、正徳二（1712）年九月五日の日付で評定所の裁判役人に出された「評定所之面々江被仰渡候御書付」に、

凡公事訴訟之事、或ハ権勢之所縁有之候輩、或ハ賄賂を用ひ行ひ候輩之類者、其志を得候而、其望を達し候もの共有之由、世上ニ沙汰し候所、すてに年久く候を以、御代初之時、御条目にしるし出され候と云へとも、其旧弊今ニ相改さる由、猶々其聞候、若風聞のことくに候ニおみてハ、御政事のよりてやふれ候所ニ候得者、此上ハ其沙汰に及はるへき御事ニ候、奉行之面々其家中之輩ハいふに及はず、支配之もの共ニ至るまで、よろしく其戒め可有事に被思召候事<sup>60</sup>

とある。このなかで、「権勢之所縁」すなわち領主の力関係による訴訟結果の不正と、賄賂による不正の両方が言及され、旧弊を改めるよう裁判役人に訓戒したのである。

次は、正徳五（1715）年に発令された「公事訴訟人より音物贈り候儀御制禁之儀ニ付御書付」である。

公事訴訟有之者共、奉行役人中並其家来之末々といふとも、内縁を求め、音物を相贈候儀制禁在之候、違犯之輩に至ては、たとひ理運之公事、其謂ある訴訟といふとも、一切に許容有へからず、若又裁許の後、年月過ぎ相聞へ候といふ共、急度其沙汰に及ハレ、罪科に可被行者也、  
右今度如此被仰出旨、よろしく可相心得候以上、  
七月<sup>61</sup>

この禁令は賄賂行為に対し、罪科に処すると厳しく規定した。さらに、正徳六（1716）

<sup>57</sup> 山口 2003 : 131 頁。

<sup>58</sup> 京都大学日本法史研究会 1973 : 555-558 頁。

<sup>59</sup> 金 100 疋 = 1 朱。

<sup>60</sup> 石井 1959 : 36 頁。

<sup>61</sup> 石井 1959 : 148 頁。

年の「評定一座可相心得旨之儀ニ付御書付」には、

公事訴訟人、遠国より罷越候もの者不及申、当地之ものも裁断遅滞ニ及候而ハ、本人共之外、其所之輩迄も、内外之物入も日を逐ひ候てハ、多く是ニ付てハ、内縁秘計を廻らし、其事を取持候ものなとも出来、種々不宜取沙汰も有之候、又ハ此等之物入をいとひ候者共ハ、おのつから公事訴訟も成かたく、道理有之ものも非道之事におしかすめられ、迷惑し候者も可有之候、すへて如斯之事ハ、御仕置之為に甚不可然候<sup>62</sup>

とあるように、公事訴訟人の多くの費用が「内縁秘計」すなわち賄賂に費やされ、こうした不正な行為を厭う訴訟人には、「道理有之ものも非道之事におしかすめられ」、正義に反する結果が強いられるという実情を幕府も認識していた。そのため、裁判役人に対し、旧弊を正すべきと訓戒した。

公事訴訟における私的取引を促進する役割を果たしたのは公事宿という存在であった。賄賂行為の多くは、公事宿の仲介によって行なわれていた。

公事宿とは、訴訟のために出府した者を宿泊させるとともに、訴訟手続きなどの手伝いもする旅館のことである。公事宿は通俗的称呼で、当時の法令等には、「江戸宿」、「郷宿」、「旅人宿」などと呼ばれていた。江戸時代初期には、公事宿はなく、「公事馴れたもの」や「公事巧者なるもの」と呼ばれた公事師があったのみであるが、江戸幕府は、公事師撲滅の方針をとり、公事師を捕まえて江戸府外に放逐し、公事師にして公事訴訟のために出府してくる百姓を止宿させる旅籠屋を営んでいるもののみが、正路の渡世として認められて江戸に止まった。したがって、江戸にいた公事師は、多く旅館に身を寄せてその下代となった。公事師も公事宿の主人・下代も、もとは同じものである。公事師・公事宿が関係したものは、すべて出入物すなわち民事訴訟である。このため、公事師は「出入師」とも呼ばれ、公事宿はまた「出入宿」と呼ばれていた。幕府が認めない坊間の公事師は吟味物すなわち刑事訴訟も引受けたが、公認の公事師ともいべき公事宿の主人・下代は、代書などの業務で吟味物に関係がなかったとは言えないが、刑事事件の内容にタッチすることはなかったのである<sup>63</sup>。

大坂の公事宿と江戸の公事宿との大きな相違は、江戸の公事宿が堂社物詣、通り懸りの一般旅宿を宿泊させる旅籠屋を兼業していたのに対し、大坂の公事宿が百姓の依頼を受けて代官所に貢租を代納する「納宿」その他の金融業を兼業していたことである<sup>64</sup>。

江戸の公事宿は旅人宿と百姓宿とに大別され、両方を含めて江戸宿と総称されていた。旅人宿は馬喰町一、二、三丁目と小伝馬町三丁目の四ヶ町を中心とする地域にあり、その仲間結成時期は元禄十二(1699)年以前で、「株」として公認された時期は宝暦十二(1762)

<sup>62</sup> 石井 1959 : 40 頁。

<sup>63</sup> 瀧川 1984 : 108-110 頁。瀧川氏による 1950 年代以来の公事師・公事宿の精力的研究がこの一冊にまとめられた。なお、公事宿から弁護士の前身である代言人への転換については、荃田 1989 を参照。

<sup>64</sup> 瀧川 1984 : 153 頁。

年以前と推定される。その実数は、近世中期以降約百軒であったと思われるが、そのすべてが公事訴訟人を扱う公事宿ではなかった。天保十四（1843）年当時、公事宿として主に活躍したのは二十七軒、公事宿の機能を少々果たしたのは十七、八軒であった<sup>65</sup>。

百姓宿は八十式軒組百姓宿、三十軒組百姓宿、十三軒組百姓宿があった。八十式軒組百姓宿は以前から八十四人のもので仲間を結成し、株仲間として公認されたのは明和七（1770）年である。八十式軒組百姓宿は、神田、日本橋、京橋、麴町、下谷、本郷、小石川、牛込、四谷、本所浅草などに分布していた。日本橋のうち、馬喰町・小伝馬町は一つも入っていない。旅人宿と八十式軒組百姓宿の仲間結成時期には若干の隔たりがあったと推測され、まず馬喰町・小伝馬町に旅人宿仲間が成立し、その後、周辺の旅籠屋が結成した仲間が八十式軒組百姓宿だと推定される<sup>66</sup>。三十軒組百姓宿は、関東郡代所属の本所牢屋敷の消防を仰せ付かっているから、本所の近くに散在していたと推定される。また、天保十三（1842）年の改革以後、新たに十三軒組百姓宿が開業した<sup>67</sup>。公事宿が幕府から課せられていた賦役は、（1）差紙の送達、（2）宿預となった者の監視、（3）在方預者の賄、（4）奉行所牢屋敷消防加番の四つであった<sup>68</sup>。

旅人宿の主人は、公事訴訟のために出府した百姓の差添として、奉行所に出頭したが、公事訴訟人を専門に泊める旅人宿の主人は、本来が公事師であるから、法廷の勝手を心得ており、訴訟の道にも明るかった。そこで公事訴訟人は、旅人宿の主人に法廷の勝手を教えられ、訴訟に要する書類を作成してもらうこととなり、幕府もこれを黙認せざるを得なくなった。やがて幕府の奉行所も、訴訟手続きに明るいこの差添人を利用して、差紙の送達その他を行わせることとなり、黙認はやがて公認の姿となり、ついには彼らから営業税である冥加を徴して、彼らの営業権を認めるに至った。故に公事宿の主人・下代は、江戸中期以後においては、立派に公認された公事師であって、これと巷間にもくっていた非公認の公事師とは、明瞭に区別されなければならない<sup>69</sup>。

公事宿は、それぞれ得意先をもっていた。天保八（1837）年の筑波郡太田村御用留の記録に、

公事宿御趣意有之、瀬兵衛・時右衛門之外ハ相成御免候ニ付、公事ニ限らず御用向ニ罷出候節、御用宿右式軒え着候様先達て申達候処、未区々之由相聞候ニ付、向後宅前相触候通右式軒之内へ宿候様可致候<sup>70</sup>

とあるように、領主が特定の公事宿を利用するよう指示した。

寛政期の改革以降、公事宿の飯米代・宿料・飛脚賃などに関する協定や統制が強化され、

<sup>65</sup> 南 1967 : 69-70 頁。

<sup>66</sup> 南 1967 : 71-72 頁。

<sup>67</sup> 瀧川 1984 : 148 頁。

<sup>68</sup> 瀧川 1984 : 149-150 頁。

<sup>69</sup> 瀧川 1984 : 110 頁。

<sup>70</sup> つくば市教育委員会（編纂年不明）。

その結果、江戸の公事宿は、京都や大坂とは異なって、粗末な施設となり、むしろ訴訟技術を看板とするようになった<sup>71</sup>。こういった訴訟技術には賄賂も含まれていたため、公事宿の大きな弊害となっていた。

享保二（1717）年、新治郡花室村・金田村が用水池をめぐる隣村と訴訟になった。江戸に出府した際に泊まった公事宿で、「宿新兵衛才覚を以勝利仕らせ可申候と請合」したため、両村の村役人がそれに「気を取られ」た。この一件に関する金田村の記録<sup>72</sup>には、長い役人名簿と住所が書かれていた。

御大老

土屋相模守様	一ツ橋之外屋敷	安藤右京様
御老中	すじかい橋之内角屋敷	松平対馬守様
久世大和守様	町御奉行かし橋之内	坪内能登守様
井上河内守様	同断 こふく橋之内	中山出雲守様
戸田山城守様	同断 すきや橋之内	大岡越前守様
水野和泉守様		

若年寄

大久保長門守様	御台所町飯田町下			
	水野因幡守様	御用人	辻尾岡右衛門殿	永田小右衛門殿
大久保佐渡守様	水戸橋角			
	水野伯耆守様	同	井口惣右衛門殿	伊藤仙助殿
森川出羽守様	御弓坂上角			
	伊勢伊勢守様	同	淵岡彦右衛門殿	長屋治部右衛門殿
石川近江守様				
	大久保下野守様	同	玉義茂兵衛殿	栗田忠左衛門殿

御評定御懸り御手代

水戸様御裏門近牛天神下	鈴木小右衛門様御手代	松村近右衛門殿
尾張様五段長屋ノ下	増田太兵衛様御手代	成島又右衛門殿

このリストには、大老1名、老中4名、若年寄4名のほか、寺社奉行2名、町奉行3名、勘定奉行4名とその御用人各2名及び評定所手代などの役人の名前が書かれていた。「右は新兵衛手伝へにて御手代衆計え持込」とあるように、これは、公事宿による賄賂リストである。ただ、瀧川氏が指摘したように、公事宿が賄賂を渡しているのは、評定所の門番、中番、白洲番、町奉行の手附、手代などの奉行所の下僚であって、奉行そのものではない。これらの軽輩は、公事宿と交渉が多かったため、両者の間に芳しくない因縁が結ばれてい

<sup>71</sup> 茎田 1987 : 326 頁。

<sup>72</sup> つくば市教育委員会 2011 : 9 号。

たのであろう<sup>73</sup>。

賄賂は実際にどのような形で行われたか。鈴木氏が発見した事例<sup>74</sup>では、懸紙の表に「内密申上」とあり、三名の差出人の連記がある。懸紙の中には、水引のかかったのし紙があり、表に「上、御菓子」の文字が見える。これを展開すると、裏面の中央部に「金五両、六ヶ村」の文字があり、さらに小紙片が同封されている。そこに一件の内願が書かれており、最後に「御一覽之上御火中奉願候」との添書が印象的である。原史料の中には「金五両」の原物が入っており、のし紙表文字の「上、御菓子」が偽装であったことはいうまでもないであろう。もっとも、実際に贈り届けの際には、さらに菓子箱が併用されたものと推測される。

表Ⅱ-2 花室・金田両村水論一件出費明細

日付	金額		使 途
	金	銭	
不明	1分		絵師への絵図写し代
十月十九日	4両1分		宿新兵衛への手伝金土産
十月廿六日	3両		宿新兵衛への手伝金土産
十月廿九日	4両		宿新兵衛への手伝金土産
十一月十二日	25両		宿新兵衛への手伝金土産
十一月廿二日	2両		宿新兵衛への手伝金土産
同日	5両		宿新兵衛への手伝金土産
不明	9両		宿新兵衛への江戸逗留中造用
不明	1分		松村近右衛門様御中間衆へ
不明		300文	成島又右衛門様御中間衆へ
不明		350文	宿手代善兵衛へ
不明		150文	宿若イ者へ
不明		250文	伊勢守様御門番へ
不明		1,167文	江戸御屋敷廻り返答書簡
不明	3分	769文	土浦御屋敷廻り御礼
不明	2分	637文	江戸御屋敷御礼物調
不明	3両1分	416文	上下造用小遣ひ
合計： 金 57両1分 銭 4,039文			

つくば市教育委員会 2011：9号。

<sup>73</sup> 瀧川 1984：170頁。

<sup>74</sup> 鈴木 1966。発見された史料は、助郷差村の六ヶ村が助郷役特別扱いを受けるために、宿役人に贈った賄賂の現物を書き写した控えである。

花室村と金田村は水論一件に使った金銭の総額は金 57 両を超えた(表Ⅱ-2)。このうち、手伝金土産の名目で宿新兵衛に渡したのは 43 両以上であった。このなかの相当な部分の用途は役人への賄賂であろう<sup>75</sup>。

公事宿の仲介による賄賂行為の弊害について、幕府も規制しようとしていた。例えば、天保十三(1842)年七月十八日、公事宿に提出させた「差上申一札之事」に、

公事出入之儀ニ付、賄賂、音信等取持ヶ間敷儀決而仕間敷事<sup>76</sup>

と誓わせた。賄賂による私的取引は訴訟当事者の贈賄行為が先にあつてそのうえで収賄が成立するが、しかし、根源的には腐敗を抑制できなかった江戸時代の政治的制度の不備が賄賂の横行をもたらしたと言える。瀧川氏が批評したように、「この贈賄取持の罪を公事宿のみに帰するのは酷であろう。江戸中期以後は幕府の紀綱弛廃し、賄賂上下に公行していたのであるから、罪はむしろ役人側にあつたといつてよい」<sup>77</sup>。賄賂による私的取引は幕藩国家の制度的不備に温存され、水論処理の結果に不正義をもたらす訴訟構造となっていたのである。

## まとめ

水論処理における正義が阻害された要因はさまざまある。水論が非公式ルートで処理された場合、まず大きな原因として挙げられるのは水源への距離という地理的位置である。暴力による自力救済が禁じられる限り、水源に近ければ近いほど有利である。しかし、上流村はいつも優位にあるわけではない。単純な上下流関係が村落間のより複雑な社会関係に抑制されるとき、上流村でなくても有利な地位を占める可能性がある。筑波地区の史料からは、組合加入の順番および由緒この二つの社会関係に基づく村落間格差が水論処理の結果に歪みをもたらしかねないことが確認できた。

一方、水論が公式ルートで処理された場合、訴訟構造に起因する問題が正義の阻害要因となる。水論が同一領内に起こるとき、経済的・政治的利益に基づく領主の判断が著しく水論処理の公正さを損ないかねない。水論が支配違の村落間に起こるとき、紛争が最初から幕府裁判役所に係属されるが、背後の領主の力関係によって結果の公正さが阻害されて

<sup>75</sup> 高橋氏が検討したある刑事事件の訴訟では、村方の出費が 241 両余に上り、そのうちも賄賂の疑いのある用人への謝礼が入っていたという(高橋 1996 : 182-184 頁)。

<sup>76</sup> 石井・服藤 1994 : 484 頁。

<sup>77</sup> 瀧川 1984 : 171 頁。

しまう。これらのほかに、近世に横行していた賄賂による私的取引も、水論裁判の公正さを損なう訴訟構造であった。

## 第三章 国松村三左衛門堰水論

嘉永五（1852）年、筑波郡の大島村と国松村との間に、下流への引水をめぐる紛争が起こった。この一件は、同一領主の知行地内に起こった出来事でありながら、領主の本家や幕府まで越訴され、それと同時に村方騒動も発生し、錯綜した展開になっていった。とくに注目すべきのは、原告側の国松村による戦略が水論処理の結果に正義を実現したことである。

大島村と国松村は桜川左岸に位置する隣村同士であり、大島村は上流、国松村は下流にある<sup>1</sup>。両村は上流の真壁郡酒寄村地内に組合堰をもち、そこから桜川の河水を引いて灌漑に利用していた。両村の組合堰はもともと一ヶ所にあったが、用水が上りかねたため、慶長十九（1614）年、6町余上がった所に大堰が築かれ、大小両堰とも酒寄村地内にある<sup>2</sup>。明治二（1869）年の村明細帳によれば、大堰は縦15間4尺5寸・横6間5尺、小堰は縦6間5尺・横4間であった<sup>3</sup>。

堰水は酒寄村地内の用水堀を通して大島村・国松村の順に流下するが、国松村はさらに大島村地内にある用水堀で「三左衛門堰」と呼ばれる小さな堰を造り、そこから国松村の田地に引水していく。当年夏、この長さ1間5尺・幅2間<sup>4</sup>の三左衛門堰をめぐって両村による激しい水論が突然始まった。

### 第一節 水論勃発と訴訟

#### 北条村への分水

この水論は大島村と国松村の間で争われるものであったが、両村の激突を生じさせた起因は桜川下流の筑波郡北条村にあった。北条村が水論決着後に書いた文書から一件の発端

<sup>1</sup> なお、大島村は桜川右岸にも枝村をもっていた。

<sup>2</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 3号。田の面より用水の面が高くなければ引水はできず、その差が大きいほど水の流れは良いので、堰の建造地をより上流の場所に築造した結果、堰が他村地内にあるのが一般的であった。

<sup>3</sup> 筑波町史編纂委員会 1978：村明細帳 25号。

<sup>4</sup> 筑波町史編纂委員会 1978：村明細帳 25号。

が窺われる。

乍恐以書付奉願上候

土屋采女正領分北条村三町役人並ニ惣代之者共一同奉申上候、村方之儀は筑波山裾輪ニテ、元来高地多ク用水保方不宜、然ル処当年之儀は植付後数旬稀成照続ニテ、渴水致追々難渋罷在候処、当御知行所之内大貫村・杉木村ニケ村之儀、私共村方用水ニ組入、睦敷相交り農業相励、渴水之度は川上大島村用水相貰度旨常々申聞有之処、幸桜川上筋傲雨有之、相応ニ右村組合用水潤沢致候旨及承候間、余水ニても貰請、私共組村田面え相渡候様致度、兼て大島村之儀は平常人馬通行相互ニ取遣仕、右平右衛門隣村え交り深実情之者ニ付、其村懇意之者平兵衛・与七・九兵衛・平左衛門え其旨相談候処、村方一同熟談之上は、当渴水一般とは乍申、其村別て難渋ニ可有之間、申談之上ハ被差遣候挨拶ニ付、又候六月十七日罷越一統申談相調、余水貰請用水引入候様相成候処、故障申者有之、殊ニ私共より多分之音物請取、分水致候哉ニ申触候者も有之趣及承候得とも、決て音物杯差遣候儀ニは無之、実義申談行届候処、右村取纏出来追々訴答御呼出之上、夫々御答被 仰付候段、全ク私共より無心申入事起、役儀御免被 仰付候段承知仕、当御役所様え対し奉恐入候儀ニ御座候得とも、前奉申上候通、其段不顧恐も難忍歎願奉申上候、分水致呉義私欲ニ相積り候儀ニは無之を、悪風有之迷惑至極ニ奉存候、平右衛門正路者ニテ、欲心ニ相拘候筋ニは無御座候間、何卒格別之以御慈悲御憐愍之御沙汰被成下置、可相成は自由ケ間敷奉恐入候得とも、夫々役儀被 仰付候様偏ニ奉願上候、右願之通御聞濟被成下置候ハ、莫大之御仁恵と私共迄難有仕合奉存候、已上

北条村三町

嘉永五子年十一月

惣代 清兵衛<sup>㊦</sup>  
同 忠兵衛<sup>㊦</sup>  
同 孫兵衛<sup>㊦</sup>  
同 惣兵衛<sup>㊦</sup>  
名主 全右衛門<sup>㊦</sup>  
同 又助<sup>㊦</sup>  
同 仙右衛門<sup>㊦</sup>  
同 万右衛門<sup>㊦</sup>  
同 藤十郎<sup>㊦</sup>

井上欣之丞様

御役人中<sup>5</sup>

これは、この一件で処罰を受けた大島村役人を宥免してもらうために、北条村が大島村

<sup>5</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 11 号。

の領主に提出した願書である。これによれば、当年は初夏より日照りが続き、難渋のなか、川下の北条村役人が用水無心のために大島村名主平右衛門を訪れ、上流からの分水を承諾してもらった。北条村は大島村と同じく桜川の左岸に位置し、両村の間には国松村・沼田村・大貫村・杉木村の四ヶ村が挟まれている。これらの村々を飛び越えてわざわざ大島村まで行って用水を無心するのは一見、不思議なことだが、それなりの理由があった。沼田村は桜川ではなく、筑波山から流れてくる逆川の水を灌漑に利用する。大貫・杉木両村も桜川に堰をもたず、灌漑用水の一部は両村地内を流れる北条組合<sup>6</sup>の用水堀から取る。北条村の上流にある一番近い堰が大島・国松両村の組合堰なので、分水の相談を大島村に持ち掛けた。しかし、北条村は同じ組合の国松村とは相談しなかった。

この願書にある「故障申者有之、殊ニ私共より多分之音物請取、分水致候哉ニ申触候者も有之」が指したのは国松村のことである。国松村は、その後の水論訴訟で北条・大島両村の分水合意について「多分之金子を以用水無心被致候」<sup>7</sup>と批判した。これに対し、当事者の北条村は「決して音物杯差遣候儀ニは無之」と強く否定した。しかし、事情を総合的に考えると、金子での遣り取りは恐らくあったと思われる。北条村は土浦藩所領、大島・国松両村は旗本井上氏所領で、いわゆる「支配違」の関係である。支配違の村々の間で分水するのはきわめて難しかった。にもかかわらず、分水が実現できたことは、その背後に何らかの利益交換があったと推測できよう。北条村は「村」と呼ばれながら、商品生産が盛んな在郷町であり<sup>8</sup>、当地域の「富村」<sup>9</sup>と評価されるほどの経済力を持っていたので、比較的富裕な北条村が用水の代わりに金子を出すことは、現実的にも十分可能なことと考えられる。

北条村役人が分水のために再び大島村を訪れた六月十七日の夜、大島・国松両村の水論が勃発した。その経緯について、国松村の訴状には、

(前略) 当年之儀は初夏中より照続ニて水不足ニて前書之通番水分之時節ニ付、村役人ハ勿論小前之内ニて日々用水見廻り罷在候処、相手平右衛門外三人重立、其外大勢之者引連来り、右三左衛門堰を理不尽ニ切払候ニ付、当村役人より如何様之次第ニて右躰不法取計候哉之旨及掛合候処、平右衛門申聞候は、御他領土屋采女正様御領分北条村より、多分之金子を以用水無心被致候ニ付遣之候、対談仕置候得共、堰切払水落候義国松村ニて可差綺筋無之杯我意不法儀申之ニ付、右ハ当村用水堰ニ有之候間、大島村ニて勝手儘可取計謂無之、殊ニ用水不足之時節、他領え水引落候儀は不相成趣及懸合候処、口論ニ相成、其節法外之平右衛門懐中致居候合口取出し、其外之者共理不尽ニ携居候棒竹鍵等ニて、私共並村役人え不意ニ打懸り候ニ付、驚入何様之変事出来

<sup>6</sup> 北条村・小沢村・小泉村・君島村の四ヶ村からなる北条組合は沼田村地内に組合堰をもち、桜川から引水する。

<sup>7</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 12 号。

<sup>8</sup> 筑波町史編纂専門委員会 1989 を参照。

<sup>9</sup> 筑波町史編纂委員会 1978：各村実地景況報告書 2 号。

可申と存、相手ハ大勢之事故其場ヲ逃去候得共、(後略) 10

(前略) 私共村方末水之田面早枯ニ可相成場所多分ニ有之、北条村え水被差遣候儀は迷惑之段及掛合ニ候処、平右衛門親子相答候ニは、昼は此方隔番之処、国松村不申通候共北条村え水遣し候ても構え無之杯と強勢不法申張、一体用水元之儀桜川を両村ニて堰水門普請相仕立引取候水を、大島村用悪水尻字三左衛門堰之儀ハ、昼夜ニ不限往古より国松村一村之堰用水ニ限り、当節三左衛門堰下早枯ニ可相成場所も多分ニ有之候ニ付、他領北条村え水遣し候ては私村方ニおいてハ御収納御上納ニも相抱り、殊ニ露命相続之程も難斗、然を北条村え水遣し候義不相成趣確と遂掛合ヲ候処、一凶不法ニて取敢不申、此上差留候ハバ強勢ニて可切払旨、平右衛門親子者共乍蒙役義も、大勢召連小前之内平左衛門先立と相成、達て差留候ハバ直ニ可打掛体、殊ニ北条村え一刻も早く差遣し不申し候ては難相済訳合有之杯申之、国松村者共差障り候ハ、打殺し

(ママ)

可申旨悪口申罵、棒竹鎗等持参仕、右水売渡し不法強勢之勤き相違無御座候、其節私共手出し仕候ハ、生死之喧嘩ニも可及旨故、中々近寄事は不相成、無抛其場ヲ引去り、(後略) 11

と詳しく書いてある。その日の夜、北条村に用水を引くために、大島村名主平右衛門らが国松村と事前に相談せず、大勢の人を連れて国松村の三左衛門堰を強勢に切り払った。これが用水見廻りに来た国松村役人らに見付けられ、双方が直ちに口論となった。国松村の詰問に対し、平右衛門らは国松村一村の三左衛門堰用水を両村昼夜隔番の水と偽り、大島村が三左衛門堰の番水を引く時は国松村に相談しなくても下流の北条村に分水できると強弁した。

国松村は納得せず、平右衛門らの勝手な行為を阻止しようとするとき、平右衛門らは暴言を浴びせ、短刀や棒、鎗などを構えて実力行使も辞さない態度で威嚇した。これを見て、国松村の村役人らはしかたなくその場を去り、平右衛門らは意のままに三左衛門堰を切り払った。

## 上流村の優位

大島村側の勝手気ままの行動は、もちろん名主平右衛門の跋扈と関係あるが、一個人の原因だけではない。三左衛門堰水論が映り出したのは、農村社会の用水関係における上流村の優位である。上流村が地理的位置上の優位を利用して下流村の用水堀から無断に引水することが史料によく見られる。大島村の優位は、水利関係文書の署名順番にも表れ、両

10 筑波町史編纂委員会 1985：水利 12 号。

11 筑波町史編纂委員会 1985：水利 10 号。

村連名で書かれた場合、いずれも大島村が国松村の前にあった<sup>12</sup>。また、両村以外の村によって書かれた文書<sup>13</sup>にも大島村の名が国松村の前にあり、大島村の主導的地位は第三者からも認識されていた。

上流の大島村が「堰元」として組合用水の支配権を握り、以前から独善的な行動を取ってきた。明和八（1771）年二月、組合水利施設の普請をめぐり、大島村が消極的態度を取り、国松村から批判された。

乍恐書付を以奉願上候

（中略）

一、国松村堰水門普請之儀、年々修復仕候得共及大破ニ、其上大島村用水溝浚イも無之候付、去寅年早魃之砌堰を留メ申候ても、水之通可申様無之、田地へ懸兼難義至極仕候、当堰河上井上主税様御知行所酒寄村堰用水、川下之本多吉次郎様御知行所上菅間村・中菅間村・洞下村・池田村・磯部村五ヶ村之堰式ヶ所御座候得共、右御両家之溝堰等御普請等御念入之願去年早損ニも無之候得共、御定免之所少々御用捨被遊候、然ル処ニ、国松村別て早損仕候ハ、普請未熟之故と乍恐奉存候、私共村方之儀は、竹内六郎左衛門様已後御未進等仕候義無御座候、去寅年ニ限り早魃故百姓殊之外困窮仕、其上水門破多ク出来仕、用水相懸り不申、畑等とくニ水一切無御座候、最早節句前後ニハ種蒔時分ニ御座候得共、右之仕合故今以種おろし不仕難義至極奉存候、大島村溝之内、酒寄村地内ニ向田と申所へ懸り候用水之樋所々ニ有之候、先年ハ此樋之下人足ヲ立候て通り候と申伝候、其節柴茂左衛門殿御手代御普請御掛りニて、御役所様より御見分之上堀浚イ仕候、其節ハ右之樋ノ下四尺ツヽニ浚イ申候、右酒寄村へ水湛イ先年之水論ハ出来仕候、其節酒寄村役人立合田地之内へ杭を打、土上ヶ場を広ケ致呉申候、此度何卒御見分之上、先規之通用水普請出来仕候様ニ奉願上候、左様ニ無之候てハ第一苗代仕付難成、当秋作早損只今より相見へ申候、勿論普請人足之義、村高数と申、国松村之義ハ大島村半分ニ御座候、此訳ハ五人組御改被為遊候得は相知申候、依之国松村より三拾人出申候ハ、大島村より六拾人出可申所ニ漸拾四五人出申候、依之御役所より御役人普請奉行ヲ願可申由申候得共、大島村得心不仕、其訳ハ御奉行様を呼ヒ申候得ハ、御奉行様と村役人弁当百姓へ相懸り申候故、是を甚難儀ニ存結着仕不申候、左候得ハ我儘ニ人足も出不申、然は国松村力ニハ及不申候、何卒村高割合を以人足出候様ニ致度段、村役人へ願候得共、其儀ハ手前共了簡ニ及不申候間、百姓方より申し可遣由被申候、役人了簡ニ及不申候所、百姓之力ニ可及申謂無御座候、勿論普請場へ持参可致弁当米一切無御座候、何卒御地頭所様之御仁勢を以、普請出来仕候様ニ被為 仰付被下置候ハ、難有奉存候、困窮之百姓共御慈悲を以相助り申候様ニ偏

<sup>12</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 1-2・7号。格が重視されていた近世では、順番が村同士の関係を反映するのはよく見られる。佐渡の長江川流域では、饗応の席における関係村々の座席順が用水権の優劣に対応していた（喜多村 1973：400-403頁）。

<sup>13</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 3-5号。

ニ奉願上候、以上

御知行所常州筑波郡国松村

明和八年

百姓惣代

卯二月

弥平次

伊右衛門

清四郎

井上頼母様

幸八

御支配所

助之丞

飯田忠兵衛様

吉郎次<sup>14</sup>

これは国松村の百姓惣代 6 人が領主側の役人に提出した普請願書である。これによると、普請未熟のせいで甚大な旱損を受けた国松村が、両村共同で組合水利施設の自普請を大島村に要請した。本来、普請人足は村高の割合に応じて出すべきで、国松村が 30 人出せば、村高が倍の大島村が 60 人出すはずだったが、20 人も集まらなかった。自普請をしたくないなら領主による御普請を申請したらどうかと国松村が再び提案したが、これも負担が大きいという理由で大島村に拒否され、水利施設の普請が延引になってしまい、国松村に大きな旱損をもたらした。

上流村としての大島村の独善ぶりを示すもう一つの事例は、組合堰水門の仕立て方を変更したことである。天保八（1837）年三月、大島・国松両村組合堰の水門をめぐり、大島村と上流の酒寄村が示談したすえ、水門の敷下げについて合意した。

為取替申一札之事

一、筑波郡大島村・国松村両村之堰水門普請土取場之儀ニ付、貞享度御裁許御絵図面裏書ヲ以用水之分量定め被置候事、長サ五間ニ尺貳寸角之土台貳挺ヲ重置、其上ニ横三尺竪三尺六寸之扇貳枚ヲ以水門ヲ仕立、竪三尺横三尺六寸之関口上ニ石橋ヲ置、是ニ的当致候様水門ヲ相仕立、両村之田方用水之分量是ヲ限り永ク可相守旨被仰渡置候、雖然と満水之節湛之弁不弁も有之、流水ヲ為致防除度と存込下方示談ヲ結び、前上土台を取放シ下土台之上ニ其儘ニ水門ヲ相仕立、竪三尺六寸之扇上ニ尺貳寸之附板いたし候得ハ、用水引取之差支聊有之間敷候、且又閘門普請之儀ハ酒寄村ニて直仕立候筈、併後ニ至り乗水相盛兼不都合ナル時ハ何時成共下方示談ヲ破却シ、仮令雖過年古先般御裁許之通無違乱元形ニ水門ヲ相仕立可申筈対談取極メ、為後念双方為取替証仍て如件

真壁郡酒寄村

天保八酉年三月日

名主 印

組頭二名 印

<sup>14</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 6 号。

筑波郡大島村

名主平右衛門殿

役人中<sup>15</sup>

両村組合堰の水門は本来、土台 2 挺を重ねてその上に扇 2 枚を仕立てるのであったが、この仕立て方だと、満水の際に酒寄村の田畑が冠水する恐れがあるので、上土台を撤去して下土台の上に水門を設置し、さらに撤去した上土台と同じ高さの板を扇の上に付けることにした。冠水が発生しそうなき、扇の上に附けた板さえ取り外せば、満水の被害を防げる。

注目すべき点は、この取替証文が大島村のみに宛てたことである。両村組合用水にかかわる重大な事項にもかかわらず、国松村は示談から外され、合意内容はすべて大島村が決めたのである。平右衛門は当時すでに名主役にあり、この一件は後年になって国松村から厳しく追及されることになった。

## 訴訟の挫折

三左衛門堰水論一件はすぐ訴訟となった。国松村の訴状<sup>16</sup>に拠ってその後の訴訟過程を見ていこう。

大島・国松両村を支配していた旗本井上氏は知行高 5,800 石余をもつ上級旗本で、両村を含む 8 ヶ村を領地とした。井上氏は江戸小石川大塚安房町に屋敷をもち、この屋敷に地頭役所が設置され、在地の出先機関として大島・国松両村の近くにある神郡村に陣屋が置かれた<sup>17</sup>。国松村役人らが水論の現場から去った後、すぐ神郡陣屋に平右衛門らの不法行為を訴えた。翌十八日朝、陣屋から郷目附 1 人・足軽 1 人が三左衛門堰へ出役し、検分の上、国松村に堰を築き留めるよう指示した。しかし、指示通りに堰を築き留める途中、平右衛門らが駆けつけて再び口論となり、役人に対しても罵声を浴びせ、また強勢に堰を切り払った。

出役した役人たちも平右衛門らを阻止できなかったため、一旦陣屋に戻り、国松村が一件の始末について文書を提出した。国松村は、三左衛門堰を無断に切り払ったのみならず、昼夜に限らず往古より国松村一村の三左衛門堰用水を両村昼夜隔番の水と理不尽に強弁した平右衛門を自村用水への脅威と見做したため、領主に対し、平右衛門を厳しく処罰することを求めた。

しかし、陣屋ではその後、平右衛門らに対する取調べがまったく行なわれなかった。二十二日夕方、国松村惣百姓が領主の江戸屋敷に出訴しようと出掛けたところ、陣屋役人ら

<sup>15</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 8 号。

<sup>16</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 10・12 号。

<sup>17</sup> 旗本井上氏の支配状況について、鈴木 1968 と田中 1976 を参照。

に止められ、きちんと取調べることを約束された。同日夜、平右衛門を含む 4 人が呼び出され、手鎖をかけられ、宿預となった。翌日、平右衛門は手鎖のまま村預を命じられ、外の 3 人は手鎖を免れた。七月一日には、両村が過去の水論裁許絵図を提出するよう命じられ、その翌日、領主側の重役が陣屋役人及び両村役人とともに三左衛門堰で見分を行ない、取調べが順調に行なわれたように見える。

しかし、それから半月以上経っても平右衛門は依然として処罰されなかった。七月十八日、国松村の名主 2 人が領主の江戸屋敷に願書を提出し、取り上げられた一方、府印が押された願書を神郡陣屋に提出するよう命じられた。これによって、一件は再び在地役人の手に差し戻された。

同月二十三日、国松村役人一同が神郡陣屋に呼び出された。しかし、そこでは、平右衛門らに対する取調べは行なわず、かえって国松村に対して内済するよう強く命じた。国松村役人は再度平右衛門らへの取調べを願い上げたが、聞き入れられず、陣屋役人による執拗な内済要求のすえ、済口証文に押印させられた。さらに、国松村の百姓も証文に押印するよう命じられた。

内済とは、公権力による直接的な介入なしに成立する解決行為であり、現行法上の調停、仲裁及び和解の行為に当る概念を包含し、近世期のすべての民事裁判において一貫して用いられた原則であり<sup>18</sup>、さらに一部の刑事裁判にも見られる<sup>19</sup>。水論訴訟においても、公権力による度重なる内済の態様が特徴である。しかし、内済は建前では公権力が関与せず、当事者同士の熟談による解決とされたが、実際は裁判役人の意向が内済に反映され、「強制的内済」<sup>20</sup>がむしろ一般的であった。

内済を押し付けられた国松村は納得できず、「江戸御上屋敷並ニ御本家様並時之御老中牧野備中守様、御勘定所本多加賀守様え再度越訴」<sup>21</sup>を行った。このうち、領主井上氏本家と勘定奉行への越訴状が村方文書の記録に残っていおり、そのなかから越訴の様子が窺われる。七月廿八日、国松村の百姓善左衛門と安次の 2 人が小前惣代として本家の井上河内守に駕籠訴を行ない、「平右衛門重乱妨仕候得[ ]候ては後年何様取計可仕成哉難計ニ付、幾重ニも右之段御調奉受度旨申立候」<sup>22</sup>との思いを訴えた。さらに、八月三日には、百姓の長右衛門と市郎兵衛の 2 人が勘定奉行本多加賀守にまた駕籠訴を行なった。

(前略) 前書<sup>23</sup>之趣ヲ以七月廿八日小前惣代善左衛門・安次御本家様え御駕籠訴仕処、地頭所え御引渡ニ相成、兩人共嚴重之御咎メ申付被置、相手之者共御召出も無御座、其儘ニ被差置候へは右惣代兩人必至之難渋之趣承り候ニ付、難見捨猶又私共出府仕不顧恐多御駕籠緋り奉歎願、何卒以御慈悲地頭所え御引渡ニ不相成、当御奉行所様ニお

<sup>18</sup> 小早川 1957 : 77、89-90 頁。

<sup>19</sup> 陶山 1991。

<sup>20</sup> 中田 1943 : 878 頁。

<sup>21</sup> 茨城県史編さん近世史第 2 部会 1971 : 125 号。

<sup>22</sup> 筑波町史編纂委員会 1985 : 水利 12 号。

<sup>23</sup> 善左衛門と安次による駕籠訴の訴状が前に書かれたが、引用は省略する。

いて相手平右衛門外三人之者共被召出、不法乱妨之始末逸々御吟味被成下置、私共御地頭所御引渡ニ相成候得共、前一樣糺明被申付相手召出しも無御座候、左候得共必至之難渋ニ相成候間、向後地頭所之御取箇辻ニも不相懸様国松村百姓一統無難ニ永続相成候様被仰付被下置度奉願上候、以上

右願人

嘉永五子

八月三日

御勘定奉行

本多加賀守様<sup>24</sup>

長右衛門

市郎兵衛

この訴状によると、領主本家に駕籠訴を行なった善左衛門と安次は領主の井上氏に引き渡され、嚴重に咎められたが、平右衛門らに対しては依然として処罰を行なわなかった。これに不服した国松村の百姓長右衛門と市郎兵衛は領主に対する不信感をあらわにし、三左衛門堰水論を幕府の裁判役所で審理するよう勘定奉行に直々に訴えた。

しかし、領主側から度々内済を命じられたか、八月、同領の大貫村と対岸他領の上菅間村を扱人に、三左衛門堰を切り払った平右衛門ら四人が国松村に詫一札を差し出し、一件は沈静化する方向に向かった。

#### 詫一札之事

一、当年之儀は初夏中より日照続ニて近郷村々一円近年稀成渴水ニて、用水不足之砌ニて、御田地養次第銘々丹誠罷在候儀、御他領北条村より当村え貫水致度頼を請候ニ付、当六月中私共初メ其外多人数罷出、其村方字三左衛門堰猥ニ切破り水落候折柄、耕地見廻り之者ニ被見付、右始末御懸合有之候テも不聞請候より、其段御陣屋元え御訴ニ相成、右御差図を請御築留被成番人被附置候ヲも不存、又候私共一同小前多人数連参り乱妨ニ切崩、剩酒狂ニ乘し不取留雜言申匄り、北条村え水落遣候ニ付、既ニ御村方御田地干揚早損ニ及、御取箇筋ニ抱候所業ニも相当り、御捨置難相成、各々方より右之段御訴ニ相成候ニ付、今般私共一同被召出、右始末御糺中平右衛門は入牢、同人恠平兵衛並百姓代与七・百姓平左衛門儀は宿預ケ被仰付候次第ニ至、用水肝要之時節も不顧、当村用水差支無之故、其御村方ニても格別之差支有之間敷と相心得、一応之示談も不致、右堰ヲ切流し候より事起候儀ニて、右始末御吟味詰ニ相成候ては、平右衛門初メ其外之者共何様嚴重之御沙汰可蒙哉難斗、先悲後悔発明仕、対 御地頭様奉恐入且ハ各々方え一言之申訳無之、依之平右衛門親子其外一同扱人ヲ以御詫申入候所、同御知行所之御自愛ヲ以格別之御勘弁被下置存候、然ル上は右堰は御村ニて是迄之通り御繕ひ可被成候、依ては已来右躰心得違無之様仕、且ハ御地頭所様御取箇筋ニ不相抱候様仕、右堰え決て差綺申間敷候、万一此上我等共心得違仕候者有之候ハ、此

<sup>24</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 12 号。

一札ヲ以何様ニも御申立可被成候、其節一言之儀申間敷候、為後日扱人加印詫一札入置申所如件

嘉永五年	大島村	名主	平右衛門
子八月日	同人悴	見習	平兵衛
	同村	百姓代	与七
	同	百姓	平左衛門
	差添人		五郎右衛門
	詫扱人	大貫村	角兵衛
国松村	上菅間村		作兵衛
御役人中			
惣百姓中 <sup>25</sup>			

この詫状において、平右衛門は三左衛門堰を国松村一村の用水と認め、今後は一切妨害行為をしないと約束した。しかし、北条村への分水の代りに金子をもらったことには言及しなかった。一方、国松村と相談しなかったことについては、「当村用水差支無之故、其御村方ニても格別之差支有之間敷と相心得」たからだと弁解した。また、出役した陣屋役人の指示を聞かず、暴言を浴びせたことについては、平右衛門は「酒狂」のためだったと説明した<sup>26</sup>。

その後、一件の内済証文が同月、国松・大島両村より領主井上氏の大塚役所に提出された。

#### 奉差上済口証文之事

一、御知行所常州筑波郡国松村役人小前一同より、大島村名主平右衛門外三人相手取御訴訟奉申上候所、当年之儀は初夏中より旱魃続之渴水ニて、近郷村々水不足之年柄ニ御座候所、右平右衛門外三人之者共重立、国松村字三左衛門堰当六月中乱妨ニ切破り、御他領北条村え水落遣候ニ付、国松村御田地干上り、既ニ御地頭所様御取箇筋ニも百姓永続相成兼候次第ニ成行候ニは難捨置、無抛其段御訴奉申上候ニ付、相手之者共一同御呼出ニ相成、夫々御取調中名主平右衛門は入牢被仰付、外三人之者共宿御預ケ被仰付置、一同奉恐入相慎罷在候内、今般扱人立入右一件双方篤と及懸合候処、平右衛門其外之者相答候ハ、大島村用水差支無之故、国松村ニて格別差支有之間敷と相心得、一応之示談も不致右堰切落、御他領北条え水遣候段対御地頭様重々奉恐入、且ハ国松村え右躰乱妨相働候始末何共一言之申披無之、依之扱人ヲ以別紙詫一札差入候ニ付、双方納得仕以来三左衛門堰え相手方ニて手入等仕間敷、且又右堰之儀は追て御見分願上御差図請、且は是迄之通右堰相繕可申筈ニ取極、熟談内済行届偏ニ御威光

<sup>25</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 12 号。

<sup>26</sup> 近世では、内済を容認するに当たって加害者の酒狂などの擬制を取り入れることはよくあった（陶山 1991）。

と難有仕合奉存候、然上は右一件ニ付双方より重て御願ケ間敷儀毛頭仕間敷、為後日一同連印済口証文差上申所如件

		御知行所国松村役人惣代	
嘉永五年子		名主	庄左衛門
八月日	訴訟方	同	助右衛門
		組頭	武助
		同吉兵衛煩ニ付代悴	伊兵衛
		百姓代	清蔵
		小前惣代	市郎兵衛
			長右衛門
			善左衛門
			安次
		差添人組頭	周助
		大島村	
		名主	平右衛門
	相手方	同人悴見習	平兵衛
		百姓代	与七
		百姓	平左衛門
		差添人組頭	五郎右衛門
		大貫村	
	扱人	名主	角兵衛
		上菅間村	
	同		作兵衛
大塚御屋鋪			
御役人中 <sup>27</sup>			

さらに、内済証文と同日か、平右衛門らの宥免を求める願書も領主の大塚役所に提出された。

乍恐以書付奉願上候

御知行所国松村より、大島村名主平右衛門外三人相手取、御訴訟奉申上候一件、今般扱人立入、双方え掛之上内済ニ相成候趣意、別紙済口証文差上候通り、熟談行届候得共、名主平右衛門義心得違仕、其上酒狂ニ乗し前後も不弁、不取留申争より事発り、御上様之御苦難ニ相懸り候段、此上御糺請候ては、一言之可申上様無御座、重々奉恐入、今更発明仕先非後悔罷在候旨、扱人え相歎候間、差纏一件内済行届候上は、格別

<sup>27</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 12 号。

之以 御慈悲右心得違之廉々御尋之義、一同御宥免被成下置度奉願上候、右願之通御聞濟被成下置候ハバ、偏ニ難有仕合ニ奉存候、以上

嘉永五子年八月日

御知行所大島村

名主 平右衛門

(付箋)「入牢ニ付無印」

同人悴

同見習 平兵衛<sup>㊦</sup>

百姓代 与七

百姓代<sup>28</sup> 平左衛門<sup>㊦</sup>

差添組頭 五郎右衛門<sup>㊦</sup>

同 大貫村

名主 角兵衛<sup>㊦</sup>

扱人

本多隼人知行所

常州筑波郡上菅間村

扱人

作兵衛<sup>㊦</sup>

大塚

御役所<sup>29</sup>

平右衛門は領主側との強い結び付きを利用し、「御陣屋御役人並地懸り御役人え夫々内願」<sup>30</sup>した結果、水論の双方が内済し、平右衛門も名主役を続けることができそうに見え、事態はひとまず収束した。

## 第二節 国松村の離間策

### 平右衛門の退役

しかし、平右衛門の思い通りに落ち着いたこの水論は急展開した。同年、三左衛門堰を切り払った大島村の関係者 5 人に処罰の申渡が領主から下された。

<sup>28</sup> 「百姓」の間違いと思われる。

<sup>29</sup> 筑波町史編纂委員会 1988：村方騒動 60 号。

<sup>30</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 12 号。

申渡し

大島村

片岡平右衛門

其方儀当六月中御他領北条村より田方用水無心被致候間、其村方は用水潤沢ニ付、国松村字三左衛門堰切流北条村え分水致遣候一件、国松村より及出訴吟味中之所、扱人立入附令内済大島村国松村用水路井元之儀は御入用ヲ以、年々両村普請仕来り候儀ニ付、縦令其村方用水潤沢ニ候共、他領え分水致し遣候儀、国松村え熟談ニも不及差遣し、剩右切流候場所足輕共差図ニて為堰留候処、又候其分切流、加之足輕共え過言等申聞候始末、方々以不埒至極事ニ候、依之嚴重申付方も有之所、吟味中入牢申附置候ニ付、格別之以御宥免名主役並苗字帯刀取上押込申之付

同村名主見習

平兵衛

其方儀右同趣父平右衛門え心添方も可有之处、無其儀候段不行届不埒之至ニ候、依之名主見習取上

同村山守

九兵衛

其方儀右同趣之節、名主平右衛門え引続足輕共え過言申聞候段不埒至極之事ニ候、依之山守役取上押込申付之

同村百姓代

与七

其方儀右同趣之節、名主平右衛門え引続足輕共え過言申聞候段不埒至極之事ニ候、依之百姓代取上押込申付之

同村百姓

平左衛門

其方儀右同趣、国松村より被相手取吟味中之処、扱人立入内済ニ付無相構<sup>31</sup>

これによると、名主の平右衛門は役儀及び名字帯刀の取上げと押込の刑罰を、平右衛門の息子で名主見習の平兵衛は役儀の取上げを、百姓代の与七と山守の九兵衛は役儀の取上げと押込をそれぞれ申し渡され、百姓の平左衛門は国松村と内済したため、処罰を免れた。この申渡の後ろに日付がなく、いつの時点で下されたかは不明である。分水を無心した北条村が同年十一月に平右衛門らの宥免を大島村の領主に願い出た<sup>32</sup>ので、平右衛門らが退役などの処罰を受けたのは八月から十一月までの間であったと推定できる。

<sup>31</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 12 号。

<sup>32</sup> 前掲史料を参照。

## 大島村の村方騒動

このような事態の大転換には、大島村で起きた村方騒動<sup>33</sup>が関係したと思われる。平右衛門が下流の北条村に分水するためには、国松村の用水はもちろん、大島村の用水も一旦止めなければならなかった。このことは大島村内部でも一部の小前百姓の不満を招いた。同年八月、国松村が駕籠訴を行なった時期に、大島村では小前百姓が名主平右衛門を退役させるよう、二回にわたって領主に願い上げた。

### 乍恐以書付奉願上候

御知行所大島村百姓名前之内、惣代奉申上候、当子稀成旱損之砌 御上様御陣屋え御定詰ニ付、兼て御存知被為有候通、渴水ニて一統難渋眼前ニ御座候、今般名主平右衛門儀不実之子細を以破先例を、不足之水を村方一統え談示も不致、本用水を留切悪水え落し、字三左衛門堰之留切を切破り、他領北条村え馴合、不順之水を切落し、銘々は水行届兼、既ニ及早損日怙同様ニ相成、実法之程も無覚束義、御年貢御上納も相成兼可申哉を、百姓一同乍恐悲歎、銘々露命相続之儀も難計、難渋至極罷在候処、折柄雷雨等も有之候ニ付、相助一同安心仕、弥以御年貢御上納も相成可申と、難有仕合ニ奉存候て、銘々水曳居候処、右平右衛門親子之者は村方は不及申、国松村より差当有之候を、又候本用水を留切、右悪水え落し、今日も北条村え水遣し不申候ては不相成旨申之、右親子之もの先立、身寄親類之者共ハ捧、或は驚口類を以、押て強勢ニ留切を切破り、外一同之者共も用意ニて可罷出旨、高声ニ呼立候ニて、何事哉と相心得、一応追々相詰候得共、右御出役様有之候処、相背無体ニ留切を切破、水落し候ニ付、既手向いたし候ハ、喧嘩口論等ニ及候ては、我々共一命ニも相抱候程も難計、銘々は対 御出役様え奉恐入候ニ付、其儘引取差扣へ罷在候、今般国松村より御願立ニ相成、多分之入用相掛候口、可差出旨被申付候時は、必至と難渋仕、猶又三左衛門堰之儀は、同御知行所内ニ御座候得は、御見分之上被 仰付候共、相背申間敷奉存候、右平右衛門一己之取計より事起り候儀ニ御座候、猶又以来上郷より堰水門等高ク候間、下ケ呉候様差当有之用水ニ相見え、其節 御地頭所様は勿論、百姓一同何程之難渋相掛り候哉も難計、甚心配罷在、右様不法大胆之事を巧、又者不正之計被致、後難之程も難計、右平右衛門親子之下知請候儀、一円不帰依ニ御座候、斯決心仕候上ハ、追々御収納計立ニも相成候得共、其節ニ至り御殿様御差支之儀ニ恐多と奉存候ニ付、件之始末何卒以 御賢察、村方名主御役義、以来正路之者見立御願申上、御上納辻相納候様仕度奉存候、右願之通御聞濟被成下置候ハ、御慈悲と難有仕合ニ奉存候、右之段偏ニ奉願上候、以上

御知行所大島村

<sup>33</sup> 白川部（1978）は大島村の一連の村方騒動を論考したが、三左衛門堰水論との関係に言及しなかった。また、村方騒動の対立関係をめぐっても再検討する必要があると思われる。

嘉永五子年

八月日

神郡

御役所<sup>34</sup>

三十人惣代

清兵衛

吉兵衛

乍恐以書付奉願上候

御知行所常州筑波郡大島村百姓市右衛門外式拾七人、小前惣代百姓清兵衛、同吉兵衛奉申上候、兼て御賢慮之通、当年は稀成照続にて田方肝要之時節殊之外渴水仕、片時を争用水掛引仕、御田地養育いたし候程にて、悉難渋之年柄ニ御座候、然ル処当六月中名主平右衛門何事も相弁乍罷在、北条村より無心被致候由、一己之取斗を以先例ニも無之新規之事を取巧ミ、村方難渋を不顧、字三俣と申処本用水をメ切不順ニ水相廻し、字三左衛門堰切崩シ、御他領北条村用水え相廻シ候ニ付、国松村より夫々掛合御座候処、平右衛門儀不法申募候ニ付、前書之始末 御陣屋表え国松村より御訴ニ相成候処、御出役之上、御差図を以右堰場築留候場所、御出役様ヲも不奉恐、平右衛門並忤平兵衛先立同人身寄之もの大勢銘々得物を携、又候堰場メ切取崩し打流不体法外相働、村方一統之難渋、殊ニ第一御年貢御上納仕ニ拘り候儀を不厭、御他領北条村え無謂水切落遣シ候儀は、全私欲ニ迷ひ、名主役之權威を以不筋之取斗のみならず、其上愚昧之小前を申掠メ、聊之儀も大双ニ申成シ、必至と難渋致居候もの有之候え共、中々以難及小前共ニ付、其儘罷在候仕合、既ニ先年御林立木御払ニ相成候処、国松村采助と申もの買請伐木之砌、同人御林下村方割地山え伐込候由、平右衛門御陣屋表え奉出訴、右伐木は勿論地面迄引取罷在候、全御林内ニ相違無之儀を同人申紛私欲罷在候事

先年村方潰百姓新兵衛屋敷地面国松村え金三兩余ニ売渡、右村土置場ニ相成居、右金子之儀平右衛門壺人にて取込居候事

前書之通名主平右衛門儀何事ニよらず村方え不申聞、一己之取斗を以北条村え用水差遣候儀を、村内一統相談之上遣候様仕成度存念にて、国松村より出訴相成候後七月廿七日ニ至り、平右衛門並忤平兵衛、百姓代与七を始メ親類身寄之もの手續を以、村方之ものえ調印為致候儀ニ御座候、一体私共村方之儀は前々より名主役式人にて勤来候処、近来平右衛門壺人にて相勤、勝手儘ニ取斗、追々増長いたし右体之もの役儀相勤居候ては村内混雑不得止事、難渋至極仕候間、無余儀此段御訴奉申上候、何卒格別之以 御慈悲前願之始末聞召被為訳、名主平右衛門並同人忤名主見習平兵衛兩人退役被仰付、已来村方混雑無之平和ニ相治り、百姓永続相成候様偏ニ御憐愍之御沙汰奉願上候、以上

嘉永五子年八月九日

<sup>34</sup> 筑波町史編纂委員会 1988 : 村方騒動 59 号。

御知行所

常州筑波郡大島村

百姓市右衛門外

式拾七人小前惣代

百姓 清兵衛<sup>㊦</sup>

同 吉兵衛<sup>㊦</sup>

差添人 組頭 杢右衛門<sup>㊦</sup>

御地頭所様

御役人中様<sup>35</sup>

この二通の訴状を提出したのはいずれも小前惣代と称する百姓の清兵衛と吉兵衛の二人である。一通目の提出先は在地の神郡陣屋であり、二通目は江戸の大塚役所に出されたものであろう。二通とも平右衛門の退役を求めたが、いくつかの興味深い差異も見られる。まず、文体から見れば、一通目は粗雑的な感じがあるのに対し、二通目は水論の始末やその他の内容が前後よくきちんと整った文章となっていた。また、内容的には、一通目の訴状では三左衛門堰一件の用水不法のみを追及したのに対し、二通目は水論の外に、御林立木一件と金子横領一件の二つも取り上げられ、平右衛門の悪行とされた。さらに、見逃せないのは、二通目の訴状にある「前々より名主役式人ニて勤来候処、近来平右衛門老人ニて相勤、勝手儘ニ取斗」の部分である。一通目には書かれていなかったこのことを強調した理由は何か。二通目の最後にある組頭杢右衛門の名前がヒントとなる。杢右衛門は大島村古参の組頭であり、名主役が平右衛門一人に独占されたことに不満を持っていたのであろう。用水騒動を好機と感じた杢右衛門が平右衛門を失脚させるために、差添人として小前百姓の行動に加わったことが考えられる。なお、二通の訴状の提出日について、二通目は八月九日と明記してあったが、一通目は八月のみとあった。しかし、上記の相違点から考えれば、一通目の訴状が先に提出されたものと推測できよう。

この村方騒動の背後には国松村が関与していたと思われる。神郡陣屋に提出した一通目の訴状では、今回の三左衛門堰一件の外、十数年前に組合堰水門の仕立て方の変更を酒寄村と内々に合意したことも追及されたが、水門の仕立て方を変更したことは、大島村よりも下流の国松村が引水の面で不利を受けるので、この一件への追及はむしろ国松村の利益を代弁した。これに不足を感じたためか、二通目の訴状は用水問題のみならず、他の二件も取上げたが、二件とも国松村が関わっていたのは偶然ではなく、大島村の村方騒動を扇ぎ立てるために、国松村が積極的に攻撃の材料を提供したのであろう。

この時の村方騒動について、後年、平右衛門一派が騒動リーダー格の一人である清兵衛を「国松村え馴合、小前三十人惣代と申立、水論一件御調中も不顧、江戸表迄罷出越訴仕、

<sup>35</sup> 茨城県史編さん近世史第2部会 1971 : 121号。

御苦難ニ相成」<sup>36</sup>と批判し、国松村が騒動に関与したとの認識を示した。

水論訴訟がうまく進まないなか、平右衛門を退役に追い詰めようとした国松村が大島村内部の権力争いに目をつけ、暗に大島村の村方騒動を扇ぎ立て、結果的に奏功したこととなった。

## 平右衛門の復役

両村の水論は落ち着いたが、大島村では名主役をめぐる権力闘争がますます熾烈になり、村方騒動が繰り返された。

名主の座を目指した組頭左右衛門は小前百姓の行動に乗じて見事に平右衛門を失脚させた。これに対し、平右衛門は名主役復帰のために様々な手を打った。前掲史料の通り、同年十一月、分水を無心した北条村が平右衛門らを復帰させるよう大島村の領主に願い出た。これは明らかに平右衛門の意向を受けたものとは考えようがない。

翌嘉永六（1853）年八月、平左衛門・市右衛門・忠兵衛・九兵衛・与七・隼助の六人が「百姓五十人惣代」と称し、元名主平右衛門及び6名の組頭を私欲押領として領主に訴えた。この一件は、嘉永七（1854）年四月に内済した。

### 済口一札之事

一、御知行所大島村百姓五拾人惣代平左衛門・市右衛門・忠兵衛・九兵衛・与七・隼助より同村元名主平右衛門並ニ当組頭一同え相掛り、去ル丑八月中私欲押領出入申立御役所え御訴ニ相成、訴答一同御召出シ、一通御糺シ之上、神郡村名主石井文右衛門、同格忠次右衛門兩人立会之上、精算勘定被 仰付、夫々調中、御知行所七ヶ村名主共扱へ立入、双方熟談内済仕候趣意左之通り

一、御国金割合銭、時相場より式百文安ヲ以割合いたし候筈

一、村方人少、困窮ニ付、是迄年々以 御慈悲ヲ御下ケ被下候分、村入用割ニて差引相訳り候え共、以来は差引ニ不致、割合可申筈取極メ申候

一、畔鍬金錢時相場より式百文安ヲ以割付可申筈ニ取極申候

一、荒畑並ニ御上納之内御用捨被下候分、村入用差引ニて相訳り候え共、此儀ハ差引ニ不致、銘細ニ割合可申筈取極申候

一、潰石分年々小前より取立候分、以来御願済之上、取斗可申筈取極申候

一、人足伝馬引取帳え附懸ケ致候儀相訳り候事

一、茅代高壺石ニ付鏝拾三文ヲ以、割掛ケ候儀も相訳り候え共、以来ハ銭時相場より式百文安ニて、年々割合可致筈取極申候

一、戌年日光 御法事ニ付、高壺石ニ付、鏝百六拾八文余相懸候義相訳り候事

一、天保十一子年帳面調ニ付、村役人一同馴合壺人前ニ付金式分余ツ、割懸致候義は

<sup>36</sup> 筑波町史編纂委員会 1988：村方騒動 64 号。

勘定相分り候事

一、去丑七月十七日、稻吉宿え人馬宰領として出立之節、伝馬ヲ触当役人一同会所より乗出し候儀も、子細相分り候事

一、会所新家作致候ても、小前え一切談事も無之取斗候儀も、事柄相訳り候え共、是迄之入用村方迄相懸不申筈、以来談示之上時宜ニ取斗可申旨取極申候

一、為酒肴代、年々鏝六拾貫余之割懸致候義も、相訳り候え共、御用之節ハ格別、其外成丈相省可申筈取極申候

一、去丑正月、夫金割合之節、鏝十五貫三百文余之酒肴代割合致候義も相訳り候え共、御用之外成丈相減し候様取極申候

右箇条書之趣、扱人立入訴答共一同納得之上、疑惑之廉々双方無申分相晴申候、尤村方議定ニて納米尅俵ニ付、米四合宛差出し候分、以来時相場ニて売払、村入用え割込、可成丈村諸雜費相減シ候様取極メ、右ニて双方申分無御座、熟談内済行届候上は、以来諸勘定村入用割合之砌り、名主・組頭は勿論、高持百姓之内本村より一兩人、館より是迄之通式人宛立会之上、正路明白ニ割合可申筈、向後村方愁無之、無難ニ百姓相續相成候様仕申分無之、然ル上ハ重て双方より決て御願ケ間鋪義毛頭仕間敷旨ニて、訴答一同熟談内済行届、偏ニ 御上様御威光と難有仕合ニ奉存候

前書之通訴答一同連印之済口証文奉差上候上ハ、右御願上置候願書是迄ニて御下ケ被成下置度義、此段一同挙て奉願上候、以上

御知行所大島村

小前惣代

嘉永七寅年四月

訴訟人 平左衛門㊦

同 市右衛門㊦

同 忠兵衛㊦

同 九兵衛㊦

同 与七㊦

同 隼助㊦

相手

元名主 平右衛門㊦

同 組頭 青葉左衛門㊦

同 同 塚田善左衛門㊦

同 同 五郎右衛門㊦

同 同 三郎兵衛㊦

同 同 太郎左衛門㊦

同 同 庄助㊦

右扱人

神郡村

名主格 忠次右衛門<sup>㊦</sup>  
 名主 飯田惣右衛門<sup>㊦</sup>  
 同 石井文右衛門<sup>㊦</sup>  
 杉木村  
 名主 石島治太夫<sup>㊦</sup>  
 国松村  
 名主 庄左衛門<sup>㊦</sup>  
 吉間村  
 名主 鈴木忠藏<sup>㊦</sup>  
 小栗村  
 名主 惣四郎<sup>㊦</sup>  
 片野村  
 名主 江畑七郎右衛門<sup>㊦</sup>  
 大貫村  
 割元見習 糸賀角兵衛<sup>㊦</sup><sup>37</sup>

この騒動を起こした惣代のうち、平左衛門・九兵衛・与七の三人は三左衛門堰水論の際、平右衛門と行動を共にした者である。にもかかわらず、平右衛門を提訴したのは不可解に見える。しかし、上記の内済証文を見れば、いわゆる私欲押領の条々はすべて不法までとは言えず、平右衛門に打撃を与えるものではなかったことが窺われる。したがって、この騒動はむしろ平右衛門が杵右衛門側を牽制するためのしわざと見做すべきであろう。結果的にも、この一件によって名主役の選出が難航し、平右衛門側が村政の混乱に乗じて一部の役儀を手に入れた。

しかし、事態が落ち着いて半年も経たないうちに、また村方騒動が起こった。この一件に関し、訴えられた平右衛門側が提出した返答書の一部が残された。

(前欠)

更ニ  
 申聞候得共右等之儀は、是迄夫々談示も無之、組頭 [                      ] ニて願出候段、難心得旨 [                      ]  
 此段何連も会所ヲ苗代致候儀、毛頭無御座候、且名主役人撰相談中、事好之者共は組心々之了  
 頭計之取計ニては、銘々之簡簡ニて、往々混雑出来可申儀ヲ見計ひ、当時之処品能申旨  
 成、免 [                      ] 方無心小前ヲ謀言ヲ以、名主役無之方村方為ニ相成候等、申且  
 紛候者共有之候故、評儀区々ニて一決不仕、無抛其段御届申上候儀、是又名主役之儀

<sup>37</sup> 茨城県史編さん近世史第2部会 1971 : 122 号。

は、村方一同談示合之人撰ヲ以、可申上様被 仰付、則一同談合仕候得共、不行届候ニ付、組頭共心得ニは、名主役出来無之候ては、面々名主代り相勤申故、組頭共ニて名主役出来不申様取計候等申者有之候て、被下置候より外□重々奉恐入候儀ニ存込、無抛御目鏡ヲ以、

御取定被遊被成下置度無御座故、組頭一同並高持百姓談合之上、小前老人別ニ談示之不申聞、御届申上候次第御座候、然ル処右御目鏡ヲ以、名主役被 仰付候儀ニも無之、村方談示不行届候ハハ、入札ヲ以、追々取定可申旨御達ニ付、其段小前一同え申聞候迄ニて、右等之儀は御願立等ニ相成可申訳合ニは無之、只々御目鏡ヲ以、名主役御取定被下置候様仕度旨之御届ヲ、小前老人別ニ不申聞差上候廉、落度ニ取、御上様之御苦難ニ相成奉恐入候、右御目鏡ニて名主役御取立被成下置度旨、御届申上候段は、私共計ニあらず、外々古役之組頭青葉空右衛門・同源次郎・同見習嘉兵衛・同手伝太申立候段清兵衛郎右衛門並私共迄、組頭役之者一同連判ニて書面差上候儀ヲ、私共計之様ニ内実は庄宿意助え馴合、私違ヲ以、右体御苦難ニ相成り候儀も、不申候次第御座候、畢竟織成儀又右衛門ヲ大造ニ取拵、清兵衛・庄助右三人之者共、村方混雜為致候頭取ニ相違無御座候得は、此段嚴重之御取調被成下置度奉願上候、

計ニ訴訟方申立候は、名主役相望候者より、右体之取■致候儀ニ有之、私共儀は会所ニて、御用面正路ニ相勤候組頭役之者見立、取扱請候様仕度、名主役儀は村方□ニ相治り候上、相応之人物相撰御願申上度、右七人之者共不正之筋有之段申立ニ御座候得共

共此段名主役相望候者より、御目鏡ヲ以右役儀被 仰付度段願出候様、文体ニ候得は、是以難心得、御目鏡ニて、追々名主役可被 仰付訳合ニは無御座、■村方談示行届不申候ハハ、前以奉申上候通、入札ニて取定段被 仰渡候儀、左候得は、誰方え落札ニ中相成候哉治定不仕、且又名主役之儀一同延引と申事ニ一決仕候ハハ、見様■■一兩年構へ

は、猶予可被成下置■儀と奉存候、然ルを盲言ヲ■へ、小前六拾人等と申名目ニて、迄江戸表之之罷出越訴仕、剩謀計ヲ以、村内ヲ混雜為致候儀ニ御座候、且七人え私共不正之筋有之段■、何故之廉ヲ以、右様不容■儀申立候哉、訴訟方■■別て、嚴重ニ御取調被成下置度奉願上候

前書之通、御答奉申上候、願人百姓儀清兵衛儀は、先年綿引武兵衛殿退役之砌り、村役人ヲ差除キ再勤被 仰付度■越訴仕、蒙 御咄ヲ、其後去丑年中水論之砌り、国松村え馴合、小前三十人惣代と申立、水論一件御調中も不顧、江戸表迄罷出越訴仕、御苦難ニ相成猶又当七月中一切掛合も無之、村役人之内組頭五郎右衛門相手取、勘定合之儀ニ付、相会所出番組頭青葉空右衛門方え願出候処、為差廉無之故同人より利解被申聞、願筋■

徳

止候処、至て事好之者故、又候今般村方小前無何心者共相加添、百姓■三郎兩人小前六拾人惣代等と偽り御願立仕、御上様之重御利解ヲ相背、且亦又右衛門身分之儀は、  
平生瀬戸物焼繼並赤漬売辻■町■香具□□之者にて  
 百姓とは乍申、~~平生瀬戸物焼繼渡世並赤漬売之小商人にて~~、百姓出情之人体ニは無之、  
別  
 今般惣代ニ相立候清兵衛、■願人庄助え応意之者にて、兩人共素より馴合誰等より御  
候  
 上様ヲ相掠メ、出情人等と申立、御褒美頂戴被 仰付■故、右■儀合ニ依て、今般庄助・清兵衛え荷胆仕、其外同意之者共五七人有之、村方混雜為仕候儀、乍併此段は御  
儀  
 訴不申上候得共、前書三人之者共~~を~~は別て平生不取留儀ヲ取拵、私共相手取御願立ニ  
殊ニ上は  
 相成、御上様御尊苦奉掛候儀、何共心外至極難心得奉存候、~~勿論訴訟方之義~~別願と  
書 御役所ヲ不奉恐ニ重々  
 は乍申、願意同様之願面差上、余分御苦難奉掛候儀、重々難心得奉存候、何共奉恐入候御儀ニ御座候得共、格別之以 御慈悲ヲ、前段之始末逸々被為聞召訳、御嚴重之御沙汰被 仰付被下置度、幾重ニも奉願上候、猶委細之儀は追々御尋之刻、乍恐口上ニ  
 て奉申上候、以上

御知行所大島村

嘉永七寅年九月

神郡

御役所

返答人	百姓	与七
同	同	市右衛門
同	同	隼助
同	山守	九兵衛
同	与頭手伝	平左衛門
同	与頭	忠兵衛
同	同	五郎兵衛
同	差添百姓代	周助 <sup>38</sup>

今度の騒動は庄助・清兵衛・又右衛門の三人が、前回騒動の惣代全員を含む七人を名主選出を妨害したとして領主に訴えた。庄助は以前から組頭を務め、この時も組頭役にいたようである。後年の史料<sup>39</sup>から、平右衛門への「宿意」をもっていた庄助は杵右衛門に近い人物であったと推定できる。清兵衛は水論の時に平右衛門の退役を求める村方騒動のリーダーの一人であった。これらの事情から察すれば、この騒動は平右衛門一派に対する杵右衛門の反撃だと言える。残念ながら騒動の結果を示す史料は残っていないが、その後も大島村では名主不在の状況が何年も続いた。

<sup>38</sup> 筑波町史編纂委員会 1988：村方騒動 64 号。■は抹消された文字。

<sup>39</sup> 万延元（1860）年の史料（筑波町史編纂委員会 1988：村方騒動 68-69 号）に、庄助が杵右衛門と行動を共にしたことが書かれている。

表Ⅲ-1 大島村役人と村方騒動関係者

氏名	天保十三年	嘉永五年	嘉永七年四月	嘉永七年九月	万延元年
平右衛門	名主	名主◎※	◎		名主◎
平兵衛		名主見習◎※			
杵右衛門	組頭	組頭(◆に差添)	組頭◎	組頭	名主
善左衛門	組頭	組頭	組頭◎		
三郎兵衛	組頭		組頭◎		
太郎左衛門	組頭		組頭◎		
佐兵衛	組頭				
吉右衛門	組頭				
五郎右衛門	百姓代	組頭(◎に差添)	組頭◎	組頭	百姓代
庄助		組頭	組頭◎	(組頭?) ◆	組頭◆
忠兵衛			◆	組頭◎	
五郎兵衛				組頭◎	
源次郎				組頭	
藤作					組頭◆
弥平次					組頭◆
嘉兵衛				組頭見習	
太郎右衛門				組頭手伝	百姓代
平左衛門		※	◆	組頭手伝◎	
与七	百姓代	百姓代※	◆	◎	
周助				百姓代(◎に差添)	
伊右衛門					百姓代
藤兵衛					百姓代
治左衛門					百姓代
九兵衛		山守※	◆	山守◎	
清兵衛		◆		◆	
吉兵衛		◆			
市右衛門			◆	◎	
隼助			◆	◎	
又右衛門				◆	

県史 121-122 号、水利 10-12 号、百姓一揆 25 号、村方騒動 59-64・68-69 号。

◆は批判する側、◎は批判される側、※は三左衛門堰水論で領主から申渡しを受けた者を指す。

安政六（1859）年、大島村両派の権力争いの絡んだ村方騒動がまた発生し、同年三月に内済となった<sup>40</sup>。そして、同年暮になると、村政の安定を図るために、平右衛門が名主役に復帰すると同時に、杵右衛門も新たに名主に任命されることになった。

<sup>40</sup> 茨城県史編さん近世史第 2 部会 1971 : 123 号。

## 水論再起

しかし、妥協にたどり着いたように見える大島村の両派は、早くも翌万延元（1860）年に再び対立した。組合堰水門の伏替をめぐり、協力せず消極的な対応をとった平右衛門を相手に、杳右衛門側が領主に訴えた。

乍恐以書付奉願上候

御知行所大嶋村名主格組頭庄助奉申上候、去ル未暮より諸普請掛り共被 仰付、諸向情々相勤罷在候処、名主平右衛門より万端差支勝ニ被取計候ニ付、私義も当春中出府着御届始末訴上、御役御免被 仰付度段願上候処、厚御利解被 仰聞候ニ付、空敷引取、殊ニ当節水門伏替ニ付、種々心配仕、例年之通酒寄村役宅え杳右衛門私兩人ニて、二月廿二日附届参り候処、其節平右衛門義居合候段不審とは存候得共、格別之義も有之間敷と相心得、面会之上直様引取罷有候後、彼是相催候趣風聞有之候得共、右役場並地主方迄及掛合、対談行届候処、当節違変之挨拶ニ付、驚入両村役人最応罷越、土無心仕候処、平右衛門義立合無之候ては差遣候儀難相成旨、挨拶有之、無余儀引取時日送り候折柄、閏三月五日夜会所え参り、杳右衛門方え談合可仕と存候処、平右衛門義居合、今般水門伏替土取場之義ニ就ては我耆人ニても察当仕、並身寄之内より人馬等一切差出不申候間、左様ニ相心得可申旨慥ニ聞届、其外悪口雑言申匄り、内実酒寄村え談合仕、混雑為致候所業難心得、並外下役人一同難捨置之處、平右衛門縁者之もの共故申合、後難ヲ相招候心底ニ有之候ニて、中々水門伏替成就之程も無覚束、容易ニ古水門等堀出普請中ニ差障り有之、混雑仕候ては両村御田地相続難相成ニ付、左水  
(ママ)  
門其儘差掛難捨置、今般右始末御訴奉申上候次第御糺之上、右普請ニ差障り候もの共一同相背、其外先年平右衛門勤役中、水門敷下ケ御裁許相破り、扉え附板致、用水掛引仕居候得共、此節右附板引払呉候様掛合有之、是又当惑仕、且ハ平右衛門不取計之始末、両村一同ニて御願可奉申上之處、同役之傍友併、其儘難相成ニ付、別書奉差上候ニ付、逸々御糺被成下置、右普請成就、無難ニ御田地相続相成候様、御慈悲之御沙汰偏ニ奉願上候、以上

萬延元年閏三月

右村

名主格

組頭 庄助 印

同 藤作 印

同 弥平次印

大塚

御役所<sup>41</sup>

<sup>41</sup> 筑波町史編纂委員会 1988：村方騒動 68 号。

この訴状によると、嘉永七年の村方騒動で平右衛門一派を訴えた庄助が、組合堰水門の伏替普請のため、堰と土取場所在の酒寄村名主宅を杵右衛門とともに訪れたとき、平右衛門もそこにいたことを不審に感じた。その後、すでに土取を承諾した酒寄村が、平右衛門の立会いがなければ土取を承知できないと豹変した。これをめぐり、村方の会合で双方が口論となり、平右衛門は今回の水門伏替普請に自分側の人間を一人も出さないと宣言した。杵右衛門も名主になったとはいえ、実権は依然として平右衛門に握られ、彼の影響力は上流の酒寄村にも及んでいた。

文久二（1862）年になると、平右衛門が下流と相談せずに新川開鑿に取り掛かり、新たな対立を生じさせた。これをめぐり、同年八月、国松村の惣百姓が一通の議定連印帳を作った。

#### 議定連印之事

此度村方堰ニ相懸り、於大島村堰脇堀崩シ川内ヲ留切、新川を堀割、左候得は堰保方又は用水引取ニ相抱り、不成容易義ニ付、村方一統談合之上、惣代を以大島村役人え先規有形之通り致置呉候様及掛合ニ候処、一切聞入無之法外之挨拶ニ付、其儘難差置、無抛其御筋え奉出訴候ニ付、村方一同議定申処少も相違無之候、然ル上は諸入用等之儀ハ縦令不時之災害有之候共、聊差支無之様差出し可申候、依之議定連印申処如件

文久二戌年八月七日

慶蔵印

久兵衛印

吉左衛門印

豊蔵印

（五十人連印略）

百姓代 善左衛門印

組頭 助三郎印

組頭 五兵衛印

名主 八郎右衛門印

百姓代 又左衛門印

組頭 忠助印

同 嘉吉印

組頭 源七郎印

同 治郎右衛門印

名主 伝左衛門印

周平印

養庵印

名主	庄三郎 <sup>㊦</sup>
組頭	市郎右衛門 <sup>㊦</sup>
同	清右衛門 <sup>㊦</sup>
名主	三十郎 <sup>㊦</sup>
同	喜太夫 <sup>㊦</sup>
同	善吉 <sup>㊦</sup> <sup>42</sup>

連印帳にある「村方堰」は大島村地内の国松村三左衛門堰であろう。大島村による新川開鑿の影響で堰が保ちにくくなったため、国松村が交渉を行なったが、聞き入れてもらえなかったため、やむを得ず出訴することにした。また、下流左岸の上菅間村も大島村の新川開鑿を幕府に提訴し、翌文久三（1863）年に内済した。

#### 差上申済口証文之事

常州筑波郡上菅間村小前役人惣代名主喜太夫外老より、同州同郡大島村名主平右衛門外拾人え相掛り、不法出入り之旨去戌年九月中 都筑駿河守様え奉出訴、当二月十三日御差日御尊判頂戴相附候処、相手方よりも返答書差上御吟味中之処、掛合之上熟談内済仕候趣意左ニ奉申上候

一、右出入訴訟方にて申立候は、（中略）八九ヶ年前より大島村用水堰元より、同村地内土橋上迄川筋数ヶ所之屈曲有之候処、右場所新川を掘屈曲を直し、直流相成候様いたし候ニ付、自然と深瀬も押埋り、渇水之節水不足いたし、且は私共堰頭え水当強保方無覚束存候得共、他村地内儀殊ニ川上相隔候儀ニ付、無余儀差控罷在候処、猶亦右土橋より下私共村方用水堰場迄川筋屈曲之場所、右土橋上同様新川を掘屈曲を相直し、種々手儘之致瀬直し川瀬右体屈曲無く直流ニのみ相成候ては、水勢強本瀬方えのみ差向、用水路え乗水之勢ひ無之様成行、旁差支候ニ付可及掛合と存候折柄、八月五日私共方より堰場見廻として罷越候処、同郡国松村又右衛門義黒鋤渡世之もの大勢引連、種々之諸道具持参川瀬掘直し、剩私共用水堰場上之方御定杭際迄藪之場所、竹木伐取根株掘抜堤敷床を掘下ケ、堰下川筋え引続候様仕成、左候得ハ此上私共村方用水路え更ニ乗水無之、干上り候様成行候は眼前、御裁許御定杭御居之場所迄も欠崩候様可相成体にて、以之外之義ニ付、何故右躰之及所業候哉之旨、右又右衛門え掛合候処、地元大島村役人共より頼受賃銀受取候旨申聞候間、依ては同村役人共え遂掛合候間差控候様申聞候得共、手間代賃銀受取候ニ付難差控旨申之、無体ニ堰場上脇之上堤式拾間余之場所掘立候ニ付、直様大島村相手之もの共え、何等之子細を以右躰理不尽之及所業候哉之旨掛合候処、御地頭所え申立御下知請候義、殊ニ村方地内ニ付何様取斗候共子細無之杯以之外不当至極之挨拶、何様掛合候ても更ニ取敢不申、此儘差控候ては御裁許御定杭ニ抱り、第一用水引入旁難相成難義仕候間、相手之者え厳舗及掛合候得共

<sup>42</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 14 号。

取敢不申、出訴いたし候後ニ相成候ても、相手方にて尚不相止堰脇堤え手入いたし、当堰より上之方にて横八間・竪式拾五間之場所、前同様出訴以後新川を掘抜、本瀬同様流水いたし居、右掘立土用水路え不残押流候ニ付、用水路一円ニ三尺余押埋り、殊ニ雨天続ニて閏八月廿六日出水、川上新川を掘立候故、右堰脇堤川表式拾三間余掘崩之場所え水当強、川表五間ニ竪三間余堤床川敷迄欠込候始末ニて、用水引入方ニ差支難渋至極ニ付、自儘手入之場所元形ニ取直し候様被 仰付度段、其外品々訴上、(後略) 43

この内済証文によれば、新川開鑿が大島村地内にある上菅間村堰と用水路に影響を与えることを懸念した上菅間村役人が大島村と交渉を試みたが、破談になったため、幕府に出訴した。水論の場合、受訴後、争論になった場所に対し、当事者がいかなる行為も加えることができなくなる。しかし、大島村は訴訟後も新川開鑿を止めずに続けたという。

平右衛門の帰役を最も警戒していたのは国松村である。彼を再び退役させるために、国松村はまた大島村の反平右衛門勢力と協力した。すでに万延元年の水門伏替一件の時、庄助らとともに平右衛門を領主の江戸屋敷に訴えた<sup>44</sup>。さらに、文久元(1861)年九月、斎藤伊豆守のところに平右衛門の不法を訴える張訴が行われた。

#### 乍恐以書付奉願上候

一、井上源三郎様御知行常州筑波郡大嶋村、国松村両村一同奉申上候、右は先年文政度迄、村役相勤候もの共申合せ、御上様ヲ偽り、村高之内、田方六町三反歩余、手余り荒地ニ相成貢納難相立趣申立、全生田ニ有之候場所ヲ、米方御年貢不残、私欲押領罷在候ニ付、時之御在番伊藤善兵衛様御不審ニ被存、文政九戌年ニ至り、字反畝歩書記し候横帳一冊、小前え方迄御下ケ被遊、地所改見候処、全生地ニて、右之反畝歩明白ニ相分り、作人共え銘々相尋候処、無滞御年貢御上納年来相勤候趣相極り、此段神郡村御陣屋表え御訴ニ相成、右村役人共御呼出し御吟味ニ付、一言之申開無之、一同退役被 仰付、其後ニ至り平右衛門方え名主役被 仰付、去ル嘉永五子年迄相勤罷在候内、田畑御割付永納之内、村方人少、困窮ニ付、荒地永三貫七百文余、小物成永壹貫四拾文、其外永壹貫八百文、三口合テ永六貫五百文余、御引方ニ相成居候を、右平右衛門壱人ニて取込罷在居なから、去子年照続、渴水之砌、北条村より多分之手續金ヲ取、一己之取斗ヲ以、両村用水字三左衛門堰を平右衛門親子先立、其外身寄親類之もの共大勢召連、右堰土用央ニ切破り、御他領北条村用水え水不残切落し遣シ候より事起り、其段神郡御陣屋表え御訴ニ相成、翌日御出役之上、右堰ヲ留切、用水掛引、御田地養育仕居候処え、又候平右衛門先立堰切破り候ニ付、其段江戸御上屋敷並ニ御本家様並時之御老中牧野備中守様、御勘定所本多加賀守様え再度越訴致し候ニ付御地

<sup>43</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 61 号。

<sup>44</sup> 茨城県史編さん近世史第 2 部会 1971：125 号。

頭所様え御引渡し相成、平右衛門親子身寄共、手伝堰破り之もの共一同御呼出し、御吟味詰之上、全御年貢、御取箇筋ニも相抱り候所業ニおよひ候ニ付、嚴重之御沙汰ニも可相成之処、厚御憐愍ヲ以親子共御役取上ケニ相成候、其後下役並小前惣代、手伝人一同立会取調見候処、前書押領分其外小物成割合取立方之儀ニ付、御割付外ニ余分ニ割掛ケ取込罷在候儀相分り、生死之御田地取調、納出しニ可相成分ハ、金貳兩余御上納奉差上、残永引之儀は村方一同え割合、一同安心仕、農業出精罷在候処、去ル未ノ暮、右下役手伝人共被 召出、一同退役被 仰付、右堰破り重科人平右衛門方え名主婦役被 仰付、其外下役之儀は同人身寄親類之ものえ斗り被 仰付、誠ニ不審之至り、勝手儘之取斗え村方諸入用多分ニ費、難儀至極ニ仕候、右全神郡村名主惣右衛門儀、差略ヲ以、当御在番衆え馴合種々取巧ミ、北条村よりも大金ヲ揺取、手続仕候ニ付、堰用水路其外諸普請所え立会相企メ、平右衛門方え名主婦役被 仰付候難心得奉存候、且ハ先年貞享年中酒寄村より双論ニ被及、其節 御奉行様より御見分之上、御裁許御絵図面訴答え御下ケ被成下置候堰水門用水路、天保八酉年、水門伏替之砌り、平右衛門儀酒寄村え馴合、水門敷を尺貳寸敷下ケいたし、石垣成閘を破り、小水門ヲ伏込、御裁許相破り候事、其外安政四年未年、村方一件時之御奉行安藤弾正少弼様え御差出し相成候御裁許被 仰付置候儀も、去未十月中、石塚長平様ヲ始メ、菅野政平様、同貞助様御出役之砌、右御裁許ヲ相破り候事

一、右先年六町三反歩名付押領罷在候砌り、組頭役相勤候惣右衛門方え身分糺も無之、又候組頭役被 仰付候事

一、百姓代太郎右衛門儀両村大堰之上ヲ大材木引候ニ付、大破ニおよび、其段両村役人より神郡陣屋表え御訴ニ相成候ニ付、右太郎右衛門御呼出し御吟味之上、全右堰破り候段相違無之旨相極候処、只十日之間押込被 仰付、直様御宥免ニて、右堰普請入用之儀ハ、両村割合可差出旨被 仰渡候事、殊ニ平右衛門儀ハ、去申春、両村水門伏替之砌り、平右衛門申候ハ我等身寄親類共よりハ人馬等決て難差出旨相断候段、両村役人より江戸小石川大塚御上屋敷迄、御訴ニ相成、御吟味之節、右相断候段役儀ニも不似不埒ニ付押込被 仰付、帰村為致置、三十日目ニ直様御宥免ニ相成、勤役為致候段難心得奉存候事

一、大嶋村之儀は四季打鉄鉋四挺御下ケ被遊、預り人も有之候処、大工棟梁周治郎ハ外無判鉄鉋ヲ猥りニ打歩行、御公儀様御法度ヲ相背候不埒之ものニ、御上下帯刀為致、御紋付灯燈杯ヲ私用ニ為持歩行候事

一、桜川附寄洲堀割之砌、平右衛門儀ハ御上様え金拾八兩ニ積り差上、土方ニハ金五(疎)

兩ニて相渡し、普請束ニいたし候ニ付、村方人馬を多分ニ費候事

右堀割酒寄村え馴合向後為取替致度儀申偽り、右ハ先平右衛門敷下ケ致候無念ヲ為のかれん、殊ニ当御掛り衆中よりも、度々為取替置可致旨、再度御沙汰有之候え共、御裁許之地面ニ候へハ、早速御請難相成、若又及後念水行悪敷、御田地相続相成兼可申哉、小前一同相歎キ罷在候、押て被 仰付候、就ては其段御奉行所様迄可奉御伺と覺

(ママ)

語は仕居候え共、左候えハ村方諸入用も相嵩り難儀仕候間、一ト先ハ此書面御信用ニ相成、御差止之御沙汰被 仰付度奉存候、且ハ御地頭所様格別之御憐愍御救も多分ニ有之候儀を、平右衛門老人ニて取込居候ヲ不存、小前一同御上様ヲ奉御憎候段、幾重ニも無向体奉恐入候間、逸々御賢察之上、名主平右衛門退役被 仰付、諸事雑費ヲ省村方一同相助り候様、御慈悲之御沙汰被成下置度、御本家様並御親類様え御纏り、前文之始末奉歎願候、若又此儘ニ御見捨被置、後日ニ至村方混雑仕越訴等ニも相成候ハ、御地頭所様御姓名えも相抱り候間、此書面御本家様御声掛りヲ以、井上源三郎様え御直々御引渡し相成、御地行掛り外、重御役人衆御立会御誼儀之上、当地方掛り衆不殘改役被 仰付、以来依估無之、正路仁慈之御役人御取扱奉請度、一同奉願上候、以上

井上源三郎知行所

文久元酉年九月

常州筑波郡

大嶋村

国松村

齊藤伊豆守様<sup>45</sup>

この訴状は、平右衛門による複数の行為を「罪状」として取上げ、退役させるようお願い出るものであった。訴状の署名は大島村・国松村となっているが、用水不法に関する内容が紙幅の半分以上に及んでいることから、張訴を主導したのは国松村だと思われる<sup>46</sup>。

国松村が翌年大島村による新川開鑿を出訴した一件に関する他の史料はないため、その後の結果は知り得ないが、元治元（1864）年、天狗党による武器調達に関して大島村が領主役所に提出した届書<sup>47</sup>にある、村方三役の八人の署名のなかには、平右衛門の名が入っていない。天狗党事件の重大性から考えると、もし平右衛門が名主であったなら、署名していたはずであろう。急死でない限り、失脚か引退しか考えようがない。もし退役が事実であれば、相手村の騒動を巧みに利用する国松村の戦略が再び成功したと考えられよう。

## まとめ

国松村三左衛門堰水論は、領主の利益的打算が訴訟正義を損なった一例である。

<sup>45</sup> 茨城県史編さん近世史第2部会 1971：125号。

<sup>46</sup> 同年十二月、三左衛門堰一件の時に大島村の村方騒動をリードした清兵衛がこの張訴の張本人とされ、拷問を受けた（茨城県史編さん近世史第2部会 1971：135号）。

<sup>47</sup> 筑波町史編纂委員会 1979：天狗党挙兵と村民3号。

大島村名主平右衛門が無断に国松村の堰水を下流に分けたこと、口論の中で暴力も辞さない姿勢を示したこと、国松村一村の三左衛門堰を両村昼夜隔番の用水と偽ったこと、国松村はこの三つのことから自村用水への脅威を感じたため、どうしても平右衛門を退役させようとした。

本来、水論における実力行使の行動は喧嘩停止令の罰する対象であり、極刑に処される可能性もある。また、幕府の法律では、「名主等私曲非分」の訴訟には内済を適用しないと定めてあった<sup>48</sup>。にもかかわらず、領主側はなかなか取調べをせず、かえって国松村に対して度々内済するよう強引に命じた。そして、事態は一度平右衛門の思い通りに軽く片付けられた。

平右衛門は文政九（1826）年より当年まで26年も大島村の名主を務めてきた領内古参の村役人であり<sup>49</sup>、在地性の薄い旗本にとって農村支配に不可欠な存在であったことに違いない<sup>50</sup>。平右衛門らが同領の国松村の用水堰を破壊し、渇水期に大事な用水を川下の他領の村に融水したことは、領主の旗本井上氏にとっては何らメリットもなく、経済的利益から考えればむしろ損したのである。にもかかわらず、領主が平右衛門の件を軽く解決しようとするのは、やはり平右衛門の存在が農村支配に欠かせないという政治的打算によるものとしか考えようがない。

しかし、平右衛門は結局、領主から役儀及び名字帯刀の取上げと押込の刑罰を命じられ、失脚になった。大きな転換をもたらしたのはほかではなく、相手村内部の権力闘争を利用し、村方騒動を陰で推し進める国松村の戦略であった。政治的打算で平右衛門を庇おうとする領主にとって、村方騒動という不穏便な状況はやはり政治的リスクが高かったのであろう。この点を見破った国松村は大島村における村方騒動を交渉材料に、領主を方針転換させることに成功した。

---

<sup>48</sup> 元文五（1740）年の「出入扱願不取上品並扱日限之事」では、火附・盗賊・人殺・人勾引・逆罪之もの・名主等私曲非分・博奕三笠附取退無尽・隠売り女・巧事などを内済が適用できない情況とある（石井1959：420-421頁）。

<sup>49</sup> 文政九年、当時の村役人一同が不正にかかわったため退役を命じられ、そのとき、平右衛門が名主に任命された（茨城県史編さん近世史第2部会1971：125号）。

<sup>50</sup> 井上氏自身は江戸常住で知行地に赴いた形跡はなく、きわめて在地性の薄い支配形態をとっていた。井上氏の支配状況について、鈴木1968、古文書研究会報告者グループ1981を参照。

## 第四章 両菅間村余水相論

大島・国松両村の対岸は、旗本本多氏所領の上菅間村と中菅間村であった。両村の用水は別々にあり、上菅間村は上流の大島村地内に堰をもっていた。明治二（1869）年の村明細帳によれば、堰幅 23 間 3 尺・横 6 間 3 尺であった<sup>1</sup>。

一方、中菅間村は下流の池田・磯部両村との組合堰を国松村地内にもち、この堰は 18 世紀初頭以降の史料に「女堰」と呼ばれていた。女堰は水勢の激しい所に造られ、度々大破となった。堰を修理しようとする村人たちが巫女に占わせたところ、人間を生杭とすれば必ず成就すると告げられ、その巫女を生杭として桜川に投じてその上に堰を築いたため、この名があるという<sup>2</sup>。文政九（1826）年の文書によれば、女堰の全長は 17 間 3 尺であった<sup>3</sup>。

文政四（1821）年、上菅間村の用水をめぐり、中菅間村との水論が発生し、幕府まで越訴された。幕府の訴訟制度を利用することで正義を実現したことを示す一件である。

### 第一節 引水出入

#### 双方の主張

まず、史料<sup>4</sup>に基づいて両菅間村余水相論一件の経緯と双方の主張を見てみよう。

当年夏、日照りが続くなか、中菅間村の西田耕地 28 町歩余が渇水状態になったため、干害を最小限に止めようとする中菅間村役人が上流の上菅間村に西田耕地への分水を要請したが、断られた。この問題をめぐり、七月、中菅間村が領主に提訴し、西田耕地へ分水することを求めた。

中菅間村の西田耕地は、三ヶ村の組合堰である女堰からの用水のほか、上流に位置する上菅間村から流下してきた水も灌漑に利用していた。しかし、上菅間村からの水は分水で

<sup>1</sup> 筑波町史編纂委員会 1978：村明細帳 32 号。

<sup>2</sup> 仲田 1985：198-201 頁。

<sup>3</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 76 号。

<sup>4</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 73 号。

はなく、あくまでも上流の余水として利用されていた。この慣行は古来よりのもので、中菅間組合にも認識されてきた。130 年以上前の貞享四（1687）年、池田・磯部両村が中菅間村を相手に提訴した際の訴状に、

（前略）池田村・磯部村之用水堀之内え、先規よりおち来り申候水ハ、上菅間村用水之余り中菅間村西田え懸り申候得て、其余り水池田村・磯部村用水ニ前々より取来り申候（後略）<sup>5</sup>

とあるように、上菅間村の余水が中菅間村西田耕地を流下し、その余水がさらに池田・磯部両村の田地に入る。上菅間村からの水が余水であったことは明白であり、中菅間村も池田・磯部両村と同様な認識をもっていたはずである。しかし、文政四年の訴訟において、中菅間村は余水ではなく、上菅間村との分水であると主張し、対等な水利権を要求するようになった。

渡邊氏は農業水利権を余水利用権・共用権・専用権の三つに分類した。中菅間村が主張した「分水」はすなわち共用水である。農村社会では、余水か共用水かが不明確のまま、用水を利用する状態が少なくなく、争いが生じるに至って初めて当事者がそれぞれ逆の主張をすることがよくあると指摘された<sup>6</sup>。

中菅間村は三つのことを根拠に分水であると主張した。まず、寛文年間、上菅間村とその上流の石田村が水論になった際、寛文九（1669）年に下された幕府裁判役所の裁許絵図面裏書に、「上菅間村筑波川を閑留大分致造作、上菅間村・中菅間村え水取申候」との文言が両村による分水の証拠であると中菅間村が主張する。

二つ目の証拠として挙げられたのは、寛政年間、上菅間村とその堰所在の大島村との間に水論が起こった際、中菅間村西田耕地 28 町歩のことが上菅間村の返答書に書き入れられ、その後、中菅間村も両村の水論訴訟で被告側に追加されたことである。この一件に関する上菅間村の記録には、

乍恐以書付奉申上候

一、常州上菅間村役人共申上候、此度井上内記様御知行所同国大嶋村より、私共用水堰普請致方ニ付、私共相手取及 御公訴候趣先方様より御達有之候ニ付、右之訳御尋ニ御座候

此段当村並中菅間村田反別之内式十八町歩余用水之儀は桜川水上右川向大嶋村地先より分水致、井堰普請之儀は往古より仕来之通毎年致来新規之儀曾て無之候処、大嶋村より右普請方私共勝手之仕様有之様申来候ニ付、前書之通往古より仕来之通ニて、改候義無之ニ付、其旨相断候得共大嶋村地内水損之場所所有之、私共用水堰故之様強て申

<sup>5</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 64 号。

<sup>6</sup> 渡邊 1963：第四章。

ニ付近郷より扱人も有之、了簡差加候得共元来水方之事故、内々ニて決着不仕、前書之通私共方ニて仕来改候義曾て無御座候、然ル所大嶋村地内水損之義ハ右堰故と申候は有之間敷と奉存候得共、他領他村之事故扱人並私共存寄行届不申及破談候儀ニ御座候、若シ此上先方より申立之品ニより其節委細御答可申上候、右御尋ニ付申上候通相違無御座候、以上

寛政十年午十一月

常州筑波郡

上菅間村

名主 新兵衛

彦右衛門

御地頭所様

御役人中様<sup>7</sup>

とある。確かに中菅間村の主張した通り、大島村との水論において上菅間村は自村の堰用水を「当村並中菅間村田反別之内式十八町歩余用水」と称していた。

さらに、中菅間村は西田耕地の灌漑には女堰からの用水ではなく、上菅間村から流下した水しかなかったと主張し、分水であることの三つ目の証拠とした。

中菅間村の主張に対し、上菅間村は真っ向から強く反論した。上菅間村堰普請の時、費用と人足はすべて上菅間村一村が負担し、中菅間村はまったく関わっていなかったし、堰地代として地元の大島村に毎年払ってきた 1 貫 500 文の費用も全部上菅間村が負担していたと主張された。

また、寛文年の裁許絵図面裏書に「中菅間村」の名前はあるものの、当年の水論は石田村による上菅間村堰水への侵害に対して上菅間村一村の堰であることを裁許の形で確認された。したがって、元禄二（1689）年、用水堀幅などをめぐって石田村と水論した際<sup>8</sup>や天明二（1782）年、上菅間村用水堀と接続する石田村悪水堀の浚いをめぐって出入した際<sup>9</sup>も、上菅間村堰と無関係な中菅間村は水論に関わっていなかった。

さらに、寛政年間、大島村との水論訴訟では、中菅間村の組頭太兵衛が上菅間村側に加勢すると言ってきたため、返答書に中菅間村西田耕地 28 町歩のことを書き入れただけで、水論後の費用も上菅間村と大島村の両村のみが負担していた。

## 一回目の申渡

旗本本多氏は所領高 3,000 石の中から 500 石を分家に領有させていた。その 500 石はすべて上菅間村にあり、両給支配を受けた上菅間村にはそれぞれ本家側と分家側の村役人がいた。中菅間村との水論を審理するため、同年十月、本家役人桜井覚之進が現地に出役し、分家領主の家来も立会に行った。当初、桜井覚之進は上菅間村両給の村役人に対し、分水

<sup>7</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 56 号。

<sup>8</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 53 号。

<sup>9</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 55 号。

か余水かにかかわらず、これまでの通りに西田耕地へ水を流すよう説得した。上菅間村役人は心底に納得できなかったが、その説得が「依怙無偏頗温順之御取計」<sup>10</sup>であったため、内済証文を差し出した。しかし、一兩日後、桜井覚之進は再び上菅間村両給の村役人を呼出し、内済証文を差し戻した。場所見分を経たあと、両菅間村に対して一回目の申渡が下された。

#### 申渡

中菅間村

名主

組頭

百姓代

上菅間村

名主

組頭

百姓

御分知方同村惣代

名主

組頭

百姓代

今度中菅間村より願出候ニは、同村西田耕地仕付之儀、上菅間村用水分水ニて古来より仕付仕来り候処、当年早春より水不足ニて流水無之、苗代時節別て渴水ニて仕付成兼候ニ付、其段上菅間村え掛合候処、同村より答候ニは平年之義ハ兎も角も旱魃之年柄ニは余水場之儀ニ付、分水難致趣之挨拶ニ付左候ては仕付等成兼、其儘差置候ては田地弥以及退転ニも候儀故、再応中菅間村より上菅間村え懸合ニおよひ候ニ付、少々之分水は可致趣ニ候得共、中々以不行届由、其節出役今竹専左衛門え願出、同人よりも双方村方え理解申聞置候得共、其儀も矢張余水場之由を以分水之義不承知之趣、其上中菅間村西田耕地流水差障ニ成候様、上菅間村方勝手を以新道に追々筑建、新橋を掛用水掛引分可致、西田耕地流水差障も可成様取斗、無余儀筋を以申出候ニ付、双方村方再応相糺吟味およひ候処、分水余水之申争のみにて確と双方可申立証拠も無之、乍然寛文度上菅間村堰石田村より水論之節、御裁許裏書上菅間村並中菅間村えも水取候旨趣も有之、猶又寛政之度大嶋村出入及候節も追て相手ニ加り、右一件返答書を以申上候ニも中菅間村分水致候趣申立、今更異変も難成筋、乍去双方村方取極候規定等も無之、殊ニ場所見分およひ候処、双方共分水余水之申争のみにて難取用、乍去中菅間村西田耕地之義ハ、上菅間村流水無之上ハ仕付難成場所ニて、右流水差障有之節自然と及退転候筋ニ候得共、分水余水之申争は差置、古来より仕来候振合を以、聊も差

<sup>10</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 73 号。

支無可致流水候、尤上菅間村用水のみにて中菅間村西田耕地仕付候事故、向後上菅間村堰え為致出入人馬諸入用等之義ハ中菅間村西田耕地え水取候程之意を以差出候、然上ハ組合堰之義ニ付双方村役人共相互ニ申合、両村共田地永久ニ相続差支無之様取斗可申事

一、上菅間村耕地新道新橋追々筑建候義は、中菅間村より申立候通り地頭所え願出、差図も以可取斗処、其儀無之村方勝手合を以取補理候段村方役人共不念之事ニ候、早々取払古形之振ニ可致事

右申渡趣一同証文申付

巳月日<sup>11</sup>

この申渡は、中菅間村の三つの根拠を事実として認定し、分水との主張を認めたくえ、今後は上菅間村堰を両村の組合堰とし、中菅間村も堰普請の人足や諸入用を出すよう命令した。

## 非組合村への用水融通

ここでは、組合関係のない村落間の用水融通について検討したい。

他村の用水施設から順調に用水を融通するには、二つの前提条件が必要である。一つは、同一領主の領内でなければならない。領主による村落間の用水融通措置は、用水合理化の一つの手段としてよく見られる。たとえば、近世初期、笠間藩浅野氏の支配を受けていた筑波郡沼田村では、日損のとき、浅野氏の代官が領内の大川口堀口というところから沼田村に用水を融通した。領主が浅野氏から旗本井上氏に変わった後も、旱害があったときは、同じ井上氏領の神郡村の堰から用水を取らせた。しかし、領主が異なると、村落間の用水融通はきわめて困難になってしまう。元禄三（1690）年、沼田村の領主が井上氏から筑波山知足院に変わり、これをきっかけに、井上氏領に止まった神郡村が沼田村の用水融通要求を拒否し、水論出入となった<sup>12</sup>。「領主を共にすることで生まれる連帯意識は、領主を異にすることで失われる」<sup>13</sup>。この事情は、用水融通に限らず、ほかに起因する水論も同じである。筑波郡小田村の後人が書いた村史に、

開村の時は君島村小田村と同領にあれハ官吏の令するに従ふ、元和二年より君島村は堀田殿御知行と成、小田もまた其邑主かハれり、こゝをもつて古人も亦堺を争ふ<sup>14</sup>

<sup>11</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 72 号。

<sup>12</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 80-83 号。

<sup>13</sup> 塚本 1992：28 頁。

<sup>14</sup> つくば市教育委員会 2008：70 頁。

とある。これは双方の間に寛永十（1633）年に起こった小田組合堰土取場水論<sup>15</sup>に対する指摘であろう。

用水融通を順調に実現するためのもう一つの前提は、融通が旱損時に限られる一時的措置でなければならないことである。一時的であるからこそ、用水を送出した村にとっては、用水の専用権を失うことなく、損失も我慢できる範囲内で済むのである。しかし、領主が恒久的融通措置を講じようとする場合、用水の専用権を侵害される村落側は必死に抵抗を行なう。享保十五（1730）年、土浦藩領の大形村が藩役人から前堀の水を同領の新治郡田土部村へ引き入れるよう命じられたが、大形村は肯ぜず、領主に咎められ、抵抗した百姓が投獄された。結局、この一件は隣村名主の仲介で赦免され、用水融通の計画も白紙に戻ったという<sup>16</sup>。また、宝暦十一（1761）年、土浦藩役人が大形・田宮両村に対し、組合池の余水を下流の大島村<sup>17</sup>に引いていくよう命じた。堰の場合、余水は灌漑を行なった後の排水であり、上流村にとっては利用不可能な水である。しかし、溜池の場合では、「余水」と言いながらも、実は恒久的融通措置である。そのため、大形村は領主に願書を提出し、「余水一切無御座候間、只今迄之通り被成下候様ニ奉願候」と抵抗した<sup>18</sup>。

村落間用水融通のあり方に注目すれば、多くの事例では、領主が用水調整を図ろうとしていた地点は、水源の川ではなく、人工的に設置された用水施設であった。当時の技術的条件から言えば、用水施設で調整するのは比較的容易であるし、効果的にも水源で調整するのと同じかもしれない。しかし、用水権利の角度から見れば、二つの方法には大きな違いがある。自然流水に対して、上流優先などの主張はできるものの、私有することはやはり認められていなかったのである<sup>19</sup>。位置的に自然流水に接している場合、ここで各村落間の取水量を調整すれば、当事者も納得できるはずである。一方、自然流水が用水施設を通して人工流水に転じることによって、その人工的用水施設を設置・維持する村は、その人工流水に対する専用権が生じる<sup>20</sup>。用水堀などの人工施設から用水を融通するのは、技術的には調整しやすいが、施設を設置・維持する村の権利を侵害してしまい、当該村落にとって米の生産量が減少しかねない。

しかし、領主にとっては、用水融通措置によって一つの村落は減収するものの、全領内の最大収量確保という経済目標が実現できる。このような矛盾は、理論上、地域全体として最大収量を実現した後、収穫物の一部を地域内部で譲与・移転することなどによって解決できるが<sup>21</sup>、近世の領主には、これを実施する意思もそのためのノウハウも持っていなかったのである。

<sup>15</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 28-29 号。

<sup>16</sup> つくば市教育委員会 2004：180 頁。

<sup>17</sup> 近世の筑波地区には大島村が 2 ヶ所あり、明治時代になってから上下を附して区別されるようになった。ここの大島村は下大島である。

<sup>18</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 101 号。

<sup>19</sup> 自然流水は江戸時代において、無主物とも支配者である領主の所有物とも考えられる（西崎 1927b）。

<sup>20</sup> 西崎 1927b。

<sup>21</sup> 佐藤ほか 2007：55 頁。

## 第二節 訴訟結果の逆転

### 上菅間村の反抗

余水を分水と認め、一村の堰を両村組合堰に命じた本家役人の永久的用水融通措置に対し、上菅間村も猛反発した。

当年十二月十九日、上菅間村本家側の村役人が一件の詳細について領主に口書を提出した。

口書

常州筑波郡上菅間村

組頭共代兼

名主 喜太夫

百姓代 清五郎

右申口当七月中御知行所同郡中菅間村之者共、字西田耕地え先年より私共村方之用水分水ヲ以田方作付致候処、当年ニ限り流水不致難儀之段、以来差支なく順水仕候様被仰付度奉願上候ニ付、其節村方本多市郎様御分ノ義ハ為惣代名主久右衛門被罷出、御知行分ノ義ハ為惣代名主喜太夫罷出候処、当 御屋敷様於御用所ニ一同御吟味ニ御座候、中菅間村ニて申上候ハ、寛文年中隣村石田村と私共村方用水及出入候節、御裁許御絵図面御裏書ニ上菅間村・中菅間村取申候と在之候義ヲ、分水之証拠ニ願上候得共、上菅間村之用水石田村え取不申儀分明ニ相見え候、然は自今以後石田村より上菅間村之堰水一切不可取之と有之上ハ、上菅間村一ケ村之堰ニ相見え候、其後元禄年中猶又石田村と当村出入およひ候節も、石田村御支配御代官池田新兵衛様御手代山本源助殿、本多半左衛門様御分兼当御屋敷様より藤倉三郎兵衛殿・坂入甚左衛門殿御立会之上内済ニ相成、其節上菅間村用水向水門以前ハ扇無之候所、其節新規ニ扇出来被仰付、堤代之義も其砌新規ニ取極申候義ニ御座候、右様新規之義相定り候程之節も、当用水無縁之中菅間村故立会候義無之、其後天明年中石田村外三ケ村より当村え相掛り用水吐堰之義ニ付及出入ニ、是以水縁無之故中菅間村之儀ハ抱り不申候、然ルヲ此度中菅間村より申立候ハ、寛政年中大島村より当村相手取右用水之義ニ付及出入ニ候 [ ] 返答書ニ中菅間村西田耕地式拾八町歩右用水掛り候旨書加へ差上候義ヲ、中菅間村ニては分水之証拠ニ申上、此段大島村より当村用水堰床下ケ之義ニ付及出入ニ、其節中

菅間組頭太兵衛参り加勢致旨申ニ付、返答書ニ西田貳拾八町歩之場所書載候得共、訴訟方申立候ハ中菅間村之義ハ用水分水致し候場所ニハ無之全偽リニ御座候、則堰地代老貫五百文上菅間村より請取候得共、中菅間村よりハ請取不申、然ハ上菅間村一村之由申立、既ニ其節御出役様ニて堰普請入用人足之義も中菅間村より差出し候哉之旨御吟味ニ相成、無扨普請入用人足之義へ差出シ不申候旨申上候処、甚御仕〔 〕上菅間村恐入申候、依之右一件之義ハ床下ケニ相成、当村内地高之場所えハ自然と水乗り兼候折柄、中菅間村え分水ニ相成候ては難義仕候、殊ニ其節出入中諸雑用等多分ニ相掛り候得共、訴答え加勢之村々えハ一切割合差出し不申、大島村・上菅間村両村計ニて差出し申候、右勘定割合書只今以在之候義ニ御座候、然処此節中菅間村願出候義ハ、西田耕地分水之場所ニて上菅間村より故障在之候得は、相手取御訴訟可奉申上之処、無其儀御慈悲願之様奉存候、猶又相手取候義ニ御座候ハゞ、私共村方え出訴届ケも可有之所、左も無御座中菅間村之者共何共難心得奉存候、且当村字筒花と申処より、洞下村・中菅間村・上菅間村右三ヶ村境内上菅間村内字曲松と申処え人馬通行之作道往古より在之土橋ニて相保兼候分ハ石橋ニ掛直し、其外大道作道等元禄年中藤倉三郎兵衛殿御改杭打候後、年曆相経右杭朽候分文化三寅年坂入甚左衛門殿え御届ケ申上、古杭見〔 〕杭改候外新規之義仕候義無之候、中菅間村より新道新橋と申立候ハ全以難渋申掛ケ候義ニ御座候、右御尋ニ付奉申上候通り少も相違之儀不申作候、此段御聞濟奉願上候、以上

御知行所

常州筑波郡

上菅間村

組頭共代兼

名主 喜太夫

百姓代 清五郎

文政四巳年十二月十九日

御地頭所様

御役人衆中様<sup>22</sup>

同月、分家側の名主久右衛門がこの一件について幕府の勘定奉行に駆込訴を行なった。しかし、翌年正月、領主側は裁許同様の請証文に印鑑を押すよう上菅間村両給の村役人に迫り、拒否した上菅間村に対し、本家側の名主喜太夫と百姓代瀬兵衛に手鎖を掛けて宿預を命じた。

閏正月十四日、本家の江戸屋敷で、上菅間村が本家と分家の双方から再び中菅間村との水利組合を結成するよう命じられた。その後、中菅間村が上菅間村堰普請への参加を上菅間村に表明したが、上菅間村がこれを拒否した。二月八日、上菅間村本家側の名主喜太夫が手鎖のまま、百姓代清五郎とともに幕府勘定奉行に駕籠訴を敢行した。二人はこの訴状

<sup>22</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 73 号。

に、

(前略) 一村退転ニもおよひ候程之難渋ニ付、喜太夫ハ手鎖之儘ニて清五郎ヲ附添、不顧恐ヲも御駕籠御訴訟奉申上候、何卒以 御憐愍ヲ中菅間村之者共用役中え取入、右躰非道之取計ニて、剩願人共帰村当村之者共多人数被呼出、是迄数度之御吟味ニも殿様御直之御吟味ハ無之、尚又御分地方出役吉田文蔵殿御立会御吟味無之、覺之進一存ヲ以不当之吟味被及実々難渋仕候間、当 御奉行所様ハ御引上御吟味奉請度、何分御憐愍之御沙汰偏ニ奉願上候 (後略)<sup>23</sup>

と訴えた。批判の矛先は中菅間村のみならず、不当な判断を下した「殿様」とその役人たちにも向けたのである。

## 二回目の申渡

上菅間村による二回の越訴で、両村の余水相論は幕府に取り上げられ、五月廿五日を差日に、審理が始まった。訴訟中の七月五日に、一件は熟談内済の形で落ち着いた。

### 差上申済口証文之事

本多大和守知行所常州筑波郡中菅間村役人惣代組頭覺左衛門より、本多市郎知行所同州同郡上菅間村名主久右衛門外五人、本多大和守知行所同村名主八郎右衛門外六人相手取用水出入、石川主水正様え御訴訟申上、当五月廿五日御差日之御高判頂戴相附候ニ付、相手方よりも返答書差上御吟味中ニ御座候処、懸合之上熟談内済仕候趣意左ニ奉申上候

一、右出入双方得と懸合候処、訴訟方ニては西田耕地用水之儀は桜川より上菅間村え引取流末を以式拾八町歩余之御田地相続仕来候処、去巳年早魃ニて苗代水ニも差支、種々手配等致候得共、上菅間村ニて溝筋堰留分水不仕、田方仕附出来兼候ニ付、流水致呉候様相手方え掛合候処、余水無之杯と申募り、剩畦道築立勝手次第用水引取候ニ付、畦一重相隔仕附不相成外ニ用水無之、左候ては西田耕地式拾八町歩ノ御田地亡所ニ相成候間、右新道橋等取払元形ニ分水致度旨、其外品々申立、相手方ニては中菅間用水は池田・磯部都合三ヶ村入会ニて、字女堰と唱別段用水有之、当村用水之儀ハ大島村地内字館と申所ニて堰留、年々堰地代上菅間村より地元大島村え差出、普請等も一村手限ニ仕、訴訟方え拘候儀ニ無御座、新道新橋等築立候由も申掛候て、古来より之有形ニ有之、相手方用水分水等いたし候義無御座段答上、余水分水之儀双方申争候得共、訴訟方之儀国松村地先ニて桜川を堰留、字女堰と唱候場所より水引入、中菅間村外式ヶ村組合之用水ニ有之、相手方之儀ハ大島村地先字館申場所堰留、右堰普請等

<sup>23</sup> 筑波町史編纂委員会 1985 : 水利 73 号。

ハ上菅間村一村にていたし来、堰代之儀も同村より大島村え差出シ用水引取来、寛文中石田村より上菅間村之堰水と御書載有之、壺村之用水ニ紛無之、尤余水之儀ハ往古より中菅間村西田耕地之内え田越流水致来、元禄年中石田村上菅間村両村堤式出入之節、内済之上取極候絵図面御裏書ニも中菅間村ハ決て拘り不申、猶又天明年中石田村外三ヶ村より上菅間村相手取、悪水吐堰出入之節同村水吐堰拾四給御立会之上、分量定規石取極内済之節も中菅間村加り不申、且寛政年中大島村より上菅間村え相掛り及出入候節、西田耕地内え田越ニ流水致候旨申立候ニ付、中菅間村も追て相手方え加候迄にて、右は本堰仕立方之儀のみ 御裁許被 仰渡、是迄上菅間村中菅間村争論等無御座、然ニ去巳年ハ稀之旱魃にて、村々一統渴水仕双方共ニ養水差支候儀相違無御座、相手方にて新道築立候儀ニは無之、右ハ古来之有形にて新規之儀ニ無之、元来中菅間村用水は前書三ヶ村組合字女堰と唱、上菅間村用水え組合分水致候儀ニ無御座段相分候ニ付、先御裁許並ニ済口之趣相守、旱魃之年柄は格別、平年水不足之節は、上菅間村用水余水之内より用水引取口と訴答両村田境にて之分量を見、平均右之内式分通りハ中菅間村え流水いたし可申、且水口之儀は上菅間村地内字四分一より西之方え三ヶ所、右字より東え拾ヶ所、有来之水口より流水可致筈取究、一同無申分熟談内済仕偏ニ 御威光と難有仕合ニ奉存候、然上ハ右一件ニ付重て双方より御願筋無御座候、為後証済口証文差上申候、依如件

本多大和守知行所

常州筑波郡中菅間村

村役人惣代

文政五年

七月五日

組頭 覺左衛門煩ニ付代兼

訴訟人 名主 助右衛門㊦

百姓代 源吉煩ニ付代兼

同 組頭 喜四郎㊦

本多市郎知行所

同州同郡上菅間村

名主 久右衛門

同 安兵衛

同 弥七郎

組頭 宇兵衛

同 作兵衛

右五人煩ニ付代兼

相手 組頭 久兵衛㊦

本多大和守知行所

同州同郡同村

名主 八郎右衛門

組頭 清左衛門  
 同 次郎兵衛  
 同 安兵衛  
 同 忠右衛門  
 同 富右衛門  
 右五人煩ニ付代兼  
 同 喜太夫<sup>㊤</sup>

御評定所<sup>24</sup>

このなかで、中菅間村による主張がすべて覆され、上菅間村一村の堰を認め、中菅間村西田耕地はそれまでと同じように余水の形で上菅間村からの水を利用することが一同合意された。

その後、両菅間村には領主からの二回目の申渡が下された<sup>25</sup>。

申渡

中菅間村惣代  
 名主  
 組頭  
 百姓代  
 上菅間村  
 名主  
 組頭  
 百姓代  
 御分知方同村惣代  
 名主  
 組頭  
 百姓代

一、上菅間村之用水西田耕地え流水無之難義之段、中菅間村より願出候ニ付、双方村方之者共呼出、再応令吟味候之处、中菅間村ニては分水之由申立、上菅間村ニては余水之由申立候得共、双方村方に確と取極候規定等も無之、申争のみニて難取用、依之此度両地頭より致出役、右申争之場所双方村役人共案内申付、両出役立会令見分候处、中菅間村ニては西田耕地之分水路と申立候場所稻植付等有之高請之場ニ有之候得は、水路ニは難相立、其中菅間村役人は分水路と乍申立、不止得之義於見分先ニ申立候義有之、殊ニ中菅間村ニて磯部村・池田村・中菅間村右三ヶ村組合之用水別段ニ有之、

<sup>24</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 74 号。

<sup>25</sup> 二回目の申渡に日付は見られないが、その内容から推測すれば、内済の後に下されたと思われる。

右用水西田耕地え引入候水路中ノ町下字小堰と申所ニ有之候義、中菅間村ニて申立候は、右は西田耕地より之悪水吐口之由申立候得共、全悪水路ニ有之候ハハ、右水路小関之下ノ方ニ可有之筈、然ル処小関際上ノ方ニ水路有之候得共、全引入口ニ相違無之、其上三ヶ村組合関諸入用懸り斗の人夫等之義も西田耕地え各々相懸り、夫々入用差出候義ニ候得は、右組合用水西田え可引入儀分明之事ニ候、且亦上菅間村用水之義、中菅間村ニて分水と乍申立、上菅間村関普請其外年々多分之人夫相掛、用水引入候水路浚等之節も上菅間村限りニて致之、中菅間村よりは人足壺人不差出、入用等之義は猶以差出候儀無之、其上上菅間村よりは関元大嶋村え年々壺貫五百文関代差出候得共、是以中菅間村よりは是も差出候義無之候得共、上菅間村用水中菅間村は余用ニて全以分水とは難相立事ニ候

一、中菅間村西田之義は是迄年来上菅間村之用水余水を以作付来り儀ニ有之候得は、今更相改り一切余水流水無之様ニ成行候ては、西田作付難義ニも可及之間、御地領と  
(ママ)  
て格別之義に有之候間、先年より仕来候形を以聊古障ニ間敷儀以来無之様相心得、可成丈余水之流水可仕候、猶又先々も旱魃之年柄有之流水不足之節は、中菅間上菅間村え水無心申入候由ニ有之候得は、向後右様年柄ニは猶又中菅間村より水無心掛合可申候間、其節は双方熟和ニ申合可成丈流水可付様可相心得候<sup>26</sup>

この申渡の内容は、内済証文とほぼ同じもので、上菅間村が幕府への越訴を通して自らの主張を領主に認めさせた。

## まとめ

両菅間村余水相論では、当初、領主側は余水利用の事実を顧みず、中菅間村による共用水の主張を認めたくえ、上菅間村一村の堰を両村組合堰にするよう強引に命じた。この決定の背後にあるのは領主の経済的利益と思われる。旗本本多氏の所領高は 3,000 石に上り、そのうち、上菅間村から 500 石を分家に領有させ、上菅間村における本家の領有分は分家よりも少なかった。一方、上菅間村の余水を受ける中菅間村さらにその下流の池田村・磯部村の総高は 1,400 石以上もあった。上菅間村の反抗にもかかわらず、領主が上菅間村堰に中菅間村を加入させようとしたのは、領内総収入の最大化という経済的打算に基づいた決定であろう。

<sup>26</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 72 号。

領主が水論訴訟に対して下した判断に不服した上菅間村は、一領主の仕置権の枠を超えて幕府へ越訴し、幕府の裁判役人に関与させた。これは近世の村々が利用できる一種の司法救済制度である。領主による裁判では、判断の基準はしばしば行政上の利益に影響されるため、正確的に言えば、領主は公正な仲裁者よりも利益関係者である。しかし、大名や旗本などの領主の上に立つ幕府の裁判役所の場合、領主の個別的利益とほとんど無関係であるため、公正な第三者の立場から是非を判断することができる。両菅間村余水相論では、無理矢理不公平な結果を押し付けられた上菅間村は猛反発し、幕府への駈込訴と駕籠訴を敢行した。批判の矛先は中菅間村のみならず、不当な判断を下した領主にも向けられた。結局、この一件は幕府に取り上げられ、その影響の下で、領主が上菅間村の「余水」との主張を認め、双方に熟談内済させた形で水論を解決した。

前章の国松村三左衛門堰水論においても、国松村が「江戸御上屋敷並ニ御本家様並時之御老中牧野備中守様、御勘定所本多加賀守様え再度越訴」を行った。平右衛門らが処罰されたという事態逆転の原因は、相手の村方騒動を利用した戦略はもちろん、幕府への越訴も役立ったと言えよう。

## 第五章 小田組合番水相論

小田組合は、桜川左岸の太田村・小田村・大形村・大島村<sup>1</sup>の四ヶ村からなり、太田村と隣接する上流の君島村地内に設置された組合堰から灌漑用水を引いてきた。堰の規模は、享保六（1721）年には縦 57 間・横 5 間 4 尺<sup>2</sup>、明治二（1869）年には縦 56 間・横 8 間となっていた<sup>3</sup>。組合堰から用水路に取り入れた水は、太田村・小田村・大形村・大島村の順に流れていく。この組合は、19 世紀以降の史料<sup>4</sup>には「小田（村）組合」、「小田堰組合」と呼ばれていた。それ以前の文書<sup>5</sup>には「小田・太田・大形大堰」で称されたのは、大島村が当初小田組合にまだ加わっていなかったからである。

表 V-1 小田村・太田村・大形村の領主変遷

慶長七 慶長十五		元和二	慶安二	元禄十一
小田村	御料	旗本佐久間氏	旗本横山氏	土浦藩
		佐久間氏次男（太田村）		土浦藩
大形村	御料	旗本佐久間氏（七百石方）	旗本横山氏	土浦藩（大形村新組）
		佐久間氏次男（二百石方）		土浦藩（大形村古組）

筑波町史編纂委員会 1980：63 頁、筑波町史編纂委員会 1982：17 号、つくば市教育委員会 2004：63 号。

表 V-1 が示したように、近世前期、小田・太田・大形 3 ヶ村の領主が数回入れ替わった。小田村は慶長七（1602）年の検地を受けた後、慶長十五（1610）年まで幕府の直轄地であった。同年、佐久間氏の知行地になった際、村高 2,069.354 石のうち、390.63 石分が次男に分与され、これによって太田村が小田村から分離した。小田村は元和二（1616）年から領主が旗本横山氏に変わり、元禄十一（1698）年のとき土浦藩領になった。太田村のほうは小田村より先に慶安二（1649）年から土浦藩の治下に入った。一方、大形村は慶長十五（1610）年から二組に分かれて相給となり、七百石方のほうは小田村と、二百石方のほうは太田村と同じ領主変遷を経てきた<sup>6</sup>。元禄四（1691）年以前の記録<sup>7</sup>に、堰水懸の田高が「小

<sup>1</sup> ここの大島村は下大島である。

<sup>2</sup> 筑波町史編纂委員会 1978：村明細帳 6 号。

<sup>3</sup> 筑波町史編纂委員会 1978：村明細帳 7 号。

<sup>4</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 45・47・51 号。

<sup>5</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 36 号。

<sup>6</sup> 大形村二百石方について、元禄四（1691）年の史料（筑波町史編纂委員会 1985：水利 38 号）には「米津伊勢守様御知行所」と書かれていたことから、一度土浦藩領から離脱したことが判明したが、詳しい経緯は不明である。なお、大形村の領主変遷について、立正大学古文書研究会 1979 の考察にも誤りがある。

田・大形分」の 633.65 石と「太田・大形分」の 313.2 石に分かれていたことは支配違のためであった<sup>8</sup>。

寛文年間から、小田組合では渇水時の番水実施をめぐり、下流の小田村と上流の太田村との間に度々水論が起り、対立が長く続いた。この一件の解決は、正義の実現をおける規範の役割を示してくれた。

## 第一節 小田・太田両村の水論

### 寛文九年の水論

寛文九（1669）年五月、旗本横山氏所領の小田村と相給支配の大形村七百方が太田村を相手に幕府に提訴した。

乍恐書付ヲ以御訴訟申候御事

一、小田村・大形村・太田村三ヶ村にて用水之関仕、田地え水かけ申引例は、川水沢山ニ参候得は一成ニ申分も無御座候、日照リニ御座候へは水少分ニ罷成、下え水かけ申時は太田村え相断、一二ノ水筒留切り申して前々より水引来り申候御事

一、小田村は前々より大形村・太田村之親郷ニ御座候ゆへ、関普請仕候時分も、右之両郷え小田村より人足縄たわら其外入用之品々申越出させ申候、人足之儀も小田村・大形村より貳百人余も罷出申候、太田村よりハ二三拾人程出申候、其外小田村よりハ前代より御地頭え御訴訟申上、かや松枝も其時により二三百駄、くい木大小壺貳百本宛も、壺年之内幾度も御出し被下候、任其例ニ当御地頭内記様へ御訴訟申上候可口被為下、右三ヶ村為用水と関普請仕候、付夫日照リ之時分水引申時も小田村より水之高下無御座候様ニ、大形村・太田村え水かけさせ申処ニ、去年夏中日照リニ付大形村え水かけさせ可申候間、左様ニ心得被申候へと、太田村申越候とも、我がまゝなる返事仕候間、小田村太田村え申越候ハ、年寄百姓衆ニ小田え被参相談いたし水かけさせ可申と使差越申候へは、里右衛門罷越三ヶ村相談之上、田地高ニ応し、太田村え一日壺夜、小田村・大形村三日三夜之わりニ相定、去年夏中より当四月中旬迄水かけ来り申御事

<sup>7</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 30・32・36 号。

<sup>8</sup> 元禄四（1691）年の史料（筑波町史編纂委員会 1985：水利 38 号）には、それまで 313.2 石の「太田・大形分」が大形村二百石方の知行替えによって別々に書かれるようになり、そのうち太田村の堰水懸の田高は 225.63 石であった。

一、当月も苗代水無御座候間、番を指置相定之通水引申処ニ、太田村之者共右之定を破り、我がま、仕水筒押明ケ申ニ付、番之者共明ケさせ申間敷と申候へは、太田村之者共大勢かけつき理不尽ニ一ノ水筒を押明ケ申ニ付、小田村・大形村より夫ヲ以申越候へは、返事申様は、以来水筒留させ申儀は罷成間敷候、其上わけ水ニ定引可申由返事仕ニ付、安之外奉存候

一、太田村よりわけ水と申儀安外と奉存候儀は、小田村之田地より太田村之田地ハ殊之外ひく、御座候、其上太田村一ノ水筒より大形村迄水筒数多御座候、此水筒共ハ無高下様ニ水わけ申儀不罷成候事

一、前々よりわけ水ニ無御座候証拠ニは、太田村一ノ水筒田地ニ不応大きくひく、ふせ申候、水少分ノ時は太田村一ノ水筒を留切り不申候へは、小田村一ノ水筒迄も水少も参不申候、太田村三ノ水筒を留め番をさし置、大形村水引申時は、小田村ノ水筒共をも留段々ニ水引来申処ニ、我ま、仕当四月中旬より只今迄水筒明ケ流シ仕、田地ニかけあまり申水大川へなかしすて候、小田村一之水筒迄も水一匁通し不申候、小田村・大形村之田地ハいたみかれ申候故、田地高式千五六百石之惣百姓迷惑仕候事

寛文九年酉ノ五月 日<sup>9</sup>

これに対し、太田村は翌年二月に、以下の返答書を幕府裁判役所に提出した。

#### 乍恐御訴訟申上候事

一、小田村・太田村・大形村此三ヶ村出合従前々関仕田地え水引申候例は関本より大形迄井堀御座候、先季より其井堀に太田村ニハ水道式つに相極り、小田村ニハ水筒数多御座候、只今迄水引来り候処ニ、去年四月より無躰成儀申掛、番水ニ可仕と拙者共方へ断御座候得共、前々之例次第と申承引不仕、其上小田村組頭清兵衛・大形村組頭忠左衛門、土浦朽木伊予守様御代官小島利兵衛殿へ番水ニ被仰付被下候由御訴訟申候得共、先季を破候儀罷成間敷と被仰御用無御座候御事

一、小田村ハ太田村之親郷と申候儀偽ニて無御座候、先季御前帳一札御座候、勿論関普請仕候時分ハ、小田・太田之者立会相談仕、杭木・かや・松枝之儀ハ先規一村之山ニて御座候ニ付、滝之入大沢山ニて切出し関仕候、人足・なわ・俵ハ三ヶ村より出し、近年迄関仕付て何之申分も無御座候、跡々も日照之時分ニ水たり不申ニ付、先年長谷川七左衛門様御なわ打之刻、小田村・太田村之者申上候ハ、古城之堀溜池ニ被成下候へと御訴訟申上候いは、則溜池ニ被仰付候、其以後日照之時分も三ヶ村之用水自由御座候処、当五年以前に小田村之名主組頭右之城堀を埋田地ニいたし、其上しはい仕候ニ付て、去年去々年之日照ニ取分ケ三ヶ村日損仕候、就夫太田村え色々難題申懸候儀何共迷惑ニ奉存候事

一、従前々番水ニて無御座証拠ニハ、当五年以前ニ太田村之水筒くさりふせ替申時分

<sup>9</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 33 号。

も、小田村より西町加兵衛・田向町長左衛門・大町新兵衛三町より組頭三人、大工市兵衛を召連罷越無高下水をもり候て、如前々ふせ替申候、番水ニ引候ハ、何とて加様  
(ママ)  
之吟味可仕候哉、稀ハ三ヶ村之百姓衆召寄様子御聞訳け被下候ハ、難有可奉存候、以上

寛文十年

戌二月

太田村

庄兵衛

利左衛門

弥右衛門

次右衛門<sup>10</sup>

小田組合では、需要量に対して水量が比較的充足していたためか、当初は旱害時の分水規定を設けていなかった。しかし、小田村で新田が開墾され、寛文七（1667）年、領主が再検地した結果、小田村の石高が 1,678.724 石から 2345.493 石に増え、そのうち田高が 1,083.93 石から 1,315.583 石に増加した<sup>11</sup>。新田造成が小田村の用水を不足に転じさせた一因となった。また、寛文年間、それまで溜池として利用されていた小田村地内の古城の堀が埋められて田地になり、これも用水不足の原因と考えられる<sup>12</sup>。

溜池用水が減ったことと田地が増えたことにより、小田村における用水不足の問題が突出してきた。これを背景に、寛文八（1668）年夏、日照りが続くなか、組合三ヶ村が、各村の「田地高二応し、太田村え一日壹夜、小田村・大形村三日三夜」という番水ルールを決めた。渇水時の番水制は、合理的と考えられる分水法として近世では広く行なわれていた<sup>13</sup>。下流の小田・大形両村に引水する時は、上流の太田村の一番目と二番目の樋（水筒）を完全に留め切る。小田・大形両村の受益田高は太田村の約 3.2 倍であり、番水の日数割りとほぼ一致する<sup>14</sup>。

<sup>10</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 34 号。

<sup>11</sup> 筑波町史編纂委員会 1980。なお、村高の増加には、新田造成の外、領主による搾取強化の部分もあると思われる。

<sup>12</sup> 後人の記述によれば、小田村では、近世初めごろは村内の古城の堀水を利用していましたが、慶長以降は桜川から引水するようになった（つくば市教育委員会 2008：70 頁）。

<sup>13</sup> 日本の水田用水では、空間的には、灌漑区域内のすべての幹支線用水路に同時に、かつ時間的には連続的に送排水する「同時連続」が典型的な配水方式である。畑では、過剰に灌漑すれば過湿障害が起こるから、個々の畑で過剰に引水することはない。水稻を栽培している水田では、少なくとも灌漑期間中のある特定期間中には田面に湛水することが必要であり、また、余剰水があっても水田から排除すればなら障害は起こらないから、水田への配水・引水は多過ぎて困ることはない。また、各田んぼの引水の時期や量を正確に予測できない零細農制では、同時連続送配水が必要になる。その結果、用水が豊富な平常時には、かなりの送配水管理ロスが発生することになる。一方、時間的に間断的断続的に各水路に送配水し引水する「番水」方式では、用水路網での配水ロスや水田での掛け流し等の減少や土壌面湛水の消滅による水田内浸透量の減少、水田土壌の保持水分の利用などで節水することができる。しかし、番水方式を採用するのは、日本の水田用水では特例的に起こる状況である。これに対し、世界的に見れば番水のほうが普遍的で、同時連続は特殊な配水方式となっている（田島 2009）。日本近世の番水制については、喜多村 1950：309-318 頁を参照。なお、番水制による用水配分は中世にも見られる（寶月 1943：174-245 頁）。

<sup>14</sup> 用水は上流から流れてくるため、大形村の受益高は七百石方と二百石方の両方を合計する。寛永十（1633）年の記録（筑波町史編纂委員会 1985：水利 30 号）によると、小田組合普請の入用が各村の受益

しかし、翌年の初夏になると、下流の両村から議定した通りに番水を実施するよう求められた太田村は、番水の議定を破り、自村の樋を留め切らず、大勢の村民が駆けつけて下流両村と口論になった。小田・大形両村の村役人が、太田村の領主である土浦藩の代官に議定通りに番水を実施するようお願い出たが、古来の用水慣行を破ってはいけないと拒否されてしまった。両村は仕方なく、太田村が勝手に番水規定を破棄したことを幕府に出訴した。一方、太田村は返答書において、番水制は前例のないものと主張し、小田・大形両村の番水要求を「無躰成儀」と批判したうえ、番水合意の存在を否定した。

近世初期、村々が公平な用水配分を要求するための水論は日本の各地で展開された。高牧氏によれば、石高基準による分水・番水の成立が元和期から寛永期にみられ、石高基準のより公平な用水配分を実現しようとする強い要求が出てきたのが寛文期であった<sup>15</sup>。小田組合の番水相論もこのような時代背景を共有していた。上流村としての用水上の優位が番水制によって損なわれることを懸念した太田村が急に開き直り、下流両村と合意した番水制を廃止してもとの用水慣行に戻そうとした。

## 内済

この一件は幕府に出訴されたが、裁許を受けることなく、寛文十（1670）年三月、隣村の大島村と田土部村を扱人に、当事者の双方が内済した。

一、小田・太田先年より一村にて御座候ニ付、関水引来り申所ニ、此度水出入有之ニ付 御公儀様え可罷上と申所へ、大嶋村・田土部村両郷立合双方へ異見仕、太田村之筒壺尺四方ニ御座候を、三寸詰内のり七寸四方ニ相究、地形之儀ハ小田村壺之筒地形見分ニ太田村一二之筒ふせ可申候、幾度筒破損出来候共右之通ニ可仕候、大形村へハ太田・小田之筒共を一両日留ひかせ可申候、如此籌策仕双方へ手形取引仕上候、後日違乱有間敷候、依如件

寛文拾庚戌歳

小田三町

大町 長嶋久兵衛<sup>㊦</sup>

瀬尾彦八郎<sup>㊦</sup>

小林弥五兵衛<sup>㊦</sup>

白石惣右衛門<sup>㊦</sup>

石川清兵衛<sup>㊦</sup>

---

田地の石高に応じて分担され、堰水懸の田高は小田・大形分 633.65 石、太田・大形分 313.2 石であった。寛文七（1667）年の水門普請入用はこの割合を以って勘定された（筑波町史編纂委員会 1985：水利 32 号）。元禄四（1691）年にも同じ割合が適用されたが、太田村と同領だった大形村二百石方の相給分が別の領主の知行地となったため、合計 313.2 石の太田・大形分は別々に記され、太田村の受益高は 225.63 石であったことがわかる（筑波町史編纂委員会 1985：水利 38 号）。したがって、小田・大形両村の受益田高は太田村の約 3.2 倍になる。

<sup>15</sup> 高牧 1970。

田向 長嶋仁兵衛<sup>㊦</sup>  
 結束平右衛門<sup>㊦</sup>  
 黒田喜右衛門<sup>㊦</sup>  
 五月女左兵衛<sup>㊦</sup>  
 西町 大山理兵衛<sup>㊦</sup>  
 小泉平右衛門<sup>㊦</sup>  
 野尻加兵衛<sup>㊦</sup>  
 大形村 中根惣兵衛<sup>㊦</sup>  
 谷貝忠左衛門<sup>㊦</sup>  
 桜井源左衛門<sup>㊦</sup>  
 野口庄兵衛<sup>㊦</sup>  
 桜井清兵衛<sup>㊦</sup>

右表書之通判形仕上候上ハ互ニ相違有間敷候、以上

戊

三月廿八日

田土部村 石田四郎左衛門<sup>㊦</sup>  
 宮本伝右衛門<sup>㊦</sup>  
 大嶋村 飯竹孫左衛門<sup>㊦</sup>  
 館 彦左衛門<sup>㊦</sup><sup>16</sup>

この内済証文は、下流の両村に高下なく引水するために、太田村の樋の寸法を 1 尺四方から 7 寸四方に改めることと、小田村一番目の樋の地形を見分してから太田村一番目と二番目の樋を伏せることを取り入れた。一方、小田・大形両村が求めた番水については、一番下流に位置する大形村への引水に限って太田・小田両村の樋を一兩日を止めることのみが盛り込まれ、原告の小田村にとっては肝心な番水制に至らなかった。中途半端な内済案は小田組合の番水問題を先送りにしたのである。

## 貞享四年の水論

小田村の番水要求を阻止した太田村の引水優位はその後も続いた。しかし、貞享四(1687)年になると、日照りが続き、小田村がまた番水実施の要望を提出した。一件の様子は太田村名主庄兵衛が覚書に記録した。

### くミ水覚書

一、六月朔日より同廿八日迄ひてりニ付、同廿九日ニ小田村三町より水門より水くミ申度由申来候事

一、同卅日ニ我等方より返事ハ、此方大分すたり御座候間出合くミ可申と返事仕候

<sup>16</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 35 号。

一、七月朔日ニ両方あまた之儀候得は出入いたしと申、日替ニくミ申度由申来候、我等返事ハ先年より我等之とうあけなかしニ致候間、小田村・太田村出合当分ニ水わけ引可申と申候事

一、同五日ニ右之通御〔 〕被成候て、出合ニくミ可申と申来候て六日ニ小田大町船津次兵衛・田向五月女左兵衛・西町加右衛門・太田村庄兵衛・組頭吉兵衛罷出、くミ場致普請候、小田村・太田村水引申候、然は六日昼より大雨ふり水くミあがり申候事

貞享四年ひのとの卯七月六日

庄兵衛覚書ニ致し、重ていか様なる事も候ハ、此通り心得可申候

小田村・太田村御前野帳、小田村龍勝寺ニ有

君島村と関公事絵図半紙同所ニ有

長谷川七左衛門様御縄打

(七カ)

慶長貳年ミつのへ寅九月上旬より被遊候

(ママ)

貞享四年ひのとの卯迄九拾九年ニ罷成候<sup>17</sup>

庄兵衛の記録によれば、当年六月、日照りが一ヶ月ほど続き、小田村では渇水が深刻化した。廿九日、小田村役人が太田村に参り、水門から水を汲みたいと願い出た。翌日、太田村は自村の引水がもうすぐ終わるので、終わってから小田村が引水すべきだと返事した。七月一日、小田村役人が再び「日替ニ」引水するよう要求したが、太田村は先年より自村の樋を留め切らずに引水できると主張し、小田村の番水要求を再び拒否した。

この一件は結局、大雨が降ったため、下流の用水不足が解消したことで終わった。覚書の中に、庄兵衛が「重ていか様なる事も候ハ、此通り心得可申候」と書いたところから、番水制を絶対に受け入れない太田村の決意が窺われる。

## 第二節 山論

### 入会出入

前回の水論から二年後の元禄二（1689）年、小田村と太田村との間に激しい山論が勃発した。小田村によって起こされたこの山論の本当の狙いは用水問題にあったと思われる。

<sup>17</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 37 号。

この山論については、すでに齊藤氏と白川部氏の両論文が考察を行ったが、両氏は用水との関係に言及しなかった<sup>18</sup>。なぜ小田・太田両村の入会出入が用水問題に絡んでいたか、その理由を述べる前に、まず山論の過程を見ていく。

太田村が一件の始末について領主に提出した口上書<sup>19</sup>によれば、当年五月廿八日、太田村の者が馬 12 匹を連れて小田村にある入会地で草刈を終えて帰る途中、小田村領主横山氏の代官を務める元名主の小泉新右衛門の家来 3 人に止められ、入会地への立入禁止を宣言され、明日より入山すれば直ちに鎌と刈った草を押さえると告げられた。小田村入会地での草刈を古来の慣行と考えた太田村の者は、小田村の警告を聞き入れず、翌日も馬 25 匹を連れて草刈に参り、何のトラブルもなく無事に帰った。

六月十七日、太田村の者が草刈から帰る途中、馬が小田村の道端で草を食べたことが小田村の者に見付けられ、鎌を取られた。鎌を返してもらうために、太田村の者が二度も小田村役人に頼んだが、今後草刈をしないと誓う手形証文を提出するよう言われた。詳細を尋ねると、代官小泉新右衛門が太田村による草刈の禁止を指示したという。

七月三日、太田村の者が 15 匹の馬を連れて小田村入会地での草刈を終えて帰る際、小田村の者に鎌 10 具と 10 匹の馬に載せた草を押さえられた。太田村名主庄兵衛が密かに小田村代官小泉新右衛門を訪れ、いままで太田村による草刈が禁止されたことはないと主張したが、自今以後小田村の山野で草刈をすれば押さえる措置を取ると再び明言された。

禁止令を撤回しない小田村の態度を見て、同日、太田村惣百姓がこの一件を出訴しようとする連印文書を作った。

#### 相定申連判手形之事

一、今度小田村と山出入御座候付て、先年より有来儀を、只今山へ入せ申間敷と申、迷惑至極ニ奉存候間、如何様ニ六敷罷成候共何も頼入申候、小田村使を以段々御尋被成可被下候、自然江戸御訴訟も罷成候ハ、金子之義相談ニて如何程成共使可申候、誰ニ不限使ニ可然と思召者ハ不限昼夜可被仰付候、少も異義不申相勤可申候、江戸へ参候義も不依何時被遣候て可然者被仰付候て御つれ可被成候、為後に村中加判仕申候、仍て如件

元禄貳年

己巳七月三日

太田村

伊兵衛<sup>㊟</sup>

忠兵衛<sup>㊟</sup>

(五十二人連印略)

亦左衛門<sup>㊟</sup>

八左衛門<sup>㊟</sup>

庄兵衛殿

<sup>18</sup> 齊藤 1970 は、小田・太田両村の間に発生した水論や山論を近世村落の成立過程における出来事と位置付けたが、両者の関連性には言及しなかった。白川部 1990 は、山論における結集のあり方に注目し、小田村は「未開の力に支えられている」、太田村は「文明を確かに踏まえている」と結論付けた。

<sup>19</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：入会 32 号。

与兵衛殿  
吉郎兵衛殿<sup>20</sup>

草刈をめぐり、双方の対立はその後も続いた。翌日の四日には、太田村の鎌 23 具が押さえられ、五日には鎌 3 具、さらに六日には鎌 5 具と荷鞍 5 口を押さえられた。七月三日から六日までの四日間に、小田村は四回にわたって入会地に行き来した太田村の者が所持する鎌 43 具と荷鞍 5 口を押さえた<sup>21</sup>。

この山論をめぐり、七月七日、太田村が領主に口上書を提出し、同年十月、小田村を相手に幕府の勘定奉行に出訴した。

乍恐書付を以御訴訟申上候

常陸国筑波郡土屋相模守知行所太田村

	訴訟人	名主	庄兵衛
馬草苧合場出入		組頭	惣百姓共
			平右衛門
			加右衛門
			忠右衛門
			弥右衛門
	相手		長左衛門
			作兵衛
			八右衛門
			治兵衛
			平左衛門

一、小田村・太田村往古一村にて、高式千六拾九石三斗五升四合長谷川七左衛門様御檢地、慶長七年寅之年御水帳一冊にて、田畑山境無御座候、其後之御地頭佐久間備前守様御持、太田村ハ高三百九拾石余ハ御舎弟日向様え渡り、夫より分知ニ罷成御領御私領ニ渡口代り申候、御地頭代り之時分ハ、いつれ之御役人方口水帳之御詮儀被成候、其節ハ小田村百姓中え遂断請取掛御目申候、其外従先年一村と申慥成証文所持仕罷有候事

一、従先規数年致苧合来り候山野にて、六月十七日草苧帰り申時、小田・太田之堰山道端にて馬少草喰申候を、山見市左衛門見付鎌式具取申候を、様々もらい申候得共返シ不申候ニ付、田向町治兵衛と申ものを頼、両度迄もらい申候ハ、重て馬草苧合山野にて草苧申間敷と手形仕候ハ、返シ可申と被申候得共、数代苧来り候山野之儀ニ御座候得は用不申、夫より七月二日迄無関心草苧来り候処、同三日ニ馬拾疋草苧帰り候

<sup>20</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：入会 31 号。

<sup>21</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：入会 30 号。

節、小田鍛冶屋舗前ニて御代官家来指添、大勢ニて鎌苧草おさへ申候御事

一、横山内記様御代官小泉新右衛門殿之儀、先規ハ小田村名主ニて、小田・太田之わけ御存被成候得間、太田村名主参掛御目、小田・太田分知ニは成候得共、従先規一村ニて山野致苧合ニ来り候段紛無御座候、毎日馬拾疋弍拾疋宛小田西町中を通り苧来り候処ニ、如何様成子細有之て太田村之者共鎌苧草をとらせ、山野え入申間敷由一円合点不参候、御自分様ニは前々之儀御存被成候ニ、ケ様之我か儘ハ有御座間敷事ニ存候、重てを急度被仰付被下候ニと申断候御事

一、新右衛門殿御あいさつ以之外ニ御座候、自今以後山野ニて草苧候ハ、町中之者ニおさへさせ可申と被申候、然共山野を新儀ニ被留可申わけ無御座候間、草苧馬越申(う脱カ)

候へハ小田村より大勢出合、鎌苧くら迄はい取一切山野え入不申候、従先規致苧合来り候処ニ七月三日より同六日迄鎌数四拾三具、苧くら五口被取申候、小田村ハ大郷ニて家数三百軒も御座候ニ、太田村ハ僅三拾軒斗之小百姓共故、かさつニ被致迷惑仕候御事

一、従先規苧合ニて、小田・太田之草苧馬毎日山野より苧参候儀紛無御座候、隣村之者迄慥ニ存候に、新儀ニ被留申候へハ太田村之儀少之馬草飼場も無御座、差当り馬飢かし、村も亡所ニ罷成迷惑仕候、小田・太田之儀御水帳一冊、殊ニ氏神之祭礼口たり物村祈祷之儀、小田村同前ニ当夏中迄相勤申候、御水帳被召上御披見之上、先規之通り山野苧合ニ被仰付被下候ハ、難有可奉存候御事

右之通り少も偽り不申上候、委細之儀ハ御尋之上口上ニて可申上候、依如件

太田村

名主 庄兵衛

組頭 弥五兵衛

同 与兵衛

同 吉郎兵衛

同 多兵衛

同 惣兵衛

同 五左衛門

同 忠兵衛

元禄貳年巳十月

御奉行所様

(裏書)

如此目安指上候間、双方致誓詞論所え立会、場所無相違様ニ、壹枚絵図仕立、返答書相添来午正月十四日評定所え罷出可対決、若於不参は可為曲事、但双方百姓並絵師誓詞案文は太田村名主庄兵衛ニ相渡遣之者也

巳十月十八日

美濃

五郎左衛門

安房

飛驒  
紀伊  
能登  
佐渡

表書之出入今日於評定所絵図裏書を以裁許畢、依之順々判形消、初判え可持参、但返答書繼合遣之申也

午十一月十四日<sup>22</sup>

太田村はこの訴状において、自村には入会地がなく、かつての親郷であった小田村の入会地を利用する慣行は両村が分村になった後も続けられてきたと主張し、小田村が突然太田村による草刈を禁止するのは慣行を破った不法行為と訴えた。これに対し、小田村は翌元禄三（1690）年三月に返答書を勘定奉行に提出した。

乍恐返答書を以申上候

一、常陸国筑波郡小田村山野、先規より苜合之場所ニ無御座候処ニ、今度同国太田村より苜合之由申上候段、大成偽りニ御座候、慶長七寅年長谷河七左衛門様、小田村寺方え被成御座、小田村・太田村御検地被成候、太田村之儀ハ小田村野帳え御書添被遊候、其砌太田村えは書拔高三百九拾石余ニて、御納所仕り来り申候、小田村ハ高千六百七拾石余分村ニて、田畑境相極り壹畝壹歩も入合不申、各々ニ御納所仕来り申候段紛無御座候、其上隣郷ニも分村ニて御水帳壹冊、又ハ一村ニても山野苜合不申候所、其例多ク御座候御事

一、太田村ハ先規より相定り、野手代 [ ] 苜来り申候場所御座候、其上野手代ニて方々草苜候段証拠も御座候処、案之外成儀申上奉驚候御事

一、小田往還道橋並山路毎年度々拵申候、何方ニても入合之所ハ互ニ人足出合申候得共、入合無御座候ニ付、太田村よりハ壹人も出合不申候、太田村ニて普請仕候節は、同領小和田山ニて杭松枝申請普請仕候、前々より村普請各々仕候御事

一、八拾四年以前、小和田村と小田村山野出入御座候て、御公儀様え罷出 御訴状え御裏書頂戴所持仕候、其後六拾年以前小和田村より御公儀様え罷出御裏書相渡り申候写も御座候、文言も小和田村は高百七拾石、小田村ハ千六百石余書上ケ申候、御本紙ハ小和田村ニ可有御座候、又ハ七拾六年以前、東成寺村と山境出入御座候て、御地頭佐久間備前守様より山境被仰付候故、両村と出入之時分太田村ハ苜合ニ無御座候ニ付、曾以出合不申候御事

一、式拾六年以前、大形村と小田村山野出入御座候て、双方立会絵図仕 御公儀え罷出、御奉行様方御裏判奉頂戴所持仕候、此節も太田村出合不申儀紛無御座候御事

一、君島村と小田・太田・大形右三ヶ村之用水堰之土取場出入御座候て、数年之取合

<sup>22</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：入会 34 号。

(ママ)

にて、五拾八年以前為御檢使松平賀加右衛門様・諸星清左衛門様御下り被遊、双方立  
会絵図仕指上ケ申候、御奉行様御裏判奉頂戴所持仕候、其節之絵図ニも太田村・小田  
村・大形村在所高迄も分村にて、山入合にて無御座候ゆえ、小田山と書記申候御事  
一、小田山野草苅場ニとび松しけり、苅草之さわりニ罷成候節ハ御地頭役人え申断、  
小田村之者伐取申候、苅合ニ無御座候ニ付、太田村之者壺本も伐不申候、四年以前伐  
残り申候松木数多御座候御事

一、小田山野之内、先規より松林御座候て下さらい仕候、太田村は苅合ニ無御座候ニ  
付、前々より一切さらい不申候御事

一、小田地頭山を太田村より堰山と申上候儀偽りニ御座候、先年より御地頭扶持人山  
(築)

見被指置候儀、隣村之者も存候、又ハ地頭山百姓山野ニ先年堰塚を御筑被成候、当村  
ニ不限同領之内東成寺村・小野村ニも地頭山御座候て、山野境塚被成候、大形村と出  
入絵図ニも地頭山と山野之わけ槩ニ相記申候御事

一、地頭山にて茅御からせ候、以後小田村之者下かり仕候、壺駄ニ付錢三拾式文ツ、  
指上ケ申候て、毎年苅申候、太田村之者ハ先規より苅不申儀紛無御座候、前々より之  
帳面御地頭様ニ可有之御座候御事

一、太田村之者共先規より小田山苅合不申候処ニ、去七月三日より同六日迄、太田村  
之者共草盜ニ参候ニ付、鎌荷鞍取申候て、太田村名主組頭迄夫を以申断候へハ、其後  
ハ草盜ニ不参候御事

右之通り少も偽り無御座候、小田村山野太田村より苅合之由偽り斗申上候段驚入奉存  
候、前々之通り被仰付被下候ハ、難有可奉存候、委細之儀は御尋之上口上にて可申上  
候、依て如件

常陸国筑波郡小田村

元禄三年午三月廿四日

横山内記知行所

御奉行所様

平右衛門

平左衛門

治兵衛

(十三人略)

惣百姓<sup>23</sup>

小田村はこの返答書において、太田村が入会地を利用してきたことはないと主張した。  
根拠として挙げられたのは、1) 小田村にある道や橋、山路の普請は小田村一村によって行  
なわれたこと、2) 小田村がそれまでに近隣の村々と山論訴訟を行なった際、裁許などの文  
書に太田村の名前が入っていないこと、3) 小田村の入会地が公儀訴訟絵図に「小田山」と  
表記されていることなどである。したがって、太田村の鎌や荷鞍を押さえたのは草盜に対

<sup>23</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：入会 35 号。

する正当な対応であったと小田村が強く主張した。

## 水論との関係

すでに述べたように、太田村は近世初期もともと小田村の一部であったが、のちに小田村から独立して分村となった。太田村は桜川沿岸に成立した小さな村落であり、訴状にある通り、太田村に草刈ができる入会地がなかったのは事実である。そのため、草木の伐採をめぐり、過去には近隣村々とのもめごとがあった。天和二（1682）年正月廿日、太田村の六人が近くの小和田村の御林で松木を切り取り、出入が起こった。関係者が過料 5 貫文を処罰され、再犯しないと誓う文書を村役人に提出した。

### 指上申手形之事

一、当月廿日朝小和田村御林ニテ松木切取参候を、山守共見付おいおとしねのこ壱ツ取申候歟、右之者共其村へ参候や、小和田村五郎兵衛方より其改御座候歟御せんき被成、御吟味之上右之ぬのこ惣十郎おとし参候、右之人数以上六人ニ御座候、毎度より御法度堅被仰付候、弥殿様御林ニテ切取参候、是非共かんにん被成間敷候と被仰為過錢五貫文被仰付候を、我等共兩人御訴訟申上、自今以後村御法度之儀ハ勿論、他領之御林何ニよらず少之御法度ニても相背申間敷候、向後何様成悪事も出来候ハ、急度曲（遺）

事可被仰付候、如此手形指上申上ハ毛頭異恨申間敷候、為後日依如件

天和貳年戌正月廿六日

太田村 吉兵衛<sup>㊥</sup>

光蔵院<sup>㊥</sup>

忠右衛門<sup>㊥</sup>

神宮寺<sup>㊥</sup>

三左衛門<sup>㊥</sup>

庄兵衛殿

長右衛門<sup>㊥</sup>

弥右衛門殿

惣十郎<sup>㊥</sup>

吉右衛門殿

惣七郎<sup>㊥</sup><sup>24</sup>

また、貞享四（1687）年六月廿九日、青木・辻・菖蒲沢・小野越・仏生寺の五ヶ村の山で草盗が発生し、盗人が馬二匹を捨て置いて逃げた。太田村の者が疑われ、馬を調べるよう領主から命じられた。これに対し、太田村役人は村内に草盗者がいなかったと領主側に報告した。

### 覚

一、青木・辻・せうぶ沢・小野越・仏生寺右五ヶ村之御運上御札山へ、当六月廿九日草盗人参候処ニ、右五ヶ村百姓衆並御札役人辻村次郎左衛門、小野越村忠兵衛・権之

<sup>24</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：入会 29 号。

介・善左衛門、仏生寺村助右衛門何れも出合とらへ可申と被致候処ニ、馬式疋捨置候て、方々へ逃散申ニ付、馬斗御とらへ置候由、右草盗ニ□敷御僉儀御座候ニ付、此方村々之馬ニて無之候やと又々御尋最前も申遣候通り、村中穿鑿致候得共、当村之馬ニては無御座候、勿論当村より草盗ニ参候者も無御座候、かくし置後日頭ハれ如何様ニも可被成候、以上

常州筑波郡太田村

名主 庄兵衛

組頭 与兵衛

同 太郎兵衛

貞享四年

卯七月廿一日

小川三左衛門様御手代

平松喜右衛門殿<sup>25</sup>

したがって、入会地のない太田村は、かつての親郷であった小田村にある小田山を頼らなければならなかった。太田村の訴状における「苧合」の主張は事実である。近隣の村々もこのことを証言した。近くの大島村は太田・小田両村の山論訴訟に先立って、同年七月廿一日に書いた口上書に、

(前略)

一、太田村之者山より草刈り参候よし、大島村之者も見申候由、乍去苧逢之様子不存候由ニ御座候

(後略)<sup>26</sup>

とあり、太田村の者が小田山へ草刈に行くことが目撃されたことが証言された。同様な証言は外の数ヶ村も文書で行なった<sup>27</sup>。

この山論の原因について、小田村の後人は、太田村が入会地での採取のための山銭を出さないことが入会地立入禁止の原因だと述べた<sup>28</sup>。これはおそらく小田村の返答書に対する後人の誤解であろう。確かにその返答書には、「地頭山ニて茅御からせ候、以後小田村之者下かり仕候、老駄ニ付銭三拾弍文ツ、指上ケ申候て、毎年苧申候、太田村之者ハ先規より苧不申儀紛無御座候」と書いてある。しかし、これは、小田村が山銭を払ったから入会権があり、太田村が出していないから入会権がないという論理で太田村の入会権を否定するための論拠であり、太田村がずっと払ってきた山銭を急に出不さいから草刈を禁止したという理解ではない。小田村は山論訴訟の返答書において太田村の入会権を否定することに貫いた。

<sup>25</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：入会 28 号。

<sup>26</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：入会 33 号。

<sup>27</sup> 白川部 1990 を参照。

<sup>28</sup> つくば市教育委員会 2008：77 頁。

しかし、入会権の有無について是非を争うのも、小田村がこの出入を起こした本当の原因だとは考えにくい。第一に、入会の問題をめぐり、小田村と周囲の他の村々との山論は寛文四（1664）年までに解決されており<sup>29</sup>、入会権が本当の目的ならば、より早い時期に太田村との山論が発生していたはずだと思われる。そして、小田村が返答書において太田村の入会権を否定するために挙げた論拠はは有力な証拠ではなかったように見える。太田村が小田山へ草刈などに行き来したことは近隣の村々にも目撃された事実であり、これに対して小田村は反論しなかった。小田村がかつての親郷で検地帳も一冊に記されたほどの近い関係にあった太田村は、小田村による山野支配のなかで入会を行なってきた。太田村が普請に関わっていないことや裁許絵図などの訴訟文書に太田村の名前がなかったことなど、小田村が挙げたこれらの論拠は、むしろ太田村の主張を裏付けていたと言えよう。

太田村は小田村と一村だった時代から小田山の入会地を利用してきたが、分村となった後も、小田村は長年太田村による草刈を認めてきた。この事実と太田村背後の土浦藩の権威<sup>30</sup>、さらに太田村に入会地がなかったという事情を鑑みると、太田村の入会権が認められる訴訟結果になると小田村としても予想できたはずであろう。太田村が入会地をとともに利用することを容認してきた小田村にとって、太田村の入会権が訴訟によって認められても実質的な影響はないかもしれない。しかし、訴訟に費やす時間と費用も看過できない。それでも、小田村は入会の面で自らの利益になりそうにない山論を起こしたのである。

見逃してはならないのは、この山論は番水制をめぐる両村の相論とちょうど時期的に重なっていたことである。また、入会地立入禁止の宣言から鎌取の実行までの間は、用水が最も不足する日照りの期間であった。太田村は用水の面では小田村の上流に位置する有利な地位にあったが、入会の面では入会地がなかったため、小田村に頼らなければならなかった。「(太田村) 毎日馬拾疋式拾疋宛小田西町中を通り苧来」のように、入会地は農業にとって、用水と同様かそれ以上に欠かせない重要な生産条件である。山論が長期化すれば、「太田村之儀少之馬草餌場も無御座、差当り馬飢かし、村も亡所ニ罷成」り、太田村の農業生産に大きな支障をきたしてしまう。

この一件に関する史料には小田村の真意を窺えることが一ヶ所あった。鎌が押さえられた直後、太田村が領主に提出した口上書に、

一、七月五日小田三町頭共より夫口上之覚

此頃山野にて草苧共かまを取申候ハ、下々之ものニ御座候へハ、先年之通り万事むつましく被成被下候へと申来り候<sup>31</sup>

とあり、小田村は交渉にも応じる柔軟な姿勢を示した。「先年之通り万事むつましく」の言葉が具体的に何を指すのか、史料には明言はなかった。しかし、以上の事情から総合的に

<sup>29</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：入会 20・21・27号。

<sup>30</sup> これについては第五章で詳しく検討する。

<sup>31</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：入会 32号。

推測すれば、この山論は、用水と入会地でまったく逆の立場にあった小田村が、山論を利用して用水問題における太田村の譲歩を引き出すために起こしたものと見做すべきであろう。

## 山論後の用水秩序

出入が勃発した翌年十一月十四日、小田・太田両村の山論に対する裁許が評定所より下された。裁許絵図面の裏に、

常陸国筑波郡太田村と小田村山野論之事 太田村之者申候は、太田・小田先規一村ニ候故水帳一本ニて、於于今小田村致所持候、依之山野秣場入会並用水等一同ニ致之来候儀無紛処ニ、去秋小田村之者鎌荷鞍ヲ取一切不入由訴之、小田村之者答候は、検地水帳一本候得共、山野は小田村村付ニて、苟合候儀無之候、隣郷ニも其例所々有之由申之、右山野之訳不分明ニ付為検使南条金左衛門手代島田宗助・土屋惣兵衛手代小野曾右衛門指遣之、令見分処ニ勿論小田太田一郷之儀水帳之面相違無之候、然共表山北之方地頭林境之山道より東之方之山野ハ、小田村田畑ニ相続、木立繁り百姓居山同然ニ相見え候、後山之山野ハ木立無之入会野無紛相見条、向後法鏡山御手洗水之下、地頭山之堺塚通限之、北ハ深間山境ニ至迄太田村之者可入会、仍為後証絵図令裏書双方え下置条永可守此旨者也

元禄三年庚午十一月十四日

稲 伊賀  
松 美濃  
北 安房  
甲斐飛騨  
本 紀伊  
戸 能登<sup>32</sup>

とあるように、法鏡山（小田山）御手洗水の下、地頭山之堺塚通から、北は深間山境までの山野に限って、太田村の入会権を認めた。

太田村による入会地立入を禁止したのは、小田村領主の代官を務めていた元名主の小泉新右衛門であった。太田村に対する鎌取りも小田村村民の勝手な行動ではなく、小泉新右衛門から指示されたことであった。すなわち、用水における太田村の譲歩を引き出すために、小田村は領主の支持を取り付けて計画的にこの山論を惹き起こしたのである。残念ながら、山論直後、小田組合内部の用水秩序に変化があったか否かを確認できる史料はない。おそらく小田村は入会地の問題用水交渉の材料に利用しようとしただけで、山論訴訟を最

<sup>32</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：入会 36号。

初から想定しなかった。しかし、太田村は鎌取りの衝突が発生した直後からすぐ惣百姓連印や隣村証言の取り付けなど提訴の準備に着手し、小田村の交渉に応じなかった。しかも、訴訟を通して小田村による山野支配から独立し、入会権を手に入れた。こういったことを総合して考えれば、山論が落ち着いた後も、小田村の切望した番水制はやはり実現できなかったと思われる。

八年後の元禄十一（1698）年、それまで横山氏所領の小田村と大形村七百石方も新たに土浦藩の支配下に入った。延享四（1747）年六月、太田村名主が記した御用留に、

其村々今日より水留、大町え可被遣候、村方へ右之通御申付可被成候

六月廿六日

田上忠八

西丁新左衛門

太田庄兵衛<sup>33</sup>

との記録が残っている。これは田上忠八という土浦藩の役人が番水について出した行政通達である。小田村は大町・西町・田向の三町からなり、この通達は小田村西町と太田村に対し、水を留め切って大町へ分水するよう指示した。小田村にとって念願の番水制は、太田村と同一領主の支配下に入ってようやく領主の命令によって実現されたのであろう。

## まとめ

小田組合番水相論において、渇水時の公平な分水方法である番水制の実現を阻害したのは、支配違の小田村と太田村背後の領主の力関係である。ちょうど最初の番水相論の時期に太田村の領主となった土浦藩主土屋数直は、知行高 45,000 石の大名であり、幕府の老中も長年務めていた<sup>34</sup>。小田村の後人は、太田村との山論を回顧したとき、「此時（太田村之）御領主様ハ土屋相模守殿にて、京都御所司代より宿老に御進みあるへき際にして、御権威ますます盛なり、（中略）于時（小田村領主之）横山殿にハもハや御三代御相伝の今日にして、御先代長知公の余輝やうすらく」と嘆いた<sup>35</sup>。これは、両村の水論に対しても適切な解釈であろう。

結局、小田村の強く求めていた番水制は、太田村と同じ土浦藩の領地になったあと、農村用水を「甲乙なく」配分すべきだという領主側の規範を貫徹する形で実現された。この

<sup>33</sup> つくば市教育委員会 2010 : 34 頁。

<sup>34</sup> 土屋数直について、土浦市史編さん委員会 1975 : 343-346 頁を参照。

<sup>35</sup> つくば市教育委員会 2008 : 76-77 頁。

一件は、規範意識が水論処理の結果に正義をもたらした一例である。なお、ここでいう規範意識は必ずしも領主側のみのものではない。これについてはまた次章で詳しく検討していく。

## 第六章 正義を支えるもの

第三章から第五章では、筑波地区の水論史料から三つの事例を詳しく検討し、戦略・制度・規範がそれぞれ正義を促進したことを確認した。本章はこの議論をさらに深めていきたい。

水論処理に歪みをもたらし、立場の弱い当事者に不利な結果を強いる社会構造と訴訟構造の中に潜む阻害要因はすでに第二章で検討した。ここで明らかにしなければならないのは、正義を支える戦略・制度・規範はすべての阻害要因を克服できたか。結論からいうと、近世の水論処理において、戦略と制度の促進的役割には大きな限界が存した。にもかかわらず、多くの水論では正義が叶う結果となっていた。このことは近世水利における規範意識の大きな存在感を示唆してくれた。第一節では、戦略と制度の役割と限界について分析する。このうえで、規範の問題を考える。前章ではすでに言及したが、用水に関する規範は領主側のみがもっていたわけではない。当事者としての村側も当然用水に対してなんらかの規範意識をもっていた。第二節と第三節では、領主側と村側それぞれにみる規範意識とはどのようなものかを論じていく。

### 第一節 戦略と制度

#### 水論戦略のリソースと限界

政治的紛争の性格をもっていた近世の水論において、各当事者はそれぞれ多様なリソースを駆使し、自らの用水利益を守ろうと戦略を立てた。こういったリソースは、村の内部にあるものもあれば、外部にあるものもある。三左衛門堰水論では、国松村が大島村内部の権力争いが絡んだ村方騒動をうまく利用して平右衛門を退役させた。小田組合番水相論では、小田村が自村にある入会地を交渉の材料として用水問題における太田村の譲歩を引き出そうとした。

もう一つ水論訴訟によく見られる戦略は「加勢」である。これは、他村を自分側に加わってもらい、水論の利益関係者を増やすことによって、不利な訴訟結果を回避しようとす

る戦略である<sup>1</sup>。

天明二（1782）年、上菅間村とその上流に位置する石田村との間に、石田村の悪水堀をめぐる出入が起こった<sup>2</sup>。この悪水堀の落ち込み先に上菅間村の用水堀があり、悪水をいったんこの用水堀に落とし、さらにそれを桜川に落とすという面倒な方法をとったため、悪水堀の浚いをめぐる水論が発生した。

石田村ははじめ、上菅間村と相对相済の形で解決しようとした。しかし、石田村が知行高の少ない四人の旗本による相給地であったためか、相对相済に応じた上菅間村がその証文を知行高 3,000 石の領主本多氏の江戸屋敷に届けると、「以て外ニ御立腹」された結果を招いた。ここにきて、石田村は訴訟を起こさざるをえなくなり、排水問題の利益関係者でもある、石田村上流の倉持村・中根村・山王堂村の三ヶ村も訴訟方に加わった。この三ヶ村も石田村と同様、いずれも小領主による相給地であったが、11 人もの領主が関わったこと、山王堂村の一部が幕府直轄の御料でもあったことが石田村の弱点を補強することとなった<sup>3</sup>。

この悪水堀をめぐり、文政八（1825）年、石田村は悪水堀の近くに組合堰をもっていた本多氏所領の中菅間村・池田村・磯部村との訴訟も起こした<sup>4</sup>。その際は、上述の倉持・中根・山王堂三ヶ村の他、旗本井上領の大島村も石田村の加勢に動員された。以上の二件は、いずれも熟談内済によって石田村の要望が満たされた形で解決された。

加勢の動きに対し、相手の当事者は等閑視することなく、瓦解工作での打ち返しを模索する。文化十三（1816）年、沼田村が北条組合堰四ヶ村と水論になり、翌年、訴訟に発展した<sup>5</sup>。沼田村の領主は知行高わずか 1,500 石の筑波山知足院<sup>6</sup>であったのに対し、相手の四ヶ村の領主は知行高 95,000 石の譜代大名土浦藩土屋氏であった。筑波山知足院は幕府から厚遇されていた神領であったものの、土浦藩の影響力に比べると、やはり見劣りがするようであった。この不利を意識していた沼田村は、同領の筑波町及び旗本井上氏領の大島・国松両村に加勢を要求した。訴訟は訴状提出の翌月に差日となり、その後、審理が長期化した。水論期間中は、江戸幕府の規定による仮用水の措置が講じられるものの<sup>7</sup>、裁判が長引き、北条組合にとって用水面での制約が甚大なものとなり、きわめて不利な状況となっ

<sup>1</sup> 棚瀬氏は、裁判への影響活動の主体的条件の一つはメンバーのレクルートメントであると指摘した（棚瀬 1972b : 334-345 頁）。また、六本氏は、「相手に対する働きかけは、各当事者の持つ資源の動員を伴う。そのさい、第三者への働きかけを伴うことが多い。紛争には、原則として常に第三者が重要な役割を果たす。第三者の支持を求め、直接的・間接的な関与を求めて、さまざまなかたちの動員が行なわれる。（中略）動員の結果、第三者が、一方当事者に取り込まれることもあるので、当事者と第三者の境は、実際は流動的である」と述べた（六本 1997 : 3 頁）。

<sup>2</sup> 明野町史編さん委員会 1987 : 桜川・観音川 3 号、つくば市教育委員会 2011 : 2 号、筑波町史編纂委員会 1985 : 水利 55 号。

<sup>3</sup> 石田村は小林氏・青沼氏・前島氏・天野氏、倉持村は曲渕氏・守能氏・大木氏・折井氏、中根村は朝比奈氏・川副氏・小林氏、山王堂村は土屋氏・折井氏及び幕府の領地となっていた。幕府以外の 11 名の領主については明野町史編さん委員会 1985 : 337-366 頁を参照。

<sup>4</sup> 明野町史編さん委員会 1987 : 桜川・観音川 6-9・12 号、筑波町史編纂委員会 1985 : 水利 75-76 号。

<sup>5</sup> 筑波町史編纂委員会 1985 : 水利 17-24 号。

<sup>6</sup> 筑波山知足院の支配について、筑波町史編纂専門委員会 1989 : 636-647 頁を参照。

<sup>7</sup> 小早川 1957 : 425 頁。

た。この局面を打開するため、北条組合も近隣の大貫村と杉木村の加勢を受けた<sup>8</sup>。大貫・杉木両村は北条組合に属してはいなかったが、北条組合堰からの用水は最初に両村地内を通っていたため、慣行として両村もこの堰から農業用水と飲用水を利用する利益関係者であった<sup>9</sup>。そして、最も重要な点は、大貫・杉木両村が沼田村に加勢した大島・国松両村と同じ領主であったことである。北条組合はこの点を利用して加勢の戦略を以って相手側の加勢を瓦解しようと動き出した。文政二（1819）年四月、大貫・杉木両村が領主井上氏の在地陣屋に以下の願書を提出した。沼田村に加担した大島村と国松村を厳しく批判した。

乍恐以書附奉願上候

一、御知行所常州筑波郡大貫村名主次郎兵衛・杉木村名主惣兵衛奉申上候、同州同郡沼田村より北条村へ相掛り候堰一件用水は、私共村方地面を通行致飲水ニ相用、其上埋樋九ヶ所より私共地面へ用水引取候事故、右用水堀両側欠落崩所両村斗にて年々普請仕、入用は御地頭所様より被下置、普請えは右を以不罷出古例ニ御座候訳、前々沼田村より北条村被相手取候砌、委細掛合一同返答可仕所存ニ御座候得共、不被相手取候事故、右之趣北条村にて一同ニ可申立約定にて、北条村へ濟之一札差入度候処、当三月九日御見分御役人様御出之節、私共村方之儀は返答書ニ不差乗趣承之、驚入御見分様方へ委細書付差上候ニ付、御取用ニ相成、埋樋九ヶ所絵図面ニ相乗、村方渋井人別等迄御糺被遊御出立ニ相成候、前条其夙ニ御届申上候、国松村・大嶋村ハ如何ニ御座候哉、私共両村之儀は小村ニ候得共厳敷申付、是迄御年貢御未進等不為致様ニ出精申付候、既ニ沼田村へ大嶋村・国松村致荷担、堰出入出訴ニ相成候得は、私共両村相手ニ相成候儀眼前、御役所様ニも御存可有候処、私共村方え御糺も無之大嶋村・国松村ヲ沼田村え同服為致、御差出ニ被遊候儀幾重ニも疑敷奉存候、此上切堰ニも相成候へは両村飲水差支と申、用水も北条村勝手儘ニ引取候ハ、村方難立行、逆も是迄之通り御年貢御上納行届キ申間敷奉存、片時も安堵不仕義ニ御座候、依之右之段以書付奉申上候、以上

御知行所

常州筑波郡大貫村

名主 治郎兵衛

杉木村

名主 惣兵衛

文政二卯年四月

神郡

御役所<sup>10</sup>

<sup>8</sup> 近世では、第三者が係属中の訴訟に参加する要件として、訴訟の結果に法上の利害関係をもつことが必要であった（小早川 1957：254・256頁）。

<sup>9</sup> 大貫村と杉木村が北条村組合用水の利用に至った経緯は明らかではないが、両村はともに田高 80 余石の小村で、北条用水以外、神郡村の余水も利用していたので、北条村組合への影響は比較的小さかったから引水を認められたと考えられる（筑波町史編纂委員会 1978：村明細帳 17・20号）。

<sup>10</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 21号。

この願書において、大貫・杉木両村は自村が北条組合の用水堀から飲水と灌漑用水を取水している利益関係者であることを強調し、大島・国松両村が相談することもなく沼田村の訴訟に加担したことによって自らの用水利益が損害されたと主張し、大島・国松両村を厳しく批判した。

しかし、戦略運用はある程度不正義の結果につながる構造要因を克服できるものの、いづれも有効なわけではない。小田組合番水相論においては、小田村は交渉学が主張したように、入会地という交渉条件を増やして太田村と番水について合意しようとした。しかし、領主の権威を後ろ盾にした太田村は山論訴訟を通して入会権を獲得したとともに、用水上の優位も維持した。このように、支配違の水論では、幕府の裁判役人が当事者双方の背後にある領主の力関係に配慮してしまい、個別的利益に縛られない超越的立場を失ったことによって、水論訴訟の正義が損なわれたのである。

## 越訴制度の限界

領主が水論訴訟に対して下した判断に不服した場合、幕府への越訴は近世の村々が利用できる唯一の司法救済制度である。幕府裁判役所は領主の個別的利益とほとんど無関係なため、公正な第三者の立場から是非を判断することが期待されていた。

ただし、越訴は一定の手続き上の順序・管轄をすべて超越したものであり、裁判手続上の訴に対して越訴は非合法的な訴である。小早川氏は、越訴を積極的越訴と消極的越訴に区別し、前者の具体的形態は直訴・駕籠訴・強訴・駈込訴・門訴、後者は張訴・捨訴が存在していた<sup>11</sup>。越訴は、受理を拒否されるか、または国松村三左衛門堰水論一件が示したように、場合によってはその行為を処罰の対象となる可能性もある。にもかかわらず、幕府は少なくとも水論に関する越訴に対しては一蹴する態度ではなく、直接的または間接的にその水論訴訟にかかわる。これは明文化されなかったものの、一種の司法救済制度と見做すことができよう。

しかし、幕府への越訴を通じて水論の正義を求めることにも限界があった。そもそも支配違の水論は最初から幕府裁判役所に係属され、越訴は同一領内の水論のみに限っていた。また、すでに述べたように、幕府は封建的統一政権と大名政権という双面性をもっていた。水論訴訟に幕府の利益が絡んでいた場合、幕府裁判役人の判断が行政的利益に左右されてしまうこともある。天保年間の作谷村大池水論が支配違の水論であったが、幕府の行政利益が裁判に影響を及ぼしたことを示す一例である。

この大池の敷地は作谷村にあるが、水利権は同村にはなく、田中・水守・明石の3ヶ村がもっていた。池敷の所有権と水利権の分離は、中世には、台地上の作谷が田中・水守・明石三村と違う荘園に属していたからだと推測される。作谷村からすれば、この大池は無

---

<sup>11</sup> 小早川 1957 : 25-64 頁。

用の長物であり、自村の田畑に水損をもたらしかねない危険物でもあった<sup>12</sup>。このため、両者の間には度々水論が起こった。万治元（1658）年八月、三ヶ村大池の堤を切ったことにつき、作谷村が田中村に詫状を出した。

田中村へ相渡し申手形之事

- 一、此度田中村ため池堤拙者共切り申候処ニ、其不届御赦免忝奉存候事  
一、以来此池之堤ニ手ヲ付申候は、如何様とも可被仰付候、其時一言之御断も不申上、御うらミニ奉存間敷候  
一、田中村用水ニ不足無之程水御座候時分ハ、佗言申水落しもらい可申候  
右之条々自今以後相背申間敷候、為後日一札如此ニ御座候、以上

万治元年

作谷村

戊八月

名主

田中村

百姓

名主中

百姓中<sup>13</sup>

三ヶ村組合池の支配権を握ったのが田中村であったから、詫状は田中村に宛てた。大池の水位が高かったため、作谷村の者がその堤を切った。この一件は出訴されたか否かは不明だが、詫状において、作谷村が大池の堤に支障をきたす行為を今後しないと誓った。

宝暦二（1752）年七月、作谷村が三ヶ村大池の堤に鋤入をして用水に支障をきたしたとして、田中村は幕府に提訴した。同年十月、大池用水の浚いなどに対する田中村支配が確認され、双方が内済した<sup>14</sup>。寛政六（1794）年、作谷村が三ヶ村組合池の堤にあった雑木を伐ったことをめぐり、田中村が幕府に訴えた。同年十二月、田中村による堤・用水支配を再確認されたうえ、一件は内済となった<sup>15</sup>。

天保十四（1843）年九月、作谷村が大池の一部を新田にしたいと幕府に願出た。この一件について、田中村の記録には、

- 一、天保十四卯年九月 大池岸通り御検地御縄請、作谷村より願出候ニ付、水下三ヶ村役人 上郷御陣屋え被召出、右御縄入之趣ニ付御請書差上可申旨被 仰聞候間、御歎願申上候処、御時節柄之儀ニ付種々御利解被仰含、無拠御請書差上候事

九月十四日 加印之名前

常州新治郡田中村

同州筑波郡外式ヶ村惣代

<sup>12</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：解説。

<sup>13</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 110 号。

<sup>14</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 115 号、つくば市教育委員会 2011：4 号。

<sup>15</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 118 号、つくば市教育委員会 2011：4 号。

組頭 甚左衛門  
同 専右衛門  
名主 東吾  
組頭 伴次  
名主 清兵衛

古山善一郎様御役所<sup>16</sup>

とある。作谷村は五給支配の相給村で、村高の一部は幕府直轄の御料であった。幕府の代官陣屋が作谷村の新田検地の願出を受け、田中・水守・明石の三ヶ村に承知の請書を押し付けた。新田造成によって大池の貯水量が減少するとして強く反対した三ヶ村は納得できず、幕府に提訴した。この一件は、三年後の弘化三（1846）年三月、ようやく勘定奉行所に取上げられたが、新田造成の決定を覆すことなく、翌年十二月に内済となった。

幕府の裁判役人はそれまで三ヶ村による大池支配を保護し、作谷村が池に支障を及ぼす行為を禁じてきたが、この一件では急に態度が変わった。当時の「御時節柄」で、幕府は御料における新田造成を奨励する政策をとり、作谷村の願出を許可した。つまり、幕府の経済的利益がこの中に絡んでいた。一件の結果が示したように、この場合、幕府の裁判役人も御料の利益に配慮してしまい、それまでとは違う判断を下したのである。

## 第二節 領主にみる規範意識

### 普請

規範意識が如何に水論処理の結果に影響を与えたかについて、まず領主にみる規範意識から検討する。

農村水利に関する領主の意識の根底にあるのは、税金における米の重要性であった。米は、日本列島の住民に生存に最低限必要な基礎を与えたのみならず、列島の支配者にも重要な税源を提供した。豊臣秀吉による太閤検地以降、土地の生産高が玄米収穫量によって表示される石高制が確立され、日本近世社会の体制原理となった。江戸時代では、貢租の対象となった高請地の大半が水田であったのである。享保年間の田畑面積についてみれば、水田 163 万余町歩、畑地 132 万余町歩であり、水田はもちろん、畑地においてもその貢租

<sup>16</sup> つくば市教育委員会 2011 : 4 号。

は一般的に米納で行われていた<sup>17</sup>。弘化元（1844）年の幕府財政収入のうち、金貨に換算された貢租収入額が經常収入の 90.8%にあたる 1,658,390 両に達し、臨時収入と合わせた総収入に対する比率も 41.4%の 1 位であり、2 位の貨幣改鑄益金による収入の約 2 倍となっていた<sup>18</sup>。維新後の明治新政府も、財政収入を米に依存する時期が相当続いた<sup>19</sup>。

農業にとって用水の重要性はあらためて強調するまでもない。農業の基本を水田耕作に置いていた近世ではなおさらであった。用水の問題を適切に処理し、安定的な水利秩序を維持することは、米作りを中心とする農業生産の安定と、これに立脚した幕藩国家の支配の安泰にとってきわめて重要である。

個々の領主は、日常的な行政行為を通じて農村水利に重要な役割を果たしていた。これは、税収保障との認識がもちろん一因であるが、多くの水利問題が個別村落の処理能力を超えていたからでもある。大きな水利施設を築造したり、浚いなどの修繕作業を行なったりする際、たくさんの人足を動員する必要がある、また多くの資材も不可欠である。個別の村や組合が対処できない用水普請は、領主の力に頼るしかなかった。

普請の負担主体に着目すれば、近世村落の水利普請によく見られるのは御普請と自普請がある<sup>20</sup>。御普請は工事に使われる財源を領主の支出に頼る普請形態であり、御入用普請とも呼ばれる。これに対し、自普請は村落自身の負担で行なわれる形態である<sup>21</sup>。堰普請など比較的規模の大きい工事の場合、一般的に御普請の形で行なわれた。貞享四（1687）年、大島・国松組合の水論訴状に、

一、当御地頭御代も四拾年ニ及、殊ニ両村之者普請ニ不仕候、御役所より御奉行申請  
只今迄仕来候<sup>22</sup>

とあるように、大島・国松両村が旗本井上氏の領地になって以来、組合堰は一度も自普請したことなく、御普請の慣例を続けてきた。また、嘉永六（1853）年の田中・水守・明石組合の文書には、

（前略）破損之砌は普請入用並同所洗堰式ケ所、坎樋式ケ所、土橋式ケ所普請之儀は、  
年々定式給ニ地頭所より御下ケ金有之、其外番小屋補理入用扶持米給分共都て用水路  
え相拘り候儀御下り金無之分は、三ヶ村立会割合ヲ以取立候儀、先規仕来ニ有之（後

<sup>17</sup> 古島 1941 : 159 頁。

<sup>18</sup> 古島 1963 : 98 頁。

<sup>19</sup> 中央政府の租税総額に占める地租の割合は明治三十一（1898）年まで首位を占め続け、そのうち、田に対する課税は地租全体の 4 分の 3 以上に達していた（朝日新聞社 1930 : 63-66、165 頁）。

<sup>20</sup> 御普請と自普請のほか、一国内に御料・私領の区別なく普請費用を負担させ、幕府も費用の一部を補助する国役普請と、一分は幕府負担だが、九分は手伝を命じられた諸藩が負担する御手伝普請がある（喜多村 1950 : 115-134 頁）。なお、この二種類の普請はいずれも大規模工事の場合に限ったため、近世筑波地区の水利普請には見られない。

<sup>21</sup> なお、実際には、御普請と自普請の区別は必ずしも明確ではなかった。

<sup>22</sup> 筑波町史編纂委員会 1985 : 水利 2 号。

略) 23

と書かれている。この組合では、溜池や洗堰、埴樋、土橋は領主が出金する御普請で、番小屋のような小規模普請は自普請となっていた。太田村役人が記した享保七（1722）年の御用留には、

覚

一、金壹分錢三百四十七文 此工数十五工 兩替四貫六百文

内

七百卅壹文 大工又七 此工数七工 但金壹分二十一工ツ、

七百六十四文 弟子貳人 此工数八工 但金壹分十一工ツ、

此仕様 貳枚扉杉 中壹尺八寸 長五尺貳寸

中柱槻 長壹丈壹尺 六寸角

梁三樞 取替

控杭壹連 貳本

右ハ小田堰悪水払水門扉新規ニ仕候、細工為作料被下之難有請取申候、以上

寅八月

大工 又七

右之通大水門扉今度新規御取替被仰付、大工作料被下候、於私共難有奉存候、以上

年号月日

小田村 名主共

軍地与右衛門様

太田村 名主

覚

一、米貳斗三升 此工数廿三工 但一日壹升ツ、

内

壹斗五升 此工十五工 但一日壹升ツ、 大工又七

八升 此工数八工 但一日壹升ツ、 木挽仁右衛門

右ハ小田堰悪水払水門扉新規ニ仕候、細工為扶持方被下之、難有請取申候、以上

寅八月

大工 又七

木挽 仁右衛門

右之通大水門扉今度新規御取替被仰付、大工木挽為扶持方被下之、於私共難有奉存候、以上

寅八月

小田村 新左衛門

助右衛門

軍地与右衛門様

次左衛門

太田 十右衛門<sup>24</sup>

<sup>23</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 123 号。

とあり、小田組合水門扉の普請では、大工 3 人の作料 1,495 文と、大工と木挽の 2 人の扶持米 2 斗 3 升を領主から下された。

明治九（1876）年の「女堰自普請出来形帳」には、中菅間組合堰用水塚樋の普請について、

是は旧幕府旗下采邑地にて、修繕之節は悉皆入費下渡相成来候処、大破難用立、然ル  
処明治六年御布達之趣ヲ以悉皆組合民費九年春修繕之命候<sup>25</sup>

と書いてある。江戸時代では領主が修繕費用を全部負担してくれたのに、新たな明治時代ではかえって組合民費で負担するよう命じられたことには不満があったようである。

なお、領主が負担するか否かを決めるのは、正確にいうと、工事規模ではなく、あくまでも村がそれを負担する能力の有無である。安永九（1780）年、安食村が領主に提出した溜池・用水堀普請願書がこのことを示した。

（前略）何卒右之通仕度翌々心掛候得とも、年増困窮相募り候ニ付、無是非向後と相送候得とも、右之通捨置候ては至て困窮相増、潰退転之百姓年増相殖、末々は村宇絶も可仕之歎敷、（中略）古堀筋並三ヶ所之溜井浚之儀、私共自力ニ難及御座候間、場所御見分之上御入用御普請ニ被成下候様奉願上候（後略）<sup>26</sup>

この願書において、安食村は村方の困窮を強調し、自力で溜池・用水堀の普請を行なう力がないため、領主による御普請を願い上げた。すなわち、御普請は領主による救済措置でもあった。村々もこのような意識をもっていた。天明六（1786）年、田中村が領主に溜池堤の普請願書を提出した。そのなかで、領主による御普請が困窮の百姓を救うための「御助普請」と位置付けられた。

（表紙）

「天明六年十月大池堤切普請大破ニ付  
為御救 公儀え御助普請願村方より願書  
願 書

上田中邑<sup>27</sup>」

乍恐書付を以奉御願上候

一、当夏中満水にて大池堤切普請之儀、殊之外大破ニ付、困窮之百姓共ニ御座候得は、

<sup>24</sup> つくば市教育委員会 2009：31-32 頁。

<sup>25</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 79 号。

<sup>26</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 108 号。

<sup>27</sup> 田中村は領主の本案と分家による相給支配によって上下二組に分けられた。

自力ニ不相叶為御救 御公儀様え御助ニ御願被成下候ハハ、大小百姓共挙て難有仕合ニ奉存候

右御奉行所掛物等何程相掛り候共、御割付之通違背仕間敷候、為其加判仕差上奉御願候、以上

天明六年

午ノ十月日

林兵衛<sup>㊦</sup>

助左衛門<sup>㊦</sup>

(70 人連印略)

御役人衆中<sup>28</sup>

天明四（1784）年の「安食村溜井並古堀浚堤築立御普請積帳写」が御普請の行なわれる順番を示した。

（前略）右は常州筑波郡安食村溜井並古堀浚御普請之儀奉願上候処、段々御吟味之上、尚又御普請役様再御見分御吟味之上、書面之通り御手当金九拾兩被下置、難有以頂戴仕早速御目録帳相仕立、此度出来形御見分被成御越、私共御案内仕り逸々御見分奉請候通り相違無御座候、（後略）<sup>29</sup>

村または水利組合が御普請を願ひ上げた後、領主側の役人が現地で見分を行い、吟味した結果、認められれば御普請の費用を村方に下した。御普請が終了すると、村方は普請の詳細を記録した目録帳を作成し、役人の見分を受けて署名を頂戴した後、目録帳を領主に差し出す。

領主より下された御普請の費用は領内の村々に割り付ける形で徴収されてきた。桜川と涸沼川の御普請費用徴収について、天保三（1832）年の土浦藩領の村方文書に、

去卯年桜川涸沼川通御普請ニ付、此入用関東御領分村高百石ニ付銀弍拾五匁三分宛高役金相掛り候ニ付、来十一月晦日限上納可致候

右之段在方可被相触候

辰九月

右之通被仰出候間、可得起意候、尤掛高は文政七申年日光

御勤番ニ付高掛金上納いたし候通之高江相掛候筈ニ候間、其旨相心得被仰出通、十一月中急度上納可致候、此段申達候、已上

九月廿五日 近之助

<sup>28</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 116 号。

<sup>29</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 109 号。

真鍋村 殿里村 (外 21ヶ村名省略)

右村々

名主 中

与頭<sup>30</sup>

とある。土浦藩関東領内の村々に対し、村高百石に銀 25 匁 3 分の割合で御普請費用を課した。その後の数年にも、同様な徴収が行なわれていた (表VI-1)。

表VI-1 土浦藩桜川・涸沼川御普請費用徴収

年度	通達日	徴収締切	村高百石に対する徴収額
天保三年	九月廿五日	十一月晦日	銀 25 匁 3 分
天保五年	九月廿七日	十月晦日	銀 22 匁 3 分
天保六年	十月十九日	十月晦日	銀 22 匁 3 分
天保七年	不明	十一月晦日	銀 19 匁 5 分

土浦市史編纂委員会 1970 : 89、96、115 頁。

農村水利施設の普請に対し、領主は責任意識をもっていたと言えよう。この意識は、以下に引用する中菅間村の水利史料によく示された。

(表紙)

「堰諸色入用書上帳

中菅間村」

覚

一、錢貳貫五百文 松枝貳拾五駄之代

一、同三貫八百文 竹三拾八束之代

一、同四貫五百文 杭木九拾本之代

一、錢四貫四百文 篠之代

四口 〆錢拾五貫貳百文

為金貳兩壹分ト錢五百七拾貳文

右之通此度御下被下樋ニ奉請取候、以上

中菅間村

天保十四年卯正月

名主 新三郎<sup>㊦</sup>

同 喜藤太

同 甚五兵衛

<sup>30</sup> 土浦市史編纂委員会 1970 : 45-46 頁。

## 洞下宿

古宇田八郎右衛門殿<sup>31</sup>

この文書は村方が御普請の代金を受け取った証文である。注目したいのは、文書の最後にある「洞下宿 古宇田八郎右衛門殿」という宛先である。近世後期では、領主の財政状況が悪化し、借金に頼らなければならない状況がよく見られる。中菅間村の領主である旗本本多氏も深刻な財政難に陥り、在郷商人などから多くの借金をしていた<sup>32</sup>。洞下宿の古宇田八郎右衛門は本多氏に金銭を貸した一人であった。財政状況が悪化したにもかかわらず、領主は借金で御普請の費用を負担していたのである。

費用のほか、御普請の資材も領主が負担するのが一般的であった。明治五（1872）年の「北条組合用水堰修繕出来形帳」には、

是は元土浦藩領分村方にて、諸色藩責人足は百姓役ヲ以年々敷替仕来、尤山萱之儀は最寄山中へ生立候分爲刈取、仕立方取計候趣ニ付、葉直竹並四尺已下杭木は組合村役ニ申付、当申春敷替被仰付候<sup>33</sup>

とあり、土浦藩領時代では、大堰の普請に必要な諸色資材は藩責であり、山萱は領主の御林から刈り取っていた。なお、現物の資材の代りに、領主が相当する代金を支給したこともある。明和二（1765）年の太田村御用留には、

## 覚

一、金壹兩三分 右ハ当春大堰入用縫竹打曲竹被下候分

一、金貳分 右ハ去申年水門入用竹代被下候分

一、金壹兩貳分 右ハ去申春大堰繕入用竹代被下候

メ金三兩三分

高千九百九十石ニわり

此わり百石ニ付、永百八十八文四分四厘

一、金壹兩三分永百三十四文四分 此鑿五百三十六文 小田

一、金貳分永貳百三十四文九分 此鑿九百三十八文 太田

一、金壹兩永百三十三文六分 此鑿五百廿貳文 大形

右之通殿様より被下候竹代金割合金銭、此者ニ為持差遣申候、御請取可被成下候

酉三月

小田村名主中

太田村

大形村

<sup>31</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 78 号。

<sup>32</sup> 本多氏の財政状況について、齊藤 1998 を参照。

<sup>33</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 27 号。

右村御名主衆中

右之金銭二日朝請取候<sup>34</sup>

との記録がある。小田組合堰・水門の普請に使われた竹の代金として、土浦藩から組合三ヶ村に金三両三分が支給された。

御普請の場合、領主は費用と資材のみならず、人足も領内から調達して普請に従事させた。たとえば、明和六（1769）年、北条村水門普請のため、土浦藩は北条村近くの 9 ヶ村から引人足を調達した。

北条村水門普請有之候ニ付、引人足相願候処被 仰付、依之普請中人足無滞可被差出候、出辻増減も可有之候ニ付可被得其意候、以上

七月二日

幸蔵

明三日より

六人	大島
四人	大形 太兵衛方
十七人	同 七郎兵衛方
四十七人	小田
八人	太田
三人	小和田
九人	山口
七人	平沢
六人	漆所
拾五人	泉

右廻状早々相廻し、帰り村より小倉勝右衛門え可相返候、以上<sup>35</sup>

また、慶応四（1868）年正月、土浦藩領の小村である漆所村が溜池浚いを行なった際、

（前略）其節徒罪御掛り稲見惣助様・矢口米吉様御出役にて、徒罪人足赤頭巾ヲかむり六拾人程連参り、（後略）<sup>36</sup>

領主役人が赤頭巾を被った徒罪人 60 人ほどを連れ、漆所村の人足とともに溜池普請に取り掛かったという。

御普請のために領内の村々から調達された人足は無償ではなく、領主から扶持米またはそれに相当する代金が支給されていた。太田村の御用留にこれを裏付ける記録があった。

<sup>34</sup> つくば市教育委員会 2010：171-172 頁。

<sup>35</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 16 号。

<sup>36</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 97 号。

覚

北条組合七ヶ村

小田組合五ヶ村

寄人足

一、貳千八百六十壺人

此麦貳拾八石六斗壺升 但壺人ニ付壺升ツ、

但金壺兩ニ三石二斗かへ 兩替四貫五百文

此わけ

一、人足百九拾七人 太田

此金貳分五百貳拾文

右之通北条池浚ニ付、村々出人足扶持方相濟、麦代金被下之候間、来月三日我等方へ名主印形持参可被出候、此廻状早々相廻し、留り村より可被返候、以上

九月廿八日 源太兵衛<sup>37</sup>

これは寛延二（1749）年、北条村溜池浚普請の人足代金の記録である。12ヶ村から2861人が動員され、このうち、太田村は197人を普請に出した。村々の人足に対し、一人に麦1升に相当する代金が支給され、太田村には金2分520文の麦代金が土浦藩から下された。

## 用水管理

日本近世の地方民政管理に当たっていたのは、領主から任命された代官とその他の役人である。幕府直轄領地である御料の場合、特定の在地居住代官を除く代官もしくは郡代は、在府（江戸府内在勤）を原則とし、毎年秋一回の支配所出役を行ない、在地に代官不在の期間は、現地の手附・手代らによって政務が処理された<sup>38</sup>。藩領や旗本領などにおいても、ほぼ同様な支配体制が置かれていた。代官職務の中に、用水管理がきわめて重要な部分である。享保十二（1727）年、土浦藩は代官の用水管理職務について、

一、正月十日時分より村々用水堀溝用水堀浚等並田畑水障かかり伐り、旁手代相廻し申すべく候、御代官相廻り、池堰洗見分吟味致し、普請の沙汰致すべき事、但入作拓作之義、正月より尚更世話致し、手余り田一切之無き様仕るべく、尤も古来の通、秋より冬迄の内、刈田の分ウナヒ畔を、寒水を湛置候様、致させべく春迄打捨置くものを吟味答申付べく候

（中略）

<sup>37</sup> つくば市教育委員会 2010 : 85 頁。

<sup>38</sup> 鈴木 1973 : 113 頁。

一、水旱検場常々勘弁仕、随分右之訪れ心付け申すべく候、尤も春の被岸前より苗代水懸詮議差別之無様仕るべき事

一、植付見聞近来植付にて罷出候以来相改時節のがさず毎日罷出、尤も手代ヲも相廻し、不相応の苗植付申さざる様吟味仕、不作無之様厳敷申すべく候、若耕作不精の百姓之有り村役人油断相見候ハバ吃度申付べく候、其上にも不精に候ハバ吟味役迄申し出べく候

但し、植付後旱魃の様子にて堀用水池水遣し兼候趣ニ候ハバ、毎日早朝より罷出見分の上、別廉より心付井をほらせ或は汲揚水等仕らせ、油断無く心遣致すべく候、植付見分の節、畠作の様子も見廻り、出来方其品々より善悪心覚仕置割引等相談の上勘弁仕るべき事

(中略)

一、用水堰洗溝溜池普請、百姓手透を考ひ、油断なく絶えず申付くべく候、尤も水池取立の義、常に然るべき場所見立て其趣き吟味役迄申立て、評議の上是又村方手透の節取立候様致すべき事

但、成たけ其村自普請ニ致させべく候、重立候普請ハ寄人足御かし成さるべく候、若し困窮の村方にて人足遣し候儀致し兼候ニおみてハ其訳具に相糺、連々普請仕候共評議の上仕形之有べき事<sup>39</sup>

と規定し、領内水利施設の巡視を代官の日常職務と定めた。この内容は、天明五（1785）年に再び代官に命じられた。

一方、用水施設を直接管理するのは村方に設置された用水管理役であった。この在地の管理役は堰守・堰番・水役など様々な名称と呼ばれていたが、領主によって設置されたものもあれば、村による自治的任命もあった<sup>40</sup>。筑波地区の史料にも、村方用水管理役に関する記録が見られる。

#### 掛堀水奉行役目之事

一、かけほり大貫前より水不足之節見合、水番のもの申付指置へし、番之者其所を説明ルニハ過錢三百文可申付事

一、懸堀土井ふくして水落候所於有之ニハ、たとへ庄や組頭たれ人の無分被吟味之上水おとし可申事

一、かけほり堤其外道筋無断ほりわり候ハハ、くわせん三百文可申付候、並町から掛堀へ材木付置せ申間敷候、此以後付置候ハハ、公儀へ取上候わけ急度可申渡候事

一、御領分中道橋並作道共破損出来候ハハ、少破之時急度其田主へ可被申付候、自然道具入ことにおいてハ、勿論少破之時此方へ相談可被仕候事

<sup>39</sup> 「土浦御代官定書略抄」（土浦市史編纂委員会 1972a : 91-120 頁）。

<sup>40</sup> 喜多村 1950 : 261-284 頁。

一、三町水はき水戸破損出来候ハハ、其町庄やへ相断町役ニ可被申付候事  
右之条々堅可被申付候者也

寛文六年丙

吉田儀右衛門<sup>㊦</sup>

午ノ六月七日

中町

宮本平右衛殿<sup>41</sup>

これは北条村の掛堀水奉行という管理役の職務を規定したものである。水不足や施設破損、損害行為などを発見したときの対応について 5ヶ条に分けて詳しく定めた。この規定は領主側による行政行為であったか否かは即断できないが、北条組合の堰守という村方用水管理役については行政管理の面が見られる。北条組合の記述によれば、

慶長七寅年関東一統御縄改之砌、長谷川七左衛門様御奉行として御出役被遊、則北条村組合小沢村において高貳石六斗、此反別上田壹反七畝六歩内田成畑の所堰守給として永々是を下さる、其後寛永十二年亥二月九日堀田加賀守様御家来若森左衛門殿、潮田儀太夫殿御検地再改之砌、古例をもつて被下置<sup>42</sup>

とある。すなわち、近世初期の慶長七（1602）年検地以降、北条組合の堰守に高 2 石 6 斗の役給が領主より下され、この慣例はその後の領主にも踏襲されたという。

また、領主は村が遵守すべき条例のなかにも用水管理の基本事項を盛り込み、これを領内の村々に貫徹させた。土浦藩領では、貞享三（1686）年八月に作成された「五人組御仕置帳」52ヶ条のうち、用水に関するものが3ヶ条あった。

一、用水引候儀、先規之例を以て兼て相定井水野山境など私の論々仕間敷候、用水の所御座候はゞ、論々仕らず田地に及ばず溜水内申上べく候、理不尽に切取申間敷候、水論又は領境など論々御座候共、喧嘩口論仕間敷候、左様の節は早速御進申上べく候、若し論々に及び候時分脇指さし弓やりを持ちまかり出候者御座候はゞ、御詮議の上曲事に仰付らるべく候事

附、何故によらず論々致候時、加勢仕るまじく候、若相背く族御座候はゞ、曲事に仰付らるべきこと

一、川筋の村々大水出申節、名主組頭百姓不残早速罷出で、堤切申さざるように仕るべき事

一、懸堀落堀並道を掠め田畑屋敷仕出し申候はゞ、当人は申上るに及ばず、名主組頭

<sup>41</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 15号。

<sup>42</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 19号。

まで曲事に仰付らるべき事<sup>43</sup>

とある。最初の条は喧嘩停止令を告げるもので水論における暴力行為を禁じる。次の条は防水に付き、堤防が切れないよう村々に命じる。最後の条は用水施設を勝手に田畑や屋敷に変更することを罰する内容である。この「五人組御仕置帳」の文末には、

右御法度書の趣、委細拜見仕畏奉候、此段常々堅く仰付られ候、尤も此御法度郷中に写置き、正月十一日・三月三日・五月五日・七月七日・九月九日・十一月十五日に其名主所へ惣百姓寄合読み聞かせ、御書付に背かざるように万々吟味仕るべく候、右之日限の外も、五六人寄合申すこと御座候はゞ、御条目読みきかせ、女わらべまで堅く相守申すべく候、もし一事たりと雖も、相背くに於ては何分曲事にも仰付られべく候

とあり、村役人が年に 6 回村中の惣百姓にこれらの条々を読み聞かせ、普段でも五、六人いれば読み聞かせると定められた。さらに、女性や子供も規定を守るべきだと徹底された。また、土浦藩領では、40 ヶ条からなる「村掟」にも用水管理の規定が設けられていた。

一、有来候堀を埋、又ハ道をせばめ、其外間秣場林之境などを切添候て田畑ニ仕間敷候、若百姓勝手を以村中相談之上、新堀又ハ新道不附替候て不叶処有之ニ於ては御下知を得、其上にて附替候様可仕候御事

附リ、隣郷他村之村之障と成候義堅仕間敷候御事

一、用水掛引常々申合少々ニても争論無之様ニ可仕候、若渴水ニ及候節ハ、名主組頭立合吟味仕、甲乙無く分水致差支無之様ニ引渡可申候、若違乱之者有之節ハ、早々御注進可申上候、且又水論境論など出来候共、其場所江刀脇指弓鍬長刀など持参荷担せしむるもの有之ハ、其科本人より可重旨堅仰付られ候ニ付、縦如何様成義出来致候共、右之類は道具持出申間敷候旨、村中江急度申付置候御事

(中略)

一、堤川除年々無懈怠致修覆大破無之様ニ可仕候、洪水之時は名主組頭早々人足召連罷出、堤川岸不切様ニ昼夜水防可致、若防兼て水押入往還之障ニ成候敷田畑検毛ニ可成処、早速水留仕其上ニて御注進申上御検分受可申候、若水防等致油断不精に候ハゞ、御吟味之上何分之越度にも仰付らるべく候御事

附リ、仮令御触無之候共、請取場之道橋など無油断作之往来差支無之様ニ可仕候御事

一、急水ニて堤川除崩、又ハ盗人浪籍者或は火事有之時ニ鳴を立候ハゞ、十五以上六十以下之男不残罷出可申候、若其場江不出合者ハ、名主組頭吟味ヲ懸置、追て御注進可申上旨仰渡され畏れ奉候御事

<sup>43</sup> 土浦市史編纂委員会 1969 : 5-12 頁。

一、用水悪水差支無之様ニ仕、溜井有之ハ、年々浚普請致、用水差支無之様ニ可仕候、且又用水悪水浚普請などの儀、組合之村々有之候ハ、常々申合水引差支ざる様ニ可仕旨度々に於て仰渡され、惣百姓無油断浚普請仕、用水悪水共ニ差支無御座候御事  
一、塚樋橋など前々より御入用被下候場所にても破損有之節ハ、無油断取繕可申候、若し朽損にて難用分も有之ハ、時節不障様ニ早速御注進御見分請候様ニ可仕候御事  
(中略)

一、堤川除御普請用水惣水堀浚など仕候節、出人足其外共ニ村入用ニ懸候、酒肴支度させ候儀一切不仕候、惣て不依何事、百姓費ニ成候儀は曾以仕間敷候御事<sup>44</sup>

この「村掟」の作成年代は不明だが、前の「五人組御仕置帳」に比べれば、用水規定の数が7ヶ条に増え、その内容もより詳しいものとなった。1条は特定の場合を除き、用水堀を埋めることを禁止する。2条は喧嘩停止令の内容のほか、渴水のとくに「甲乙無く」分水することを命じる。3条と4条は防水に関する規定である。5条から7条は油断なく普請することや普請費用の節約を村々に命じる。なお、この「村掟」の文末にも、名主が年に4回これらの条々を惣百姓に読み聞かせることを命じられた。

用水管理の基本規定を村掟や五人組御仕置帳に盛り込むほか、領主は農村水利に関する行政通達も適宜に領内の村々に出した。たとえば、太田村御用留の延享五（1748）年正月十一日の条に、

近年雨次能候故歟、池浚溝浚同然と卒り候趣にて、水末之田場へハ水届兼候由相聞候、先今年表湛浚念入拵て可然候、組之者手代共村々え奉行被差出、古来之溝埋り、又ハ狭候処、古来通浚候様御申付可有之候、已上<sup>45</sup>

と記してある。これは土浦藩役人が年頭に領内の村々に出した用水路浚いに関する行政通達である。また、天保三（1832）年九月に、土浦藩役人が、

悪水不滞用水行渡儀、在方肝要之儀ニ候処、悪水川用水堀小溝等迄堀浚不仕剽双方よりせばめ、或は竹木生立水道指支候所ニ有之由相聞、当年は十月、自今は年々三四月迄之内、隣村申合一村限り堀浚、竹木伐払、水草は根とも堀取り又は度々刈捨可申候、若堀浚不致村方有之水引相障候ハ、堀浚いたし候村方より其旨可申出候

附、水上之村悪水堀有之処、水下村悪水堀埋潰候処も有之由相聞候間、以前之通堀立可申候、勿論悪水堀無之処は可申出候  
右之通在方へ可申渡候

<sup>44</sup> 土浦市史編纂委員会 1972b : 93-101 頁。

<sup>45</sup> つくば市教育委員会 2010 : 47 頁。

辰九月<sup>46</sup>

との通達を出し、各村による堀浚いを促した。堀浚いの時期については、今後は毎年三、四月までに行なうよう指示した。同年十一月には、

関東御領分川々近来度々出水ニ而欠所、附淵出来水引不宜、堤其外御田地損失茂相成候ニ付、村々高役金申付御立替金を以普請仕立候様申達、去春以来桜川通杭出堤上置抜付並備前川浚堤手入追々出来、水行相直御田地ハ勿論、往来通船之障茂無之様相成候所、近年漁獵いたし候者年毎ニ相増、四ツ手長袋掛候場所堤切込、或は魚留矢来を拵巻細之儀は堤際並杭出を棹ニ而突魚追出事故、折角普請いたし候場所茂破損出来、又は押埋水引障候様成行御時節柄多分之御立替金を以普請仕立候詮茂無之ニ付、向後打網之外、水引指障候漁獵一切致間敷候、若相背者有之候ハバ、廻り之者見掛次第猟具取上、当人は勿論、組合役人共迄申付方可有之候、尤地元役人度々相廻可心付筈ニは候得共、不行届儀茂候ハバ、急度可申付条前書之趣皆相守心得違致間敷候  
右の段在方不洩様可申渡候

辰壬十一月<sup>47</sup>

との通達も出し、桜川などにおいて用水施設の普請に支障をきたす漁獵行為を禁止する内容であった。さらに、翌天保四（1833）年正月十一日に村々に申し付けた条々に、

一、村々用水溝堀池竹木浚払堰普請等、無油断早春之内相始可申候、並往還普請等是又無油断入念掃除可致候<sup>48</sup>

とあり、用水施設の普請を丹念に行なうことを諭した。ほぼ同様な内容は、天保五（1834）年と天保七（1836）年の記録にもあった<sup>49</sup>。

これらの規定や通達は、領主による水利行政に規範が確立されたことを反映した。領主は農村水利に責任を持ち、領内の村々に「甲乙無く分水」させることを中核とした用水秩序の合理化を目指した。この規範は行政行為のみならず、水論訴訟にも役人の判断に影響を及ぼしたのである。小田村が切望していた渇水時の番水制は、まさにこのような規範の下で実現された。

<sup>46</sup> 土浦市史編纂委員会 1970：47頁。

<sup>47</sup> 土浦市史編纂委員会 1970：52頁。

<sup>48</sup> 土浦市史編纂委員会 1970：54頁。

<sup>49</sup> 土浦市史編纂委員会 1970：80-81、98-99頁。

### 第三節 村にみる規範意識

#### 領主との双務的關係

農村用水をめぐり、領主が普請の費用・資材の負担や人足の調達などで役割を果たす一方、村々はその用水を利用して米作りに出精し、年貢上納の義務を負う。両者の間にこのような相互依存の双務的關係が確立された<sup>50</sup>。

天明四（1784）年、安食村の溜池と堀浚い御普請が行なわれ、領主に提出した普請積帳の最後に、

（前略）勿論先達て御請書ニ差上候通り、当村手余り荒地田畑高三拾五町貳反九畝拾六分、卯年より来午年迄年季割合之通り出精仕、無相違起返候様ニ仕、年々御訴御見分奉請本途御年貢御上納可仕候、（後略）<sup>51</sup>

との文言があるように、村は領主による御普請を受ける代りに年貢上納の義務を負わなければならないという自覚をもっていた。これと同時に、年貢上納を負担しているからこそ、水利における領主の支援を受ける権利があるという意識も村々にあった。

#### 奉願一札之事

一、田宮村大形村両村立合之大池年々殊之外埋、両村用水不足ニ罷成、池下御田地少々旱ニも渴水仕候ニ付、近年御損耗ニも罷成候へは、猶更百姓方難義仕及困窮申候、然共両村計之人足ニては池浚難義仕、無是非只今迄延引仕候、然上は御慈悲ヲ以、御支配所中之御引人足被 仰付、池浚被成下候は両村御救罷成候、依之惣百姓奉願候、願之通被仰付被下候は、難有可奉存候、以上

享保六年丑正月廿一日

軍地与右衛門様

田宮村  
組頭 六右衛門  
同 伊右衛門  
大形村  
組頭 奎兵衛  
同 武左衛門  
同 平兵衛  
同 善右衛門

<sup>50</sup> 双務的關係について、佐藤 2010 : 46-48 頁を参照。

<sup>51</sup> 筑波町史編纂委員会 1985 : 水利 109 号。

名主 七郎兵衛  
同 太兵衛<sup>52</sup>

上の願書は、享保六（1721）年、田宮・大形両村が村方困窮のため、溜池普請人足を領内から調達するよう領主に求めたものである。「御慈悲」や「御憐愍」といった言葉は、近世の村から支配者に出された文書によく見られる言い方であるが、水利に関して言えば、その背後には御普請を支配者の仁政と見做す意識の表れでもある。第一節で引用した田中村の御普請願書と同じように、田宮・大形両村も領主の支援を村を救うための徳政と意識していた。

それから約 100 年後の文政二（1819）年、溜池浚普請の人足調達につき、両村が再び領主に支援を求めた。

乍恐以書付奉願上候

一、五町八反歩 大池一ヶ所

此坪数壹万七千四百坪

壹坪ニ付 四人掛り 但シ五尺掘

右は両村入会之大池用水、当卯之年迄九拾九年已前、享保六丑年引人足を以普請被成下候所、年曆相立大池殊之外埋り、池浚仕度候得共、近年困窮仕其上潰百姓数多御座候得は、人別相減両村ニテは池浚不叶、自分誠以手入不行届難義至極仕候、依之御時節柄奉恐入候得共、前書之引人足組合村々え無抛奉願上候て、当夏中より三ヶ年ニも大池浚仕度此段奉願上候、何卒以御慈悲以勤弁被為遊、御聞濟右願之通被仰付被下置候ハ、両村用水之程一同相助、重々難有仕合ニ奉存候、以上

文政貳年卯二月末ニ上ル

両村名主役人百姓代

田宮 百姓代 弥次左衛門

休左衛門

川島藤兵衛様

組頭 孫兵衛

菅記惣兵衛様

与兵衛<sup>53</sup>

両村は、人足調達が領主の果たすべき義務であると認識していた。この願書の冒頭に「当卯之年迄九拾九年已前、享保六丑年引人足を以普請被成下候」と書いたのは、領主の義務であることを過去の旧例を引用して証明したかったのであろう。

御普請の支援を要請するほか、村々は水利問題について領主側役人の指示を仰ぐこともある。享保十六（1731）年の太田村御用留に、

<sup>52</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 98 号。

<sup>53</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 104 号。

奉願覚

一、小田大堰芝間堤度々切所ニ罷成難儀仕候、依之六尺四方之水門一ヶ所並十二三間之小洗壺ヶ所奉願上候、尤只今之大洗川丈ヶ八合位ニて高ク御座候ニ付、満水急水之節悪水払無御座候間、右之芝間堤度々切難儀仕候、勿論大洗高ク無御座候てハ水末迄用水之節届不申間、右両様場所御見分之上、被仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

小田村 次左衛門  
四郎兵衛  
新左衛門  
組頭不残  
太田村 庄兵衛  
組頭同断  
大形村 七郎兵衛  
太兵衛  
組頭不残<sup>54</sup>

との記録がある。これは小田組合大堰芝間堤度々切れるを防ぐため、組合村々が6尺四方の水門1ヶ所と十二、三間の小洗1ヶ所を新築することについて領主側の役人による見分と指示を仰ぎたいとの文書である。なお、村々はただ単に役人の指示に従うだけではなく、自らの意見も積極的に上申する。同年十月の太田村御用留に、

奉願覚

一、小田大堰芝間切所御普請之義、来春迄御延被遊候様ニ奉願候、惣百姓麦作仕付ら来月中ニは仕廻兼可申と奉存候、水之義ハ水門上之方横切ニ仮留仕候へハ、君島より之落水用水堀へ請申候得て、太田村小田村堰下え懸申程御座候、小田出口より大形辺之義ハ館下せき仕候得ハ、八まん沢落水並成願寺沢より之落水ニて大形辺迄用申様ニ仕度奉存候、奉願候通被仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

享保十六年亥十月  
小田村 次左衛門  
四郎兵衛  
新左衛門  
太田村 庄兵衛  
大形村 七郎兵衛  
太兵衛<sup>55</sup>

とあるのは、麦作の作業が迫っているため、小田組合は大堰芝間切所の御普請を来年春に

<sup>54</sup> つくば市教育委員会 2009 : 123 頁。

<sup>55</sup> つくば市教育委員会 2009 : 131 頁。

延期したいと領主に願ったものである。このなかで、小田組合は当分の間、水門上の方を横切に仮留することを役人に建議した。

用水は農村にとって死活問題である。領主との双務的關係を確立した村々は、用水問題を適切に処理することが領主の義務であり、その履行はほかのことによって妨げるべきではないとの認識をもっていた。以下の史料がこの認識を示した。

#### 差上申済口証文之事

一、当午渴水ニ付、中菅間村・池田村・磯部村右三ヶ村組合用水不足ニ付、田面一円ニ干魃候ニ付水配不行届、三ヶ村日割番水ニいたし候処、池田村順番ニ相成、然処同村名主弥平太年番ニ付水配之処、一己之取斗へを以水門抜払候儀は、郷例之由ニて御役所迄相届ケ候段、其筋ニては無之勝手之致方ニ付、洞下村出百姓並ニ同村越石之持分字萩之町耕地え一度も流水不為致、式拾軒余之百姓難洪之趣、坂入要吉並ニ洞下村名主八右衛門方え罷出相歎き候ニ付、御願立も可致処、御地頭所様御留守中、殊ニ御停止中奉恐入候得共、右御大切之御田地御取箇も相抱り候ニ付、無扨以書付右之次第御役所え御届ケ奉申上候処、名主弥平太御呼出シ御尋被仰付、然処弥平太方ニては、村役人談事之上抜払、下水門より水掛り候耕地へ水向候て、小前納方宜敷様取計<sub>(ママ)</sub>へ候儀ニて、不勝之筋無之段相答候得とも、右御停止中事立候ては奉恐入候由ニて、今般扱人立入双方承糺、此度水配申争候は扱人共賞請、已来も水門抜差之儀は出水之度は格別、平水並ニ渴水ニ相成引水配之節は村役人高持相談之上、越石一同甲乙無之様取斗候筈ニ取極メ、一同無申分熟談内済仕候処相違無御座候、仍之為後日済口証文差上申候処如件

天保五年ノ

八月日

洞下村

届人

坂入要吉<sup>㊤</sup>

同村

越石惣代

名主 八右衛門<sup>㊤</sup>

池田村

答人

名主 弥平太<sup>㊤</sup>

寺具村

扱人

名主 官治<sup>㊤</sup>

中菅間村

扱人

名主 助右衛門<sup>㊤</sup>

御地頭所様

御役人中様<sup>56</sup>

天保五（1834）年、池田村名主弥平太が水配りの年番を担当したとき、池田村に耕地をもつ洞下村出百姓の田地には水を配らず、そのまま水門を抜き払った。これをきっかけに、水論が起こった。当時は喪中にあり、争い事は禁止されていた。洞下村は「御停止中」のことを承知しながら、「御大切之御田地御取箇」を理由に、領主の役所に出訴した。

もし領主が自らの義務を果たさず、村との双務的關係を悪化させたと認識された場合、村々は恐れずに領主の責任を迫及し、義務を果たすよう強く求めようとする。これを示したのは、以下の一件である。

乍恐以書付申上候

堀市正知行所常陸国大曾根村

井堰御訴訟

名主

惣百姓

一、堀市正知行所常陸国大曾根村ニ先規より之大関御座候、則築波川を堰留定堰守付置、昼夜番等仕、五千石余之用水ニ致来候、水滞候へハ村々不残日損致迷惑仕候、又水出申候へハ毎年五度六度、或は十度ニ及破損仕候、其度ニ蘭杭式三百本、堰茅三四百駄宛毎度入申事ニ御座候、然上、此入用御林ニテ水門諸道具等迄、御地頭所様より任先例被下来候、只今苗代水之時分ニ罷成候故、前々之通不相替竹木せきかや水門諸道具被為下候様ニと、御地頭市正様え申上候所ニ、御頓着不被遊候、然は五千石余之百姓困窮致、迷惑仕候と達て御歎申上候へハ、御替目御遠慮之品々御意之趣承分ケ候得共、百姓手前ニテ不罷成普請ニ御座候故、五千石余之百姓歎申事ニ御座候、況哉御意無御座候所ニ竹木茅等切取山荒シ候て、後々御穿鑿も御座候時分、何共難申分ケ奉存、乍恐御掟之趣奉願候、先規之通ニ無御座候へハ、大曾根村并水下村々田地不作と罷成候、依然乍憚御慈悲と奉願候、大曾根之儀関本ニ御座候故、任先例御訴訟申上候、弥以後ニ為申分ケ之共奉存、乍恐如此申上候御事

右之通被為聞召上被下候ハハ、難有可奉存候、以上

延宝八年申二月 堀市正知行所大曾根村

名主 五左衛門

同 助右衛門

同 小右衛門

同 角右衛門

御奉行様

惣百姓代 太郎右衛門<sup>57</sup>

<sup>56</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 77 号。

<sup>57</sup> つくば市教育委員会 2012：37 号。

これは延宝八（1680）年、大曾根組合が領主の不作為を幕府奉行所に訴えたときの訴状である。大曾根組合の用水は桜川に築かれた大堰に頼り、堰が破損した際、蘭杭や堰茅などの資材は領主が御林から調達して組合の村々に下す慣例となっていた。これが領主の義務であると認識されていた。当年も大曾根組合が例年の通りに堰普請資材を領主に申請したが、領主の許可はなかなか下りなかった。「御替目御遠慮之品々」が原因であるという。これは、領主の玉取藩堀氏が前年暮に発狂して家臣を殺し、改易となったことを指す<sup>58</sup>。この時節に、領主は村々の普請に目を配る余裕がなくなったのであろう。しかし、大曾根組合にとって堰普請や用水のことははるかに重要であり、領主の不作為は義務違反であると見做され、堰元の大曾根村が組合の代表として幕府に出訴した。

## 小百姓と水利秩序

領主との双務的関係の確立は、村々の用水規範の外生的契機となった。一方、村落内部における小百姓の成長がその内生的契機を成した。

近世初期の村落では、中世末期以来の上層農民が多くの土地を持ち、そのもとに無高の小農民が隷属していた。筑波郡太田村では、寛永二十一（1644）年の高持百姓 27 名のうち、25 名が高 7 石以上であった（表Ⅵ-2）。しかし、寛文二（1662）年頃になると、高持百姓の人数が倍近くの 51 名に増えた。このうち、高 7 石以下が半数以上の 29 名に上ったのに対し、高 20 石以上が 7 名から激減して消滅に至った。約 20 年の間に、小農民が上層農民の隷属から解放され、持高の少ない小農民でありながら、一人前の高持百姓（本百姓）となった<sup>59</sup>。

表Ⅵ-2 近世初期の太田村における持高別階層構成の変化

時期	持高（石）								計
	0～	1～	3～	5～	7～	10～	15～	20～	
寛永二十一年	0	0	2	0	5	10	3	7	27
慶安二年	0	1	2	0	4	14	6	2	29
寛文二年頃	1	5	10	13	14	6	2	0	51
天和二年	9	6	9	13	9	10	1	0	57
貞享四年	7	3	12	16	10	8	1	0	57
元禄九年	5	5	15	15	7	8	1	1	58

齊藤 1970。

<sup>58</sup> つくば市教育委員会 2012：解説。

<sup>59</sup> 齊藤 1970。

筑波郡泉村でも同様な変化が窺われる（表Ⅵ-3）。寛文以降享保に至って、水呑百姓の本百姓への独立と分地などが見られ、田方貢租納入高 8 石以上の百姓の没落と下層農の向上に伴い、中農戸数の増加が顕著であった<sup>60</sup>。齊藤氏は、筑波郡泉村では延宝から元禄初期に、筑波郡小田村では寛文末に、新治郡太田村では寛文末から貞享期に、筑波郡太田村では寛文初期に本百姓が成立したと指摘した<sup>61</sup>。

表Ⅵ-3 泉村田方貢租納入階級別戸数

時期	階級											計
	0 斗	1 斗	3 斗	5 斗	7 斗	1 石	2 石	4 石	6 石	8 石	10 石	
寛文元年	1	2	0	3	2	5	10	15	8	6	8	60
元禄九年	13	4	5	3	4	16	19	7	1	0	8	80
享保五年	9	3	2	2	5	19	17	7	4	0	6	74
延享三年	9	0	3	1	6	24	20	7	2	2	3	77
安永元年	5	0	4	4	6	24	20	7	2	3	1	76
享和三年	4	2	2	4	6	30	21	2	3	1	0	81
天保十一年	13	10	3	4	4	7	10	9	6	1	2	69

鳥塚 1952。

水論の根本的原因について、上杉氏は、「用水条件の不備は発端の一要素ではあっても根本原因たり得ず、むしろ生産の発展に基づく農民の旧用水慣行変更への要求こそが、その根本を成していた」と指摘した<sup>62</sup>。この旧用水慣行変更への要求をもたらしたのはまさに小百姓の成長である。

元禄十四（1701）年、筑波山麓の神郡村百姓七郎兵衛が名主六郎兵衛による用水不法を領主に提訴した。

乍恐以書付御訴訟申上候御事

一、当村之御田地亡所多罷成候儀、用水を我儘に名主六郎兵衛相斗候付、惣御百姓難儀仕候、委細具ニは書付に載不申候御事

一、先年亥年用水公事出来之刻に、漆所村と当村一同公事仕候、遣目之金子四両貳歩右之漆所村より当村へ利足付ニ差越申管ニ手形請取申候所ニ、今右之金子相済不申候由、就夫当村ハ就中困窮仕候ニ付、右之金子請取惣百姓少之足ニも仕度由六郎兵衛方へ申断候処、如何様之心底御座候哉、先様に預ケ置其通ニ仕候は不届千万ニ奉存候御事

<sup>60</sup> 鳥塚 1952。

<sup>61</sup> 齊藤 1970。

<sup>62</sup> 上杉 1969。

一、当村毎年諸事入目先規より大分に懸り、惣百姓迷惑仕候付、名主組頭中へ右之段委細相尋候得共、曾て物語も無之付弥々疑敷奉存候、右之名主兩人にて相勤互に吟味仕候を、唯之壺人にて相勤候歟諸事不届多御座候間、先例之通名主兩人ニ仕度奉存候、此段私壺人にて奉申上候処、御不審ニ可被思召候得共、私壺人弥々困窮仕候ニ付不相斗申上候御事

(多脱カ)

右之通御座候間、被聞召分以御慈悲被仰付、幾之御百姓不及難儀相勤候様に御了簡を奉頼候、委細乍恐御尋被遊之上口上可申上候、已上

(ママ)

元禄十四年辰八月日

神郡村

黒柳五兵衛様

七郎兵衛

高嶋治左衛門様

御家老様方<sup>63</sup>

この訴状で、七郎兵衛は用水不法の具体的内容には言及しなかったが、名主の我儘によって惣百姓が難儀に陥った旧来の用水秩序に対して強い不満をもっていたのであろう。訴状の二つ目は水論訴訟費用が名主に横領されたと訴え、これも水利にかかわるものであった。このように、隷属から解放され、土地をもつようになった小百姓は村を構成する主要階層となり、より平等な用水秩序を求めようとした。これが旧特権階層の利益と衝突し、村内の水論を惹き起こした。

領主が水論訴訟に対して不公平な判断を下し、村がこれに不服して越訴などの反抗行動を行なった際も、小百姓がとくに活躍していた。国松村三左衛門堰水論や文政四（1821）年の北条村水論<sup>64</sup>などに、小百姓の姿が見られる。

平等化を求める傾向を背景に、村落内部では灌漑用水の合理的配分が徐々に実現されるようになった。上菅間村の史料には、文化三（1806）年の「耕地水配番附帳」が保存されており、村内部において実施された渴水時番水制の詳細が窺われる。

(表紙)

「文化三年 上菅間村

耕地水配番附帳

名主

寅六月三日始り

両組組頭 立会

百姓代 』

壺番

赤町東溝

<sup>63</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 86号。

<sup>64</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 25-26号。

赤町 寿つか 小刀打 駒橋 大道端  
 東ハ権右衛門道下夕幸七田迄 寿つか甚五兵衛ほつく 夫レこし当道西通り  
 南辰又大道迄  
 西ハ溝付壺をさ通り  
 北ハ助蔵橋上溝両へり ほつく共ニ  
 貳番  
 新田前上 ひノ口 同内ほつく 中ノ町 地藏堂  
 東ハ中菅間用水きわまで  
 南ハ辰又道きわまで  
 西ハ島前畑より彦右衛門・清左衛門田迄  
 北ハ新田前より鋤崎溝西不残  
 三番  
 西溝  
 小刀打 上赤町 中赤町 小三ツ又  
 東ハ赤町東溝壺をさ除不残  
 南ハ辰又大道迄  
 西ハ上赤町清右衛門分・久左衛門よりさる打畑きわ、伝左衛門分・忠右衛門田迄  
 北ハ助蔵橋下夕より  
 四番  
 前田・阿免売とう・上宿 下宿 船宮前後 わき 塔前 蔵後 さんさい田 ひノ口  
 とい口  
 右ハ中菅間村用水堀東不残  
 五番  
 遊見堂 こし当 地藏堂 天神田 仲町道下 小堰端  
 東ハ鋤崎溝より椿本畑西地藏堂 甚五兵衛分 忠右衛門田迄 天神田  
 南ハ中菅間村境小堰迄  
 西ハ辰又伝左衛門田より辰又ほつく少々、こし当道より新田 前彦右衛門田迄  
 北 新田前道下夕より尤中ノ町ハ辰又道下夕斗り  
 六番  
 弁内 五反田 辰又 曲橋  
 東ハ曲橋 辰又道より辰又玄番分平内田迄  
 南 中菅間村境迄  
 西ハ五反田太右衛門田より赤橋道通り見通し  
 北ハ辰又大道下夕斗り  
 壺番

よしほつく 境町 北峯田 越戸道上

東 用水大堀きわ 岩前溝付

南 惣兵衛田より越戸道迄

西 新堀道きわ迄

北 石田境平左衛門より石田安兵衛田迄

式番

忠右衛門 善左衛門

越戸道下 峯田 よしほつく 庄蔵院 水通し 仲田

越戸橋へ落ス

東ハ外溝まで

南ハ地ノ上末なし道迄

西ハ新堀道附まで

北ハ越戸道まで

三番

よしほつく 小刀打 一ツ橋 込道堂

北東 大三ツ又溝より小三ツ又溝末なし道迄

同東、小刀打道東壺反通り外太郎右衛門・孫兵衛分・彦兵衛迄

西 岩前溝付壺反除残り不残、申打畑西ほつく共ニ行届キ候所迄不残

四番

岩前 四分壺 折戸 五反田 蓮田 筒本

東ハ大兵衛 五兵衛 次郎右衛門分 忠右衛門 夫より赤橋 五反田道 西東ハ三左衛門田迄

南ハ中菅間村境

西 次郎兵衛 谷右衛門 由右衛門 新兵衛 清八田迄

北 大道下夕

五番

地袋小橋下夕 岩前溝西ほつく 筒本俗長町 はす田

東 岩前溝付下夕 彦右衛門分 同外溝通り喜太夫、由右衛門迄

南ハ中菅間村大境迄

西ハ外溝きわ迄

北 池袋道付まで

六番

越戸道下夕 ミへこし 仲田 三反田 岩前込堂

東ハ岩前溝東壺反通り

南ハ三反田末なし道迄

西ハ外溝きわまで

北ハ越戸道下夕

七番

峯田 筒本峯田尻り 池袋道上 同新道下夕

東ハ新兵衛分谷右衛門田小道外溝 伝右衛門分五右衛門田迄

南ハ地袋道付 善左衛門 伝右衛門 仲ヶ分田迄

北ハ五兵衛田 元助田 三右衛門田三をさ通り

西ハ仲ヶ分谷右衛門 清吉 彦左衛 善左衛門田迄

道下夕外溝より西不残 末ハ甚五兵衛分より彦兵衛田迄<sup>65</sup>

番水による分水方法は時間を基準とし、公平に一巡灌漑できることが便利である。順番の切替えなどに一々立会うか、監督を置くかしなければならぬ面倒さはあるものの、その点さえ忍べば合理的な方法と言い得る<sup>66</sup>。番水制は、用水量の豊富な用水では採用されることは少なく、渇水の場合における非常時的な分配法として施行される傾向が強かった。番水の配分は一般的に灌漑面積の広狭に応じて行なわれていた。番水制の実現はまさに小百姓の成長がもたらした平等化風潮の大きな成果と言えよう。

## まとめ

近世の水論において、各当事者はそれぞれ多様なリソースを駆使し、自らの用水利益を守ろうと様々な戦略を立てた。また、非合法とされながらも、実質的には機能していた越訴という司法救済制度も領主の不当な判断を覆すと期待されていた。しかし、戦略も制度もすべての阻害要因を克服するのは不可能であり、いずれも大きな限界があった。こういう限界もやはり近世という社会的・政治的構造の中から生まれたのである。たとえば、越訴が期待されたのは、幕府が個々の領主の個別的利益を超えた公正な第三者と見られていたからであるが、実際、幕府は統一政権と大名政権の双面性をもち、水論訴訟に幕府の利益が絡んでいた場合、幕府裁判役人の判断が自らの行政的利益に左右されてしまう時も少なくなかった。

にもかかわらず、近世筑波地区の水論結果をみると、正義が叶ったものがほとんどであった。第一章で紹介した大島・国松両村組合と上流の酒寄村との水論訴訟のように、たと

<sup>65</sup> 筑波町史編纂委員会 1985：水利 58号。

<sup>66</sup> 中村 1976：29頁。四国地方の香川県にある満濃池は日本を代表する溜池であり、ここに近代にいたるまで伝承された分水慣行が「線香水」である。これは、番水の実施にあたって、分水堰ごとの給水を、線香の火の燃えている時間を給水測定の基準にしたものである（玉城 1984：21頁）。

え不公正な例にも、正義へのなんらかの形での配慮も見られる。これは、農村水利の利益関係者である領主と村の規範意識が作動した結果だと思われる。水田農業の重要性を認識し、農村水利の建設と管理を重視していた領主は、農村水利の合理化という規範の下で行政的・司法的手段を使って水利問題を取り扱った。また、村々では、領主との双務的関係の確立と、小農民の成長による平等化の傾向が用水の公正さを求める意識を促進した。このような規範の下で、村々の百姓が領主と幕府に対しても越訴や抵抗を恐れずに行っていた。

# 終章

筑波地区の史料に基づき、日本近世の水論とその処理について考察してきた。最後に各章の分析によって得た結論と本論の含意を終章としてまとめる。

一つ目の結論は、日本近世の水論訴訟は法的紛争でありながら、より色濃く政治的紛争の性質をもっていた。徳川政権は私的暴力による自力救済を禁止し、水論の処理を法廷へ誘導しながらも、農村水利の権利関係を明確にし、水論訴訟の基準となる必要な法令を十分に作らず、裁判役人の比較的自由な裁量に任せた。これは当事者が法的根拠を引用して相手と争うことに大きな制限をかけた。また、水論訴訟の各段階において、内済が懲遷され、ときには強要もされていた。訴訟は本来、当事者が法的根拠を主張し、裁判役人が法令に基づいて裁許するものである。立法上の不備があったとはいえ、裁許で処理することにはやはり法的要素が多く含まれる。しかし、内済による水論処理は、当事者同士や扱人が法的基準の問題を考慮する必要のない交渉過程になってしまう。近世の水論訴訟は司法的というよりも行政的なものであった。その理由は、三代将軍の徳川家光が道破した。すなわち、

公奉行人の裁判と天下の裁判との異同あり。奉行の判はいかにも是非明白なるをもてその職とす。天下の判はしからず。たとへば堺論あらむに奉行ならば理をかたせ非をまけとす。天下の判は理非に拘らず。たとひ非分のかたなりともその地に秣場なくて土民艱困せば理あるかたの野地をもさきあたふるか、又は野銭を出さしむるか、とにかくその地の困窮せざらむをもて宗とす。是を天下の判といふ<sup>1</sup>

である。ここでは「理非明白」を旨とする奉行の判に、事案の実情に即して一定の政治的配慮を加味する天下の判が対置されている。前者を司法的と言うならば、後者はより行政的である。そして、理非に即して紛争当事者いずれかの利益を一方的に実現させる裁許に対し、双方それぞれの譲歩によって解決に到達する内済という方法は後者に近い。裁許は当事者の意思に関わりなく強制されるものだが、内済は、それに辿りつく過程にたとえ何等かの強制力が働いたとしても、ともかくも当事者双方が納得し承認したという形をとる点で裁許よりは後弊が少ないと考えられていた。その上、裁許に比してより自発的な履行を期待するという利点もある。裁判官の任務は裁許による訴訟事案の一旦の解決よりは、むしろ双方の互譲に基づく内済によって破綻を来した当事者間の人間関係を修復すること

<sup>1</sup>『大猷院殿御実紀』付録巻二（黒板ほか1964b：710頁）。

にあったのである<sup>2</sup>。

水論訴訟が法的紛争よりも政治的紛争であった結果、訴訟構造に存在していた正義の阻害要因が温存されることになっていた。これが二つ目の結論である。さらに、訴訟構造の阻害要因が社会構造に存在していた不均衡状態を強化していた。和田氏が指摘したように、本来、「法は経済的・社会的パワー、リソースの分配の差を抑制し均等化する一種のパワーとしての意義を有しているのである。ただし、この法的パワーは常に経済的パワー・社会的パワーの不均衡を是正する役割を果たしているわけではなく、時には全く逆に、これら諸パワーの不均衡状態を固定化する機能をも持ち得る点は看過されてはならない」<sup>3</sup>。

しかし、三つ目の結論は、水論の処理において、近世はけっして不正義な時代ではなかったことである。筑波地区の水論史料を分析してわかったのは、秩序回復のほか、公正さも水論の当事者と関係者に重視され、多くの処理結果に分配的正義が実現された状態であると言える。

四つ目の結論として、戦略運用・制度利用・規範意識が正義の実現を促進していたことを指摘したい。ただし、それぞれの有効性は一様ではなかった。戦略の運用と制度の利用はある程度不正義の結果につながる構造要因を克服できるものの、いつも有効なわけではない。正義を支えるものとして、むしろ規範意識がより大きな役割を果たしていた。水田農業の重要性を認識した領主は、農村水利の建設と管理を重視する姿勢を示し、農村水利秩序の合理化という規範の下で行政的・司法的手段を使って水利問題を取り扱っていた。この姿勢は村落社会にも浸透し、農村との双務的關係が確立され、村々の用水規範の外生的契機となった。一方、村の内部では、小前百姓の成長に見られる均質化の傾向を背景に、村落内部では灌漑用水の平等化を求める意識が形成し、農村用水規範の内生的契機となった。百姓が水論において支配者に対しても恐れずに反抗したことの背後にあったのは、まさに用水の公正さを求める強烈な意識であった。

最後に、四つ目の結論に関連して本論の含意を提示したい。

世界人口の増加とともに、水の需要も急増してきている。水利用による水資源の枯渇や水環境汚染による劣化が深刻になり、利用可能な水資源量の縮小とその配分の減少をきたす。さらに洪水などの災害で社会は病弊し、地政学的位置関係による水資源の囲い込みや水資源管理システムの不備により国際的な水利用の不公平性が生じる。こうして水資源コンフリクトが発生する<sup>4</sup>。水はこれまで、アラブ人とイスラエル人、インド人とバングラデシュ人、アメリカ人とメキシコ人、そしてナイル川流域の全10ヶ国もの間で、政治的な緊張、ときには戦争の原因ともなってきた<sup>5</sup>。国家間の水問題を調整・管理する制度は存在していないわけではない。しかし、先進国・途上国ともに、国内における水に関する条約や

---

<sup>2</sup> 陶山 1991。

<sup>3</sup> 和田 1991 : 175 頁。

<sup>4</sup> 萩原・坂本 2006 : 13-14 頁。

<sup>5</sup> 水資源に起因する国際武力紛争の事例は、萩原・坂本 2006 : 29-37 頁を参照。

法律が国際間の法律よりもずっと強力で有効だと指摘されている<sup>6</sup>。

現代社会では、法律の規定をはじめ、多くの制度が整備されるようになってきた。そして、このよう社会にいる人間は、すべての社会活動がルールの下で行なわれるべきで、またこれらのルールによって守られると信じる。しかし、制度的整備は必ずしも正義を確実に保障できていない。問題は、その制度を必要とする規範意識の欠如である。制度がまだ整っていなかった日本近世の水論処理が逆の形でこの点を示してくれた。「国境という垣根を越えて協力しあうことで、各国における河川周辺の地域グループのあいだで共通利益が発生したり、他の地域の構造にも感心を抱くなど、新しい種類の集合体としての意識が生まれる可能性もある」<sup>7</sup>。この意味において、国際水紛争を解決するには、制度以上に急務とされるべきなのは、まさにわれわれが日本近世の農村で発見した規範意識と言えよう。

---

<sup>6</sup> Beach ほか日本語訳 2003 : 79 頁。

<sup>7</sup> Beach ほか日本語訳 2003 : 79 頁。

# 参考文献

## 地域史料

- 明野町史編さん委員会編（1987）『明野町史資料第13集：明野の水と生活』明野町長
- 茨城県史編さん近世史第2部会編（1971）『茨城県史料：近世社会経済編I』茨城県  
国土地理院編（2006）『いまに残る郷土の文化遺産：つくばの古絵図』日本地図センター
- つくば市教育委員会編（2003）『つくば市史史料集第一編：村明細帳（上）』つくば市教育  
委員会
- つくば市教育委員会編（2004）『つくば市史史料集第二編：村明細帳（下）』つくば市教育  
委員会
- つくば市教育委員会編（2008）『つくば市史史料集第五編：長島尉信』つくば市教育委員会
- つくば市教育委員会編（2009）『つくば市史史料集第六編：太田村御用留（上）』つくば市  
教育委員会
- つくば市教育委員会編（2010）『つくば市史史料集第七編：太田村御用留（中）』つくば市  
教育委員会
- つくば市教育委員会編（2011）『つくば市史史料集第八編：村の年代記』つくば市教育委員  
会
- つくば市教育委員会編（2012）『つくば市史史料集第九編：旗本堀領』つくば市教育委員会
- つくば市教育委員会編（編纂年不明）『つくば市史史料集：太田村御用留（下）』未刊
- 筑波町史編纂委員会編（1978）『筑波町史史料集第一篇：村明細帳』筑波町史編纂委員会
- 筑波町史編纂委員会編（1979）『筑波町史史料集第二篇：筑波と天狗党』筑波町史編纂委員  
会
- 筑波町史編纂委員会編（1980）『筑波町史史料集第三篇：おたまき』筑波町史編纂委員会
- 筑波町史編纂委員会編（1982）『筑波町史史料集第六篇：近世の土地と戸口』筑波町史編纂  
委員会
- 筑波町史編纂委員会編（1985）『筑波町史史料集第九篇：水利・入会』筑波町史編纂委員会
- 筑波町史編纂委員会編（1988）『筑波町史史料集第十一篇：近世の社会・政治編』筑波町史  
編纂委員会
- 土浦市史編纂委員会編（1969）『土浦市史編集資料（第6篇）』土浦市教育委員会
- 土浦市史編纂委員会編（1970）『土浦市史編集資料（第9篇）』土浦市教育委員会
- 土浦市史編纂委員会編（1972a）『土浦市史編集資料（第17篇）』土浦市教育委員会
- 土浦市史編纂委員会編（1972b）『土浦市史編集資料（第19篇）』土浦市教育委員会

## その他の史料・資料

- 朝日新聞社編（1930）『日本経済統計総観』朝日新聞社  
石井良助校訂（1959）『徳川禁令考（後集第一）』創文社  
石井良助・服藤弘司編（1994）『幕末御触書集成（第五巻）』岩波書店  
石井進ほか校注（1972）『中世政治社会思想（上）』岩波書店  
井上光貞ほか校注（1976）『律令』岩波書店  
小野武夫編（1958a）『近世地方経済史料（第1巻）』吉川弘文館  
小野武夫編（1958b）『近世地方経済史料（第2巻）』吉川弘文館  
京都大学日本法史研究会（1973）『近世法制史料集（第1巻）』創文社  
宮内庁書陵部編（1971）『図書寮叢刊：晴富宿禰記』宮内庁書陵部  
黒板勝美・国史大系編修会編（1964a）『新訂増補国史大系（第三十二巻）：吾妻鏡（前篇）』  
吉川弘文館  
黒板勝美・国史大系編修会編（1964b）『新訂増補国史大系（第四十巻）：徳川実紀（第三篇）』  
吉川弘文館  
坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋校注（1967）『日本書紀（上）』岩波書店  
滝本誠一編（1929）『日本経済大典（第21巻）』啓明社  
日本経済叢書刊行会編（1914）『日本経済叢書（巻一）』日本経済叢書刊行会  
日本地図センター（1996）『地図で見るつくば市の変遷』日本地図センター  
水谷智洋編（2009）『羅和辞典（改訂版）』研究社

## 著書・論文（日本語）

- Galanter, Marc (2000) 「アメリカたばこ訴訟の展開」 棚瀬孝雄編『たばこ訴訟の法社会学：  
現代の法と裁判の解説に向けて』世界思想社  
Llompарт, José (2006) 『正義の感覚・理論・実現：法律は正義を実現しているか』成文堂  
明野町史編さん委員会編（1985）『明野町史』明野町  
雨谷昭（1993）『常陸史の研究』個人出版  
井ヶ田良治（1992）「戦国末期の水論裁判：三好長慶の裁許状」 杉山晴康編『裁判と法の歴  
史的展開』敬文堂  
石井良助（1979）『民法典の編纂』創文社  
石川豊（1991）『中世常総名家譜（上巻）』暁印書館  
石田裕子（2003）「幕末期の地域争論と大庄屋：嘉永五年汗入郡福尾村・国信村水論を事例  
に」『鳥取地域史研究』5号  
石橋充・関口友紀（2002）『つくば市内重要遺跡：平成13年度試掘・確認調査報告』つく  
ば市教育委員会

- 石橋充・広瀬季一郎（2003）『つくば市内重要遺跡：平成14年度試掘・確認調査報告』つくば市教育委員会
- 石村善助（1972）「決定者の私的取引」川島武宜編『紛争解決と法1』岩波書店
- 石母田正・佐藤進一編（1960）『中世の法と国家』東京大学出版会
- 伊藤雅貞（1966）「農業水利に係る紛争の実態と水利調整のあり方について」『水利科学』48号
- 糸賀茂男（1980）「筑波地方の『水利慣行』」『近世史研究』（立正大学）13号
- 稲葉継陽（2009）『日本近世社会形成史論：戦国時代論の射程』校倉書房
- 稲葉継陽（2010）「近世化論の可能性」藤木久志監修『紛争史の現在：日本とヨーロッパ』高志書院
- 井上攻（2003）『由緒書と近世の村社会』大河書房
- 今井林太郎・八木哲治（1955）『封建社会の農村構造』有斐閣
- 上杉允彦（1969）「近世用水争論と村機能」『経済史学』（早稲田大学経済史学会）13号
- 上杉勇司・小林綾子・仲本千津編（2010）『ワークショップで学ぶ紛争解決と平和構築』明石書店
- 王翔（2013）「近世水論訴訟における戦略と影響要因：筑波地区を事例に」『筑波法政』54号
- 大竹秀男（1951）「近世水利訴訟における『内済』の原則」『法制史研究』1号
- 太田勝造・岡田幸宏（2003）「紛争に対する態度の日米中3カ国比較」河合隼雄・加藤雅信編『人間の心と法』有斐閣
- 大塚英二（1989）「水利秩序の変容と地域・村落間格差：近世後期の遠州地方の用水相論を通して」『地方史静岡』17号
- 大西香世（2008）「国際河川のガバナンス（2）アジア：メコン川流域をめぐる紛争と交渉」蔵治光一郎編『水をめぐるガバナンス：日本、アジア、中東、ヨーロッパの現場から』東信堂
- 岡谷繁実（1981）『徳川名君名臣言行録』新人物往来社
- 小谷朋弘（2000）「法化論」鈴木広監修『理論社会学の現在』ミネルヴァ書房
- 貝塚和実（1997）「近世後期の地域社会の形成と領主の動向：利根川中流域の水論を中心に」『地方史研究』265号
- 笠間市史編さん委員会編（1993）『笠間市史（上巻）』笠間市
- 笠松宏至編（1992）『中世を考える：法と訴訟』吉川弘文館
- 榎村志郎（2007）『法動態学叢書』刊行のことば 榎村志郎編『規範と交渉』法律文化社
- 勝俣鎮夫（1979）『戦国法成立史論』東京大学出版会
- 川島武宜（1972）「紛争解決と法的制御：法的制御の紛争モデル」川島武宜編『紛争解決と法1』岩波書店
- 川島武宜（1982）『川島武宜著作集（第四巻）』岩波書店

- 川島孝（1974）「近世用水争論の研究：河内国新大和川筋太田樋組の事例」『ヒストリア』65号
- 川村優（1969）「旗本の知行所条目制定について：いわゆる地頭法の問題（一）」『地方史研究』102号
- 川村優（1970）「旗本の知行所条目制定について：いわゆる地頭法の問題（二）」『地方史研究』105号
- 菊地勇次郎（1967）「常陸の時宗」『茨城県史研究』7号
- 喜多村俊夫（1950）『日本灌漑水利慣行の史的的研究（総論篇）』岩波書店
- 喜多村俊夫（1973）『日本灌漑水利慣行の史的的研究（各論篇）』岩波書店
- 木村茂光編（2010）『日本農業史』吉川弘文館
- 木村繁（1985）『筑波山（3刊）』筑波書林
- 莖田佳寿子（1987）「内済と公事宿」朝尾直弘ほか編『日本の社会史（第五卷）：裁判と規範』岩波書店
- 莖田佳寿子（1989）「公事宿から代言人へ」『日本歴史』491号、1-18頁
- 草野芳郎（1995）『和解技術論』信山社
- 蔵持重裕編（2009）『中世の紛争と地域社会』岩田書院
- 栗本英世（2005）「紛争と権力：現代アフリカ」山内進ほか編『暴力：比較文明史的考察』東京大学出版会
- 久留島浩（1995）「村が『由緒』を語る時」久留島浩・吉田伸之編『近世の社会集団：由緒と言説』山川出版社
- 桑原尚子（2003）「マレーシアにおけるムスリムの家事紛争解決過程：合意形成における言説分析を中心として」小林昌之・今泉慎也編『アジア諸国の紛争処理制度』アジア経済研究所
- 河野恵一（2005）「自力救済とその規制：喧嘩両成敗法」山内進ほか編『暴力：比較文明史的考察』東京大学出版会
- 小島武司（1980a）「当事者の対等化としての組織と救済」『判例タイムズ』421号
- 小島武司（1980b）「裁判所の役割の実質と形式：合意に寄生する判決と裁断・調整結合条項と」『判例タイムズ』423号、39-41頁
- 小島武司（1989）『調停と法：代替的紛争解決（ADR）の可能性』中央大学出版部
- 小島武司・法交渉学実務研究会編（1991）『法交渉学入門』商事法務研究会
- 小早川欣吾（1957）『近世民事訴訟制度の研究』有斐閣
- 小林一岳（2009）「山野紛争と十四世紀地域社会：山城国禅定寺・曾東荘山野紛争をめぐって」蔵持重裕編『中世の紛争と地域社会』岩田書院
- 小林昌之・今泉慎也（2003）「序論」小林昌之・今泉慎也編『アジア諸国の紛争処理制度』アジア経済研究所
- 小林三衛・小川竹一・片岡直樹（1985）「水利権の現代的課題：農業用水合理化と水利紛争」

- 『法社会学』37号
- 古文書研究会報告者グループ（1981）「旗本家政の展開と割元：旗本井上氏を事例として」
- 『近世史研究』14号
- 小山弘志編（1990）『能・狂言Ⅶ：狂言鑑賞案内』岩波書店
- 齊藤茂（1970）「近世村落の成立と展開：土浦藩領常陸国太田村について」『地方史研究』107号
- 齊藤茂（1998）「天保期の旗本領：常陸国筑波郡旗本本多領の場合」『茨城県史研究』81号
- 佐伯隆博（1977）「近世封建制下における水論の様相：西江州安曇川流域の村落間水論にみる共同体・その規制についての素描」『龍谷史壇』72号
- 酒井紀美（1999）『日本中世の在地社会』吉川弘文館
- 佐藤章夫（2010）『農業水利と国家・ムラ』農林統計出版
- 佐藤政良・河野賢・QUNVICHIT Tassanee・石井敦（2007）「農民参加型水管理の原理と実現方策」『水土の知』75巻7号
- 産業能率大学総合研究所交渉研究プロジェクト編（2011）『交渉のデザインと実践スキル：合理的な結論を得るためのシナリオとは』産業能率大学出版部
- 清水克行（2006）『喧嘩両成敗の誕生』講談社
- 清水克行（2010）「日本中世の紛争史研究の現在」藤木久志監修『紛争史の現在：日本とヨーロッパ』高志書院
- 白川部達夫（1978）「幕末維新期の村方騒動と主導層：『小賢しき』者について」地方史研究協議会編『茨城県の思想・文化の歴史的基盤』雄山閣
- 白川部達夫（1990）「元禄期の山野争論と村」『徳川林政史研究所研究紀要』24号
- 進士慶幹校注（1986a）『旧事諮問録：江戸幕府役人の証言（上）』岩波書店
- 進士慶幹校注（1986b）『旧事諮問録：江戸幕府役人の証言（下）』岩波書店
- 新見吉治（1967）『旗本』吉川弘文館
- 杉野勇（2010）「紛争へと発展させる要因は何か：相手方との接触と問題類型を中心に」松村良之・村山眞維編『法意識と紛争行動』東京大学出版会
- 杉山晴康（1980）『日本法史概論』成文堂
- 鈴木邑江（1968）「旗本井上氏領における支配と村政の一考察：茨城県筑波郡神郡村を中心に」『立正史学』32号
- 鈴木壽（1962）「徳川幕臣団の知行形態」『史学雑誌』71編2号
- 鈴木壽（1966）「江戸時代の賄賂の現物」『日本歴史』217号
- 鈴木壽（1969）「旗本家法について：史料館所蔵播州池田家文書による調査」『史料館研究紀要』2号
- 鈴木壽（1973）「天領の代官支配について」豊田武教授還暦記念会編『日本近世史の地方的展開』吉川弘文館
- 陶山宗幸（1991）「江戸幕府の刑事内済：傷害罪の検討を中心として」『法制史研究』41号

- 関山直太郎（1959）『日本の人口』至文堂
- 瀬田勝哉（1987）「神判と検断」朝尾直弘ほか編『裁判と規範』岩波書店
- 高島緑雄（1976）「近世的用水秩序の形成過程：近江伊香郡・浅井郡用水の研究」『駿台史学』39号
- 高橋敏（1996）『江戸の訴訟：御宿村一件顛末』岩波書店
- 高橋眞（2002）『日本の法意識論再考：時代と法の背景を読む』ミネルヴァ書房
- 高牧實（1970）「中世末・近世初期における用水管理の様相：美濃国真桑更地用水の事例を中心に」『徳川林政史研究所研究紀要』昭和四十四年度
- 高谷重夫（1982）『雨乞習俗の研究』法政大学出版社
- 瀧川政次郎（1984）『公事師・公事宿の研究』赤坂書院
- 龍野四郎（1983）「農業水利慣行の基本的性格」新井信男編『水利制度論』農山漁村文化協会
- 田島正廣（2009）「水田用水における『番水』の理論と現実」田島正廣編『世界の統合的水資源管理』みらい
- 田中詳友（1976）「旗本井上氏の地方支配について」『近世史研究』7号
- 棚瀬孝雄（1972a）「紛争解決過程の理論枠組」川島武宜編『紛争解決と法 1』岩波書店
- 棚瀬孝雄（1972b）「裁判をめぐるインフレンス活動」川島武宜編『紛争解決と法 1』岩波書店
- 棚瀬孝雄（1972c）「準裁判過程の基礎理論」川島武宜編『紛争解決と法 2』岩波書店
- 谷口眞子（2005）『近世社会と法規範：名誉・身分・実力行使』吉川弘文館
- 玉城哲（1984）「日本農業の近代化過程における水利の役割」玉城哲ほか編『水利の社会構造』国際連合大学
- 千葉正士（1980）『法と紛争』三省堂
- 塚本学（1984）「用水普請」永原慶二・山口啓二編『日本技術の社会史（第6巻）：土木』日本評論社
- 塚本学編（1992）『日本の近世（第8巻）：村の生活文化』中央公論社
- 筑波町史編纂委員会（1983）『中世城郭遺構調査中間報告書：城山』筑波町史編纂委員会
- 筑波町史編纂専門委員会編（1989）『筑波町史（上巻）』つくば市
- 辻田啓志（1978）『水争い：河川は誰のものか』講談社
- 土浦市史編さん委員会編（1975）『土浦市史』土浦市史刊行会
- 通山昭治（2000）『現代中国司法「制度」史研究：1957年～1959年』明石書店
- 鳥塚恵和男（1952）「江戸時代関東一農村における土地所有と農業経営形態の変遷」『農業経済研究』24巻2号
- 永井威三郎（1963）『米の歴史（二版）』至文堂
- 中瀬勝太郎（1989）『江戸時代の賄賂秘史』築地書館
- 中田薫（1943）『法制史論集（第三巻）：債権法及雑著』岩波書店

- 仲田安夫（1985）『筑波町の昔ばなし（下）』筑波書林
- 永田恵十郎（1971）『日本農業の水利構造』岩波書店
- 名嘉憲夫（2002）『紛争解決のモードとは何か：協働的問題解決へむけて』世界思想社
- 中村吉治（1976）『中世農業史論』山川出版社
- 中山幹康（2008）「水のローカル・ガバナンスとグローバル・ガバナンス」蔵治光一郎編『水をめぐるガバナンス：日本、アジア、中東、ヨーロッパの現場から』東信堂
- 西崎正（1927a）「徳川時代に於ける農業水利の権利関係（一）」『国家学会雑誌』41巻2号
- 西崎正（1927b）「徳川時代に於ける農業水利の権利関係（二）」『国家学会雑誌』41巻3号
- 西崎正（1927c）「徳川時代に於ける農業水利の権利関係（三）」『国家学会雑誌』41巻4号
- 新田一郎（2004）『中世に国家はあったか』山川出版社
- 日本文化会議編（1982）『現代日本人の法意識』第一法規出版
- 萩原良巳・坂本麻衣子（2006）『コンフリクトマネジメント：水資源の社会的リスク』勁草書房
- 長谷川晃（2001）『公正の法哲学』信山社
- 長谷川裕子（2009）「湖西の村の『生存史』：鶴川をめぐる小松・打下の三百年闘争」蔵持重裕編『中世の紛争と地域社会』岩田書院
- 畑中誠治（1970）「危機の深化と諸階層の対応」歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本史（第4巻）：幕藩制社会』東京大学出版会
- 服部良久（2010）「比較紛争史研究に期すること」藤木久志監修『紛争史の現在：日本とヨーロッパ』高志書院
- 浜島書店編集部編（2003）『新詳日本史』浜島書店
- 原田尚彦（1983）「行政と紛争解決」『基本法学8：紛争』岩波書店
- 服藤弘司（1980）『幕藩体制国家の法と権力Ⅰ：幕府法と藩法』創文社
- 久野俊彦（2004）『『由来』『由緒』と偽文書』久野俊彦・時枝務編『偽文書学入門』柏書房
- 廣田尚久（1988）『弁護士の外科的紛争解決法』自由国民社
- 廣田尚久（1990）『和解と正義：民事紛争解決の道しるべ』自由国民社
- 廣田尚久（1999）『紛争解決の最先端』信山社
- 廣田尚久（2006）『紛争解決学（新版増補）』信山社
- 福井康太（2003）『『秩序』としての紛争』ホセ・ヨンパルトほか編『自由と正義の法理念』成文堂
- 福島雅蔵（1963）「近世後期南河内における水論の展開：水元村の形成過程を中心として」『研究論集』（関西外国語短期大学）8号
- 藤木久志（1985）『豊臣平和令と戦国社会』東京大学出版会
- 藤木久志（1987）『戦国の作法：村の紛争解決』平凡社
- 藤木久志（1997）『村と領主の戦国世界』東京大学出版会
- 藤木久志（2005）『刀狩り：武器を封印した民衆』岩波書店

- 藤木久志監修（2010）『紛争史の現在：日本とヨーロッパ』高志書院
- 藤田覚（2012）『田沼時代』吉川弘文館
- 藤田久一（1992）「国際紛争処理のメカニズム：『動的』紛争をめぐる議論と国際裁判」紛争処理研究班編『紛争処理のメカニズム』関西大学経済・政治研究所
- 古島敏雄（1941）『日本封建農業史』四海書房
- 古島敏雄（1963）「商品流通の発展と領主経済」『岩波講座日本歴史 12（近世 4）』岩波書店
- 寶月圭吾（1943）『中世灌漑史の研究』畝傍書房
- 堀内義隆（1970）「奈良盆地における水利集団の分布と水利秩序について」『地理学評論』43 卷 3 号
- 堀内義隆（1983）『奈良盆地の灌漑水利と農村構造』奈良文化女子短期大学附属奈良文化研究所
- 真壁町歴史民俗資料館編（2002）『江戸時代の真壁』真壁町歴史民俗資料館
- 松浦正浩（2010）『実践！交渉学：いかに合意形成を図るか』筑摩書房
- 松下輝雄（1987）「社会主義体制における『裁判の独立』：ソ連と中国の司法力学」社会主義法研究会編『社会主義と司法』法律文化社
- 松村良之・村山眞維編（2010）『法意識と紛争行動』東京大学出版会
- 水林彪（1983）「近世的秩序と規範意識」相良亨ほか編『秩序』東京大学出版会
- 南和男（1967）「江戸の公事宿（上）」『國學院雑誌』68 卷 1 号
- 村上史朗（2007）「公正感と社会的規範」山本顯治編『紛争と対話』法律文化社
- 元杉昭男（2003）「農業水利紛争へのゲーム理論の適用に関する考察」『農業土木学会論文集』227 号
- 森實（1989）「現代水利紛争の諸類型と紛争調整方式」『社会労働研究』35 卷 3・4 合併号
- 安田正鷹（1936）『水利権』松山房
- 山口繁（2003）『新井白石と裁判：日本の司法のアイデンティティを求めて』西神田編集室
- 山崎吉雄（1967）「封建制下における水利紛争の一類型：分水慣行の形成によせて」『山形史学研究』5・6 合併号
- 山田美和（2003）「シンガポールの調停制度：‘Singapore Courts Mediation Model’を中心に」小林昌之・今泉慎也編『アジア諸国の紛争処理制度』アジア経済研究所
- 山本英二（1993）「論所裁許の数量的考察」『徳川林政史研究所研究紀要』平成四年度
- 山本英二（2010）「日本中近世史における由緒論の総括と展望」歴史学研究会編『由緒の比較史』青木書店
- 有限会社日考研茨城・つくば市教育委員会（2009）『多気城跡本発掘調査現地説明会資料』
- 好並隆司（1984）「和泉国惣ノ池の用水争論：享保十四年訴訟を中心として」『岡山大学文学部紀要』5 号
- 立正大学古文書研究会（1979）『近世村落と「組」組織：土浦藩領大形村の事例を中心に』

## 私版

- 六本佳平（1971）『民事紛争の法的解決』岩波書店
- 六本佳平（1973）『『生ける法』と法的過程』川島武宜編『社会と法 1』岩波書店
- 六本佳平（1997）「日本の法社会学における紛争処理研究の展開」『法社会学』49号
- 渡辺京二（2011）『日本近世の起源：戦国乱世から徳川の平和へ』洋泉社
- 渡辺実（1964）『日本食生活史』吉川弘文館
- 渡邊洋三・尾島覺治（1951）「用水争議について：個人相互の水争いの実態」『法社会学』1号
- 渡邊洋三・金沢良雄（1961）「農業水利制度と水利法制」農業水利問題研究会編『農業水利秩序の研究』御茶の水書房
- 渡邊洋三（1963）『農業水利権の研究（増補版）』東京大学出版会
- 渡邊洋三（1972）「一般行政庁による決定の性質とその機能」川島武宜編『紛争解決と法 2』岩波書店
- 和田仁孝（1991）『民事紛争交渉過程論』信山社
- 和田仁孝（1994）『民事紛争処理論』信山社
- 和田仁孝（2003）「アジアにおける紛争処理研究の課題と展望」小林昌之・今泉慎也編『アジア諸国の紛争処理制度』アジア経済研究所
- 和辻哲郎（1935）『風土』岩波書店

## 欧文

- Aubert, Vihelm. 1963. *Competition and Dissensus : Two Types of Conflict and of Conflict Resolution*. The Journal of Conflict Resolution, 7(1) : 26-42.
- Beach, Heather L, Jesse Hamner, J. Joseph Hewitt, Edy Kaufman, Anja Kurki, Joe A. Oppenheimer, Aaron T. Wolf, 2000, *Transboundary Freshwater Dispute Resolution : Theory, Practice, and Annotated References*, United Nations University Press. 池座剛・寺村ミシエル訳 2003『国際水紛争事典：流域別データ分析と解決策』アサヒビール・清水弘文堂書房
- Cappelletti, Mauro & Bryant Garth. 1978. *Access to Justice : The Newest Wave in the Worldwide Movement to Make Rights Effective*. Buffalo Law Review, 27(2) : 181-292.  
(小島武司訳 1981『正義へのアクセス：権利実効化のための法政策と司法改革』有斐閣)
- Fisher, Roger & William Ury. 1981. *Getting to Yes*. Houghton Mifflin Company. (金山宣夫ほか訳 1990『ハーバード流交渉術』三笠書房)
- Galanter, Marc. 1974. *Why the "Haves" Come Out Ahead : Speculation on the Limits of Legal Change*. 9 Law & Society Review.
- Kelsen, Hans. 1957. *What is Justice? Justice, Law and Politics in the Mirror of Science*. University of California Press. (宮崎繁樹ほか選訳 1975『正義とは何か』木鐸社)

- Roberts, Simon. 1979. *Order and Dispute : An Introduction to Legal Anthropology*. St. Martin's Press. (千葉正士監訳 1982 『秩序と紛争：人類学的考察』 西田書店)
- Tyler, Tom R., Robert J. Boeckmann, Herther J. Smith & Yuen J. Huo. 1997. *Social Justice in a Diverse Society*. Westview Press. (大淵憲一ほか監訳 2000 『多元社会における正義と公正』 ブレーン出版)